

公表第6号

地方自治法第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人 黒岩 延峰氏から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により公表します。

令和6年3月29日

久留米市監査委員	山	口	文	刀
久留米市監査委員	樋	口	明	男
久留米市監査委員	佐	藤	晶	二
久留米市監査委員	石	井	俊	一

令和5年度
包括外部監査結果報告書

少子化対策及び子ども・子育て支援に関する
事務の執行について

令和6年2月

久留米市包括外部監査人

黒岩延峰

～ 包括外部監査 目次 ～

第1章	包括外部監査の概要	
1.	包括外部監査の種類	1
2.	選定した特定の事件	1
3.	特定の事件を選定した理由	1
4.	包括外部監査の対象期間	1
5.	包括外部監査の方法	2
6.	包括外部監査の実施期間	2
7.	包括外部監査人を補助した者	2
8.	利害関係	3
第2章	子ども未来部の概要	
1.	久留米市の人口動向について	4
2.	子ども未来部の組織及分掌事務	7
3.	子ども未来部の職員数	9
4.	令和4年度予算 子ども未来部基本方針	10
5.	令和4年度の決算の概要	11
6.	子ども未来部市単費事業の状況	21
第3章	監査結果総括	
1.	監査結果の共通の意見	22
	(意見1) 市の関与方法の変化	22
	(意見2) 単費（一般財源100%）事業の有効的活用	22
	(意見3) 学童保育運営事業の関わり方	22
	(意見4) 事業の成果指標・課題意識	22
	(意見5) 子ども子育て応援方針	23
2.	監査結果総括表	24
第4章	各論	
1.	社会福祉	54
I	障害者福祉	54
1.	障害児通所支援事業	54
2.	重度身体障害児・者訪問入浴サービス事業	57
3.	障害児・者発達支援事業（心理リハビリテーション事業）	59
4.	身体障害児・者装具の支給（購入・修理）事業	62
5.	重度身体障害児・者日常生活用具給付事業	64
2.	公衆衛生	66

I	健康増進	66
1	小児慢性特定疾病医療給付制度	66
2	小児慢性特定疾病児童等自立支援（ピアカウンセリング）事業	68
3	小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業	71
4	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	75
5	若年者の在宅ターミナルケア支援事業	77
II	医療費助成	79
1	子ども医療費助成制度	79
2	ひとり親家族等医療費助成制度	81
III	医療体制	83
1	小児救急医療事業	83
3.	児童福祉	85
I	総合的なこども対策	85
1	子ども・子育て支援事業計画推進事業	85
2	子育て支援啓発事業	87
3	家庭子ども相談事業	89
II	子育て支援	91
1.	子育て交流プラザ運営事業	91
2.	すくすく子育て21事業	102
3.	ファミリー・サポート・センター事業	108
4.	地域子育て支援センター事業	119
5.	エンゼル支援訪問事業	126
6.	子育て支援交流事業	130
7.	子育て短期支援事業	134
8.	子ども・子育て支援基金運用事業	140
9.	つどいの広場事業	146
10.	児童センター運営事業	154
11.	学童保育所整備・運営事業	163
12.	結婚・妊娠・出産・子育て希望支援事業	177
13.	子ども食堂支援事業	187
III	保育	193
1	保育所の状況	193
2	保育所給食充実事業	202
3	食で育む子どもの未来事業	204
4	災害共済制度	206
5	病児保育事業	209

6	延長保育事業	212
7	私立保育所等一時預かり事業	214
8	医療的ケア児保育支援事業	216
9	私立保育所等運営費助成事業	218
10	私立保育所・認定こども園施設整備事業	220
11	公立保育所施設・備品整備事業	224
12	私立幼稚園助成事業	226
13	就学援助事業	228
14	公立保育所環境整備事業	231
15	保育団体等助成事業	235
16	保育所入所支度金奨励金事業	241
17	届出保育施設助成事業	244
18	産休等代替職員雇用費助成事業	249
19	特別支援保育事業	252
20	保育士・保育所支援センター事業	255
21	待機児童対策事業	257
22	保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業	263
IV	その他児童福祉事業	266
1	児童手当	266
2	特別児童扶養手当	271
3	くるめっ子応援給付金事業	274
4	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	277
5	妊娠出産応援給付金給付事業	280
6	子育て世帯等臨時特別支援事業	282
7	要保護児童対策地域協会事業	285
8	養育環境改善家事援助事業	287
9	支援対象児童等見守り強化事業	289
10	子どもの権利等啓発事業	291
11	ヤングケアラー支援事業	293
12	青少年の非行を生まない社会づくり事業	295
13	若者相談支援事業	299
14	発達支援事業	301
4.	母子・寡婦・父子福祉	308
I	母子・寡婦・父子福祉	308
1	児童扶養手当	308
2	母子生活支援施設事業	313

3	母子保護等の実施	318
4	母子寡婦福祉会助成事業	320
5	母子父子寡婦福祉相談状況	326
6	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	328
7	ひとり親支援事業	334
8	ひとり親サポートセンター事業	341
9	ひとり親家庭等の子どもの育み支援事業	347
10	養育費確保支援事業	352
5.	母子保健	355
I	母子保健	355
1	母子保健事業	355
2	新生児等訪問事業	364
3	乳幼児発達相談診査事業	366
4	生涯を通じた女性の健康支援事業	369
5	未熟児養育医療給付事業	372
6	育成医療給付事業	374
7	特定不妊治療費助成事業	376
8	子育て世代包括支援事業	379
9	妊産婦総合支援事業	382

第1章 包括外部監査の概要

1. 包括外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく監査

2. 選定した特定の事件

少子化対策及び子ども・子育て支援に関する事務の執行について

3. 特定の事件を選定した理由

久留米市の年齢別人口は団塊の世代、第2次ベビーブーマー世代が4千人台と多く、0歳～14歳の年少の年齢人口は2千人台～3千人台と大幅に減少し、2021年の合計特殊出生率は1.44（全国は1.30）まで減少し、少子・高齢化が進行している。このことは全国的に見ても同様である。

このような中、国は少子化対策を緊急・重要課題として、少子化社会対策大綱（2020年5月）を設け各種対策を実施し、子ども・子育て関連3法（2012年8月）に基づく、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める子ども・子育て支援新制度を推進している。さらに、今年岸田総理大臣も年頭に置いて、「異次元の少子化対策」を宣言し、「骨太方針2023」に具体策が盛り込まれる予定である。

久留米市においても、子どもの笑顔があふれるまち、お互いのやさしさと思いやりの見えるまちを目指し、2013年10月に「久留米市子ども・子育て会議」を設置し、2015年に「くるめ子どもの笑顔プラン」を、2020年に「第2期くるめ子どもの笑顔プラン」を策定し、子ども・子育て支援施策に総合的・計画的に取り組んでいるところである。

このような状況において、少子化対策及び子ども・子育て支援に関する事務の執行について有効性や効率性等の観点から適切な運営が行なわれているか等を検討する意義は大きいと判断し、特定の事件として選定した。

4. 包括外部監査の対象期間

令和4年度及び必要に応じ遡及する年度

5. 包括外部監査の方法

(1) 主な監査要点

- ① 事務の執行の合規性
事務及び市の規程等が、関係法令等に準拠しているか。
- ② 事務の経済性・効率性・有効性
事務が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

(2) 実施した主な監査手続

- ① 事業内容の概要を把握するための担当者へのヒアリングをした。
- ② 事業に関する関係法令や条例等を把握し、これらに準拠した処理が行われているかを検討した。
- ③ 各事業の予算額、決算額の推移をとり、著しい増加・減少があれば、その原因を調査し合理性を確認した。
- ④ 補助金や交付金、委託料等の算定が適切に行われているかを検討した。
- ⑤ 委託や指定管理に関し契約内容が適切か確かめるとともに、委託料や指定管理料が適切に算定されているかを確認した。
- ⑥ 支出についてサンプリングより関連法令や条例等に従って適切に処理されているかを確認した。
- ⑦ 成果指標が適切に設定され、実績と比較されているか、また、目標と実績の差異の原因分析が行われ PDCA サイクルをとおして次期の計画に反映されているかを検討した。
- ⑧ 成果指標と実績との比較をとおして事業が有効であり、必要なものであるかを検討した。
- ⑨ 施設を有する事業においては固定資産の管理、物品の管理が適切に行われているかを確認した。

6. 包括外部監査の実施期間

令和5年6月6日から令和6年2月29日

7. 包括外部監査人を補助した者

松尾 英二 (公認会計士)
黒岩 延時 (公認会計士)
江上 英介 (公認会計士)
川野 武志 (公認会計士)
岡本 杏野 (公認会計士)

吉松 枝理子（公認会計士）

津村 哲生（弁護士）

神原 奈津子（弁護士）

8. 利害関係

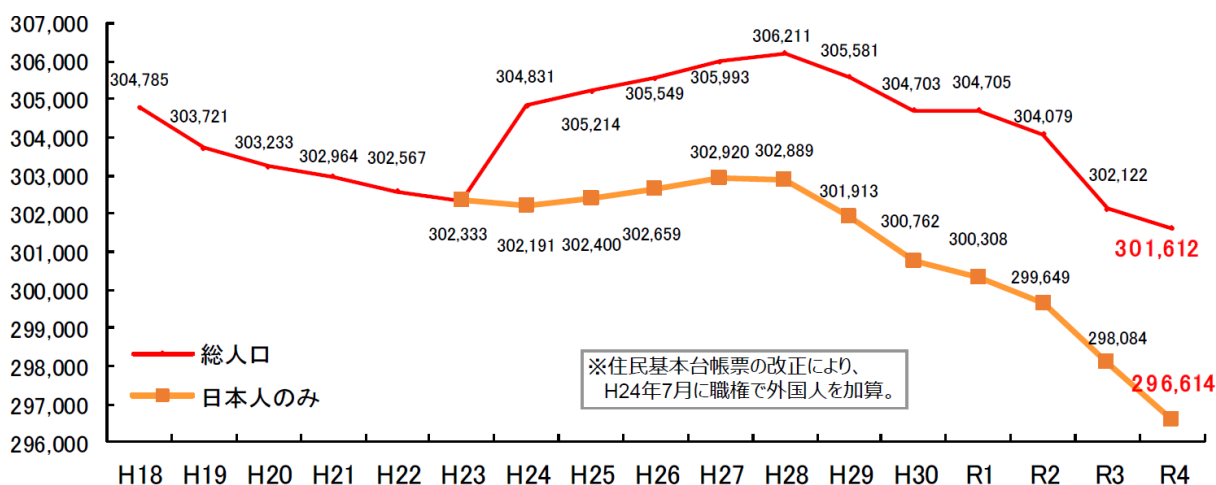
地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 保健福祉事業の概要

1 久留米市の人口動向について（令和4年度）

I 年度別の推移（住民基本台帳人口：年度末）

- 令和4年度末の人口は、死亡数が大幅に増加した一方で、入国制限解除によって外国人流入数が増加するなどの特徴的な動きを受けて、前年度比510人減少の301,612人。



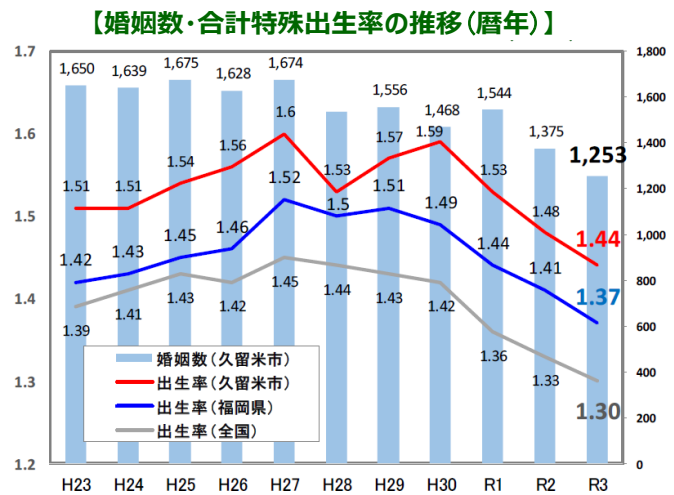
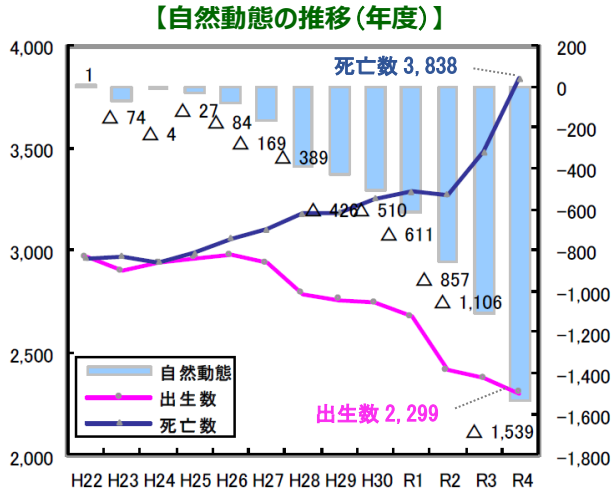
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
人口	303,721	303,233	302,964	302,567	302,333	304,831	305,214	305,549
増減	△1,064	△488	△269	△397	△234	2,498	383	335

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
人口	305,993	306,211	305,581	304,703	304,705	304,079	302,122	301,612
増減	444	218	△630	△878	2	△626	△1,957	△510

II 自然動態の推移（住民基本台帳人口：年度末）

- 令和4年度の出生数は前年度比74人減の2,299人、死亡数は前年度比359人増の3,838人で自然動態のマイナス幅は1,539人と拡大。
- 出生数は平成27年度以降8年連続で減少。婚姻数は令和元年から2年連続の減少。
- 令和3年の合計特殊出生率は、国・県と同様に減少し、前年比0.04ポイント減の1.44。
- 令和3年度から死亡数が急増しており、令和4年度は更に拡大。

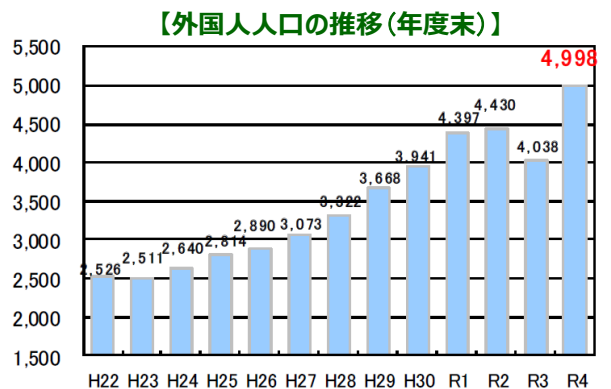
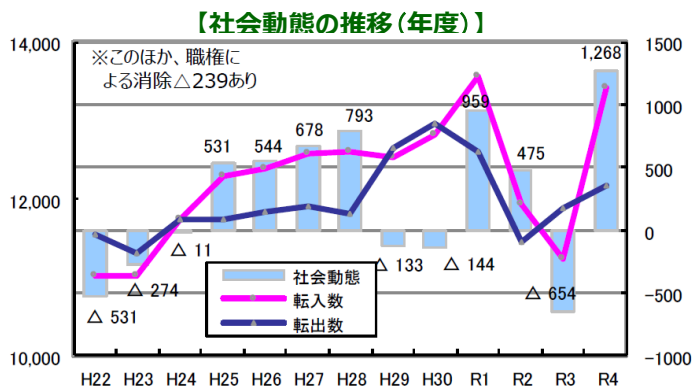
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
出生数	2,898	2,937	2,960	2,974	2,934	2,788	2,756	2,742	2,676	2,412	2,373	2,299
死亡数	2,972	2,941	2,987	3,058	3,103	3,177	3,182	3,252	3,287	3,269	3,479	3,838
自然動態	△74	△4	△27	△84	△169	△389	△426	△510	△611	△857	△1,106	△1,539



Ⅲ 社会動態の推移(住民基本台帳人口:年度末)

- ・令和4年度の転入数は前年度比2,205人増の13,429人、転出数は前年度比283人増の12,161人で、1,268人の転入超過。(令和3年度:654人転出超過)
- ・この内訳は、日本人が61人、外国人が1,207人。(外国人は、社会動態とは別に職権での住民登録抹消等によるマイナスが249人あり。また、年度後半は微減傾向であり、頭打ちの状況。)
- ・移動元・移動先では、県南地域からの転入超過、福岡都市圏への転出超過傾向は継続。
- ・日本人の年代別では、主に20代の若い世代が転出超過。

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
転入数	11,023	11,733	12,277	12,384	12,571	12,611	12,522	12,811	13,571	11,929	11,224	13,429
転出数	11,297	11,744	11,746	11,840	11,893	11,818	12,655	12,955	12,612	11,454	11,878	12,161
社会動態	△274	△11	531	544	678	793	△133	△144	959	475	△654	1,268



<転入超過>

都道府県	転入数	転出数	増減
1 神奈川県	468	274	194
2 長崎県	452	343	109
3 鹿児島県	348	259	89
4 佐賀県	1,027	948	79
5 大分県	446	373	73
6 愛媛県	85	23	62
7 沖縄県	188	145	43
8 山口県	175	133	42
9 広島県	180	153	27
10 香川県	51	36	15

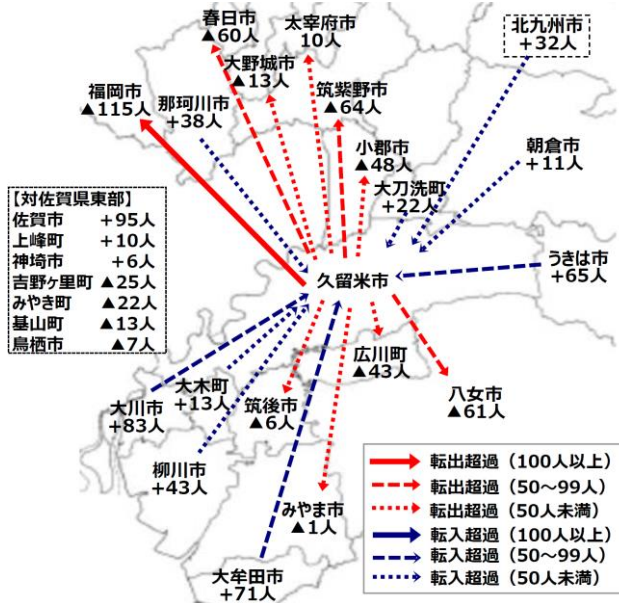
<転出超過>

都道府県	転入数	転出数	増減
1 東京都	449	659	△210
2 福岡県	5,431	5,538	△107
3 熊本県	592	645	△53
4 北海道	113	160	△47
5 大阪府	240	281	△41
6 兵庫県	141	170	△29
7 愛知県	155	182	△27
8 群馬県	16	33	△17
9 栃木県	26	42	△16
10 滋賀県	39	54	△15

<大都市圏別>

都市圏名	転入数	転出数	増減
東京圏 (東京、神奈川、埼玉、千葉)	1,239	1,261	△22
名古屋圏 (愛知、岐阜、三重)	221	237	△16
大阪圏 (大阪、京都、兵庫、奈良)	486	545	△59
三大都市圏計	1,946	2,043	△97
福岡市	1,605	1,720	△115

【周辺市町間の人口移動(令和4年度)】



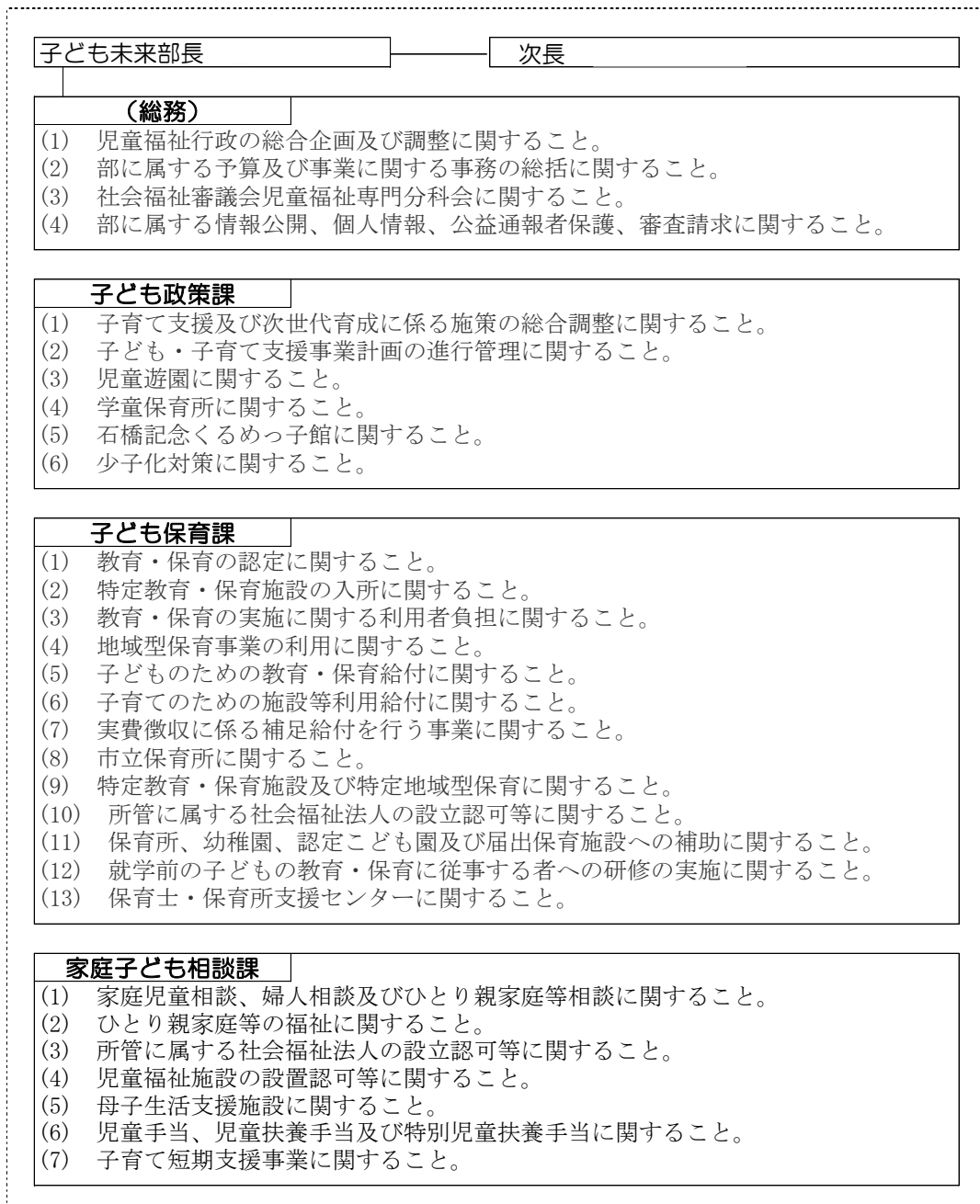
【男女別、5歳階級別(年度)人口移動】

	<男性>				<女性>			
	R2	R3	R4	R4 日本人	R2	R3	R4	R4 日本人
0-4歳	△11	△26	△15	△25	72	△102	5	△3
5-9歳	26	22	△1	△10	△14	△35	30	23
10-14歳	△23	4	22	17	16	20	16	8
15-19歳	65	△6	96	44	47	△30	83	24
20-24歳	△107	△348	164	△95	△84	△97	183	△76
25-29歳	△57	△206	64	△26	△94	△181	110	△76
30-34歳	83	△87	44	△8	21	△52	92	△15
35-39歳	55	△2	26	7	△27	△23	69	31
40-44歳	△17	△17	10	7	17	15	17	9
45-49歳	54	72	50	50	2	27	45	40
50-54歳	43	38	18	18	8	△1	13	13
55-59歳	10	10	9	6	△11	23	10	1
60-64歳	35	23	22	20	△1	23	4	△1
65-69歳	2	9	19	18	3	13	14	12
70歳超	52	44	51	50	67	36	1	△2

2 子ども未来部の組織及分掌事務

子ども未来部の組織及び分掌事務

令和5年4月1日現在



こども子育てサポートセンター

- (1) 母子保健に関する事。
- (2) 未熟児養育医療、身体障害児育成医療、結核児童療育医療に関する事。
- (3) 子ども・子育て等の総合相談に関する事。
- (4) 子育て支援交流事業に関する事。
- (5) 子育て交流プラザに関する事。
- (6) 児童センターに関する事。
- (7) 地域子育て支援センターに関する事。

青少年育成課

- (1) 青少年非行の未然防止並びに非行化の早期発見及び早期指導に関する事。
- (2) シンナー等薬物の乱用の防止に関する事。
- (3) 非行を生まない社会づくりの推進に関する事。
- (4) 若者相談に関する事。
- (5) その他青少年の健全な育成に関する事。

幼児教育研究所

- (1) 幼児等の保育等に関する調査及び研究並びに相談及び指導に関する事。
- (2) 幼児等の発達支援に関する事。
- (3) 幼児保育等の関係者の研修の企画等に関する事。
- (4) 幼稚園及び保育所並びに小学校の連携に関する事。

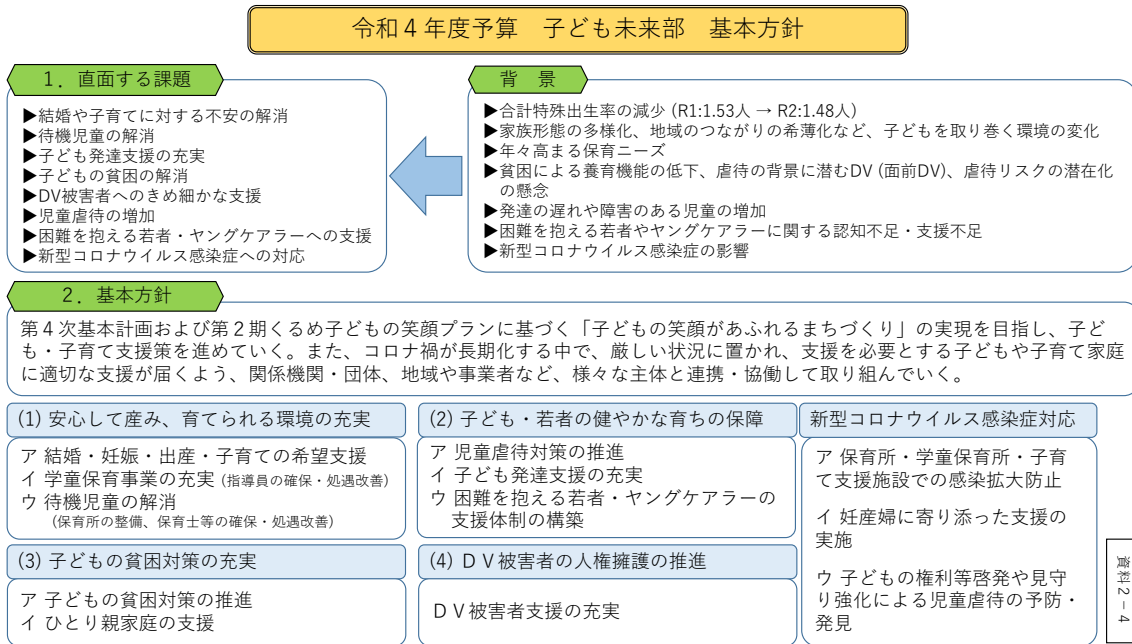
3 子ども未来部の職員数

子ども未来部職員数

(令和5年5月1日現在)

区分 課名	部長級	次長級	課長級			課長補佐級			主査級			一般職				小計	再任用職員	任期付職員	会計年度任用職員	合計		
	一般事務職	一般事務職	一般事務職	教育職	医療職	助産職	一般事務職	保健職	保育職	一般事務職	教育職	保育職	保健職	一般事務職	保育職						栄養職	保健職
合計	1	1	7	1	1	1	10	1	9	8	1	20	6	24	50	3	13	157	15	34	309	515
総務	1	1					1			2				1				6		1	1	8
子ども政策課			1				1							2	1			5		1		6
石橋記念くろめっ子館																					2	2
子ども保育課			2				2			4				9	2	2		21	2	1	2	26
保育園・保育所									9			11			43			63	7		239	309
家庭子ども相談課			2				4					2		7	1		1	17		9	7	33
松柏園 (母子生活支援施設)																					6	6
こども子育てサポートセンター			1			1	1	1		2			6	4	1	1	12	30	1	17	7	55
子育て交流プラザ																			1		1	2
子育て支援センター											7				1			8	2		29	39
青少年育成課			1				1							1				3		2	10	15
幼児教育研究所				1	1						1				1			4	2	3	5	14

4 令和4年度予算 子ども未来部基本方針



5 令和4年度の決算の概要 【抜粋】

3 款 民生費

[1項 社会福祉費]

1目 社会福祉総務費

○DV対策支援事業 4,120 千円

[2項 児童福祉費]

1目 児童福祉総務費

○子育て短期支援事業 1,902 千円

○子ども・子育て支援基金運用事業 3,500 千円

○子育て支援啓発事業 22 千円

○子ども・子育て支援事業計画推進事業 328 千円

○すくすく子育て 21 事業 2,012 千円

○エンゼル支援訪問事業 6,872 千円

○つどいの広場事業 554 千円

○私立保育所等運営費助成事業 241,377 千円

○私立保育所等施設整備事業（翌年度繰越額 186,532 千円） 314,813 千円

〔うち令和3年度繰越事業 178,368 千円〕

・私立保育所施設整備費補助金（1カ所） 178,368 千円

・認定こども園施設整備費補助金（2カ所） 136,445 千円

○延長保育事業 69,535 千円

○病児保育事業 54,747 千円

○私立保育所等一時預かり事業 12,739 千円

○保育所地域活動事業 2,578 千円

○特別支援保育事業 284,652 千円

○保育団体等助成事業 7,700 千円

○保育士・保育所支援センター事業 1,475 千円

保育士及び幼稚園教諭等をめざす学生、既卒者及び潜在保育士等を対象に、市内の保育所や認定こども園への就職を促す説明会を実施した。

・合同就職説明会 1,377 千円

○待機児童対策事業（翌年度繰越額 175 千円） 33,730 千円

・新年度保育士人材確保対策補助金 18,432 千円

・送迎保育ステーション事業 13,811 千円

・保育士奨学金返済支援補助金 1,487 千円

○届出保育施設助成事業 48,349 千円

○医療的ケア児保育支援事業 2,191 千円

江南保育園において医療的ケア児を受け入れるため、医療用パーテーション等の必要な備品を整備した。

・保育施設環境整備 181 千円

○副食費補足給付事業 9,787 千円

○ファミリー・サポート・センター事業 13,748 千円

○食で育む子どもの未来事業 390 千円

○保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業 159,730 千円

新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる教育・保育現場等において、保育士・幼稚園教諭等の収入引き上げを図ることを目的に、収入を3%程度引き上げる処遇改善のための助成を行った。

・保育士等処遇改善臨時特例交付金 159,730 千円

○要保護児童対策地域協議会事業 2,603 千円

○児童虐待対策事業 18,202 千円

継続的な支援が必要な家庭にも関わらず、支援に繋がり難い家庭に対し、育児用品等の配布を行うことで保護者の支援を受け入れやすくし、児童虐待の未然防止を図った。

・子育て支援訪問事業 179 千円

○結婚・妊娠・出産・子育て希望支援事業	915 千円
・子育て便利ブック	416 千円
・ライフデザインセミナー	499 千円
○保育所等給食充実事業	54,531 千円
○子ども発達支援センター機能整備事業	29,184 千円

○子どもの貧困対策推進事業	2,375 千円
<p>子ども食堂の更なる普及を図るため、子ども食堂を試行的に実施する団体への補助を行うとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止に対応するため、補助額の増額を行い、継続的な運営を図った。</p>	
・子ども食堂事業費補助金	2,264 千円

○学童保育所届出施設助成事業（翌年度繰越額 528 千円）	600 千円
-------------------------------	--------

○ヤングケアラー支援事業	1,161 千円
--------------	----------

<p>ヤングケアラーを早期発見・把握し、ヤングケアラーに寄り添った支援に繋げるため、市民向けの講演会を開催した。</p>	
・市民啓発講座の実施	529 千円

○子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	495,448 千円
---------------------	------------

<p>新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食料品の価格高騰等に直面する低所得の子育て世帯の生活を支援するため、特別給付金を支給した。</p>	
・子育て世帯生活支援特別給付金	483,050 千円

○妊娠出産応援給付金給付事業	120,823 千円
----------------	------------

○子育て世帯等臨時特別支援事業	104,601 千円
[うち令和3年度繰越事業 97,459 千円]	

○くるめっ子応援給付金給付事業	552,350 千円
-----------------	------------

<p>新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、食料品の価格高騰等の影響により子育てに必要な支出が増えていることを踏まえ、支出の増加を勘案し、18歳以下の子どもがいる世帯の生活を支援する給付金を支給した。</p>	
・くるめっ子応援給付金	525,590 千円

○出産・子育て応援給付金給付事業（翌年度繰越額 358,900 千円） 96,266 千円

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、ニーズに即した必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」の充実を図るとともに、一体的に経済的支援を行うため、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯に対し、給付金を支給した。

・ 出産・子育て応援給付金 87,050 千円

○保育所等給食支援事業（翌年度繰越額 82,052 千円） 50,583 千円

コロナ禍において食材費等が高騰する状況下でも、これまでどおり栄養バランスや量を保った給食の提供が保護者の負担を増やすことなく行われるよう、保育所等に対して給食費の一部を支援した。

・ 保育所等給食支援事業費補助金 50,583 千円

○保育所等物価高騰対策事業 29,329 千円

コロナ禍において原油価格・物価高騰等の影響を受ける中、保育サービスの質を確保できるよう、保育所等に対し光熱費及び送迎バスの燃料費の上昇分の一部を補助した。

・ 保育所等物価高騰対策事業費補助金 29,329 千円

2目 児童措置費

○児童手当の支給 4,911,735 千円

○子どものための教育・保育給付費 10,210,888 千円

教育・保育給付認定を受けた子どもが通園する保育所、認定こども園、幼稚園、事業所内保育事業所、小規模保育事業所に対して、運営費や給付費などの財政的支援を行った。

・ 保育所運営費 6,995,469千円

・ 施設型給付費 3,040,176千円

・ 地域型保育給付費 175,24千円

○子育て支援施設等利用給付費 483,229 千円

幼児教育・保育の無償化に伴い、施設等利用給付認定を受けた子ども（3～5歳児及び非課税世帯の0～2歳児）が幼稚園預かり保育、届出保育施設、未移行幼稚園等を利用する場合に給付を行った。

・幼稚園預かり保育利用給付費	65,294千円
・認可外保育施設等利用給付費	28,247千円
・未移行幼稚園利用給付費	389,688千円

3目 母子福祉費

○ひとり親支援事業 33,181 千円

○ひとり親サポートセンター事業 2,800 千円

○児童扶養手当の支給 1,590,014 千円

○ひとり親家庭等の子どもの育み支援事業 12,074 千円

○養育費確保支援事業 606 千円

○母子福祉事務費 984 千円

ひとり親家庭等の困りごとを解決するため、児童扶養手当の現況届の提出のために来庁された方が気軽に様々な困りごとを相談できるよう、集中相談会を行った。

・ひとり親家庭集中相談会	725千円
--------------	-------

4目 児童福祉施設費

○子育て交流プラザ事業 53,384 千円

・子育て交流プラザ運営委託	20,691 千円
---------------	-----------

○学童保育所整備事業 3,522 千円

○地域子育て支援センター事業 15,256 千円

○公立保育所環境整備事業 1,705 千円

・松柏保育園園舎外壁改修	1,705 千円
--------------	----------

○公立保育所施設・備品整備事業 2,443 千円

○公立保育所給食調理委託事業 93,701 千円

○学童保育所運営事業 594,675 千円

新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる教育・保育現場等において、学童保育所に勤務する放課後児童支援員等の収入引き上げを図ることを目的に、収入を3%程度引き上げる処遇改善を行った。

・放課後児童支援員等処遇改善 15,190 千円

○児童センター事業 44,056 千円

○総合幼児センター施設整備事業

◇継続費の状況

年 度	計 画 額	執 行 済 額	事 業 繰 越 額
令和4年度	3,649 千円	0 千円	3,649 千円
令和5年度	151,602		
令和6年度	154,445		
合 計	309,696		

○石橋記念くるめっ子館事業 8,959 千円

5目 子ども医療費

○子ども医療費助成 995,358 千円

7目 青少年育成センター費

○不登校児童対策事業 6,293 千円

○青少年健全育成団体等助成 16,211 千円

・校区青少年育成協議会 8,900 千円

・青少年育成市民会議 5,796 千円

・地域子ども安全対策 1,075 千円

○非行を生まない社会づくり事業 5,718 千円

・立ち直り支援対策 5,025 千円

・健全育成・安全確保対策等 693 千円

○若者相談支援事業 241 千円

困難を抱える若者（概ね中学校卒業後から 39 歳まで）が社会生活を円滑に営むことができるように、相談窓口を設け、関係する相談・支援機関や支援団体等と連携して対応した。

・若者相談支援事業 241 千円

4 款 衛 生 費

[1項 保健衛生費]

1 目 保健衛生総務費

○母子健康教育事業 27,300 千円

・産前産後サポート 409 千円

・産後ケア 8,388 千円

○乳幼児等健診事業 327,716 千円

・乳幼児健康診査 65,273 千円

・妊婦健康診査 227,434 千円

・妊婦歯科健康診査 3,095 千円

・産婦健康診査 20,569 千円

○新生児等訪問事業 7,729 千円

○妊産婦総合支援事業 7,299 千円

新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦への寄り添った支援を総合的に実施した。

・不安を抱える妊婦への分娩前のウイルス検査費助成 1,776 千円

・育児等支援サービスの利用料補助金 5,523 千円

○子育て世代包括支援事業 916 千円

○未熟児養育医療給付費 15,050 千円

○育成医療給付費 6,540 千円

○特定不妊治療費等助成事業 29,415 千円

令和4年度から不妊治療（体外受精・顕微授精）が保険適用されたことを受け、経過措置として、年度をまたぐ1回の治療について助成を行うとともに、不育症の方の経済的負担の軽減を図るため、国補助に該当せず、医療保険適用外の検査・治療に要した費用の一部助成を行った。

・特定不妊治療費助成	29,395 千円
・不育症検査費・治療費助成	20 千円

○出産・子育て応援伴走型相談支援事業（翌年度繰越額 270 千円） 1,890 千円

妊娠届時、妊娠8か月時、出産後に面談を行い必要な支援につなぐことや、相談支援体制の充実を図るためのシステム改修を実施した。

・システム改修委託料	1,650 千円
------------	----------

10 款 教育費

[1項 教育総務費]

2目 事務局費

○私立幼稚園助成	14,583 千円
・心身障害児教育費補助	6,337 千円
・運営費等補助	5,741 千円
・研修事業費補助	2,197 千円

[2項 小学校費]

2目 教育振興費

○就学援助費	274,194 千円
--------	------------

[3項 中学校費]

2目 教育振興費

○就学援助費 216,957 千円

[4項 特別支援学校費]

2目 教育振興費

○就学援助費 108 千円

母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

歳入決算額	258,410 千円
歳出決算額	94,613 千円
差引残額	163,797 千円

本事業は、20歳未満の子どもを扶養するひとり親家庭及び寡婦等に母子父子寡婦福祉資金の貸付を行うことにより、経済的な自立支援などを図ることを目的としている。そのため、修学資金や就学支度資金などの貸付を実施し、ひとり親家庭等の生活安定を図ることにより、その子どもの福祉の向上に努めるものである。

歳 入

歳入は、貸付金元利収入 70,651 千円、繰越金 180,086 千円、その他 7,673 千円である。

歳 出

歳出は、貸付金 39,043 千円、貸付事業事務費 1,056 千円、国への償還金 39,343 千円、一般会計繰出金 15,171 千円である。

◇母子父子寡婦福祉資金貸付状況

資 金 区 分	件数	金額 (千円)
事 業 開 始	0	0
事 業 継 続	0	0
修 学	49 (13)	22,698
技 能 習 得	0	0
修 業	1 (1)	400
生 活	18 (16)	4,725
就 学 支 度	30 (30)	11,220
住 宅	0	0
就 職 支 度	0	0
転 宅	0	0
医 療 介 護	0	0
結 婚	0	0
計	98 (60)	39,043

(件数・金額とも新規申込分と継続分の合計。件数の()書きは新規申込分)

6 子ども未来部市単費事業の状況

市の単費（一般財源100%）事業の一覧が下表である。

保育所入所支援金奨励金事業、産休等代替職員雇用費助成事業、結婚・妊娠・出産・子育て希望支援事業（こども子育てサポートセンター）の予算の執行率が低い。

事業名	課名	R3			R4			R5	目的	概要	備考
		予算	決算	実績率	予算	決算	実績率				
1 子ども・子育て支援基金運用事業	子ども政策課	27,838	31,179	112%	3,500	3,500	100%	3,500	子ども・子育て支援基金を設置し、子どもの健やかな育ちを保障し、子ども・子育てを地域において支え合い、安心して生み育てられる環境づくりを進めることを目的とする。	久留米市子ども・子育て支援基金による助成事業（社会福祉協議会の行う地域における子どもの遊び場整備費について1ヶ所あたり40万円を上限に助成）等	児童福祉事業費 附金充当
2 子育て支援啓発事業	子ども政策課	797	793	99%	24	22	92%	24	社会全体で子育て・子育てを支援することの重要性、及び子ども対策に関する取り組みについて、市民意識の喚起・啓発を図る。	フェイスブックによる情報提供、赤ちゃんの駅事業	
3 子ども・子育て支援事業計画推進事業	子ども政策課	373	162	43%	434	328	76%	6,210	久留米市の子ども・子育て支援事業計画である「第2期くまのめ子どもの笑顔プラン」に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の総合的、計画的な推進を図る。	計画の推進にあたって「子ども・子育て会議」で、施策の実施状況やその他必要な事項の調査・審議を行う。また、同会議において、教育・保育施設や、地域型保育事業の利用定員を定める際、計画を変更する際は意見を聴く。	
4 食で育む子どもの未来事業	子ども保育課	661	355	54%	659	390	59%	244	子どもが健やかに成長し、生活にわたって健康に生きる力を育むためには、乳幼児期からの食育が大切であり、家庭はもちろぬ、保育所、幼稚園、地域での食育を実践できるような環境整備を図る。	保護者への食支援 ①食育啓発講座の実施 ②子どもたちに食べさせたい料理の配信	
5 保育所等給食充実事業	子ども保育課	59,343	55,863	94%	58,915	54,531	93%	59,732	給食における安全面・衛生面・栄養面の質を向上させ、子どもの健全な発達及び家庭の負担軽減、地産地消の推進を図る。	市内の全ての認可保育所等で保育認定の3歳以上児に対して温かい主食を提供する。主食は米飯を基本に、パン、麺類等を組み合わせた献立とする。なお、地産地消の観点から、地元産、久留米産を積極的に使用する。	ふるさと久留米応援基金充当
6 保育所入所支援金奨励金事業	子ども保育課	1,195	115	10%	1,195	147	12%	1,195	同和地区で経済的に困難に陥っている世帯の乳幼児の保育所入所を奨励し、もって児童福祉の増進を図る目的を持って奨励する。	支出金 23,000 円 奨励金 12,000 円（利用者負担金(保育料)が上限)	
7 産休等代替職員雇用費助成事業	子ども保育課	4,248	0	0%	1,931	0	0%	1,358	社会福祉施設等の職員が産休又は産後休業期間にわたって職務する休職を必要とする場合にその職員の職務を行わせるための産休等代替職員を臨時に任用することに基づき経費を助成することで、代替職員の任用を促進し、児童等の処遇の正常な実施を確保することを目的とする。	産休等代替職員の経費を助成	
8 特別支援保育事業	子ども保育課	330,616	305,369	92%	306,985	284,652	93%	305,641	養護児保育を充実させるため、民間保育所及び認定こども園に対して必要な経費を助成することにより、養護児の心身の発達及び養護児保育の質の向上を図ることを目的とする。	①加配保育士配置のための補助金 ②職員厚生、処遇充実のための補助金、加配保育士社会保険掛金助成	
9 公立保育所施設・備品整備事業	子ども保育課	2,882	2,204	76%	3,120	2,443	78%	3,527	公立保育所の老朽化した設備、備品の更新を行うことにより、保育環境の整備を図り、もって保育内容の充実・向上を目的とする。	・保育事業用備品購入（保育用品、遊具、電器、楽器、紙、体育用備品、給食調理用備品などの購入） ・保育所設備備品購入（設備備品の購入）	
10 私立幼稚園助成	子ども保育課	21,635	13,094	61%	18,827	14,583	77%	12,212	市内幼稚園、認定こども園を対象に保護者の負担の軽減や教職員の資力の向上、心身障害児教育の振興を図る。	市内に私立幼稚園等を設置する学校法人等に対して運営費補助、研修事業費補助などを行う。	
11 要保護児童対策地域協議会事業	家庭子ども相談課	3,180	2,739	86%	3,180	2,603	82%	3,149	支援対象児童等の早期発見や適切な保護や支援、並びに関係する機関との連携による組織的・効果的な対応を図るため、地域協議会の運営を行う。	代表者会議の開催、実務者会議の開催、個別ケース検討会議の開催 等	
12 母子暮らし支援活動助成事業	家庭子ども相談課	3,120	3,120	100%	3,120	3,120	100%	3,120	市内のひとり親家庭や専業主婦の自立支援及び福祉の向上のために活動を行う団体の活動を助成しその育成を図る。	母子暮らし支援活動助成費等の補助	
13 すくすく子育て21事業	こども子育てサポートセンター	3,700	1,348	36%	4,000	2,012	50%	4,000	地域における子育て支援機能を充実・強化し、子育て支援に関する情報提供・提供を総合的に、子育て中の保護者の育児不安に対応することで、子育て支援事業の充実を図る。	小学校区・地区毎に、主任児童委員や民生委員、地域のボランティアなどで構成する「すくすく子育て委員会」を設置し、校区・地区毎の地域ニーズに応じた子育て支援のための事業を企画・実施する。事業実施や委員の研修などにかかる経費について、実施回数に応じて1校区30万円を限度に助成。	
14 結婚・妊娠・出産・子育て希望支援事業	こども子育てサポートセンター	400	0	0%	400	0	0%	400	主に妊娠前から乳幼児期までの保護者が抱える不安感や負担感を軽減し、互いに支えあう環境づくりを行う。	地域子育て促進事業費補助金（保護者等で組織されたグループが行う交流等にかかる経費に対して助成を行う。子育てに関する相談、情報交換、交流会などの活動、行事や学習会などに要した対象経費の80%について、1団体あたり年間4万円までを補助。）	
15 乳幼児発達相談診査事業	こども子育てサポートセンター	2,175	1,329	61%	2,175	1,625	75%	2,922	障害児には該当しないが、心身の発達が正常範囲になく、又は出生等の状況から心身の正常な発達に関して課題を有しており、将来、精神・運動発達面等において障害を招く恐れのある児童に対し、小児科医師等による発育・発達診断、指導を行い、適切な療育を受けられるよう関係機関と連携を図り、効果的なケアが行えるシステムを確立する。	気になるお子さんの相談、ことばの相談、低出生体重児教室（リトルにこにこ親子教室）、多胎児育児支援教室 等	中核市移譲事務(平成20年度開始)
16 非行を生まぬ社会づくり事業	青少年育成課	7,074	6,711	95%	6,141	5,718	93%	4,493	子どもが健やかに成長し、生活にわたって健康に生きるためには、少年非行の未然防止や子どもたちの安全の確保、さらには非行からの立ち直りへの支援などの青少年問題の解決が重要である。それは、地域全体で子どもを育てることへの理解や協力のもと、地域全体が連携して子どもたちの安全安心を見守っていきけるよう、家庭や地域の意識を高める啓発活動や、地域の安定的な活動を助長するための支援などの体制強化を図る。	子どもたちが健やかに成長し、生活にわたって健康に生きるためには、少年非行の未然防止や子どもたちの安全の確保、さらには非行からの立ち直りへの支援などの青少年問題の解決が重要である。それは、地域全体で子どもを育てることへの理解や協力のもと、地域全体が連携して子どもたちの安全安心を見守っていきけるよう、家庭や地域の意識を高める啓発活動や、地域の安定的な活動を助長するための支援などの体制強化を図る。	R4まで県補助有、R5-市単費事業
17 若者相談支援事業	青少年育成課	-	-	-	566	241	43%	493	若者が抱える問題は複雑化・深刻化する状況の中、従来の個別分野ごとの対応では限界があるため、生活困窮、ネット、ひきこもり等様々な困難を抱える若者のための相談窓口を設け、関係機関・団体等と連携協力しながら、若者が社会生活を円滑に営むことができるよう支援する。	概ね中学校卒業後～39歳までの若者を対象とする相談窓口を設置し、関係機関・団体等と連携協力しながら、適切な支援機関等の紹介、情報提供、マッチング等、一人一人に寄り添った支援を行う。また、相談対応の過程で同じような悩み・困難を抱える者同士との交流の場や仲間づくりのサポート等も行う。	R4新規事業
		469,237	424,381	90%	415,172	375,915	91%	412,220			

第3章 監査結果総括

1. 監査結果の共通の意見

(意見1) 市の関与方法の変化

日本は空前の人手不足社会に突入している。今回の監査対象である子ども・子育て支援事業は人頼みの事業であり、市民ボランティアを前提とするファミリー・サポート・センター事業、多くの支援員を必要とする学童保育所整備・運営事業などで人手不足によりその活動が制限される事業が出始めている。

業務の委託先が人手を確保できないため市の業務を遂行できない、という事態を避けるためには、ボランティアや支援員の募集に市の広報を無償で利用してもらい、事業紹介を市みずから実施するなど、今までの完全委託から委託先と市の協業などへ転換してサービスを提供する市側の取り組み方の変化が求められる時代になっている。市職員のかかわり方の変化に期待する。

(意見2) 単費（一般財源100%）事業の有効的活用

子ども未来部の市単費事業は、令和4年度では375百万円の実績がある。一方で予算をとった事業で年度実績が低い事業は、保育所入所支援金奨励金事業、産休等代替職員雇用費助成事業、結婚・妊娠・出産・子育て希望支援事業（こども子育てサポートセンター）である。この中には実績のない事業もあり、また、非行を生まない社会づくり事業のように利用されていても時代ニーズにマッチしていない事業もあり、このような状況になっている原因分析とともに限られた予算を有効に活用するため、タイムリーにスクラップアンドビルドを行う必要性は高い。

(意見3) 学童保育所運営事業の関わり方

学童保育所運営事業は、久留米市学童保育所連合会へ随意契約で委託することが、久留米市放課後児童健全育成事業実施要綱にて定められているが、本文で記載のとおり、放課後児童支援員（支援員）の増員対応、市への実績報告資料の不備、学童保育利用料収納状況把握などの課題があった。委託事務全般についての適切な精査が必要である。

学童保育は、共働き世帯を支える大切なインフラであることから、久留米市も久留米市学童保育所連合会への関与をより積極的に行い、常日頃から市民ニーズに合ったサービス提供が学童保育連合会を通じて実現できているかを検討し、児童へ安心・安全な環境を整備することに努める必要がある。

(意見4) 事業の成果指標・課題意識

各事業の成果指標は設定されていない事業が多く、事業の有効性に関するPDCAサイクルを実施している事業はさらに少ない。

目まぐるしく変化する現代において、成果指標に基づいて事業の有効性を毎年検討し、市民ニーズの変化をとらえ、ニーズに合ったサービス提供、不必要な事業の撤退などをタイムリーに検討していく必要性が高いと考えられる。

また、今回の外部監査に当たり、担当者及び担当課に対するヒアリングないしアンケートの形式で各事業に対する「課が考えている課題」を尋ねたが、「特になし」と回答されたものが多かった。しかし、どの事業も大小何らかの課題はあるように見え、課題意識が弱いように見受けられた。

課題の発見が改善への第一歩である。日常業務の中でより多くの課題に気づき、解決する取組を積極的に行われたい。

(意見5) 子ども子育て応援方針

現代日本では少子化が問題となっている。一般的に少子化の原因は、核家族化の影響などで子どもを産めば産むほど経済的、肉体的負担が増加し、親世代の豊かさを犠牲にしてまで子どもを産みたがらないなど言われているが、子どもを育てたい、育てて良かったと思える環境を構築することはできないだろうか。

例えばひとり親家庭は、平均収入が低いなど、生活に困窮しているケースが多いと言われている。このような子育てに特に不安の多い世帯に重点的に予算を配分し、社会全体の子どもとして育てる仕組みを築くことはできないだろうか。

久留米市は子どもの数、ひいては人口を増やしたいのであれば、他の市町村や、国の制度よりも、ひとり親世帯など、子育てに特に不安の多い世帯に予算を重点的に配分することも一案に思う。子育て補助が他の都市よりもずば抜けて秀でることができれば30年後の久留米市の人口は増加するかもしれない。子育て支援は30年先への投資と考え積極的に実施すべき事業だと考えられる。そのためには、子育て関連の市の単費事業の予算額を増加し、より効率的・効果的な施策を実施していくことが肝要である。

2. 監査結果総括表

各種機能・概要、監査結果は本文に記載しているため、以下要約を記載する。

総括		
区分	指摘事項	意見
総括		<p><u>1. 市の関与方法の変化</u></p> <p>日本は空前の人手不足社会に突入している。市の事業でも人手不足の影響が出てきているので、今までの完全委託から委託先と市との協業等へ転換するなど、業務の方法を再検討する必要性が高くなっている。</p>
総括		<p><u>2. 単費（一般財源 100%）事業の有効的活用</u></p> <p>単費事業で利用されていない、利用頻度の低い制度については、その原因分析とともに、限られた予算を有効に活用するため、タイムリーにスクラップアンドビルドを行う必要性は高い。</p>
総括		<p><u>3. 学童保育所運営事業への関わり方</u></p> <p>学童保育所運営事業は、委託先の学童保育所連合会へ放課後児童支援員（支援員）の増員支援、市への実績報告資料の不備、学童保育利用料の収納状況把握など、委託事務全般についての適切な精査が必要である。</p> <p>久留米市は久留米市学童保育所連合会への関与をより積極的に行い、児童へ安心・安全な環境を整備することに努める必要がある。</p>
総括		<p><u>4. 事業の成果指標・課題認識</u></p> <p>各事業の成果指標は設定されていない事業が多く、事業の有効性に関するPDCA サイクルを実施している事業はさらに少ない。</p> <p>目まぐるしく変化する現代において、成果指標に基づいて事業の有効性</p>

		<p>を毎年検討し、市民ニーズの変化をとらえ、ニーズに合ったサービス提供、不必要な事業の撤退などをタイムリーに検討していく必要性が高い。</p> <p>今回の外部監査において、「課が考えている課題」を尋ねたが、「特になし」と回答されたものが多かった。どの事業も大小何らかの課題はあるように思え、課題認識が弱い。</p> <p>課題の発見が改善への第一歩である。日常業務の中でより多くの課題に気づき、解決する取組を積極的に行われたい。</p>
<p>総括</p>		<p><u>5. 子ども子育て応援方針</u></p> <p>現代日本では少子化が問題となっている。一般的に少子化の原因は、核家族化の影響などで子どもを産めば産むほど経済的、肉体的負担が増加し、親世代の豊かさを犠牲にしてまで子どもを産みたがらないなど言われているが、子どもを育てたい、育てて良かったと思える環境を構築することはできないだろうか。</p> <p>例えばひとり親家庭は、平均収入が低いなど、生活に困窮しているケースが多いと言われている。このような子育てに特に不安の多い世帯に重点的に予算を配分し、社会全体の子どもとして育てる仕組みを築くことはできないだろうか。</p> <p>久留米市は子どもの数、ひいては人口を増やしたいのであれば、他の市町村や、国の制度よりもひとり親世帯など、子育てに特に不安の多い世帯に予算を重点的に配分することも一案に思う。</p>

		子育て関連の市の単費事業の予算額を増加し、より効率的・効果的な施策を実施していくことが肝要である。
各論		
区分	指摘事項	意見
4章 保健福祉事業費		
障害児・者発達支援事業（心理リハビリテーション事業）		<p><u>6. 効果検証</u></p> <p>効果検証をすべきである。</p> <p>臨床動作法の効果が「自分で身体を動かしている感覚」等7つの体験を得ること等とされているが、抽象的でどのような効果がどの程度生じているのかがわかりにくい。</p> <p>事業を行う以上、効果の検証は必須であり、検証が困難だとしても課として検証に消極的な姿勢である点は、改善すべきである。なお、検証方法については、全て行政独自に考える必要はなく、外注先が臨床動作法の専門家であり、検証方法についても熟知しているはずなので、アドバイスを受けるのが相当である。</p> <p>療育の目的が「最大限の発達」が期待されるとして実施しているが、根拠が乏しく、その結果について第三者に対しても説得力のある検証をする必要がある。</p>
障害児・者発達支援事業（心理リハビリテーション事業）		<p><u>7. 広報</u></p> <p>利用の偏りを無くし新規利用者を増やすために広報すべきである。</p> <p>事業として実施していく以上は、少数の特定の者に対する事業とならないように広報をして新規利用者を増やす必要がある。</p>
小児慢性特定疾病児童等自立支		<p><u>8. 実態調査の実施</u></p> <p>実態調査を実施し、ニーズの把握に</p>

<p>援（ピアカウンセリング）事業</p>		<p>努めるべきである</p> <p>事業実施状況から明らかなように、ピアカウンセリングについては、ほとんど実施されていない。</p> <p>ピアカウンセリングについては、久留米市内に小児慢性特定疾病医療証を持つ患者が250人しかいないこともあり、ピアカウンセリングを実施する講師を選ぶことが非常に困難な状況にある。また、小児慢性特定疾病と言ってもその種類は多岐に渡り、ある患者の経験が他の患者にも効果的な場合もそれほど多くはない。更に、患者数の多い病気については患者会が立ち上がっており、既にピアカウンセリング類似のより充実した仕組みが存在する。一方で、患者数の少ない病気については、前述の講師を選ぶことは益々困難になり、かつ参加希望者も少なくなってしまう。</p> <p>久留米市では、当初外部委託によりピアカウンセリングを含む自立支援事業を実施していたが、受託先の看護職員の確保の難しさ等により、令和元年度から外部委託を停止し、主として課の保健師により自立支援事業を行っている。</p> <p>令和5年度から、自立支援事業に関する実態調査が努力義務となっている。自立支援事業の一つである、ピアカウンセリングについても、事業実施への課題を把握し、更なるニーズを掘り起こすため、新たに実態調査を検討すべきと考える。</p>
<p>小児慢性特定疾病児童等療養生</p>		<p><u>9. アンケート</u></p> <p>アンケートを実施するべきである</p>

活支援事業		<p>過去4年間利用者がまったくいない。利用に至っていない理由を詳細なアンケートの実施によって把握し支援が必要な患者家族に支援が行き渡らせるにはどうすべきであるか把握に努めるべきである。</p>
小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業		<p><u>10. 障害者福祉課との連携</u></p> <p>障害者福祉課との連携が必要である。</p> <p>障害者向けに医療的ケア短期入所制度というレスパイト制度が存在する。小児慢性特定疾病児童等医療生活支援事業とは、競合する制度であり、本事業の潜在的利用希望者が、医療的ケア短期入所制度を利用し、その結果として、本事業の利用者が少なくなっている可能性がある。</p> <p>医療的ケア短期入所制度では、小児慢性特定疾病児童等医療生活支援制度とは異なり、経済的負担があるもの（1割）、年間利用可能日数が多く、入所者の要件も緩い。そのため、医療的短期入所制度が優先的に利用されている可能性がある。</p> <p>但し、現在のところ、障害者福祉課との連携は充分ではない。支援が必要な者が要件を満たさない場合に他の利用可能な制度を案内したり、利用可能だったとしてもよりニーズにマッチした制度を案内したりするなど、市民に適切なサービスを提供するためにも、担当課で各制度間の違いやメリットとデメリットを把握するなど、競合する制度について理解しておく必要がある。</p> <p>もし、医療的ケア短期入所制度が、小児慢性特定疾病児童等医療生活支援制</p>

		<p>度のほぼ上位互換であって、全ての利用希望者に対して医療的ケア短期入所制度を勧めるのが適当な場合は、本制度のために人的リソースを割き、関連機関と体制を整え、申込があれば常に利用可能な状態に置いておくこと自体が非効率となってくる可能性もある。その場合には、事業の廃止を検討すべきである。</p>
小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業		<p><u>11. 患者家族に利用を促す</u></p> <p>本事業周知のため、案内文書を患者家族に配布しているが、同案内文書は、「ご自宅と同等の介護・療育環境を整備することは困難ですので、あらかじめ、ご了承ください」など利用を躊躇させる文言がある一方で、患者家族の気持ちに寄り添い、利用を促す文言がほとんどない。担当課によれば、実態を利用者に正確に伝え、苦情を未然に防ぐための記載であった。</p> <p>まずは、事業の利用が少ない要因をしっかりと把握し、利用を促す方策をとるべきである。</p> <p>福岡県と協議を行い、案内文書にも患者家族に寄り添い、利用を促すような文言を入れることによって、利用者が安心して病気の子どもを預けることのできる体制を築くことが必要ではないか。</p>
若年者の在宅ターミナルケア支援事業		<p><u>12. 貸与福祉用具の名称の変更及び案内文書の更新</u></p> <p>せん妄の症状のあるがん患者のために「認知症老人徘徊感知機器」を転用できるが、この名称では必要ながん患者家族が給付の対象であると気づけない可能性がある。案内文書中では、「徘徊</p>

		感知機器」などと誤解させない表現にするのが適切である。
小児救急医療事業		<p><u>13. 事務組合参加市町村以外の利用市町村の協力金要請</u></p> <p>久留米市広域市町村圏事務組合に参加していない筑後市、八女市及び八女郡広川町からの患者が多いので、久留米広域市町村圏事務組合への協力金支払いを促すため、受診患者数実績などを示し、適切な協力を働き掛けていくべきだと考えられる。</p>
子育て交流プラザ運営事業		<p><u>14. 施設借上料の按分</u></p> <p>施設借上料 30,631 千円について、事業実績を実態に応じ適切に評価するためには、専有面積に応じ按分計算を行う等、施設借上料について、事業ごとに、その利用に応じた支出額負担を行うよう改善を行う必要がある。</p>
子育て交流プラザ運営事業		<p><u>15. 定量的な評価指標の設定</u></p> <p>子育て交流プラザ事業について、個別具体的に定量的な成果指標を設定していないことは、事後的に当該事業の必要性及び効果を定量的に把握することが出来ず、当該事業の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、当該事業の必要性に係る説明責任の観点からも改善する必要がある。また、運営委託先からの実績報告内の「利用者アンケート」など、定性的な情報も、今後の事業継続の要否を判断する上では非常に有用な情報であることから、もっと積極的に活用されたい。</p>
子育て交流プラザ運営事業		<p><u>16. 利用率をあげるため、市として提携の駐車場を確保する等の改善対応</u></p> <p>子育て交流プラザがある施設周辺の駐車場は、その好立地さゆえ、駐車場料</p>

		<p>金が比較的高い傾向がある。提携の駐車場を確保し駐車場の利用料金を一部免除することは、同プラザの更なる利用率の向上につながると考えられる。</p> <p>また、同プラザがある施設や周辺の施設（西鉄久留米駅構内や近隣の百貨店等の施設）には飲食店等があるため、市として施設利用者のために提携駐車場を確保することで、同プラザの利用率が上がり、ひいては、周辺の施設の利用機会も増え、駅周辺施設の活性化に繋がるといった相乗効果も期待できる。</p>
すくすく子育て 21 事業		<p><u>17. 成果指標に対する実績評価およびPDCA サイクルの運用強化</u></p> <p>本事業においては設定した成果指標に対する実績評価および目標達成のための具体的な対策の検討が不足している。目標と実績との差異原因について分析を行い、目標達成のための具体的な対応策を検討し次期の計画に適切に反映させるよう改善を行うことが必要。</p> <p>当該事業は、地域子育て支援センター事業の行う事業の一部とその目的や趣旨が類似しているが、地域子育て支援センターに補助金の交付機能がないという理由から現在は別事業に区分されている。より効果的な成果を目指すのであれば、これらを合算して同一の事業として予算を組み、運営していく方法を検討する等、事業運営の方法の見直しも提案したい。</p>
ファミリー・サポート・センター事業		<p><u>18. みまもり会員を増やすための市としての積極的な関与</u></p> <p>当該事業を継続して実施していくた</p>

		<p>めには、みまもり会員数の確保が重要といえるが、昨今の社会情勢などの影響でボランティアに参加する人は減少しており必要な会員を確保することが厳しい状況にある。またこの状況は前期以前より継続していると見受けられるため、委託先だけではこの課題を解消することは困難であると考えられる。市として広報や会員養成講座の開催場所・開催頻度を拡大などに積極的に関与すべきである。</p>
ファミリー・サポート・センター事業		<p><u>19. 明確な成果指標の設定</u></p> <p>現在提示されている事業計画における成果指標と実績報告書にて報告される指標が整合していないため、当該事業の必要性や効果を正確に把握することが出来ない。現在の成果指標が適切か見直しを行うとともに、必要に応じて委託先から追加の報告を求める等により、当該事業の実績評価方法を明確にすることが必要である。</p>
地域子育て支援センター事業		<p><u>20. 個別具体的に定量的な評価指標の設定</u></p> <p>一見すると他の事業内容と重複しているような支援内容もあるため、個別具体的な成果指標を設けることが、事業間の役割区分を明確にする意味でも必要であると考えられる。</p>
児童センター運営事業		<p><u>21. 個別具体的に定量的な評価指標の設定</u></p> <p>児童センター運営事業について、個別具体的に定量的な成果指標を設定していないことは、事後的に当該事業の必要性及び効果を定量的に把握することが出来ず、当該事業の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、</p>

		<p>当該事業の必要性に係る説明責任の観点からも改善する必要がある。</p> <p>また、運営委託先からの実績報告内の「利用者アンケート」など、定性的な情報も、今後の事業継続の要否を判断する上では非常に有用な情報であることから、もっと積極的に活用されたい。</p>
<p>学童保育所整備・運営事業</p>	<p><u>1. 連合会への委託事務の精査</u></p> <p>市は学童保育所の運営事業を学童保育所連合会に委託しているが、連合会で計上している繰越金については、少なくとも令和元年から市議会等で議論されている。</p> <p>原因は、担当部局も認めるとおり、支援員の数が年々減少傾向にあり、必要な支援委員が確保されないなど、人員確保の困難性にある。人員確保の不安定性があるのであれば、毎月の報告及び担当課の精査・監督を厳密に行い、契約上の支払い方法を実績に基づく請求払いに変更することでこれ以上の余剰金の増加は抑えられるとともに、市側がタイムリーに監督・状況把握をすることで連合会が必要とする緊急事態に備えた繰越金の額を必要以上に確保する必要は減少するものと考えられる。</p> <p>当該繰越金の取り扱いについては、市と連合会とで協議し、現在のところ支援員の増員や不足している環境整備面への対応に充てられている。しかしながら、再び繰越金が増加することがあ</p>	<p><u>22. 放課後児童支援員（支援員）の増員対応</u></p> <p>今後さらに学童保育所の利用者数は増えることが考えられ、当該事業を効果的に行うためには支援員の増員は必達事項である。また、学童保育所において支援員が果たす役割は非常に大きく、早急な対応が図られない場合には、児童への指導の質が低下し健全な児童育成が損なわれる恐れがある。委託先の連合会だけで対応するのではなく、久留米市が主体となって、抜本的な処遇改善策の検討を行う必要がある。</p>

	<p>れば、委託金額積算の合理性、正当性の議論にもつながりかねない。例えば社会福祉法人においては、遊休資産が多く存在する場合、社会福祉充実計画にて、遊休資産の活用計画を明確にすることが求められている。このような事例を参考にしながら、繰越金が再び増加しないよう、市は学童保育連合会への委託事務全般について適切に精査すべきである。</p>	
<p>学童保育所整備・運営事業</p>	<p><u>2. 市への実績報告資料の不備</u> 連合会への委託契約書第 13 条（4）に定める通り、確定後速やかに連合会事業報告書及び決算書を提出しなければならないとされているが、令和 4 年度連合会確定決算書の提出が確認できなかった。ただし、次年度の同連合会第 1 回理事会の報告資料として市は実績報告書及び収支決算書（見込み）を入手している。 委託契約書（及び業務仕様書）によると、市長あてに連合会会長の承認を得た決算書の提出が求められる。この点、市へは実績報告書及び収支決算書（見込み）の報告がなされているが、確定後の収支決算書の提出を求めるなど、改善が必要である。</p>	<p><u>23. 利用料の収納について</u> 保護者の負担する学童保育所利用料の収納に関しては、未納額の収納を含め、委託契約に従い連合会が行うことになっている。未納額については、実際に連合会において、督促状や催告書の送付、電話による催告等が行われており、その収納状況については、理事会で報告が行われている。 未納額の収納が滞り、その金額が増加すると、学童保育所運営業務の収支、延いては市への委託料の返還額にも影響が出る可能性がある。 委託料については市民からの税金を投入した公的資金であり、利用料の収納に関して適切な業務が行われているかどうかを確認するためにも、収納状況の推移を注視し、利用料の収納状況等においても確定資料の提出を求めるなど改善が必要である。</p>
<p>結婚・妊娠・出産・子育て希望支援事業</p>		<p><u>24. 定量的な評価指標の設定</u> 地域子育て促進事業費補助金事業については、個別具体的に定量的な成果指標の設定が見受けられない。</p>

		<p>事後的に当該事業の必要性及び効果を定量的に把握することが出来ず、当該事業の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、当該事業の必要性に係る説明責任の観点からも改善する必要がある。</p>
結婚・妊娠・出産・子育て希望支援事業		<p><u>25. 事業形態について</u></p> <p>令和3年度より委託形式によるセミナーの開催のみを実施しているが、婚活イベントについては、民間でも同様の活動をおこなっている団体は少なからず存在しており、市が主催する目的やメリットを考慮し、他ではできないような差別化した手法で開催することに、本来の当該事業の意義があるといえる。</p> <p>また、事業の啓発活動としての側面を考慮するならば、現在の委託形式に限るのではなく、他にも助成形式により久留米市内で関連するイベント等を開催する団体等を増やし活動の機会を増やすといった方法を取ることも事業の効果を上げるためには有用であると考えられる。</p>
子ども食堂支援事業		<p><u>26. 定量的な評価指標の設定について</u></p> <p>定量的な達成指標の設定が見受けられないが、例えば各校区に最低1か所でも食堂を設置する、もしくは、市の保有する統計データ等から割り出した貧困世帯数の分布に応じて目標とする子ども食堂設置数や実施団体数を設定するといった、定量的な達成指標を設ける必要がある。</p>
子ども食堂支援事業		<p><u>27. 事業形態についての検討</u></p> <p>事業開始より補助金による支援という事業形態に変更はなく、事業実績に</p>

		<p>ついて定量的な指標が設定されていないために、そもそも現状のやり方で事業の目的が達成されているといえるのかについての議論が行われている証跡が確認できない。子どもの貧困対策という問題に本気で向き合いより有効な成果を上げるのであれば、委託による運営形式も取り入れ、貧困が懸念される地域にピンポイントでの支援を行うなど、事業のやり方について見直しを行う必要がある。</p>
保育所の状況		<p><u>28. 入所保留児童の発生原因の検討</u></p> <p>久留米市の待機児童数は0人（令和5年4月1日現在）となったが、入所保留児童数は200人を超えており、待機児童数という指標のみならず、入所保留児童が発生する原因をより詳細に検討する必要があると考える。</p>
保育所の状況		<p><u>29. 公立保育所の在り方検討方針</u></p> <p>久留米市は、現在9施設ある公立保育所を、民間に移譲していくことも含めて、そのあり方について検討しているが、財政的な観点から、その方針については理解するものである。</p> <p>一方で、公立保育所には、①医療的ケアなど特別な対応が必要な子どもの保育の実施、②児童虐待や不適切な養育等への児童相談所をはじめとした関係機関とのスムーズな連携、③民間保育施設が何らかの事情で急遽閉鎖や一時休園する場合等の児童の受け皿、など私立保育所等において対応が難しい事案にも取り組んでいくという役割がある。</p> <p>よって、公立保育所の民間移譲については、このような役割を考慮して進</p>

		<p>めていく必要があり、地理的バランスを踏まえ、東部、北部、南西部及び中央部など、少なくとも一定数以上の施設は公立保育所のまま維持する必要があると考える。</p>
保育所給食充実事業		<p><u>30. 適切な確認の実施</u></p> <p>当該事業費の目的は、給食における安全面・衛生面・栄養面の質の向上である。</p> <p>調理員等の対象者について月次報告書での勤務状況の把握に加えて、実績報告時においても貸金台帳での確認がなされている。支払い総額が大きいことから、引き続き適切な確認行為に努めていただきたい。</p>
食で育む子供の未来事業		<p><u>31. 食育啓発冊子のWEB化</u></p> <p>令和4年度の食育啓発冊子（子どもたちに食べさせたい料理レシピ集）は、地場農産物を使った調理法のみならず、地場農産物の収穫期などが種類ごとに示されており、保護者に有益な情報を伝えている。</p> <p>ただし、若い保護者はスマートフォンを利用して情報収集するのが通常であるから、令和5年度からのWeb版への移行は妥当であり、これにより印刷製本費の削減が可能となる。</p>
災害共済制度		<p><u>32. 民間保育所への災害共済補助</u></p> <p>現在、災害保険料の補助は市立保育所の児童のみを対象をしているが、保育所管理下における児童の災害（負傷、疾病、障害、死亡）に関する保険の加入は、児童や保護者のためだけでなく、児童を預かる保育所を守る事にもつながるため、民間保育所の児童に</p>

		についても補助対象とすることができないか検討してみてもどうかと考える。
病児保育事業		<p><u>33. 病児保育事業の周知</u></p> <p>延べ利用児童数が、新型コロナウイルス感染症の影響もあり減少傾向にあるため、利用システムの周知を図る手立てを検討してはどうか。</p>
延長保育事業		<p><u>34. 延長保育事業の拡充の検討</u></p> <p>延長保育は、30分が28か所、1時間が27か所、2時間が4か所、4時間が1か所であり、1時間以内の保育所がほとんどである。1時間以上の延長を実施する保育所を増加させるための施策を講じることを検討してはどうかと考える。</p>
私立保育所等一時預かり事業		<p><u>35. 通常保育と一時預かり事業のバランス</u></p> <p>専任保育士を一時預かり事業に配置すると、通常の保育のための保育士が不足するおそれがある。よって、通常の保育と一時預かり事業の規模のバランスを考えながら事業を継続していく必要があると考える。</p>
医療的ケア児保育支援事業		<p><u>36. 医療的ケア児保育支援事業の継続</u></p> <p>令和4年度の医療的ケア児保育事業の対象者は1名ではあったが、今後も医療的ケア児の状況に応じた保育の提供が望まれる。</p>
私立保育所等運営費助成事業		<p><u>37. 適切な確認の実施</u></p> <p>令和4年度の決算額である195,885千円の内訳は、①充実保育士加配助成が116,003千円、②退職手当共済掛金助成が60,060千円、③加配保育士社会保険掛金助成18,512千円、④寄生虫卵検査費助成が1,310千円であり、</p>

		<p>主として充実保育士の人件費の補助となっている。</p> <p>充実保育士の人件費補助に関しては、その対象者について月次報告書での勤務状況の把握に加えて、実績報告時においても賃金台帳での確認がなされている。支払い総額が大きいことから、引き続き適切な確認行為に努めていただきたい。</p>
私立保育所・認定こども園施設整備事業		<p><u>38. 担当職員の配属期間</u></p> <p>園舎の改築等は、事業費が大きく、また工事見積書の金額の妥当性等の検証は、専門的な知識と経験が特に必要となる。</p> <p>当該事業の交付決定や完了検査の実施等を行う市職員は、他の部署よりも配属期間を長くするとともに、新しく配置転換してきた市職員に対しては、これまで蓄積した知識や経験を伝達していく仕組みを作り上げていくことが、特に求められると考える。</p>
公立保育所環境整備事業		<p><u>39. 公立保育所運営再編計画</u></p> <p>第3次運営再編計画は、久留米市における公立保育所の運営方針となるため、附属機関である「久留米市子ども・子育て会議」に諮問し、審議の上、令和6年1月に答申を得た。この答申を踏まえて再編計画を策定・決定し、議会報告、パブリックコメントを実施の上計画が完成する。この再編計画は大変重要な計画であるので、市民等への説明会の開催など丁寧な取り組みにも努めていただきたい。</p>
公立保育所環境整備事業		<p><u>40. 地域子育て支援センターのあり方検討</u></p>

		<p>久留米市においては公立保育所に地域子育て支援センターを併設してきたが、公立保育所のあり方の検討に併せ、施設維持管理など経済的観点と、地域の子育て支援拠点としての重要性とのバランスを考慮し、地域子育て支援センターのあり方についても十分に検討されたい。</p>
公立保育所環境整備事業		<p><u>41. 公立保育所の設備投資計画</u></p> <p>公立保育所の役割を踏まえて、私立保育所等とのバランスを踏まえた設備投資計画が必要である。通常、園舎などの改修工事には数年から数十年に及ぶ投資計画があり、そのための準備としてその効果測定のための成果指標や実績評価があつてからこそ PDCA が回せるといえる。</p>
保育団体等助成事業		<p><u>42. 保育士確保のための近隣自治体との連携</u></p> <p>保育士の確保をはじめとして、保育環境の充実のためには、近隣自治体との共同での取り組みも効果的であると考えられる。浮羽乳幼児保健会のような事例もあることから、自治体の枠組みを超えた取り組みについても検討されたい。</p>
保育団体等助成事業		<p><u>43. 公立保育所の情報発信</u></p> <p>公立保育所に関しては、私立保育所等と比較した場合、市民への情報発信が十分なされているとは言い難い状況と思われる。公立保育所としての存在意義を PR し、潜在的な利用者を発掘するためにも、公立保育所の情報発信について検討されたい。</p>
保育所入所支度金奨励金事業		<p><u>44. 制度のあり方の検討</u></p>

		<p>本制度は昭和 49 年に制定され約 50 年の間一定の実績をあげてきたものとみられるが、平成 30 年では 1,905 千円の実績があったものの令和 3 年度は 115 千円、令和 4 年度は 147 千円と利用実績も高くない。少子化による対象世帯の減少に加え、令和元年 10 月から開始された、3 歳から 5 歳までの子ども及び 0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子どもの利用料が無料になる幼児教育・保育の無償化による影響があると思うが、現在の対象者の経済的な困窮状況を踏まえ、制度の在り方を検討する必要がある。</p>
届出保育施設助成事業（旧：指定認可外保育施設助成事業）		<p><u>45. 認可外保育園に対する基準適合への随時の働きかけ</u></p> <p>久留米市届出保育施設助成金交付要綱においては、基準を満たすよう努力義務が求められている。仮に基準を満たされていないが、基準を満たされるよう随時、進捗状況の確認を行い、基準に適合するよう働きかけを行うよう検討されたい。</p>
産休等代替職員雇用費助成事業		<p><u>46. パート職員への補助対象拡大の検討</u></p> <p>久留米市社会福祉施設産休等代替職員費補助金交付要綱第 3 条第 1 項第 2 号によれば、所定の免許あるいは資格を有しない方も代替職員として補助金の対象として認めている。</p> <p>雇用困難な状況において、この制度を現場で利用しやすいように「新規かつ常勤での職員雇用」だけでなく、補助金対象にパートも含むように制度改正できないか。</p>

産休等代替職員 雇用費助成事業		<p><u>47. 制度の必要性の検討</u></p> <p>利用実績は令和3年度、4年度が無し、令和元年度、令和2年度が2人と極めて低調である。まずその原因分析を行い、他の制度でカバーでき本制度の必要性がないのであれば、一般財源100%の事業であるのでより有意義な制度へシフトすべきである。</p>
保育士・保育所支援センター事業		<p><u>48. プロポーザル方式の参加企業数</u></p> <p>合同就職説明会の委託では、公募型プロポーザル方式を採用しているが、結果的に1者のみの提案であった。</p> <p>プロポーザルの企画提案に関しては、複数の参加が望ましいことから、業務内容の十分な検討と市場分析等も行い、発注事務に努めていただきたい。</p>
待機児童対策事業		<p><u>49. 保育士確保の目標</u></p> <p>保育士確保に向けた取組みは重要であり、目標を設定し、実績の評価を行うべきである。</p>
待機児童対策事業		<p><u>50. 一者随意契約の常態化及び事業の見直し検討</u></p> <p>送迎保育ステーション事業については、事業は委託で実施しているが、事業開始時に行った公募型指名競争入札の契約相手方と毎年度随意契約を行っている。市が一部の事業者と繰り返し随意契約を行うことは、本来望ましい形ではなく、市民の誤解を招きかねないものである。こうした発注方法に加えて、待機児童が0人となる中での今後の運行のあり方も含めて、検討に取り組まれない。</p>
子育て世帯生活支援特別給付金		<p><u>51. 返還金の納付方法について</u></p>

給付事業		<p>受給者は、平日は仕事で金融機関に出向く時間が取れないケースも多いと思われるため、返還金の納付方法について、コンビニ納付等の納付方法に対応することを検討していただきたい。</p>
ヤングケアラー支援事業		<p><u>52. 事業の強化について</u></p> <p>課では支援している当事者世帯数が、国の実態調査による当事者の潜在割合と比較し、非常に少ないとの認識がある。ヤングケアラーは本人の訴えで見つかることは少ないと思われ、関係部門との協力を強め潜在需要の更なる掘り起こしに努めていただきたい。</p>
青少年の非行を生まない社会づくり事業		<p><u>53. 他事業との統合について</u></p> <p>課が課題として認識しているように少年の非行の形態が変わり久留米市居住少年の刑法犯少年検挙補導人員は減少傾向にあり、「みらくるホーム」の登録少年数及び利用実績も年々減少している。少年非行の減少は全国的な傾向であるが、少年の健全な生活を阻害する要因はより複雑化、潜在化しているものと思われる。当該事業は実績が減少しており他の事業との統合を検討していただきたい。</p>
若者相談支援事業		<p><u>54. 事業強化について</u></p> <p>令和4年度に開始された事業であり、まだ事業規模も小さく周知が行き届いてない面もあるようである。</p> <p>若者が抱える問題は多様化しており、覚醒剤や大麻などの薬物乱用、校内暴力、いじめ、不登校、SNSに起因する事犯、出会い系サイトに起因する事犯などを総合的に取り扱う青少年の相談窓口として一本化し、また、ホームページに各部局が行う相談窓口の一</p>

		<p>覧などを設けアクセスしやすいような形態をとり、相談受付後は他の関係機関と協力して取り組むことができる環境を整備するなど、事業の強化を図ることが望まれる。</p>
発達支援事業		<p><u>55. 支援提供までの時間短縮について</u></p> <p>初回面談から実際の支援を提供するまでに4～5カ月の待機時間を要しているとのことである。幼児期の4～5カ月は貴重な時間であり、保護者にとっても不安な時間となっている。原因はスペースの不足や人員の不足とのことである。令和3年度は感染症が拡大したために一時的に新規登録者や利用者が減少したが、その後は増加傾向にある。施設や予算の制約があるが待機時間を少しでも減らせるように改善の努力をしていただきたい。</p>
発達支援事業		<p><u>56. 主幹（医師）への高い依存度について</u></p> <p>主幹は医師であるが、管理職として研究所の運営に関することと医療相談を始めとした発達支援事業全般に関することの両方に関与している。</p> <p>久留米市の他業務の依頼も多く多忙を極めている。組織としては個人の能力に依存する度合いが強く、事業の継続性の面からはリスクがある。主幹の業務を補佐する人材や後継者についても考慮することを検討していただきたい。</p>
発達支援事業		<p><u>57. 所長と指導主事の任期が短いことについて</u></p> <p>幼児教育研究所の管理・監督職は所長と主幹（医師）と指導主事から構成されるが所長と指導主事は代々福岡県</p>

		<p>教育委員会から出向する教員が務めている。初代の所長・指導主事は昭和54年に就任しており現在は17代目の所長と15代目の指導主事であり、最近の任期は平均2年程度となっている。交互に就任時をずらすことにより業務に支障が起こらないようにはしているが現場の経験を生かすには十分な長さとは言えない。教育委員会に戻ることを前提としているため教育委員会の人事に依存している。もう少し任期を延長することも検討していただきたい。</p>
発達支援事業		<p><u>58. 正規の事務職員がいないことについて</u></p> <p>幼児教育研究所の職員の殆どが、教育職や保育職など、市の事務に慣れていない専門職である中、主に庶務を行う事務職員1名は任期付短時間勤務職員である。</p> <p>市の複雑な手続きを効率的に処理するためには、任期付短時間勤務職員ではなく、契約事務や市独自のシステムを扱う事務など、ある程度事務に精通した正規の職員を配置した方が、職員の負担も軽減し、業務の流れがよくなるのではないかとと思われるので検討していただきたい。</p>
発達支援事業		<p><u>59. 業務マニュアルの充実について</u></p> <p>組織上、管理職も含め職員は専門職が多い。任期付短時間勤務職員や外部委託も多いため、業務の理解を促進し、品質を保つためには業務マニュアルを充実強化することが望まれる。</p>
児童扶養手当	<p><u>3. 補正期限の短縮検討</u></p> <p>令和4年度に支給決定を受けた者の中には、請求日から1年</p>	

	<p>8ヶ月後に支給決定を行っているケースがあった。</p> <p>担当課のヒアリングによれば、本市では、認定請求から2年までは定期的に本人に連絡を取り不足書類の提出を促し、書類が揃った時期が2年以内であれば支給決定を行っているとのことであった。</p> <p>しかし、2年間も補正を促し続けるというのは効率性の観点から問題と言わざるを得ないし、実質的な補正期限を2年とする合理的な理由もない。</p> <p>したがって、書類に不備があった場合は、補正期限を定めた上で、期限内に正当な理由無く補正がない場合には請求を却下する旨記載し、期限内に正当な理由無く補正がない場合は早急に却下する対応を検討すべきである。</p>	
<p>児童扶養手当</p>	<p><u>4. 長期滞納債権対策としての委託検討</u></p> <p>返還金については、過年度滞納分の徴収率が特に低く、長期滞納となっている債権の存在が課題である。</p> <p>本債権は非強制徴収債権であり、督促後相当の期間を経過してもなお履行がない場合は訴訟手続きにより履行を請求しなければならないが（地方自治法施行令 171 条の 2）、本市の児童扶養手当担当職員は 5 名（うち正規職員 1 名）で他事業も兼務し</p>	

	<p>ており、業務量に対して圧倒的に職員が不足していることから、長期滞納者の返還金回収業務まで手が回っていないという現状がある。</p> <p>そもそも、事務量にあった職員の数を確保すべきという根本的な問題があるが、現状での長期滞納債権への対応としては、少額訴訟等の債権回収業務を民間の債権回収業者や弁護士に委託すること（地方自治法施行令158条）を検討すべきである。</p>	
母子生活支援施設事業		<p><u>60. 母子生活支援施設の周知</u></p> <p>母子生活支援施設の入所世帯数は減少傾向にある。理由としては、施設の老朽化も考えられるが、施設及び本事業自体の認知度が低いことも特筆すべき事項である。</p> <p>本市では、DV被害者に配慮し、施設の周知のための活動は行っていないが、DV被害者を含め、様々な事情で生活が困難な母子を支援する最後の砦としての役割を果たしていることを考慮すると、必要な時に施設に関する情報を容易に知り得ることが重要である。施設を必要とする母子に、情報が効果的に周知される広報のあり方を検討し、認知度の向上を図るべきである。</p>
母子寡婦福祉会助成事業		<p><u>61. 母子寡婦福祉会の認知度向上</u></p> <p>ひとり親家庭実態調査結果によると、母子父子世帯全体として母子寡婦福祉会の認知度が低い。</p> <p>母子寡婦福祉会は、自主事業を行う他、市の委託事業としてひとり親サポ</p>

		<p>ートセンター事業や日常生活支援事業を担っており、厳しい生活環境に置かれたひとり親家庭の受け皿となる組織として重要な役割を担っているのだから、認知度の向上は重要な課題である。したがって、団体と連携してリーフレットの配布先を増やす、離婚届の窓口でも案内する、SNS を活用する等の広報活動の見直しを行うべきである。</p>
母子寡婦福祉会 助成事業		<p><u>62. 母子寡婦福祉会の会員数の減少</u></p> <p>母子寡婦福祉会の会員数は年々減少して、ひとり親世帯に対する会員の割合が著しく低い。 会員が少ない理由は、認知度が低いというほか、事業内容がニーズに合っていない可能性があるため、ニーズにあった事業構築を行うべきである。</p> <p>このため、市としては、福祉会の会員数の増加に向け、合わせて取り組まれない。</p>
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	<p><u>5. 長期滞納者への法的措置</u></p> <p>母子父子寡婦福祉資金の過年度の徴収率が低い上に減少傾向にあり（令和4年度は5.59%）、特に長期滞納となっている債権の存在が課題であるが、これまでに法的手続きを取ったことはない。</p> <p>本債権は非強制徴収債権であるため、督促後相当の期間を経過してもなお履行がない場合は訴訟手続きにより履行を請求しなければならない（地方自治法施行令 171 条の 2）。</p> <p>また、法的措置を講じることで、長期滞納者であっても分納</p>	<p><u>63. 回収業務の弁護士等への委託</u></p> <p>徴収率が低い現状を踏まえて、滞納が発生した場合に、民間の債権回収業者への回収の委託（地方自治法施行令 158 条）や、弁護士への委任を検討すべきである。</p> <p>また、その場合は費用対効果を検討する必要があるため、上記措置を講じる場合の基準等、債権回収に関する詳細な運用ルールを作成すべきである。</p>

	<p>合意や任意での返済の契機となることもある。</p> <p>長期滞納者に対しては支払督促等の法的措置を講じ、債務名義取得後にも返済がなされない場合であって、債務者に一定の財産の存在が認められる場合は、強制執行手続きを行うべきである。</p>	
ひとり親支援事業	<p><u>6. 資格証明書の添付</u></p> <p>久留米市ひとり親家庭日常生活支援事業実施要綱によると、同事業の支援員として登録される者は、介護職員初任者研修修了以上の資格か、市長が別に定める研修を修了することの、いずれかの要件を満たす必要があるが（同要綱11条）、登録時は申請書に資格等の有無を記載するのみで、それを証明する資料の添付は求めている。</p> <p>申請書に加えて資格証等の書類の提出を求めることで、申請者が支援員としての要件を確実に満たしていることを確認すべきである。</p>	<p><u>64. ホームページで特命随意契約の公表</u></p> <p>本市は、ひとり親家庭日常生活支援事業を、地方自治法施行令167条の2第3号に基づく特命随意契約により母子寡婦福祉会に委託しているが、同施行令167条の2第3号に基づき特定の施設等と随意契約を締結する場合、契約状況等を公表しなければならない（久留米市契約事務規則第20条の3）。</p> <p>本事業の契約については、全庁的なマニュアルに従って、見積結果等公表簿を家庭子ども相談課において公表しているが、ホームページ上での公開はなされていない。</p> <p>規則上、特命随意契約の公表を義務づけている趣旨は、契約の公平性透明性を担保し、市民への説明責任を果たすためであることを考えると、市民にとってより簡易で利用しやすい方法での公表が趣旨に適うと考えられる。</p> <p>したがって、本事業の契約についても、ホームページ上で公表すべきである。</p>
ひとり親支援事業		<p><u>65. 利用手続きのホームページへの掲載</u></p> <p>ひとり親家庭日常生活支援事業について、利用を希望する者は、あらかじめ母子寡婦福祉会に登録申請書と必要書類を提出して利用登録を行なってお</p>

		<p>く必要があるが（要綱5条）、市のホームページ上及び委託先である母子寡婦福祉会のホームページ上いずれも、登録手続に関する具体的な記載がなく、その内容や登録時に必要な登録申請書を取得するためには母子寡婦福祉会に電話で問い合わせる必要がある。</p> <p>市や福祉会のホームページ上で登録手続きについての流れを掲載する、登録申請書のダウンロードを可能とする等、支援を必要とする者にとって利用のハードルが高くならないような方法を検討すべきである。</p>
ひとり親支援事業		<p><u>66. 支援員派遣の申請手段</u></p> <p>ひとり親家庭日常生活支援事業について、利用登録者が支援員の派遣を希望する場合、支援員派遣申請書を母子寡婦福祉会に提出する必要がある（要綱7条）。</p> <p>本事業は、事前に予測できない事情により支援を一時的に必要とする者の利用も想定しているのであるから、電話やメール等での派遣申請を可能とし、必要な際に利用しやすい制度とすべきである。</p>
ひとり親サポートセンター事業		<p><u>67. 特命随意契約の公表</u></p> <p>地方自治法施行令167条の2第3号に基づき特定の施設等と随意契約を締結する場合は、契約状況等を公表しなければならない（久留米市契約事務規則第20条の3）。</p> <p>本事業の契約については、全庁的なマニュアルに従って、見積結果等公表簿を家庭子ども相談課において公表しているが、ホームページ上での公開はなされていない。</p>

		<p>上記規則において、特命随意契約の公表を義務づけている趣旨は、契約の公平性透明性を担保し、市民への説明責任を果たすためであることを考えると、市民にとってより簡易で利用しやすい方法での公表が上記趣旨に適うと考えられる。</p> <p>したがって、本事業の契約についても、ホームページ上で公表すべきである。</p>
ひとり親家庭等の子どもの育み支援事業		<p><u>68. 実施報告書及び仕様書の改訂</u></p> <p>本事業の実施体制については、受託者との委託契約上、①事業の実施場所に管理者と、支援員3名以上を配置すること、②派遣サービスにおいては支援員2名で行い、訪問対象世帯の児童と同性の支援員1名以上で構成すること、③支援員は必要な研修を行うこと等が定められているが（契約書別紙仕様書）、毎月の実施報告書上、上記実施体制が順守されているかどうか不明である。</p> <p>実施報告は、委託者が受託者の業務が契約に沿って適切に行われているかどうかを確認し、委託料の相当性を審査するためのものであるから、報告書には、従事した支援員の名簿や研修の実施状況・支援内容についても記載することを求めるべきであり、その旨を仕様書上にも明記すべきである。</p>
ひとり親家庭等の子どもの育み支援事業		<p><u>69. 支援員配置の過多、配置見直し</u></p> <p>実施報告書によると、拠点サービスにおいて利用児童・生徒数と支援員の数が同数、もしくは支援員の数が多い日や、派遣サービスにおいて利用児童数がないにもかかわらず支援員が出動</p>

		<p>している日が散見されたが、そのような体制となった事情・理由は明記されていなかった。</p> <p>利用児童・生徒数に対する支援者の数が必要以上に多い場合、その分の人件費は不要な支出になってしまうので、是正が必要である。</p> <p>従って、報告書において、支援者を多く配置する必要があった理由を明記させ、正当な理由なく必要以上の人員を配置しているような場合は、是正を求めるべきである。</p>
母子保健事業	<p><u>7. 派遣者や実施内容の確認の徹底</u></p> <p>「実施報告書」の提出が多胎児サークルであるツインズクラブ代表者の確認前に提出されているケースがあった。</p> <p>市へ「実施報告書」を提出する前に、代表者は派遣者が実施した業務内容が適切か確認することが必要である。ツインズクラブの代表者が、実施した支援内容及び実施結果を確認し、委託仕様書通りの内容かどうか確認するとともに、派遣者が研修等を受けた多胎児経験者かどうかの確認も重要となる。</p> <p>また、委託仕様書において、当事業に派遣される多胎児経験者に向けた研修の実施もツインズクラブへ委託している。「母子保健医療対策総合支援事業の実施について（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）雇児発第0823001号」（子発0603第3号</p>	<p><u>70. 事業委託先と市との業務内容確認の協議について</u></p> <p>当事業では、行政と医療機関、当事者団体の三者で多胎児家庭を支援することが可能となっている。ツインズクラブは法人格を有しない任意団体であり組織的な運営の面で代表者に負担が重くなる。このため、市はツインズクラブが活動しやすいようにサポートできる点はサポートすることが重要である。委託先と市で、いつ、だれが、どのように確認を実施するかなど業務内容の確認について協議することが望ましい。</p>

	<p>令和4年6月3日)において、多胎妊産婦サポーター等事業の実施担当者は、多胎妊産婦等への支援に際して必要な知識等を修得させるための研修を受けている等必要な知識・経験を有することが求められているためである。</p> <p>ツインズクラブが実施した研修の「実施報告書」には参加者のリストが添付されていないため、市の方で、派遣者が研修を受けた多胎児育児経験者か判別できない。</p> <p>このため、前述の局長通知が求めている「派遣者が研修を受けた等適切な者か」を代表者が確認することが重要である。</p>	
母子保健事業		<p><u>71. 育児用品配布品の在庫管理における棚卸差額（棚卸実施結果数と管理簿の在庫数と比較した棚卸差異数）の記録について</u></p> <p>妊産婦訪問の支援を受け入れやすくするために新生児衣服、肌着、液体ミルク、哺乳瓶等育児用品の配布をしている。現在、こども子育てサポートセンターが実施している管理簿には、実地棚卸結果数が記載されていない。保管場所が複数か所にまたがり、また持ち出し易い物品等の在庫管理にあたっては、こども子育てサポートセンターが実地棚卸結果数と管理簿の在庫数との差異の数量を記録することで盗難、不要な持ち出し品がないかどうかの内部牽制に繋がり、在庫管理が徹底されると考える。</p>

第4章 各論

1. 社会福祉

I 障害者福祉

1 障害児通所支援事業

1. 概要

●事業の内容					
<p><目的></p> <p>在宅の障害児に対して、施設等において、指導員等による個別療育・集団療育等のサービスを提供することにより、障害児の心身機能の維持向上等を図る。</p> <p><概要></p> <p>平成17年度までは障害者居宅支援費、平成18年度からは障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）、平成24年度からは児童福祉法に基づくサービスの1つとして、申請に基づき、支給を行う。</p> <p>○事業の主な内容</p> <p>障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。（未就学児：児童発達支援、就学児：放課後等デイサービス など）</p> <p><関連諸法令、条例、規則></p> <p>児童福祉法、児童福祉法施行規則、久留米市児童福祉法施行細則</p>					
●事業の形態					
国及び県から補助金が事業費の75%支出される。					
●実施期間					
実施状況 (単位：人・回)					
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実利用者数	727	919	974	1051	1,235
延利用回数	95,966	113,212	117,167	143,033	158,379
<p>利用者数及び延利用回数は、いずれも増加傾向にある。特に、児童発達支援（就学前）と放課後等デイの主な2つの事業については、平成30年から令和4年の間にそれぞれ利用者数は、105人から257人、569人から819人にほぼ倍増している。</p> <p>久留米市に限らず障害児通所支援サービスの利用者数は全国的に伸びている。利用ニーズが高まっている原因は、久留米市内の障害児の人数の増加とは考えにくい。障害児通所支援サービスを利用するのに、必ずしも手帳を所持している必要はないものの、18歳</p>					

未満の身体手帳所持者数、療育手帳所持者数、精神手帳所持者数、自立支援医療（精神通院）証交付者数はいずれも横ばい又は微増であって、障害児数の増加を遥かに上回る障害児通所支援サービスの利用者が増加している。

指定事業所数は、児童発達支援と放課後等デイでそれぞれ、平成29年から令和4年にかけて19施設から27施設に、33施設から53施設に増加した。事業所が増えたために利用者が増えた可能性もあるが、全国の利用者の状況や、詳細に増加の推移を見てみると利用者の増加の方が先行しているため、利用者の増加が事業所の増加につながったと考えられそうである。

その他、保育無償化に伴い令和元年10月から児童発達支援及び保育所等訪問支援が無償化の対象となったこと、児童発達支援については保育所と併用可となったこと、自己負担金については、非課税世帯は0円、課税世帯は1割負担上限月額3万7200円であること等が考えられる。

●課が考えている課題

扶助費の増加

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	1,556,923	1,264,890	補助金 948,667 一般財源 316,223
令和3年度	1,464,048	1,568,110	補助金 1,176,082 一般財源 392,028
令和4年度	1,843,253	1,857,731	補助金 1,393,298 一般財源 464,433

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

把握できない。

3. 支出が適切に処理されているかについて

特に問題はない。

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

無し。

5. 事業の必要性について
必要性に疑義はない。

6. 監査の結果及び意見
特に問題はない。

2 重度身体障害児・者訪問入浴サービス事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的> 在宅の重度の身体障害者に対して、訪問入浴車の派遣による入浴サービスを提供することにより、身体障害者の健康保持と福祉の向上を図る。 ※身体障害児については、他の施策を利用しての入浴が困難な場合に対象とする。</p> <p><概要> 身体障害者のいる家庭に訪問入浴者を派遣し、入浴及び清拭並びにこれに伴う介護を行う。</p> <p><関連諸法令、条例、規則>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、久留米市重度身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱</p>																																			
<p>●事業の形態</p> <p>委託費の一部を国及び県から補助を受けている。</p>																																			
<p>●実施期間</p> <p>実施状況 (単位：人・回)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 30</th> <th>令和元</th> <th>令和 2</th> <th>令和 3</th> <th>令和 4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実利用人数</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>29</td> <td>32</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>障害児利用者</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>障害者利用者</td> <td>20</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>26</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>派遣延回数</td> <td>1,769</td> <td>1,644</td> <td>2,124</td> <td>2,017</td> <td>1,743</td> </tr> </tbody> </table>						年度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	実利用人数	26	27	29	32	29	障害児利用者	6	5	6	6	3	障害者利用者	20	22	23	26	26	派遣延回数	1,769	1,644	2,124	2,017	1,743
年度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4																														
実利用人数	26	27	29	32	29																														
障害児利用者	6	5	6	6	3																														
障害者利用者	20	22	23	26	26																														
派遣延回数	1,769	1,644	2,124	2,017	1,743																														
<p>●課が考えている課題</p> <p>特にない。</p>																																			

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和 2 年度	22,470	26,678	補助金 12,004 一般財源 14,674

令和3年度	26,464	25,465	補助金 11,458 一般財源 14,007
令和4年度	26,549	21,962	補助金 9,882 一般財源 12,080

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額 (千円)	内容
委託費	21,962	

3. 支出が適切に処理されているかについて

特に問題はない。

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

無し。

5. 事業の必要性について

必要性に疑義はない。

6. 監査の結果及び意見

特になし。

3 障害児・者発達支援事業（心理リハビリテーション事業）

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的> 就学前児童及び一部の就学後児童を中心に展開している療育事業の充実を図り、知的障害者まで含めた発達支援や自立訓練事業を総合的に展開し、一体的な療育体制の確立を目指す。</p> <p><概要> 心身に障害を持つ児童・生徒の機能回復のため、臨床動作法の心理リハビリテーションを毎月2回及び夏季集中訓練として委託実施。 なお、「心理リハビリテーション」については、障害児に対する早期療育等に関する事業を一貫して実施する療育センター機能が整備されるまでの間、実施する。 心理リハビリテーションは、臨床心理学者である成瀬悟策により開発された臨床動作法である。肩を上げたり下げたりする「肩上げ」、2人一組で肩に圧力を加える「肩押し」などの臨床動作法によって、自分で身体を動かしている感覚や自分が動作のコントロールをしている感覚などの体験を得ることがその効果として認められると武内智也の研究（2017）によって報告されている。肢体不自由が改善するだけでなく、精神疾患が改善したり、健常者の表情やしぐさ、対人的態度まで変わったりするそうである。</p> <p><関連諸法令、条例、規則> 令和5年度久留米市心理リハビリテーション事業業務委託仕様書、令和5年度久留米市心理リハビリテーション事業業務委託契約書</p>																																			
<p>●事業の形態</p> <p>国及び県から合計75%の補助金を得ている。</p>																																			
<p>●実施期間</p> <p>実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成30</th> <th>令和元</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> <th>令和4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催日数</td> <td>25</td> <td>23</td> <td>19</td> <td>21</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>訓練への延べ参加者数</td> <td>885</td> <td>823</td> <td>391</td> <td>345</td> <td>552</td> </tr> <tr> <td>障害児(者)の延べ人数</td> <td>274</td> <td>253</td> <td>149</td> <td>113</td> <td>166</td> </tr> <tr> <td>障害児(者)の平均参加数</td> <td>11.0</td> <td>11.0</td> <td>7.8</td> <td>5.4</td> <td>4.7</td> </tr> </tbody> </table>						年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	開催日数	25	23	19	21	35	訓練への延べ参加者数	885	823	391	345	552	障害児(者)の延べ人数	274	253	149	113	166	障害児(者)の平均参加数	11.0	11.0	7.8	5.4	4.7
年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4																														
開催日数	25	23	19	21	35																														
訓練への延べ参加者数	885	823	391	345	552																														
障害児(者)の延べ人数	274	253	149	113	166																														
障害児(者)の平均参加数	11.0	11.0	7.8	5.4	4.7																														

令和 2 年度から参加者数が減少した原因の一つとして、新型コロナウイルスのまん延に伴い、他人との身体接触を伴う行為が禁止され、心理リハビリテーションによる動作法の指導が、指導員が直接行うのではなく、指導員が手本を示し、保護者が実施するという形態となったことにより、利用しなくなった者がいると考えられる。
●課が考えている課題
利用者ニーズの把握と分析及び広報

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和 2 年度	2,585	1,578	補助金 1,184 一般財源 394
令和 3 年度	2,193	1,827	補助金 1,371 一般財源 456
令和 4 年度	2,187	2,086	補助金 1,565 一般財源 521

(2) 令和 4 年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
委託費	2,086	

3. 支出が適切に処理されているかについて

特に問題はない。

4. 成果指標と実績評価及び PDCA サイクルへの反映について

無し。

5. 事業の必要性について

6. 監査の結果及び意見に後述するとおり、検証が不十分である。

6. 監査の結果及び意見

(意見6) 効果検証

i 結論 効果検証をすべき

ii 理由 臨床動作法の効果が「自分で身体を動かしている感覚」等7つの体験を得ること等とされているが、抽象的でどのような効果がどの程度生じているのかがわかりにくい。臨床心理士等による根拠となる論文は存在するようではあるが、公的医療保険の適用対象とはなっておらず、その効果に対する信憑性に疑問がある。

利用者に対してアンケートを実施しているが、自由回答であるため、心理リハビリテーションとは関係のない副次的な効果にまで言及されてしまっており、検証方法としては不十分である。アンケート結果によれば、出席者は総じて心理リハビリテーションに対して満足しているようではあるが、満足している者が利用を継続しているので、当然の結果ではある。

担当課としては、心理面のことであるため、検証が困難だと考えている。その一方で、「普段の様子と訓練後の様子の変化」、「通う前の状態像と数年単位で訓練した状態像の変化に関する主観的な意見」、「指導者から見た当初の状態像と訓練を続けた結果の状態像の比較」等による検証は考えられるとの意見もある。しかし、「効果の検証は課題だと認識している一方で、学会等において検証された手法であり、行政が考えられる方法程度で効果検証を行うことは適切ではなく、有効ではないため、有効な手段を持ち合わせていない」と、検証の実施に対しては非常に消極的な態度である。

久留米市として事業を行う以上、効果の検証は必須である。検証が困難だとしても課として検証に消極的な姿勢である点は、改善すべきである。なお、検証方法については、全て行政で独自に考える必要はなく、外注先が臨床動作法の専門家であり、検証方法についても熟知しているはずであるので、検証方法についてアドバイスを受けるのが相当である。

課としては、療育の目的が「最大限の発達」が期待されるとして実施しているが、根拠が乏しく、その効果について第三者に対しても説得力のある検証をする必要がある。

(意見7) 広報

i 結論 利用の偏りを無くし新規利用者を増やすために広報すべき

ii 理由 児童の保護者に対して実施したアンケートによれば、参加回数については、初回利用者は0人、2回から5回の利用者は2人、6回から10回の利用者は4人、11回以上の利用者は9人であった。利用した保護者の60%が11回以上の参加となっており、新規の利用者が少ない少数かつ特定の者を対象とした事業となってしまう。

担当課によれば、放課後等デイサービス等が急増していることから新規参加者が少なくなっている可能性があるとのことであるが、事業内容も事業の目的も大きく異なり、いずれかを選択するような競合する事業とは言えない。

事業として実施していく以上は、少数の特定の者に対する事業とならないように広報をして新規利用者を増やす必要がある。

4 身体障害児・者装具の支給（購入・修理）事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的> 失われた部位または機能を補う補装具の費用を支給することにより、身体障害児・者の自立更生を支援する。</p> <p><概要> 身体障害児・者の失われた部位または機能を補い、必要な身体機能を獲得し、補うために用いられる用具の購入及び修理を行う。 (補聴器、車いす、装具、座位保持装置など)</p> <p><関連諸法令、条例、規則> 障害者総合支援法、久留米市身体障害者等に対する補装具費支給に関する規則</p>																							
<p>●事業の形態</p> <p>国及び県から事業費の75%の補助金を得ている。</p>																							
<p>●実施期間</p> <p>事業実施状況（身体障害児） （単位：件・円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年</th> <th>令和元年</th> <th>令和2年</th> <th>令和3年</th> <th>令和4年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総件数</td> <td>91</td> <td>136</td> <td>129</td> <td>121</td> <td>148</td> </tr> <tr> <td>公費負担額</td> <td>14,483,287</td> <td>18,685,986</td> <td>21,522,163</td> <td>23,145,335</td> <td>27,044,228</td> </tr> </tbody> </table>							平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	総件数	91	136	129	121	148	公費負担額	14,483,287	18,685,986	21,522,163	23,145,335	27,044,228
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年																		
総件数	91	136	129	121	148																		
公費負担額	14,483,287	18,685,986	21,522,163	23,145,335	27,044,228																		
<p>●課が考えている課題</p> <p>特にない。</p>																							

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

（単位：千円）

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	63,623	54,129	補助金 40,596 一般財源 13,533
令和3年度	60,850	61,623	補助金 46,216 一般財源 15,407

令和4年度	61,047	63,509	補助金 47,631 一般財源 15,878
-------	--------	--------	---------------------------

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額 (千円)	内容
給付費	63,509	

3. 支出が適切に処理されているかについて

特に問題はない。

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

無し。

5. 事業の必要性について

事業の必要性に疑義はない。

6. 監査の結果及び意見

特になし。

5 重度身体障害児・者日常生活用具給付事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的> 障害児・者の日常生活を容易にするため、障害の種別、程度等に応じ様々な日常生活の用具を給付する。</p> <p><概要> 障害児・者に対して、特殊寝台や便器等、日常生活の利便を図るための用具を給付している。 (ストマ用装具、電気式たん吸引器、ネブライザー、訓練用ベッドなど)</p> <p><関連諸法令、条例、規則> 障害者総合支援法、久留米市身体障害者等に対する日常生活用具の給付に関する規則</p>																							
<p>●事業の形態</p> <p>国及び県の補助金を受けている。</p>																							
<p>●実施期間</p> <p>事業実施状況（重度心身障害児）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 30 年</th> <th>令和元年</th> <th>令和 2 年</th> <th>令和 3 年</th> <th>令和 4 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給付件数</td> <td>462</td> <td>439</td> <td>453</td> <td>469</td> <td>425</td> </tr> <tr> <td>公費負担額</td> <td>10,334,922</td> <td>10,350,428</td> <td>10,992,704</td> <td>11,258,135</td> <td>10,216,021</td> </tr> </tbody> </table>							平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	給付件数	462	439	453	469	425	公費負担額	10,334,922	10,350,428	10,992,704	11,258,135	10,216,021
	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年																		
給付件数	462	439	453	469	425																		
公費負担額	10,334,922	10,350,428	10,992,704	11,258,135	10,216,021																		
<p>●課が考えている課題</p> <p>特にない。</p>																							

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和 2 年度	68,768	67,984	補助金 30,592 一般財源 37,392
令和 3 年度	68,589	71,873	補助金 32,341 一般財源 39,532
令和 4 年度	72,419	73,390	補助金 33,025 一般財源 40,365

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額 (千円)	内容
給付費	73,390	

3. 支出が適切に処理されているかについて

特に問題はない。

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

無し。

5. 事業の必要性について

事業の必要性に疑義はない。

6. 監査の結果及び意見

特にない。

2. 公衆衛生

I 健康増進

1 小児慢性特定疾病医療給付制度

1. 概要

●事業の内容					
<p><目的></p> <p>慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の給付等の事業を行う。</p> <p><概要></p> <p>慢性疾患により長期の療養を要する児童に対する医療の給付（現物給付）を行う。健康保険による医療の給付が優先するため、本事業による給付は保険適用後の自己負担分が対象となり、保護者の所得に応じて一部自己負担金がある。（保護者が医療機関窓口で支払）また、平成27年7月1日に改正児童福祉法が施行され、医療費助成の対象となる疾患が新たに追加され、令和3年11月時点で16疾患患郡、788疾患が医療費助成の対象である。</p> <p><関連諸法令、条例、規則></p> <p>児童福祉法、児童福祉法施行規則、久留米市児童福祉法施行細則</p>					
●事業の形態					
事業費の50%を国の負担で実施している。					
●実施期間					
事業実施状況 (単位：人・円)					
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
受給者数	284	249	279	241	249
医療費	58,499,167	57,800,870	67,744,580	84,197,880	67,464,134
食事療養費	690,115	686,500	1,023,310	1,003,255	823,695
●課が考えている課題					
特になし。					

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	64,405	68,990	補助金 34,383 一般財源 34,383
令和3年度	89,014	85,460	補助金 42,600 一般財源 42,600
令和4年度	84,600	68,530	補助金 34,143 一般財源 34,143

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
医療扶助費	68,287	
手数料	242	

3. 支出が適切に処理されているかについて

特に問題はない。

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

無し。

5. 事業の必要性について

事業の必要性に疑義はない。

6. 監査の結果及び意見

特になし。

2 小児慢性特定疾病児童等自立支援（ピアカウンセリング）事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的> 小児慢性特定疾病病児を療育している保護者等は、不安や悩みを抱えていることが多いため、地域の実情やニーズに応じて、同様の疾病を持つ子の養育者や小児医療に携わる医師、看護師等による助言・相談を行うことにより、保護者等の不安解消や児童の日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図る。</p> <p><概要> 平成27年1月1日に改正児童福祉法が施行され、小児慢性特定疾病児童等の自立を支援する事業が法律に位置付けられ、相談支援、小児慢性特定疾病児童自立支援員の配置が必須事業となった。また、久留米市においては、小児慢性特定疾病児を療育する保護者に対する相談会や、患者家族相互のカウンセリングを目的とした交流会を実施している。</p> <p><関連諸法令、条例、規則> 児童福祉法、久留米市小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱</p>																																															
<p>●事業の形態</p> <p>国から事業費の50%の助成を受けている。</p>																																															
<p>●実施期間</p> <p>自立支援事業のうちピアカウンセリング事業の事業実施状況（開催回数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年</th> <th>令和元年</th> <th>令和2年</th> <th>令和3年</th> <th>令和4年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小児糖尿病</td> <td>1 (6)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> </tr> <tr> <td>小児がん</td> <td>0 (0)</td> <td>1 (2)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> </tr> <tr> <td>ターナー症候群</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> </tr> <tr> <td>腎疾患</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> </tr> <tr> <td>潰瘍性大腸炎・クローン病</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> </tr> <tr> <td>全疾病</td> <td>1 (10)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> <td>1 (0)</td> <td>1 (3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※かっこ内は、久留米市からの参加者数。開催回数には、福岡県合同のものを含む。</p>							平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	小児糖尿病	1 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	小児がん	0 (0)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	ターナー症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	腎疾患	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	潰瘍性大腸炎・クローン病	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	全疾病	1 (10)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (3)
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年																																										
小児糖尿病	1 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)																																										
小児がん	0 (0)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)																																										
ターナー症候群	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)																																										
腎疾患	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)																																										
潰瘍性大腸炎・クローン病	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)																																										
全疾病	1 (10)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (3)																																										

●課が考えている課題

相談支援事業は行っているが、就学・就労までの自立支援事業に関する保護者等からの具体的な要望に接することはほとんどない。すでに、こども子育てサポートセンターでの相談や基幹相談支援センターでの相談で対応が行われているケースや、保護者がなかなか相談できていないケースなどが想定されるが、実態がまだ掴めていない。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	—	0	補助金 0 一般財源 0
令和3年度	—	0	補助金 0 一般財源 0
令和4年度	—	19	補助金 9 一般財源 9

他の事業と合わせて予算ができているため、当事業単独での予算額を算出できない。

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
事業委託費	0	
謝金	19	

3. 支出が適切に処理されているかについて

特に問題はない。

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

無し。

5. 事業の必要性について

自立支援事業のピアカウンセリング事業については、上述の事業実施状況から参加者が少ないなどその必要性に疑義がある。

6. 監査の結果及び意見

(意見8) 実態調査の実施

- i 結論 実態調査を実施し、ニーズの把握に努めるべきである
- ii 理由 事業実施状況から明らかなように、ピアカウンセリングについては、ほとんど実施されていない。

ピアカウンセリングについては、久留米市内に小児慢性特定疾病医療証を持つ患者が250人しかいないこともあり、ピアカウンセリングを実施する講師を選ぶことが非常に困難な状況にある。また、小児慢性特定疾病と言ってもその種類は多岐に渡り、ある患者の経験が他の患者にも効果的な場合もそれほど多くはない。更に、患者数の多い病気については患者会が立ち上がっており、既にピアカウンセリング類似のより充実した仕組みが存在する。一方で、患者数の少ない病気については、前述の講師を選ぶことは益々困難になり、かつ参加希望者も少なくなってしまう。

久留米市では、当初外部委託によりピアカウンセリングを含む自立支援事業を実施していたが、受託先の看護職員の確保の難しさ等により、令和2年度から外部委託を停止し、主として課の保健師により自立支援事業を行っている。

令和5年度から、自立支援事業に関する実態調査が努力義務となっている。自立支援事業の一つである、ピアカウンセリングについても、事業実施への課題を把握し、更なるニーズを掘り起こすため、新たに実態調査を検討すべきと考える。

3 小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的></p> <p>在宅で人工呼吸器装着等の医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等が、家族等の介護者の休息等の理由により、一時的に在宅で介護等を受けることが困難になった場合に、円滑に適切な医療機関に入院できる体制を整備することで、患児と家族等の介護者が安心して地域で療養生活を継続できるよう支援を行い、小児在宅医療の推進を図る。</p> <p><概要></p> <p>小児慢性特定疾病児童医療受給者証を持ち、人工呼吸器等装着者または重症患者で気管切開や常時喀痰吸引等の状態にある者を、14日間を限度として市と委託契約を締結している医療機関等で一時的に預かり、必要な療養上の管理等を行う。</p> <p><関連諸法令、条例、規則></p> <p>児童福祉法、久留米市小児慢性特定疾病児童等レスパイト支援事業実施要綱</p>																							
<p>●事業の形態</p> <p>事業費について国や県の補助を受けられる事業である。</p>																							
<p>●実施期間</p> <p>事業実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成30年</th> <th>令和元年</th> <th>令和2年</th> <th>令和3年</th> <th>令和4年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録者数</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>						年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	登録者数	4	3	1	2	3	利用者数	1	0	0	0	0
年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年																		
登録者数	4	3	1	2	3																		
利用者数	1	0	0	0	0																		
<p>●課が考えている課題</p> <p>登録者はいるが、ここ数年利用者がいない。福岡県、福岡市、北九州市と統一的に実施している事業なので、久留米市のみ変更するのは難しいかもしれないが、障害者福祉課など他のレスパイト事業との比較を行い、事業の整理をすべき。</p>																							

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	1,008	0	補助金 0 一般財源 0
令和3年度	840	0	補助金 0 一般財源 0
令和4年度	840	0	補助金 0 一般財源 0

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
委託料	0	

3. 支出が適切に処理されているかについて

不適切な支出はない。

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

無し。

5. 事業の必要性について

利用者が少なく、競合する他の事業と比較の上本事業の必要性について検討する必要がある。6. 監査の結果及び意見において詳述する。

6. 監査の結果及び意見

(意見9) アンケート

i 結論 アンケートを実施すべきである

ii 理由 過去4年間利用者がまったくいない。レスパイト事業自体は、不断の看護を要求される患者家族に対して休憩を与えるものであり、ニーズの高い事業であると考えられる。そのため、利用に至っていない理由を詳細なアンケートの実施によって把握し支援が必要な患者家族に支援が行き渡らせるにはどうすべきであるか把握に努めるべきである。

(意見10) 障害者福祉課との連携

i 結論 障害者福祉課との連携が必要である

ii 理由 障害者向けに医療的ケア短期入所制度というレスパイト制度が存在する。小児慢性特定疾病児童等医療生活支援事業とは、競合する制度であり、本事業の潜在的利用希望者が、医療的ケア短期入所制度を利用し、その結果として、本事業の利用者が少なくなっている可能性がある。

医療的ケア短期入所制度では、小児慢性特定疾病児童等医療生活支援制度とは異なり、経済的負担があるものの(1割)、年間利用可能日数が多く、入所者の要件も緩い。そのため、医療的短期入所制度が優先的に利用されている可能性がある。

但し、現在のところ、障害者福祉課との連携は充分ではない。支援が必要な者が要件を満たさない場合に他の利用可能な制度を案内したり、利用可能だったとしてもよりニーズにマッチした制度を案内したりするなど、市民に適切なサービスを提供するためにも、担当課で各制度間の違いやメリットとデメリットを把握するなど、競合する制度について理解しておく必要がある。

もし、医療的ケア短期入所制度が、小児慢性特定疾病児童等医療生活支援制度のほぼ上位互換であって、全ての利用希望者に対して医療的ケア短期入所制度を勧めるのが適切な場合は、本制度のために人的リソースを割き、関連機関と体制を整え、申込があれば常に利用可能な状態に置いておくこと自体が非効率となってくる可能性もある。その場合には、事業の廃止を検討すべきである。

以上のような対応をとるためには、障害者福祉課と連携を強める必要がある。

(意見11) 患者家族に利用を促す

i 結論 県と協議し、患者家族への案内文書を修正

ii 理由 本事業周知のため、「久留米市小児慢性特定疾病等レスパイト支援事業のご案内」及び「利用の手引き」という案内文書を患者家族に配布している。

しかし、同案内文書は、「ご自宅と同等の介護・療育環境を整備することは困難ですので、あらかじめ、ご了承ください」や「お子様の病状や医療機関の空きベッドの状況等によっては、入院できないことがあります」等の利用を躊躇させる文言がある一方で、たいへんな看護に疲弊してしまった患者家族の気持ちに寄り添い利用を促す文言がほとんどない記載されていない。

担当課によれば、実態を利用者に正確に伝え苦情を未然に防ぐためのものであるとのことであった。

その一方で、患者家族としては、病気の子どもの預けるにあたってどのような体制で子どもを看護してもらえるのか不安があるため利用者が少なくなっている可能性があるとも考えられている。

まずは、事業の利用が少ない要因をしっかりと把握し、利用を促す方策をとるべきである。

福岡県等と協議を行い、案内文書にも患者家族に寄り添い、利用を促すような文言を入れることによって、利用者が安心して病気の子どもを預けられる体制を築くことが必要ではないか。

4 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的> 在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活を支援する用具を給付することにより、在宅における生活の向上を図ることを目的とする。</p> <p><概要> 在宅の小児慢性特定疾病児童に対して、車いすや便器等、日常生活における利便性の向上を図るための用具を給付する。給付にあたっては在宅の小児慢性特定疾病病児童の属する世帯の所得税額に応じた利用者負担がある。</p> <p><関連諸法令、条例、規則> 児童福祉法、久留米市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱</p>																							
<p>●事業の形態</p> <p>事業費の50%を国が補助してくれる。</p>																							
<p>●実施期間</p> <p>事業実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成30年</th> <th>令和元年</th> <th>令和2年</th> <th>令和3年</th> <th>令和4年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給付件数</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>公費負担額 (円)</td> <td>143,238</td> <td>350,558</td> <td>203,505</td> <td>70,825</td> <td>208,425</td> </tr> </tbody> </table> <p>利用者数が年間1人から5人と少ないが、そもそも小児慢性特定疾病医療証を持つ者が久留米市内に250人しかいない上、各生活用具に給付の要件があり、対象者が限定的であることを考慮すれば、利用者が少ないが、必要な者が利用できていない状況というわけではない。</p>						年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	給付件数	4	5	4	1	2	公費負担額 (円)	143,238	350,558	203,505	70,825	208,425
年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年																		
給付件数	4	5	4	1	2																		
公費負担額 (円)	143,238	350,558	203,505	70,825	208,425																		
<p>●課が考えている課題</p> <p>特になし。</p>																							

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	676	203	補助金 101 一般財源 102
令和3年度	676	70	補助金 35 一般財源 35
令和4年度	676	208	補助金 104 一般財源 104

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
扶助費	208	

3. 支出が適切に処理されているかについて

支出は適切に処理されている。

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

無し。

5. 事業の必要性について

事業の必要性に疑義はない。

6. 監査の結果及び意見

特になし。

5 若年者の在宅ターミナルケア支援事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的> 末期と診断された若年のがん患者が、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅における療養生活を支援し、患者及びその家族の負担の軽減を図ることを目的とする。</p> <p><概要> 介護保険適用年齢に至らない、若年末期がん患者の在宅療養に必要な介護サービスの利用に係る費用の一部を補助する。</p> <p><関連諸法令、条例、規則> 久留米市補助金等交付規則、久留米市若年者の在宅ターミナルケア支援事業実施要綱</p>															
<p>●事業の形態</p> <p>事業費の50%を福岡県が負担する。</p>															
<p>●実施期間</p> <p>事業実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和2年</th> <th>令和3年</th> <th>令和4年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給付件数</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>公費負担額(円)</td> <td>110,700</td> <td>16,650</td> <td>165,804</td> </tr> </tbody> </table>				年度	令和2年	令和3年	令和4年	給付件数	7	1	6	公費負担額(円)	110,700	16,650	165,804
年度	令和2年	令和3年	令和4年												
給付件数	7	1	6												
公費負担額(円)	110,700	16,650	165,804												
<p>●課が考えている課題</p> <p>特になし。</p>															

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額(財源)の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	324	110	補助金 55 一般財源 55
令和3年度	270	16	補助金 8

			一般財源 8
令和 4 年度	270	165	補助金 82 一般財源 83

(2) 令和 4 年度決算額の主な内訳

節	金額 (千円)	内容
扶助費	165	

3. 支出が適切に処理されているかについて

支出は適切に処理されている。

4. 成果指標と実績評価及び PDCA サイクルへの反映について

無し。

5. 事業の必要性について

事業の必要性に疑義はない。

6. 監査の結果及び意見

(意見 1 2) 貸与福祉用具の名称の変更及び案内文書の更新

i 結論 「認知症老人徘徊感知機器」の名称を変更及び案内文書の更新

ii 理由 実施要綱に定められた貸与福祉用具の名称に、「認知症老人徘徊感知機器」というものがある。せん妄の症状のあるがん患者のために「認知症老人徘徊感知機器」を転用できるためである。しかし、認知症老人ではないためこの名称では必要な患者家族が自身が給付の対象であると気づけない可能性がある。案内文書中では、「徘徊感知機器」などと誤解させない表現にするのが適切である。

II 医療費助成

1 子ども医療費助成制度

1. 概要

●事業の内容
<目的> 子どもの療養に係る医療費の一部を支給することにより、子どもの保健を向上し、もって福祉の増進を図る。
<概要> 久留米市内に居住する中学3年生までの子どもを対象に、医療機関に入院・通院した場合の医療費の一部を市が助成することで、窓口での自己負担額を軽減する制度。
<関連諸法令、条例、規則> 久留米市子ども医療費の支給に関する条例 久留米市子ども医療費の支給に関する条例施行規則
●事業の形態
県補助 1 / 2
●実施期間
昭和49年10月から実施。
●課が考えている課題
子ども医療費助成制度は、都道府県からの助成を活用し、各自治体が主体となり、それぞれ独自に制度を設けて助成を行っている。 近年、子育て世代への支援の拡充や、移住定住促進を目的に、助成対象年齢や無償化の範囲を拡大する自治体も多く、自治体間競争となっている状況がある。 本来、子どもに対する医療費の助成については、居住地によって支援内容に差が生じるのは好ましくなく、国が全国一律の制度として行うべきものであると認識している。市としては、全国市長会等を通じて「子ども医療費無料化事業について、国の責任において制度化すること」を強く要望している。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	1,076,967	831,276	県補助金 327,595

			雑入（高額療養費等） 17,374 一般財源 486,307
令和3年度	1,033,478	986,228	県補助金 458,512 雑入（高額療養費等） 17,373 一般財源 510,343
令和4年度	1,022,381	995,358	県補助金 422,266 雑入（高額療養費等） 23,831 一般財源 549,261

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
1 1 節 役務費	29,828	審査支払手数料
1 9 節 扶助費	963,490	医療費

3. 支出が適切に処理されているかについて

福岡県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金福岡支部への医療費の審査支払手数料29百万円の支払と子ども医療費扶助費963百万円であり、適切に処理されていた。

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

過去5年間の目標値と実績 無し

成果指標が設定されていない場合は5年間の実績数値 無し

5. 事業の必要性について

今後も、子育て世代の経済的負担を軽減すると同時に疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図る必要があることから、事業の継続が必要。

6. 監査の結果及び意見

指摘すべき事項はなかった。

2 ひとり親家族等医療費助成制度

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的> 母（父）子家庭の母（父）及び児童、並びに父母のない児童の療養に係る医療費の一部を支給することにより、母（父）子家庭の母（父）及び児童、並びに父母のない児童の福祉の増進を図る。</p> <p><概要> 久留米市内に居住する、18歳未満の児童を監護している母（父）子家庭の母（父）とその児童、父母のない児童を対象に、医療機関に入院・通院した場合の医療費の一部を市が助成することで、窓口での自己負担額を軽減する制度。</p> <p><関連諸法令、条例、規則> 久留米市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例 久留米市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則</p>
<p>●事業の形態</p> <p>県補助 1 / 2</p>
<p>●実施期間</p> <p>昭和58年10月から実施。</p>
<p>●課が考えている課題</p> <p>ひとり親家庭等医療費助成制度は、都道府県からの助成を活用し、各自治体が主体となり、それぞれ独自に制度を設けて助成を行っている。</p> <p>これまで県の基準に合わせた制度としてきたが、令和5年10月診療分から、子ども医療費支給事業の無償化の範囲を拡大したことに合わせ、小中学生の入院にかかる自己負担額を無償化した。今回の拡充に関する部分については、県の基準の対象外となるため、市の全額負担となる。</p>

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	264,672	241,332	国県補助金 108,527

			雑入（高額療養費等） 19,251 一般財源 113,554
令和3年度	256,652	250,956	国県補助金 120,397 雑入（高額療養費等） 17,766 一般財源 112,793
令和4年度	260,491	245,905	国県補助金 114,483 雑入（高額療養費等） 16,892 一般財源 114,530

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
1 1 節 役務費	4,808	審査支払手数料
1 9 節 扶助費	238,508	医療費

3. 支出が適切に処理されているかについて

役務費 4,808 千円は国保連等へのレセプト審査料等の支払いであり、扶助費は医療機関への医療費の支払額であり適切に処理されていた。

4. 成果指標と実績評価及び PDCA サイクルへの反映について

ひとり親世帯の医療費負担であることから、目標数値、成果指標ともにならないが、目標指標、成果指標、その後の評価という性質のものではないため省略する。

5. 事業の必要性について

母（父）子家庭の母（父）及び児童、並びに父母のない児童の療養に係る医療費の一部を支給することにより、母（父）子家庭の母（父）及び児童、並びに父母のない児童の福祉の増進を図る制度で必要性は高いが、令和5年10月の拡充に関する部分については市の全額負担となることから、市財政への負担が大きくなる。

6. 監査の結果及び意見

指摘すべき事項は無かった。

Ⅲ 医療体制

1 小児救急医療事業

1. 概要

●事業の内容
<p>・久留米市における準夜帯（19時～23時）の公的な小児の初期救急事業 （本事業は、久留米市、大川市、小郡市、うきは市、三井郡大刀洗町及び三潁郡大木町で構成する久留米広域市町村圏事務組合の事業である）</p> <p><関連諸法令、条例、規則></p> <p>・関連法令等はない。</p> <p>・久留米広域市町村圏事務組合、久留米医師会、久留米大学病院、聖マリア病院による協定書があり、久留米広域市町村圏事務組合が定めた久留米広域小児救急医療支援事業実施要領がある。</p>
●事業の形態
<p>・久留米広域市町村圏事務組合が事業主体、久留米医師会が運営主体、聖マリア病院が実施病院となって、久留米広域小児救急センターを運営している。</p> <p>※従事する医師は久留米大学病院、聖マリア病院、久留米大学医療センター及び久留米市近隣の7医師会の小児科医が決められた曜日に従事する。</p> <p>・久留米市は、久留米広域市町村圏事務組合の構成市として、久留米広域小児救急医療支援事業負担金・協力金算定要領に基づき事業に要する費用の一部を負担している。</p>
●実施期間
<p>・平成18年4月から事業を開始し、現在に至る。</p>
●課が考えている課題
<p>・事業主体である久留米広域市町村圏事務組合は、以下の2点を課題としていると思われる。</p> <p>①将来に向かって、小児科医の安定的な確保</p> <p>②多くの患者が受診している筑後市、八女市及び八女郡広川町が久留米広域市町村圏事務組合への協力金支払を受諾しないことへの対応（協力金が支払われれば、久留米市をはじめとする構成市町や協力金支払い市町の負担が減少するため）</p>

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	10,410	10,410	一般財源
令和3年度	18,131	18,131	〃
令和4年度	18,171	18,171	〃

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
18節（負担金、補助及び交付金）	18,171	久留米広域市町村圏事務組合への負担金

3. 支出が適切に処理されているかについて

本事業は、久留米広域市町村圏事務組合の事業であることから久留米広域市町村圏事務組合が監査を受けているところであって、適切に処理されているものと判断できる。

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

事業主体である久留米広域市町村圏事務組合が事業実施にあたり、適切に対応しているものと認識している。

5. 事業の必要性について

久留米市の準夜帯における小児の初期救急医療体制であり、事業は必要と認められる。

6. 監査の結果及び意見

(意見13) 事務組合参加市町村以外の利用市町村の協力金要請

筑後市、八女市及び八女郡広川町からの患者が多いのであれば、久留米広域市町村圏事務組合への協力金支払いを促すため、受診患者数実績などを示し、適切な協力を働き掛けていくべきだと考えられる。

3. 児童福祉

I 総合的なこども対策

1 子ども・子育て支援事業計画推進事業

1. 概要

●事業の内容					
<p><目的> 久留米市の子ども・子育て支援事業計画である「第2期くるめ子どもの笑顔プラン」に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の総合的、計画的な推進を図る。</p> <p><概要> 計画の推進にあたって「子ども・子育て会議」で、施策の実施状況やその他必要な事項の調査・審議を行う。また、同会議において、教育・保育施設や、地域型保育事業の利用定員を定める際、計画を変更する際は意見を聴く。</p> <p><関連諸法令、条例、規則> 子ども・子育て支援法第72条第1項 久留米市子ども・子育て会議条例</p>					
●事業の形態					
学識経験者、事業主代表、労働者代表、子ども・子育て支援事業従事者、保護者代表 16名による会議体を設置（任期2年）。子ども政策課が事務局を担う。					
●実施期間					
会議開催概要					
年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
会議開催回数	1回	4回	2回	2回	3回
主な議題					
・第2期くるめ子どもの笑顔プランについて（令和元） ・第2期久留米子どもの笑顔プラン中間期の見直し（令和4） ・第2期くるめ子どもの笑顔プランの進捗状況確認 ・特定教育・保育施設の利用定員について					
●課が考えている課題					
こども基本法及びこども大綱の趣旨を踏まえ、第3期計画の内容を検討する必要がある。したがって適切な機会を捉え会議を開催し、意見を聴取する必要がある。					

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	524	269	一般財源 524
令和3年度	373	162	一般財源 373
令和4年度	459	328	一般財源 459

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
1節 報酬	291	委員報酬
10節 需用費	37	印刷製本費、食糧費
	35	他

3. 支出が適切に処理されているかについて

委員報酬291千円、需用費37千円などであり、適切に処理されていた。

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

無し

5. 事業の必要性について

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法において、市町村に策定義務があり、その策定にあたっては、「子ども・子育て会議」に諮ることとなっている。また、市の子ども施策の方向性に関し、関係者からの意見を聞ける有用な機会であることから、必要性が高い事業であると認識している。

6. 監査の結果及び意見

指摘すべき事項は無かった。

2 子育て支援啓発事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的> 社会全体で子育て・子育てを支援することの重要性、及び子ども対策に関する取り組みについて、市民意識の喚起・啓発を図る。</p> <p><概要> (1) フェイスブックによる情報提供 「くるめ子ども・子育て支援フェイスブック」を活用し、久留米市の子育て支援施策、子育て中の親子を対象としたイベント紹介を掲載するなど、積極的な情報発信を行っている。</p> <p>(2) 赤ちゃんの駅事業 乳幼児を持つ保護者が気軽に外出できるよう、授乳やおむつ替えなどで利用できる設備を有する施設を「赤ちゃんの駅」として登録する。 「赤ちゃんの駅」として登録された施設は、利用者が気軽に立ち寄れるよう目印となるステッカー等を目立つ場所に掲示するなど、利用しやすい環境づくりに努める。</p> <p><関連諸法令、条例、規則></p>														
<p>●事業の形態</p> <ul style="list-style-type: none">・市の子ども子育て関連情報について、子ども政策課職員が「久留米子ども・子育てフェイスブック」を活用し情報発信を行っている。・授乳、おむつ替えが出来るスペースを設置し、「赤ちゃんの駅登録」を申し出た設置者に対し、ステッカー等の掲示物を交付している。														
<p>●実施期間</p> <ul style="list-style-type: none">・「久留米子ども・子育てフェイスブック」フォロワー数：R4 末 954 人・赤ちゃんの駅登録件数（平成 23 年事業開始） <table border="1"><thead><tr><th></th><th>29 年度</th><th>30 年度</th><th>元年度</th><th>2 年度</th><th>3 年度</th><th>4 年度</th></tr></thead><tbody><tr><th>件数</th><td>110</td><td>110</td><td>109</td><td>110</td><td>109</td><td>110</td></tr></tbody></table>		29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	件数	110	110	109	110	109	110
	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度								
件数	110	110	109	110	109	110								
<p>●課が考えている課題</p> <ul style="list-style-type: none">・情報発信については、SNS 等の普及動向等を捉え、今後も効果的な発信方法の検討を続ける必要がある。また、赤ちゃんの駅については、登録推進、利用促進の観点から、これからも継続して事業周知を行う必要がある。														

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	1,569	1,567	一般財源 1,569
令和3年度	797	793	一般財源 797
令和4年度	24	22	一般財源 24

※令和3年9月、結婚から妊娠、出産、子育てまでの情報を一元的に提供できる「久留米市結婚応援・子育て支援総合サイト」を市HPへと一元化したことにより予算額減少。

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
10節 需用費	22	消耗品費

3. 支出が適切に処理されているかについて

22千円の消耗品費支出であり適切に処理されていた。

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

無し

5. 事業の必要性について

市の施策の効果、実効性を高めるためには、広報は重要な要素となる。現在、本事業において、子育て施策を市民へ周知する手段の一つとしてとして、フェイスブックを用いているが、フォロワー数も一定確保できており、有用な手段となっている。また、子育て世帯の外出に対する負担感を軽減するうえで、街中の施設に授乳やオムツ替えができる環境が整っていることは、社会が子育てを後押しすることに繋がる。したがって赤ちゃんの駅事業は有用な施策と考えている。

6. 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項は無かった。

3 家庭子ども相談事業

1. 概要

<p>●事業の内容 家庭こども相談事業</p> <p><目的> 子ども及び女性とその家庭に関する相談を受け、問題解決に向けて支援、援助をする。</p> <p><概要> ○問題を抱える子育て世帯の相談支援及び児童虐待の相談・通告対応 ○家庭における18歳未満の子どもの養育に関する相談対応 ○ひとり親家庭等の福祉に関する相談対応 ○DV（配偶者や恋人からの暴力）などの女性に関する相談対応</p> <p><関連諸法令、条例、規則> 児童虐待防止法</p>
<p>●事業の形態</p> <p>相談・通告対応</p>
<p>●実施期間</p> <p>平成14年度から</p>
<p>●課が考えている課題</p> <p>年々相談件数、業務量が増加している中で、相談員の人材確保、人材育成が急務である。</p>

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	51	12	一般財源12
令和3年度	51	11	一般財源11
令和4年度	51	20	一般財源20

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額 (千円)	内容
需用費	0	消耗品費
役務費	12	携帯通信費
使用料及び賃借料	8	タクシー借り上げ料
	20	

3. 支出が適切に処理されているかについて

総額 20 千円の支出であり適切に処理されていた。

4. 成果指標と実績評価及び PDCA サイクルへの反映について

無し

5. 事業の必要性について

子どもを取り巻く家庭の問題やひとり親家庭への支援、DV などの女性に対する相談対応については、当課の根本事業であるため、充実に努めていく必要がある。

6. 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項は無かった

II 子育て支援

1. 子育て交流プラザ運営事業

○ 児童福祉施設費

1. 概要

●事業の内容	
<p><目的></p> <p>子育て支援事業の中核施設として、子育てに関する不安や負担感の解消及び緩和と保護者や子育て支援関係者の交流・連携を図り、自主的、主体的に子育て支援を実践できる人材を育成する。</p> <p><概要></p> <p>市中心部に乳幼児とその保護者が気軽に集い、交流できる場を設置している。</p>	
施設名称	久留米市子育て交流プラザ
場所	リバール5階 (久留米市天神町8番地)
規模	延べ床面積 約720㎡
利用対象者	就学前児童とその保護者
施設構成	あそびのひろば、ロビー、情報・図書コーナー、事務室、会議室(2部屋)、相談室、一時保育室、授乳室等
運営形態	NPO法人「子育て支援ボランティアくるるんるん」(平成17年4月1日～現在)への委託(一部、図書コーナーは市営)
<p>また、子育て交流プラザには以下の6つの事業がある。</p>	
事業名	事業内容
交流事業	<p>親子で楽しめる催し(「くるるんひろば」、「ふれあいベビーマッサージ」等)や、中高生と乳幼児や親子との体験ふれあい事業(夏休みのボランティア活動参加)</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;">(久留米市HPより)</div> </div>
情報ネットワーク事業	<p>情報掲示板、情報紙の編集・発行、絵本・子育てに関する図書(およそ1,800冊)・雑誌等の閲覧及び貸し出し</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;">情報掲示板(久留米市HPより)</div> </div>

<p>子育て相談事業</p>	<p>子育て経験者（ボランティア）によるピアカウンセリング 電話・メール・面接相談（子育てホットライン）・・・毎週水曜 子育て健康相談（助産師、栄養士）・・・月1回 離乳食相談（栄養士）月1回 こども子育てサポートセンター出張相談（保健師）・・・年12回</p>
<p>一時預かり事業</p>	<p>保護者が買い物や通院、リフレッシュをするときに一時的に子どもを預かる。（就学前児童対象） 利用料・・・生後3カ月～3歳未満児：620円/時間 3歳以上～就学前の幼児：520円/時間</p>  <p>一時預かり室（久留米市HPより）</p>
<p>啓発事業</p>	<p>子育てセミナー（講座形式）・・・月1回 グループワーク等 久留米市子育て支援ボランティア養成講座開催・・・年2回</p>
<p>活動室貸室事業</p>	<p>子育てボランティア・サークルへの会議室の貸し出し 会議室等使用料・・・会議室1：520円/時間、 会議室2：360円/時間 ※一定の要件を満たせば使用料免除</p>  <p>（久留米市HPより）</p>
<p><関連諸法令、条例、規則> 久留米市子育て交流プラザ条例</p>	
<p>●事業の形態</p>	
<p>委託による運営</p>	
<p>●実施期間</p>	
<p>平成13年度より開始</p>	

●課が考えている課題

特になし

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	53,207	53,347	補助金 13,156 一般財源 39,465 その他 726
令和3年度	52,852	52,622	補助金等 11,974 臨時交付金 500 一般財源 39,204 その他 944
令和4年度	53,460	53,384	補助金 12,219 一般財源 39,352 その他 1,813

予算額及び決算額に、特に異常な変動や予算差異はなかった。

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

細	金額	内容
光熱費	640	
修繕費	141	
通信運搬費	349	
運営委託料	20,691	子育て交流プラザ運営委託料 20,391 千円、 新型コロナウイルス感染症対策業務委託料 300 千円
施設清掃委託料等	624	子育て交流プラザ施設清掃委託料、図書装 備委託料
施設借上料	30,631	リバール5階の施設借上料
事業用機器借上料等	221	事務用・事業用機器借上料
下水道使用料	66	
図書購入費	21	子育て交流プラザ内の図書購入費
合計	53,384	

3. 支出が適切に処理されているかについて

2. (2) の支出額 53,384 千円について関連する書類等を確認し、それぞれ適切に処理が行われていることを確かめた。うち、特に金額的に重要な以下の項目について詳細に示す。

①運営委託料 20,691 円

支払先	NPO 法人「子育て支援ボランティアくるるんるん」(以下、「くるるんるん」)
契約内容	子育て交流プラザ運営委託料 20,391 千円、 新型コロナウイルス感染症対策業務委託料 300 千円
契約形態	委託形式(随意契約) 随意契約の理由;「くるるんるん」は主な目的として子育て支援・児童の健全育成を掲げ、子育て支援の推進及び子育て支援施設の管理を行っている団体である。また、平成 14 年の子育て交流プラザ開設以来、運営・管理を適切に行っている。子育て交流プラザ運営業務については、その業務内容全般に精通している必要があるところ、「くるるんるん」はその業務に関する専門的知識・技術・実践経験を有する人材を有しており、かつこれまでのノウハウ等を活かした的確な運営が可能であることから、「くるるんるん」以外に業務を円滑に遂行できないため(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)。

《令和 4 年度委託料についての実績内訳及び予算額との比較》

(単位;千円)

項目	予算額	実績額	予算差額
専任職員雇用費※ 1	10,142	10,599	△456
臨時職員賃金※ 2	4,810	4,087	723
共済費	606	621	△15
旅費※ 3	40	30	10
研修費※ 3	20	0	20
報償費※ 4	3,003	3,116	△113
消耗品費	520	734	△214
印刷製本費	258	222	36
通信運搬費	270	236	34

保険料	150	156	△6
会費※3	8	8	-
委託料	38	38	-
使用料及び賃借料	371	375	△3
補助金	129	110	19
福利厚生費	16	8	8
雑費	8	52	△44
租税公課	2	0	2
その他支出※5	300	300	△0
事業費合計	20,691	20,691	△0

(令和4年度子育て交流プラザ運営委託設計書、令和4年度業務実績報告書より作成)

- ※1 専任職員雇用費：専任のサロンスタッフ（パートタイム）給与である。
スタッフの給与水準は市会計年度任用職員Ⅱ種と同額。
補助スタッフは市会計年度任用職員Ⅲ種と同額。
- ※2 臨時職員賃金：主に一時預かり業務に係る保育士賃金。
市会計年度任用職員Ⅱ種の時給換算と同じ。
- ※3 旅費・研修費・会費：「子育て交流広場」運営に係る全国的な会である「つどいのひろば」に係る研修会参加費及び関連旅費、会費。
- ※4 報償費：啓発事業等における講師へ支払う謝金。市の講師謝礼基準に従って支給。
- ※5 その他支出：その他支出は新型コロナウイルス感染症対策用の備品や消耗品の購入による支出である。新型コロナウイルス感染症対策業務委託契約 300 千円による支出。

②施設借上料

支払先（貸主）	㈱リオ・コンサルティング
契約内容	貸室賃貸借契約
対象物件	久留米市天神町8番地 千歳プラザ西館ビル（鉄筋コンクリート造、地上6階 地下2階）5階の一部 826.45㎡（250坪） 物件所有者：久留米市都市開発ビル㈱
使用目的	公共公益施設として使用
賃貸期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
賃料	賃料：月額 1,963,500円 共益費：月額 589,050円 年額合計賃料 30,630,600円

その他	平成14年から令和3年度まで締結されていた久留米都市開発ビル㈱との間との賃貸借契約において差し入れられていた敷金3,000万円が本契約においても効力を有している。
-----	---

子育て交流プラザ内にはその他、ファミリー・サポート・センターくるめ（ファミリー・サポート・センター事業参照）も設置されている。しかし賃料は全額子育て交流プラザ事業が負担しており、特に按分は行われていない。

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

成果指標としては、「くるめ子どもの笑顔プラン」の中で、本事業も含めた「地域子育て支援拠点12か所」の利用者数見込（推計）（人/月）を設定し実績評価が行われているが、事業（施設）ごとの利用者数見込等の個別具体的な成果指標の設定は見受けられない。

当該事業については毎年、委託会社より報告される実施報告書における参加者数、利用者アンケート結果等から事業効果を判断している。

《過去5年間の実施状況》

（単位：人・団体）

	H30	R1	R2	R3	R4
サロン参加者※	39,805	36,119	24,566	21,512	30,230
会議室利用	7,345	6,278	3,277	3,319	3,109
一時預かり	1,458	1,366	609	740	1,170
年間利用者	48,608	43,763	28,452	25,571	34,509
登録団体	85	89	90	91	90

（出所：子育て交流プラザくるるん事業報告資料より）

※サロン参加者数には、子ども（未就学児）とその保護者数も含む

一時預かり数は、子ども（未就学児）のみ

令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で休館期間があったことや一部利用が制限されていたことにより利用者数が落ち込んだ。令和4年度も感染拡大防止策を講じながらの営業であったが、利用者数も回復し前年度より大きく上回る利用者数を確保した。

令和4年度の利用状況の詳細は以下の通りである。

《令和4年度子育て交流プラザ利用者状況の内訳》

令和4年度集計表

月	一時預かり				会議室等			サロン参加者								利用者総計	1日平均利用者	行事参加者人数	登録団体(未白現在)	図書利用状況(人)	
	3歳未満児人数	3歳以上児人数	計	延時間	収入金額	利用人数	利用時間	収入金額	大人(女)	大人(男)	大人(初)	大人計	子ども(再)	子ども(初)	子ども計						合計
4	52	19	71	176	104,520	259	48	2,160	844	104	64	1,012	1,047	72	1,119	2,131	2,461	88	310	91	389
5	44	13	57	134	79,480	259	45	2,160	868	124	70	1,062	1,029	79	1,108	2,170	2,486	86	382	91	381
6	49	13	62	137	81,640	297	44	720	1,029	148	66	1,243	1,236	81	1,317	2,560	2,919	104	442	91	348
7	68	29	97	232	135,940	228	52	1,440	971	101	48	1,120	1,215	62	1,277	2,397	2,722	94	246	91	419
8	71	22	93	234	138,880	224	52	0	946	143	58	1,147	1,256	70	1,326	2,473	2,790	96	370	91	389
9	61	14	75	185	110,900	238	47	720	902	111	89	1,102	1,116	90	1,206	2,308	2,621	94	275	91	388
10	69	33	102	254	149,180	260	40	720	1,305	227	66	1,598	1,488	74	1,562	3,160	3,522	121	331	91	428
11	76	19	95	218	131,460	279	55	1,440	1,048	137	57	1,242	1,268	64	1,332	2,574	2,948	105	296	91	380
12	73	28	101	251	148,720	228	65	720	930	131	37	1,098	1,126	43	1,169	2,267	2,596	100	471	91	401
1	91	30	121	334	198,680	222	52	0	1,012	175	50	1,237	1,271	59	1,330	2,567	2,910	112	224	91	397
2	110	24	134	383	229,360	344	89	2,520	1,084	129	57	1,270	1,255	65	1,320	2,590	3,068	118	375	91	426
3	118	44	162	492	290,340	271	68	1,440	1,213	151	97	1,461	1,459	113	1,572	3,033	3,466	120	302	91	434
合計	882	288	1,170	3,030	179,910	3,109	657	14,040	12,152	1,681	759	14,592	14,766	872	15,638	30,230	34,509	4,024			4,780

(出所：こども子育てサポートセンター提供資料)

上表より、サロン参加者数のうち、こどもの利用者数(のべ人数)は令和4年度は15,638人であった。この人数は就学前児童数総数15,379人を考慮しても高い利用率であることが言える。下表は分析のために参考値として試算したものである。

	サロン参加者	内、子ども数 (①)	就学前児童数※ (②)	利用率 (①/②)
R3年度	21,512	11,328	16,064	70.5%
R4年度	30,230	15,638	15,379	101.2%

(こども子育てサポートセンター提供資料より作成。なお、就学前児童数は「くるめ子どもの笑顔プラン」【就学前児童・小学生児童数の推移・推計】より)

利用者からのアンケート結果は次の通りである。

《利用者アンケート結果》(こども子育てサポートセンター提供資料より作成)

アンケート実施期間：令和5年3月7日～26日

アンケート回答者数：200名

うち、初めての利用者22名(構成比 11.0%)

久留米市内在住183名(構成比 87%)

全体としての満足度	大変満足した	121名 (構成比 60.5%)
	満足した	56名 (構成比 28.0%)
	ふつう	1名 (構成比 0.5%)
	不満・やや不満	0名 (構成比 %)

総合的な評価としては、今後も利用したいというコメントや、安心安全に遊ばせられる場所があることを評価するコメントが多かった。

改善要望としては、提携駐車場や駐車場割引を求めるコメントやこのような施設を他にも作ってほしいと求めるコメントがあった。

細部項目

① 利用者状況

子どもの年齢	0歳	60名 (構成比 23.0%)
	1歳～2歳	117名 (構成比 45.0%)
	3歳	38名 (構成比 14.6%)
	4歳～5歳	27名 (構成比 10.4%)
	無回答その他	18名 (構成比 6.9%)

② 利用する際の交通手段

自家用車	105名 (構成比 42.3%)
徒歩	78名 (構成比 31.5%)
電車	33名 (構成比 13.3%)
バス	28名 (構成比 11.3%)
自転車	4名 (構成比 1.6%)

③ 利用しやすさ

大変満足	94名 (構成比 47.0%)
満足	77名 (構成比 38.5%)
ふつう	5名 (構成比 2.5%)
やや不満	2名 (構成比 1.0%)
不満	0名 (構成比 0%)

満足の理由としては、主に以下のような内容があった。

- ・ 駅 (バス停) から近い 12名
- ・ 気軽に遊びに来られる 8名
- ・ 一時預かりがある 4名
- ・ 午後の利用時間区切りがなくなった 4名 等

一方で、不満や改善要望のコメントとしては、以下の内容があった。

- ・ 提携駐車場がほしい、駐車場代がかかるといった駐車場関連の要望 28名
- ・ リベール全体を子育て施設にしてほしい 4名
- ・ 空き店舗を子連れ可能な飲食店などにしてほしい 1名 等

④ 講座やイベントの内容	大変満足	62名 (構成比 31%)
	満足	72名 (構成比 36%)
	ふつう	23名 (構成比 11.5%)
	やや不満	2名 (構成比 0.5%)
	不満	0名 (構成比 0%)

改善内容は様々であるが、主に午後からイベント開催の時間帯についてやイベント内容についての具体的なリクエスト等であった。

⑤ 施設設備や感染症対策について	大変満足	102名 (構成比 51.0%)
	満足	67名 (構成比 33.5%)
	ふつう	9名 (構成比 4.5%)
	不満・やや不満	0名

設備の安全性に対する対応・配慮について評価するコメントが多数であった。改善点については、おもちゃの種類についての具体的なリクエスト等であった。

⑥ 職員の対応	大変満足	135名 (構成比 67%)
	満足	67名 (構成比 20.5%)
	ふつう	2名 (構成比 1.0%)
	不満・やや不満	0名

熱心な仕事態度や子どもに対する対応について評価するコメントが多かった。改善点については個々人への接し方等個別具体的な内容であった。

5. 事業の必要性について

本事業は久留米市の地域子育て支援拠点事業の一つとして、幼児が安心して遊べる場所の提供や子育てに関する相談・情報提供等といった重要な機能を有しており、市民より高いニーズが得られている事業といえる。

西鉄久留米駅直結の施設という好立地に子どもを無料で遊ばせられる場所があることに加え、子育てに関する情報やサービス等を誰もが原則無料で入手・利用できる点においては、民間企業等での運営は難しく、久留米市が運営するという公共性のメリットが大いにあることから、当該事業は必要であると考えます。

6. 実施した監査手続き

- ①事業内容の概要を把握するために担当者にヒアリングを実施した。
- ②事業に関する関係法令や条例等を把握し、これらに準拠した処理が行われているか検討した。

- ③各事業の予算額、決算額の推移を取り、著しい増加・減少があれば、その原因を調査し合理性を確認した。
- ④補助金の算定が適切に行われているか検討した。
- ⑤委託や指定管理に関し契約内容が適切か確かめると共に、委託料や指定管理料が適切に把握されているか確認した。
- ⑥支出についてサンプリングより関連法令や条例等に従って適切に処理されているかを確認した。
- ⑦成果指標が適切に設定され、実績と比較されているか。また、目標と実績の差異の原因分析が行われPDCAサイクルをとおして次期の計画に反映されているかを検討した。
- ⑧成果指標と実績との比較を通して事業が有効であり、必要なものであるかを検討した。

7. 監査の結果及び意見

本事業についての結果及び意見は下記の通りである。

(意見14) 施設借上料の按分について

現状

本事業に係る施設借上料として、30,631千円が計上されているが、このうち、他事業に係る施設借上料も含まれており、専有面積等、その利用に応じた按分計算が行われていない。

意見

子育て交流プラザの中に、ファミリー・サポート・センター事業の本部（ファミリー・サポート・センターくるめ）が配置されている。ここに配置されている人員は子育て交流プラザ事業とは関連のない人員であり、かつ、独自にそのスペースが確保されている。

この点、事業実績を実態に応じ適切に評価するためには、事業ごとの専有面積を測定し、当該面積に応じ按分計算を行う等、施設借上料について、事業ごとに、その利用に応じた支出額負担を行うよう改善を行う必要がある。

(意見15) 定量的な評価指標の設定

現状

個別具体的に定量的な成果指標の設定が行われていない。

意見

子育て交流プラザ事業について、個別具体的に定量的な成果指標を設定していないことは、事後的に当該事業の必要性及び効果を定量的に把握することが出来ず、当該事業の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、当該事業の必要性に係る説明責任の観点からも改善する必要がある。

なお、この点、本事業も含めた久留米市地域子育て支援事業として「地域子育て支援拠点12か所」の利用者見込数を設定し、包括的に評価しているとの回答も得たが、事業ごとに利用対象者や利用目的等は異なること、また事業運営は個別に実施されていることから、その評価指標も個別に設定する必要があるといえる。

また、当該事業の運営委託先から毎年提供される実績報告の中に、利用者アンケート結果といった定性的な情報も含まれているが、こちらについて久留米市側で具体的に検討が行われている証拠が確認できなかった。これら定性的な情報も、今後の事業継続の可否を判断する上では非常に有用な情報であることから、もっと積極的に活用されたい。

(意見16) 利用率をあげるため、市として提携の駐車場を確保する等の改善対応 現状

子育て交流プラザは、西鉄久留米駅直結の施設に配置されており好立地である反面、提携の駐車場が確保されていない。利用者アンケートにおいてもその点について改善を求める声がある。

意見

子育て交流プラザは、好立地に配置されており、公共の交通機関を使っての利用は便利である反面、市民の多くは自家用車による移動が中心であるのが実態であり、このような市民が子育て交流プラザを利用しようとする際に障壁となっている懸念がある。

子育て交流プラザがある施設周辺には、多数の駐車場があるが、その好立地さゆえ、駐車場料金が比較的高い傾向がある。提携の駐車場を確保し駐車場の利用料金を一部免除することは、子育て交流プラザの更なる利用率の向上につながると考えられる。

また、子育て交流プラザがある施設や周辺の施設（西鉄久留米駅構内や近隣の百貨店等の施設）には飲食店等があるため、子どもを遊ばせている間に周辺施設で買い物を行ったり、遊ばせたついでに周辺施設に子どもと立ち寄りたりと、子育て交流プラザの利用率があがることはひいては、周辺の施設の利用機会も増え駅周辺施設の活性化に繋がるといった相乗効果も期待できる。

以上のことから、市として施設利用者のために提携駐車場を確保するといった改善策の対応が必要と考える。

2. すくすく子育て 21 事業

○ 児童福祉総務費

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的> 地域における子育て支援機能を充実・強化し、子育て支援に関する情報集約・提供を総合的に行い、子育て中の保護者の育児不安に対応することで、子育て支援事業の充実を図る。</p> <p><概要> 小学校区・地区ごとに、主任児童委員や民生委員、地域のボランティアなどで構成する「すくすく子育て委員会」が中心となって企画・運営する子育て支援のためのサロンや、子育て支援のための研修等に要する費用について、実施回数に応じて1校区30万円を限度に補助を行う。</p> <p>【補助対象経費】 報償費・旅費・需用費・役務費・委託料・使用料等</p> <p>【補助金の額】</p> <p>① 実施回数が10回～12回（立ち上げ年度除く）まで・・・10万円限度 ② 実施回数が13回～24回まで・・・20万円限度 ③ 実施回数が25回以上・・・30万円限度</p> <p>令和5年現在、30校区において地域サロンが開催されている。実施状況は後述。</p> <p><関連諸法令、条例、規則> 久留米市補助金等交付規則 すくすく子育て委員会補助金交付要綱</p>
<p>●事業の形態</p> <p>補助金</p>
<p>●実施期間</p> <p>平成15年度より開始</p>

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	4,000	1,137	一般財源
令和3年度	3,700	1,348	一般財源
令和4年度	4,000	2,012	一般財源

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、活動が縮小されていた影響で予算額に比べ決算額は少なかった。令和5年度はあらゆる活動が平常化し、交付見込額は3,045千円となる見込みである。

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
負担金・補助金及び交付金	2,012	すくすく子育て委員会補助金

3. 支出が適切に処理されているかについて

上記2(2)の支出額について、質問及びサンプリングによる資料の閲覧等を実施した結果、補助金交付要綱に準拠し適切な処理が行われていると判断した。

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

本事業の成果指標は、地域サロンの数（「子育て中の人が地域で交流できる場の数」）としており、具体的には令和6年度までに46箇所地域サロンを設置することを目標値としている。（「第2期くるめ子どもの笑顔プラン」の基本目標2『子ども・子育てを支え合う地域づくり』における成果指標及び目標値である「子育て中の人が地域で交流できる場」58箇所のうちの一部として設定されている。）

令和4年度の実績値は25箇所であったことから、現状、目標値と21箇所分の差異が生じているが、次年度以降にどの地域（校区）に設置するのかという今後の具体的な対応策についての検討が不足している。

また、予算額は過去の推移等から見込まれるサロンごとの補助金申請額を見積り設定されるが、実際の補助金申請額との差額について特に分析等が行われている証跡を確認することが出来なかった。

令和3年度及び令和4年度の各委員会（サロン）ごとの補助金交付状況は以下の通り。

	校区	子育てサロン名	活動場所	補助金交付額（千円）		
				R3	R4	R5 見込 (参考)
1	西国分	すくすくひろば	西国分校区コミュニティセンター	100	140	200
2	荘島	だっこちゃん	荘島校区コミュニティセンター	20	20	40
3	篠山	いちごクラブ	篠山コミュニティセンター	23	28	35
4	京町	歩っ歩ちゃん	京町校区コミュニティセンター	70	100	100
5	南薫	ドレミファ	南薫校区コミュニティセンター	100	100	100
6	鳥飼	にこにこクラブ	鳥飼校区コミュニティセンター	112	129	150
7	長門石	しゃぼんだま	長門石コミュニティセンター	30	59	100
8	小森野	きゅうぴい	小森野校区コミュニティセンター	70	68	70
9	金丸	コアラちゃん	金丸校区コミュニティセンター	-	-	300
10	東国分	たんぽぽ教室	東国分校区コミュニティセンター	-	96	100
11	御井	エンゼル広場	御井校区コミュニティセンター	-	-	100
12	南	すみれちゃん	南校区コミュニティセンター	-	-	100
13	合川	あいかわもこクラブ	合川校区コミュニティセンター	70	100	100
14	山川	子育てサロンさくらんぼ	山川校区コミュニティセンター	-	59	150
15	上津	ぴーなつくらぶ	南部保健センター	100	100	100
16	高良内	ポピー教室	高齢者と子どもの交流施設	-	-	100
17	山本	櫛の実教室	山本校区コミュニティセンター	45	70	70
18	宮ノ陣	すくすく kids	宮ノ陣校区コミュニティセンター	70	75	100
19	安武	つくし教室	安武校区コミュニティセンター	58	70	100
20	荒木	ぱんだクラブ	荒木校区コミュニティセンター	30	50	100
21	大善寺	ピッコロくらぶ	大善寺校区コミュニティセンター	19	50	80
22	善導寺	子育てキロロ教室	善導寺コミュニティセンター	17	29	100
23	津福	スクスクかんばんクラブ	津福校区コミュニティセンター	41	100	50
24	三瀨	きしゃポッポ	三瀨校区コミュニティセンター	70	100	100
25	犬塚	はじめのいっぽ	犬塚校区コミュニティセンター	70	70	100
26	西牟田	まつぼっくり	西牟田校区コミュニティセンター	70	100	100
27	城島	おいでおいで	城島保健福祉センター 「城島げんきかん」	23	99	100
28	田主丸	げんきひろば	田主丸校区コミュニティセンター	70	100	100
29	浮島	子育ての輪	うきうきハウス「わっ」	70	100	100

30	金 島	ふれあいひろば	-	-	-
			1,348	2,012	3,045

新型コロナウイルス流行の影響によりサロン休止、もしくはサロン開催頻度の減少により、令和3年度及び令和4年度ともに補助金交付金額は予算額を下回る金額となっていた。なお、令和5年度においては、休止中であったサロンも再開しており、補助金交付予定額は3,045千円になる見込みである。

□ サロン開催の例

令和5年4月1日
主催 西の子育て委員会
後援 西園分社会福祉協議会

回覧

すくすくひろば・どんぐり

今年度も新しい親子を迎え、ゆっくりスタートしたいと思います。
支えてくださっている様々な方々に感謝申し上げます。
《すくすくひろば》と《どんぐり》は幼稚園入園前までの乳幼児と保護者の方が安心して参加していただける場です。どうぞ、お気軽においでください。
令和5年度予定 (西園分コミュニティセンター 10:00~12:00)

子育てサークル「どんぐり」 毎月第2水曜日(8月はお休み)		すくすくひろば 毎月第3水曜日(8月はお休み)	
4/12(水)	親睦会※名札作り	4/19(水)	はじめまして(自己紹介)
5/10(水)	みんなでおでかけ	5/17(水)	ネームプレート作り
6/14(水)	ワークショップ	6/21(水)	ママたちのリラックスタイム
7/12(水)	救命講習	7/19(水)	子どもたちの虫よけスプレー作り
9/13(水)	運動会	9/20(水)	絵本の読み聞かせ
10/11(水)	ハロウィン	10/18(水)	サンドイッチと親子であうたであそぼう!
11/8(水)	保護者さん	11/15(水)	支援センターの先生とあそぼう
12/13(水)	クリスマス	12/20(水)	クリスマスツリー作り
1/10(水)	クッキング	1/17(水)	アイシングクッキー作り
2/14(水)	児童センター	2/21(水)	おひなさま飾りを作ろう!
3/13(水)	お別れ会	3/27(水)	※3/20以降はのち、募集は行っていません。 ボランティアスクール ボランティアスクール

※予定は変更になる場合がございます。

山本 校区子育てサロン

櫃の実教室

R5年4月20日(木)	自由遊び
R5年5月18日(木)	自由遊び
R5年6月15日(木)	自由遊び
R5年7月20日(木)	自由遊び
R5年8月17日(木)	自由遊び
R5年9月21日(木)	自由遊び
R5年10月19日(木)	自由遊び
R5年11月16日(木)	自由遊び
R5年12月21日(木)	クリスマス会
R6年1月18日(木)	自由遊び
R6年2月15日(木)	自由遊び
R6年3月21日(木)	自由遊び

開催の中止や内容の変更がある場合がありますのでご了承ください。詳細は問い合わせ先までご連絡ください。

□令和4年度の補助金交付事例

令和4年度収支予算書

委員会名 山本校区すくすく子育て委員会

補助金等交付申請書

令和4年度すくすく子育て委員会補助事業について、補助金等の交付を受けたいので、久留米市補助金等交付規則を承知のうえ、同規則第4条の規定に基づき関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業等の名称	令和4年度すくすく子育て委員会補助事業
2 補助金等の要望額	70,000円
3 交付の要望時期	令和4年6月頃
4 補助事業等の完了予定年月日	令和5年3月31日
5 補助事業等の目的	地域の子育て支援のニーズに応えるために、小学校区を単位として組織した委員会において子育て支援事業を企画・実施し、子育て家庭の福祉の向上を図る。
6 その他特記事項	

〔収入の部〕

費目	金額	計算基礎(明細)
市補助金	70,000	すくすく子育て委員会補助金
合計	70,000	

〔支出の部〕

費目	金額	計算基礎(明細)
消耗品費	45,000	材料費 20,000 情報紙等用紙代 5,000 玩具・絵本等 20,000
印刷費	10,000	情報紙等コピー代 10,000
通信費	5,000	切手・はがき代 5,000
使用料	10,000	会場使用料 10,000
合計	70,000	

5. 事業の必要性について

地域における子育て支援機能として、各地域の子育てサロンは比較的多くの市民に定着しており、子育てに悩みを抱える子育て中の保護者等にはより身近な存在としての役割を担っている。そのため、地域サロンの継続は市民にとっては重要であり、久留米市として当該サロン運営に対し継続して支援を行っていく必要性は高いと判断できる。

しかしその一方で、地域子育て支援センター事業が掲げる事業内容一つに「すくすく子育て委員会校区サロン事業の育成支援」事業があり、この事業における支援と、本事業が行う支援には、その目的や趣旨が類似していることから、より効果的な成果を目指すのであれば、これらを合算して支援していく方法を検討する等、今後の運営方法については改善を行った上で事業の継続を検討する必要性があると考えます。

6. 実施した監査手続き

- ①事業内容の概要を把握するために担当者にヒアリングを実施した。
- ②事業に関する関係法令や条例等を把握し、これらに準拠した処理が行われているか検討した。
- ③各事業の予算額、決算額の推移を取り、著しい増加・減少があれば、その原因を調査し合理性を確認した。

- ④補助金や交付金、委託料等の算定が適切に行われているか検討した。
- ⑤委託や指定管理に関し契約内容が適切か確かめると共に、委託料や指定管理料が適切に把握されているか確認した。
- ⑥支出についてサンプリングより関連法令や条例等に従って適切に処理されているかを確認した。
- ⑦成果指標が適切に設定され、実績と比較されているか。また、目標と実績の差異の原因分析が行われPDCAサイクルをとおして次期の計画に反映されているかを検討した。
- ⑧成果指標と実績との比較を通して事業が有効であり、必要なものであるかを検討した。

7. 監査の結果及び意見

本事業についての結果及び意見は下記の通りである。

(意見17) 成果指標に対する実績評価およびPDCAサイクルの運用強化

現状

成果指標と実績との差異が生じているが、これを解消するための具体的な対応策の検討が不足している。

意見

本事業においては設定した成果指標に対する実績評価および目標達成のための具体的な対策の検討が不足している。目標と実績との差異原因について分析を行い、目標達成のための具体的な対応策を検討し次期の計画に適切に反映させるよう改善を行うことは、事業の必要性に係る説明責任を強化する観点からも必要である。

加えて、今後は次の観点も考慮して検討を行うことが必要であると考えます。

- ① 今後も補助による効果が十分に期待できるか？
- ② 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要ではないか？
- ③ 他の事業に係る予算に組み合わせて運営していく方がより効果的ではないか？

特に、③についてであるが、地域子育て支援センター事業の行う事業の一部とその目的や趣旨が類似しているが、地域子育て支援センターに補助金の交付機能がないという理由から現在は別事業に区分されている。より効果的な成果を目指すのであれば、これらを合算して同一の事業として予算を組み、運営していく方法を検討する等、事業運営の方法の見直しも提案したい。

3. ファミリー・サポート・センター事業

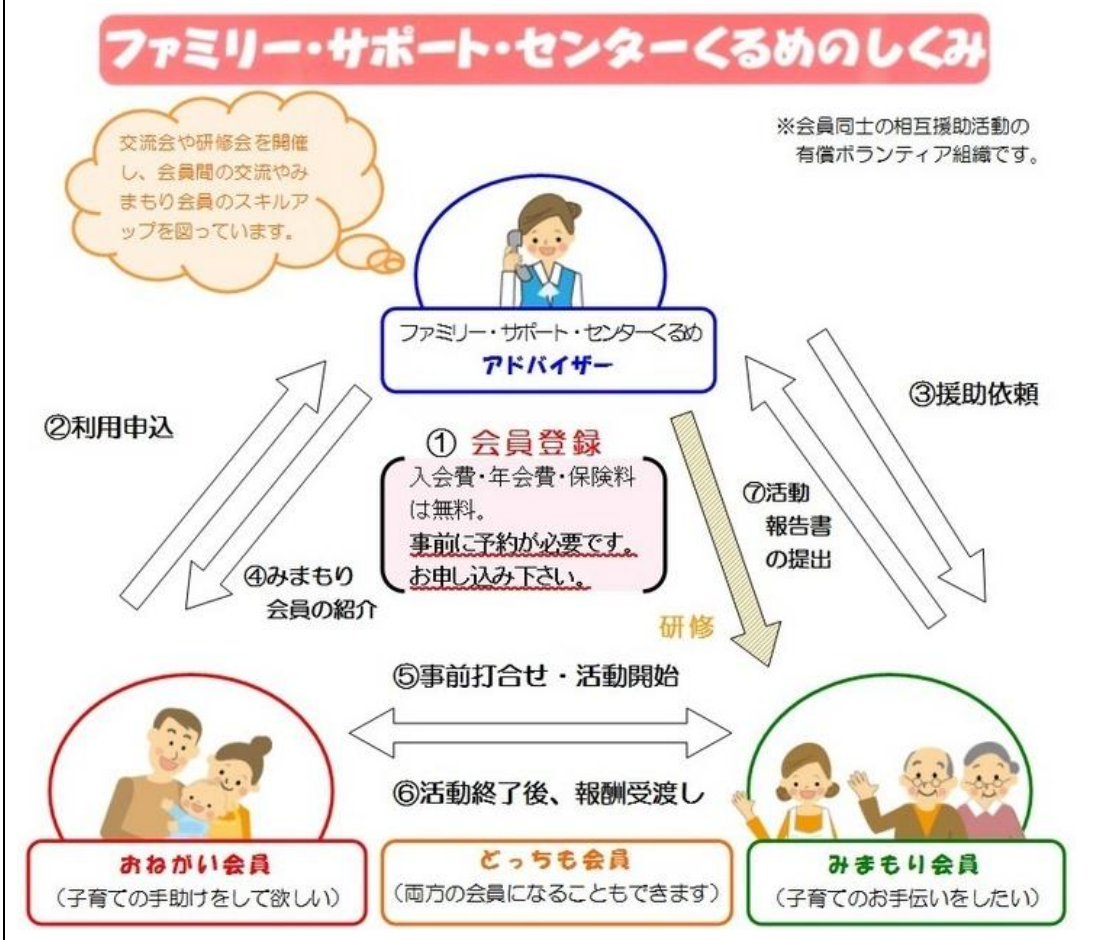
○ 児童福祉総務費

1. 概要

●事業の内容	
<p><目的></p> <p>地域において育児の援助を受けたい者と援助を行いたい者とが行う相互援助を会員組織として支援することにより、子育てを行っている家庭が仕事と育児を両立できる環境を整備し、児童福祉の向上及び労働者の福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>また、ひとり親家庭等、生活保護世帯及び非課税世帯の保護者に対し、ファミリー・サポート・センター利用料の一部を助成することにより、就労の支援、育児負担の軽減を図る。</p> <p><概要></p> <p>事業内容としては以下の2つである。</p> <p>① ファミリー・サポート・センター事業</p> <p>育児について、援助を受けたい人（おねがい会員）と、援助を行いたい人（みまもり会員）の会員組織を作り、市が設置するセンター（ファミリー・サポート・センターくるめ）が、おねがい会員からの依頼を受け、それをみまもり会員につなぎ必要な支援が行われるように運営する。</p>	
運営組織名	ファミリー・サポート・センターくるめ
運営事務局	平成17年9月よりNPO法人ル・バトーに委託
事務局設置場所	子育て交流センタープラザ内
営業時間	ファミリー・サポート・センターくるめの開設時間 月～土曜 9時30分～18時
利用形態 (利用例)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育施設までの送迎、及びその後の預かり ・ 学童の放課後の預かり、又は学童保育所までの送迎 ・ 就職活動及び就業訓練の間 ・ 映画鑑賞、美容院、講演会などのリフレッシュタイム ・ 冠婚葬祭の間 ・ 乳幼児を連れて出かけにくい時（参観日・病院）
利用対象・方法	<p>事前登録制</p> <p>【おねがい会員】</p> <p>対象</p> <p>生後3か月から小学6年生までの子育ての手助けをして欲しい人で、久留米市、うきは市、大木町、大刀洗町に在住、または勤務する人</p> <p>登録方法</p>

	<p>おねがい会員登録会（月1開催）での講習受講後</p> <p>【みまもり会員】</p> <p>対象</p> <p>講習を受講し、活動ができる18歳以上の人</p> <p>登録方法</p> <p>みまもり会員養成講座または子育て支援ボランティア養成講座を受講後、登録。（養成講座では救急救命、子どもの世話、子どもの発達などについて学ぶ）</p>																
利用時間と料金	<p>利用時間：7時～21時</p> <p>時間ごとの利用料金は下表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="4">利用時間と利用料金（子ども1人につき、1時間あたり）</th> </tr> <tr> <th>時間帯</th> <th>7時～9時</th> <th>9時～18時</th> <th>18時～21時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月曜～土曜</td> <td>800円</td> <td>600円</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>日曜・祝日、8月13日～15日、12月28日～1月4日</td> <td>800円</td> <td>800円</td> <td>800円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（久留米市ホームページより）</p>	利用時間と利用料金（子ども1人につき、1時間あたり）				時間帯	7時～9時	9時～18時	18時～21時	月曜～土曜	800円	600円	800円	日曜・祝日、8月13日～15日、12月28日～1月4日	800円	800円	800円
利用時間と利用料金（子ども1人につき、1時間あたり）																	
時間帯	7時～9時	9時～18時	18時～21時														
月曜～土曜	800円	600円	800円														
日曜・祝日、8月13日～15日、12月28日～1月4日	800円	800円	800円														

【ファミリー・サポート・センターの仕組み】



(久留米市ホームページより掲載)

② ファミリー・サポート・センター利用料金助成事業

事業内容

ファミリー・サポート・センター利用料の2分の1の額を助成する（限度額30千円/月）

対象者

久留米市内に住所を有し、下記のいずれかに該当する者

- ① ひとり親であって、前年中（4月～7月は前々年中）の所得が実施要綱で定める額未満の者
- ② 当該年度（4月～7月は前々年中）の世帯の市長村民税が非課税の者
- ③ 生活保護受給世帯の者

<関連諸法令、条例、規則>

久留米市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

子ども・子育て支援交付金交付要綱

●事業の形態

平成17年9月1日より事務局運営をNPO法人ル・バトーに委託している。

●実施期間

平成17年度より開始。特に平成23年度からは久留米市広域連携中枢都市圏構想での事業としても取り組みが行われており、久留米市外のうきは市・大刀洗町・大城町においても活動フィールドが拡大され、係る市町村と連携して事業が行われている。

●課が考えている課題

本事業の課題については、当事業の運営委託先より毎年、実績報告書とは別に、当該事業の現状と課題についての報告が行われており、市と情報共有が行われている。

その中で特に久留米市として積極的に関与し対応すべきである緊急性の高い課題は、みまもり会員が不足していることである。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	13,200	13,243	補助金 9,270 その他 1,010 一般財源 2,963

令和3年度	13,230	13,585	補助金 8,502 臨時交付金 500 その他 1,174 一般財源 3,409
令和4年度	13,922	13,748	補助金 8,262 その他 1,182 一般財源 4,304

※その他財源とは、連携中枢都市圏事業費負担金によるものである。

連携中枢都市圏構想・・・国が進める事業であり、久留米市においても関係市町村と連携し、“人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点”である「連携中枢都市圏」を形成することを目的としたもの。

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額 (千円)	内容
委託料	13,624	ファミリー・サポート・センター運営委託料 (13,324)、新型コロナウイルス感染症対策業務委託料 (300)
負担金・補助金及び交付金	124	ファミリー・サポート・センター利用料助成金
合計	13,748	

3. 支出が適切に処理されているかについて

2. (2) の支出額 13,748 千円について関連する書類等を確認し、それぞれ適切に処理が行われていることを確かめた。うち、特に金額的に重要な運営委託料 13,624 千円について詳細に示す。

支払先	NPO 法人ル・バトー
契約内容	子育て交流プラザ運営委託料 13,324 千円、 新型コロナウイルス感染症対策業務委託料 300 千円
契約形態	委託形式 (随意契約) 随意契約の理由；当該事業の運営については平成 17 年度に受託団体の公募を行い、審査の結果、適格と認められた NPO 法人ル・バトー (以下、当該団体) に委託することを決定した。当該団体は翌年に NPO 法人認証を取得し、現在まで意欲的に事業拡大に努めている。

	加えて、平成 23 年 4 月より広域定住自立圏域（現在の広域連携中枢都市圏域）にも事業拡大を行ったため、事業の継続性の観点から運営団体の変更は不相当と考えられるため。また、委託内容が公共的性格を有することから目的性質が競争入札に適さないため。（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）。
委託内容	久留米市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱第 3 条第 1 項に規定する以下の業務。 ① 会員の募集、登録、会員の組織化に関すること ② 会員の援助活動の調整に関すること ③ 会員に対する講習会及び会員相互の交流会の開催に関すること ④ 会員及び関係機関との連絡調整に関すること ⑤ 広報活動に関すること ⑥ その他センターの設置目的を達成するために必要なこと

《令和 4 年度委託料についての予算額と決算額の比較》

（単位；千円）

項目	予算額 (運営費総額)	決算額	予算差額
謝金※ 1	8,977	8,733	245
共済費※ 2	1,329	1,110	218
旅費※ 3	718	473	245
消耗品費※ 4	300	794	△494
印刷製本費	351	442	△92
通信運搬費	792	892	△99
保険料	637	644	△7
使用料	220	220	0
コロナ関連費用※ 5	300	316	△16
合計	13,624	13,624	△0

（令和 4 年度ル・バトー運営委託設計書、令和 4 年度収支決算書より作成）

※ 1 謝金 当該事業のコーディネートやアドバイス等を行うアドバイザー（4 名）と講師等に支払う報酬である。

支給水準は委託先の規程に従う。アドバイザー単価は主に@923 円/時間で計算。概ね予算通りの支出であった。

- ※2 共済費 上記のアドバイザー等に支払う法定福利費である。
- ※3 旅費 主にアドバイザーの通勤手当、駐車場代他活動旅費である。
- ※4 消耗品費 主に事務用品費等の一般消耗品費であるが、今年は電球交換 316 千円の支出があり多額であった。
- ※5 コロナ関連費用 委託契約に係る新型コロナウイルス感染症対策備品を購入した。

また、ファミリー・サポート・センターくるめの収支決算書は以下の通りである。

(令和4年度 NPO 法人ル・バトーからの事業実績報告書より)

ファミリー・サポート・センターくるめ

収支決算書

2022年4月1日～2023年3月31日

特定非営利活動法人 ル・バトー

I 収入の部			
	ファミリー・サポート・センター事業受託金	13,323,510	
	新型コロナウイルス感染拡大防止対策業務委託料	300,000	
	受取利息 福岡銀行普通預金利息	12	
	当期収入合計		13,623,522
II 支出の部			
謝金	アドバイザー	8,369,088	8,561,088
	サブリーダー	96,000	
	サブリーダー 広域	96,000	
共済費	労働保険料	68,531	1,110,310
	社会保険・年金	1,041,779	
旅費	研修費	0	410,260
	アドバイザー通勤手当	199,200	
	活動旅費	14,060	
	活動旅費 広域	25,200	
	駐車場代	26,300	
	サブリーダー活動旅費	88,000	
	サブリーダー活動旅費 広	57,500	
消耗品費	事務用品等	95,280	1,106,901
	紙	24,866	
	複合機消耗品(インク)	74,369	
	コピー カウント代	42,697	
	クリーニング	27,643	
	情報保護シール	20,690	
	コロナ関連	315,717	
	電話機・カメラ	150,323	
	通信用 opp袋	28,836	
	電球交換	326,480	
印刷製本費	ファミサポ通信	241,120	442,453
	養成講座チラシ	12,837	
	ファミサポ手引き	101,200	
	封筒	87,296	
通信運搬費	TEL代	214,368	891,611
	携帯代	16,050	
	切手・ハガキ代	131,240	
	メール便代	526,928	
	振込手数料	3,025	
保険料	ファミサポ補償保険料	316,295	644,295
	車	304,000	
	車(令和4年度4月分)	24,000	
使用料	パソコン リース料	62,208	219,560
	コピー機 リース料	80,352	
	インターネット接続料	22,000	
	ファミサポネットワーク会費	55,000	
租税公課		0	0
講習会謝金	養成講座 講師謝金	171,600	171,600
講習会消耗	講習会講師お茶代	200	2,956
	講習会 資料等	2,756	
講習会旅費	講習会講師交通費	1,500	62,500
	講習会講師交通費 広域	3,000	
	登録会託児交通費	41,000	
	養成講座託児交通費	17,000	
	当期支出合計		13,623,534

III ファミリー・サポート・センターくるめ事業委託返済額

-12

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

本事業において、定量的な成果指標としては、「くるめ子どもの笑顔プラン」の中で、以下の通り設定されている。

くるめ子どもの笑顔プラン

第4章 子ども・子育て支援事業計画

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

(7) ファミリー・サポート・センター事業 より

【見直し後計画】

(単位：件)

		実績		推計		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	活動件数	448	304	478	469	465
対応策	活動件数	448	304	478	469	465

※対象年齢：小学1～6年生（6～11歳）

就学前児童の利用は「(8) 一時預かり事業 1) 一時保育事業」に計上

(8) 一時預かり事業 ア. 一時預かり事業（幼稚園型を除く）より

【見直し後計画】

(単位：人日)

		実績		推計		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	利用者数	12,052	11,240	10,799	10,774	11,244
対応策	保育所・認定こども園・幼稚園における一時預かり	10,823	9,561	9,257	8,989	9,387
	ファミリー・サポート・センターによる一時預かり	368	714	360	350	365
	くるるん、児童センター、トワイライトステイによる一時預かり	861	965	1,176	1,435	1,492
	対応策合計	12,052	11,240	10,799	10,774	11,244

しかし当該指標と、実績報告書において報告される指標との整合性が取れないことから、当該指標が本事業の成果指標として実際に使用されている証跡を確認することが出来なかった。

また、市が進める広域連携中枢都市圏構想事業（広域連携事業）としても、その目標とする会員数や件数といった成果指標の設定が見受けられなかった。

以下、過去5年間の当該事業の実績推移を示す。

《過去5年間の実績推移》

(単位：人、件)

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
会 員 数	1,772	1,817	1,786	1,803	1,846
おねがい会員	1,265	1,303	1,273	1,271	1,293
みまもり会員	370	418	423	448	470
どっちも会員	87	96	90	84	83
援助活動件数	2,280	2,118	1,447	2,335	2,472

(出所：こども子育てサポートセンターより入手 事業実績報告書より作成)

令和4年度における広域事業としての広域会員数と活動数は以下の通りである。

《広域会員数と活動数》

(単位：人)

	うきは市	大刀洗町	大木町
おねがい会員数	28	22	38
みまもり会員数	12	10	20
どっちも会員数	6	0	2
会員数合計	46	32	60
活動件数	2件	4件	24件

5. 事業の必要性について

本事業は、市民ボランティアを前提に、地域における相互援助の形による子育て支援事業という他事業とは異なる形式によるものであり、子育てを行っている家庭が仕事と育児を両立できる環境を整備し、児童福祉の向上や労働者の福祉の増進に資することから事業の必要性は高いと考えられる。

また、広域連携事業として、近隣の市や町と連携して進めている事業であり久留米市としての独自性が出せる事業であることから、前述の課題に適宜対応しながら事業を継続していくことが重要であるといえる。

6. 実施した監査手続き

- ①事業内容の概要を把握するために担当者にヒアリングを実施した。
- ②事業に関する関係法令や条例等を把握し、これらに準拠した処理が行われているか検討した。

- ③各事業の予算額、決算額の推移を取り、著しい増加・減少があれば、その原因を調査し合理性を確認した。
- ④補助金の算定が適切に行われているか検討した。
- ⑤委託や指定管理に関し契約内容が適切か確かめると共に、委託料や指定管理料が適切に把握されているか確認した。
- ⑥支出についてサンプリングより関連法令や条例等に従って適切に処理されているかを確認した。
- ⑦成果指標が適切に設定され、実績と比較されているか。また、目標と実績の差異の原因分析が行われPDCAサイクルをとおして次期の計画に反映されているかを検討した。
- ⑧成果指標と実績との比較を通して事業が有効であり、必要なものであるかを検討した。

7. 監査の結果及び意見

本事業についての結果、及び意見は以下の通りである。

(意見18) みまもり会員を増やすための市としての積極的な関与

現状

概要の「課が考えている課題」にも記載した通り、みまもり会員数が不足しており、おねがい会員からの依頼に対して、一部アドバイザーが対応するケースも増えている。

意見

当該事業を継続して実施していくためには、みまもり会員数の確保が重要といえるが、昨今の社会情勢などの影響でボランティアに参加する人は減少しており必要な会員を確保することが厳しい状況にある。またこの状況は前期以前より継続していると見受けられるため、委託先だけではこの課題を解消することは困難であると考えられる。

そこで市として、まずは現状として、どれくらいの会員数が不足しているのか実態調査を詳細に行い、確保すべき会員数を割り出した上で、その規模に応じた対応策を検討する必要がある。委託先らの要望にもあるように、積極的な広報活動を行い当該事業の周知を進めることや、より多くの会員登録者数が増えるように会員養成講座の開催場所・開催頻度を拡大することといった施策については早急に対応する必要がある。

(意見19) 明確な成果指標の設定

現状

現在提示されている事業計画における成果指標と実績報告書にて報告される指標が整合していないため、当該事業について実績評価が行われている証跡が確認できない。



意見

「くるめ子どもの笑顔プラン」中の当該事業の成果指標と実績報告書の中で報告されている指標とが整合していないため、当該事業の必要性や効果を正確に把握することが出来ず、また当該事業の見直しを検討するための判断材料が不足している。現在設定している成果指標が適切か見直しを行うとともに、必要に応じて委託先から追加の報告を求める等により、当該事業の実績評価方法を明確にすることが当該事業の必要性に係る説明責任の観点からも必要である。

4. 地域子育て支援センター事業

○ 児童福祉施設費

1. 概要

●事業の内容	
<p><目的></p> <p>子育てに関する相談やサロンを実施し、子育て家庭の子育て不安の解消、保護者相互の交流促進などにより子育て支援を図る。</p> <p><概要></p>	
各施設名	松柏子育て支援センター、白峯子育て支援センター、荒木子育て支援センター、善導寺子育て支援センター、江南子育て支援センター、田主丸子育て支援センター、北野子育て支援センター、城島子育て支援センター、三潴子育て支援センター
開設時間	月曜日から土曜日の9時から17時
実施内容	<p>① 子育て相談（電話・FAX・メール・来所面談相談・家庭訪問相談）</p> <p>② 子育て交流の場の提供</p> <p>【子育てサロン】 保護者同時の交流や情報交換・リフレッシュのために場所の提供を行う</p> <p>【らっこくらぶ】 12か月までの乳児、保護者、妊娠中の肩を対象としてサロン</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>助産師による育児アドバイス</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>講師によるベビーマッサージ</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">（出所：地域子育て支援センター事業報告書より）</p> <p>③ 子育てサークル育成指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すくすく子育て委員会や校区サロンの立ち上げ、運営支援 ・サークル結成、自立への指導・支援 <p>④ 子育て支援講座</p> <p>子育て支援講座・食育講座・リズムピッピ・各支援センター主催講座</p>

	  <p>親子リズムの様子 ミニ劇あそびの様子</p> <p>(出所：地域子育て支援センター事業報告書より)</p>
	<p>⑤子育て情報誌の発行 毎月1回「すこやか子育て支援通信」を発行し、公共施設や保育所、幼稚園、小学校、子育てサークル等に配付</p>
<p><関連諸法令、条例、規則> 久留米市地域子育て支援センター事業実施要綱 子ども・子育て支援交付金交付要綱</p>	
<p>●事業の形態</p>	
<p>久留米市主体で実施</p>	
<p>●実施期間</p>	
<p>平成9年度より</p>	
<p>●課が考えている課題</p>	
<p>特に課題の検討が行われている証跡を確認できなかったが、地域子育て支援センター事業報告書によると、本事業の実施内容ごとに課題や今後の運営方針等について記載が行われており、利用者数の拡大につながるような周知方法の検討や、参加者の興味・関心が持てるようなセミナー等の内容の検討等が挙げられている。</p>	

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	18,038	14,280	補助金 11,139 一般財源 3,141
令和3年度	18,128	16,442	補助金 10,274 臨時交付金 4,400 一般財源 1,768

令和4年度	19,525	15,256	補助金 12,790 一般財源 2,466
-------	--------	--------	--------------------------

令和2年度～令和4年度にかけては、決算額が予算額を下回っているが、これは主に新型コロナウイルス感染拡大の影響により支援センターでの活動が自粛されたことにより支援センター職員（会計年度任用職員）の給与額が抑えられた影響が大きい。

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額	内容
報酬	10,340	支援センター職員(会計年度任用職員)給与
共済費	24	労働保険料
報償費	79	外部講師への謝金
旅費	393	パートタイム任用職員の通勤手当等
消耗品費※	1,185	支援センター9箇所の事務消耗品・保育用消耗品等
燃料費	121	ガソリン代
印刷製本費	109	支援センター通信等情報誌の発行費用等
修繕料	286	規程に従う一般修繕費用
役務費	672	通信運搬費
使用料及び賃借料	1,761	訪問活動等で使用する自動車リース料（各支援センター1台ずつ保有）
備品購入費※	286	事務用器具購入費
合計	15,256	

※消耗品費・備品購入費について

支援センター9箇所にて使用する消耗品や備品は、市で定める備品管理マニュアル、物品調達マニュアル、契約事務規則により必要に応じて購入し適宜修繕も行われている。また毎年1回備品台帳による現物確認を実施している。

3. 支出が適切に処理されているかについて

2(2)の支出額について、質問及び必要な書類等を閲覧した結果、当該支出は関連する規程等に従い適切に処理が行われていた。

4. 成果指標と実績評価及びPDCA サイクルへの反映について

本事業について、個別具体的に定量的な評価指標の設定は見受けられないが、毎年報告される「地域子育て支援センター事業報告書」における事業ごとの参加者数、アンケート結果等から事業効果を判断している。

(1) 令和4年度予算額と実績額との比較

決算額について、予算額との主な差額要因は以下の通りである。

項目	予算額	決算額	予算差額 (予算-決算)	
報酬	12,263	10,340	1,923	※1
共済費	40	24	16	
報償費	80	79	1	
旅費	1,247	393	854	※2
消耗品費	1,308	1,185	123	
燃料費	356	121	235	
印刷製本費	117	109	8	
修繕料	810	286	524	
通信運搬費	720	672	48	
使用料及び賃借料	1,804	1,761	43	
備品購入費	760	286	474	
会議研修会等出席負担金	20	-	20	
合計	19,525	15,256	4,269	

主な増減理由)

※1 いずれも会計年度任用職員に係る給与であり、@951円/時間、21名分で算定されている。予算上は、月平均給与額は1,021千円/月、一人当たり月稼働時間51時間であるところ、実績は862千円/月、43時間と低く、新型コロナウイルス感染症の影響により特に令和4年前半の稼働時間が少なかった影響による。

※2 主に上記支援センター職員に係る通勤手当の支給額であるが、上記1と同様の理由により予算を下回る実績となった。

(2) 前年度との増減比較

決算額について、前年度（R3年度）との主な増減内容は以下の通りである。

項目	R3年度	R4年度	増減額 (R4-R3)	
報酬	7,527	10,340	2,813	※1
共済費	23	24	1	
報償費	40	79	39	
旅費	262	393	131	
消耗品費	5,289	1,185	△4,104	※2
燃料費	98	121	23	
印刷製本費	107	109	2	
修繕料	322	286	△36	
通信運搬費	734	672	△62	
使用料及び賃借料	1,712	1,761	49	
備品購入費	328	286	△42	
会議研修会等出席負担金	-	-	-	
合計	16,442	15,256	△1,186	

主な増減理由)

※1 令和3年度は新型コロナウイルスの感染拡大により臨時休館期間が3か月程度あったため、職員への給与支払額が少額であった。令和4年度は一部営業時間や利用者数を制限しながら運営し閉館はなかった。

※2 新型コロナウイルス感染症対策に資する消耗品購入費（@500千円×9センター）が発生したため多額であった

(3) 過去5年間の事業の実施状況

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
相談件数	6,046	4,222	4,181	3,232	4,115
サロン利用者数	64,395	60,622	23,978	17,692	30,190
らっこくらぶ利用者数	3,224	2,760	679	739	1,307
リズムピッピ参加者数	372	314	67	121	223

らっこくらぶ：子育て交流場の一つで、乳児・保護者・妊娠中の方を対象としたサロン

リズムピッピ：子育て支援講座の一つ

令和2年度から令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で利用が一部制限され、かつ休館期間もあったことから利用者数も落ち込んだ。令和4年度も利用者数を制限しながら運営を行い、令和3年度よりも利用者が増加した。

5. 事業の必要性について

地域子育て支援センター事業は、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う地域の子育て支援拠点であり、主に公立保育園に隣接して設置されていることから多くの市民に周知・利用されている重要な子育て拠点である。身近な場所に妊娠期から継続した支援を受けたり交流を行う場があることは、核家族化や地域との関わりの希薄化が進んでいる昨今の子育て世代にとっては、子育てに関する知識や経験を共有したり、子育てに関する不安や悩みを共感し合うことが出来、安心して生み育てられる環境づくりにつながることから、本事業の必要性は高いと判断できる。

6. 実施した監査手続き

- ①事業内容の概要を把握するために担当者にヒアリングを実施した。
- ②事業に関する関係法令や条例等を把握し、これらに準拠した処理が行われているか検討した。
- ③各事業の予算額、決算額の推移を取り、著しい増加・減少があれば、その原因を調査し合理性を確認した。
- ④補助金の算定が適切に行われているか検討した。
- ⑤委託や指定管理に関し契約内容が適切か確かめると共に、委託料や指定管理料が適切に把握されているか確認した。
- ⑥支出についてサンプリングより関連法令や条例等に従って適切に処理されているかを確認した。
- ⑦成果指標が適切に設定され、実績と比較されているか。また、目標と実績の差異の原因分析が行われPDCAサイクルをとおして次期の計画に反映されているかを検討した。
- ⑧成果指標と実績との比較を通して事業が有効であり、必要なものであるかを検討した。

7. 監査の結果及び意見

本事業についての結果及び意見は下記の通りである。

(意見22) 個別具体的に定量的な評価指標の設定

現状

個別具体的に定量的な成果指標の設定が行われていない。

意見

地域子育て支援センター事業について、個別具体的に定量的な成果指標を設定していないことは、事後的に当該事業の必要性及び効果を定量的に把握することが出来ず、当該事業の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、当該事業の必要性に係る説明責任の観点からも改善する必要がある。

特に、本事業においては、一見すると他の事業内容と重複しているような支援内容もあ

るため（「すくすく子育て 21 事業」における校区サロンの立ち上げのための支援、
「地域子育て促進事業費補助金」の周知とサークル立ち上げ支援）、個別具体的な
成果指標を設け、事業間の役割区分を明確にする意味でも必要であると考え。

5. エンゼル支援訪問事業

○ 児童福祉施設費

1. 概要

●事業の内容

<目的>

母子健康手帳交付後から出産後間もない時期の家庭の育児に関する保護者の不安や負担感を緩和し、育児困難家庭の諸問題を解決するため、家事・育児の援助及び保育士、保健師等による専門的な訪問支援を行うことにより、子育て過程の福祉の向上を図る。

<概要>

主な事業内容は以下の2つ

① 専門的訪問支援事業

母子健康手帳交付後から出産後間もない時期の育児疲れやストレス等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭または虐待のおそれのある家庭等に対し、育児の相談指導を行うため、保育士、保健師等が訪問する。

対象者

0歳から就学前までの子どもを持つ家庭。子育て家庭からの依頼あるいは、市が行う子育て支援事業から個別な支援が必要と思われる家庭が対象。

派遣職員

子育て支援センター職員（保育士）、こども子育てサポートセンター職員（保健師）

業務内容

子育てに不安を感じ、専門的な支援が必要な家庭への訪問、相談

利用料

無料

② 産前産後ヘルパー（エンゼル応援隊）派遣事業

母子健康手帳交付後から出産後間もない時期の家事・育児を行うことが困難な家庭に対し、家事・育児の援助を行う産前産後ヘルパー（エンゼル応援隊）を派遣する。

対象者

母子健康手帳交付後から出産退院後6ヵ月以内の妊産婦がいる家事・育児が困難な家庭

派遣日数・時間

退院後6ヵ月以内で60日まで（多胎児、低出生体重児の場合は2歳になる日までに90日）。一日4時間以内。

派遣職員

保育士あるいは乳幼児の養育の経験がある者。

サービス内容 沐浴・保育・家事一般（買い物・調理・清掃・洗濯など）・留守番・付き添い・送迎 等 利用料 1時間につき 500 円（生活保護世帯は 0 円） <関連諸法令、条例、規則> 久留米市エンゼル支援訪問事業実施要綱 子ども・子育て支援交付金交付要綱
●事業の形態 久留米市職員による支援事業
●実施期間 平成 16 年度より
●課が考えている課題 特になし

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

（単位：千円）

年度	予算現額	決算額	財源
令和 2 年度	8,756	4,909	補助金 3,169 その他 1,525 一般財源 215
令和 3 年度	8,564	6,730	補助金 4,739 臨時交付金 300 その他 1,691
令和 4 年度	9,085	6,872	補助金 5,360 その他 1,373 一般財源 139

その他の財源は、エンゼル支援訪問事業利用者負担金である。

令和 2 年度～令和 4 年度にかけては、決算額が予算額を下回っているが、これは主に新型コロナウイルス感染拡大の影響により支援センターでの活動が自粛されたことにより産前産後ヘルパー（会計年度任用職員）の給与額が抑えられた影響が大きい。

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額 (千円)	内容
報酬	5,930	会計年度任用職員(産前産後ヘルパー) 給与
共済費	18	労働保険料
謝金	13	研修講師への謝金
旅費	747	上記職員に係る通勤手当
消耗品費	87	
印刷製本費	0	
手数料	69	
保険料	8	
合計	6,872	

3. 支出が適切に処理されているかについて

2. (2) の支出額 6,872 千円について質問及び関連する書類等を確認し、それぞれ適切に処理が行われていることを確かめた。

4. 成果指標と実績評価及び PDCA サイクルへの反映について

本事業の実績額(決算額)について、予算差額の主な内訳は以下の通りである。

《令和4年度予算額と決算額との差額要因》

項目	予算額	決算額	予算差額 (予算-決算)
報酬	6,751	5,930	821
共済費	25	18	7
謝金	26	13	13
旅費	1,673	747	926
消耗品費	350	87	263
印刷製本費	86	0	86
手数料	156	69	87
保険料	18	8	10
合計	9,085	6,872	2,213

前述の通り、主に産前産後ヘルパー(時給)の給与額及び通勤手当等の支出が少なかったことによる影響が大きい。

本事業の定量的な成果指標としては、派遣回数（利用回数）を成果指標として設定している。次年度以降の見込みについては、0歳児の人口推計に基づき利用実績から推定した利用率を基に設定している。

《利用回数見込と実績について》

	R4 年度実績	R4 年度見込	R5 年度見込	R6 年度見込
利用回数	1,729	1,893	1,850	1,950
0歳児人口	2,289	2,289	2,237	2,359
利用率	75.5%	82.7%	82.7%	82.7%

(出所：「くるめ子どもの笑顔プラン」より作成)

本年度の利用見込数は1,893回（利用率82.7%）だったが、実績は1,729回（利用率75.5%）でありやや下回った。コロナ感染の多かった時期に一時利用が減ったこともあり当初見込んだより利用回数が落ち込んだが、感染防止策を図り運営を継続し、新規の利用・依頼も伸びた。年々利用世帯数は伸びており、当該事業に対して高いニーズはあるため、次年度以降も当年度見込設定時と同様の利用があると見込んでいる。

なお本事業の過去5年間の実績推移は以下の通りである。

(単位；件・回・時間)

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
利用登録世帯数	897	984	946	953	988
利用回数 (①)	2,192	1,991	1,421	1,912	1,729
派遣時間	5,443	5,328	3,559	5,096	5,118
0歳児児童数 (②)	2,678	2,651	2,579	2,367	2,289
利用率 (①/②) %	81.9%	75.1%	55.1%	80.8%	75.5%

(出所：「くるめ子どもの笑顔プラン」及び事業実績報告資料より作成)

5. 事業の必要性について

本事業は、子育て等の不安や負担感を緩和し、育児困難家庭の諸問題を解決するため、訪問形式で行われる支援事業であり、年々利用世帯数が増加していることからニーズが高い事業であるといえる。また、保育士や保健師といった育児の専門家による訪問支援であることから、保護者等の育児不安の軽減や虐待・育児放棄等の防止という点においても有用な事業であり、今後も継続して運営されることが必要である。

6. 監査の結果及び意見

当該事業について特に記載すべき事項はなかった。

6. 子育て支援交流事業

1. 概要

●事業の内容	
<p><目的></p> <p>地域に開かれた保育所として、地域での交流場数が少なくなっている児童及びその保護者に対し、園児や保育士等と触れ合う機会を設け、児童及び保護者の孤立を回避し、子育てに対する不安解消と相互交流を図る。</p> <p><概要></p> <p>子育て支援交流事業は、「園庭開放」を指している。</p> <p>この「園庭開放」は、保育所開所時間中に施設等を一部開放し、児童福祉法に定める保育の実施に支障のない範囲で、園児等との交流機会を提供すると共に、子育てに関する専門的経験と知識を有する職員等による相談事業を実施するものである。</p> <p>また、乳幼児の健康面に配慮した保育所給食の試食も実施している。</p>	
実施場所 ※1	松柏保育園、白峯保育園、善導寺保育園、荒木保育園、江南保育園、ひまわり保育園、犬塚保育園、田主丸保育所、大城保育所
実施時間	原則、毎週水曜日の9時30分～12時30分 ※2
対象者	市内在住の就学前の乳幼児（0歳～1歳児）とその保護者 (ただし、里帰りの人の場合は実家の住所が市内にあればよい。)
費用	無料。ただし、給食の試食を行う場合は1食200円。※3
<p>※1 実施場所について</p> <p>当該事業としての実施場所は、上記の通り、久留米市が運営する公立保育所であるが、園庭開放は上記にかかわらず私立保育園等においても同様に開催されている。</p> <p>久留米市のホームページにおいては、「園庭開放」として公立保育所以外の保育所も含め実施についての周知を行っている。</p> <p>※2 実施時間について</p> <p>原則は上記の通り、毎週水曜日9時30分～12時30分としているが、開催日や具体的な利用内容については各園の運営に委ねており、保育園児を優先した中で実施することとされている。</p> <p>※3 費用について</p> <p>試食費用として各園が直接保護者等から徴収し、各園の収支計算に含められる。</p> <p>事務処理については、園庭開放事務マニュアルに詳細な指示があり、これに従い事務処理</p>	

を行う。そして毎月の実績報告に含めて報告が行われる。

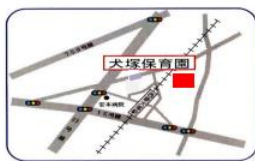
白峯保育園
 山口市ノ上町3-3
 TEL 43-5075 FAX 43-5125



江南保育園
 庄島町11-1
 TEL 35-3827 FAX 35-3837



大塚保育園
 三浦町玉満1938
 TEL・FAX 64-2020



大城保育所
 北野町大城121-1
 TEL・FAX 78-3298



田主丸保育所
 田主丸町常盤1221-1
 TEL・FAX 0943-72-0329



ひまわり保育園
 白山町535-1
 TEL 38-4108 FAX 38-4109



えんていけんひろば あんない
園庭開放のご案内
なかよしひろば
 おやこ 厚いせん
親子で保育園に
遊びにきませんか
 (小学校校区)

- 江南保育園 (庄島)
- 松柏保育園 (西国分)
- 荒木保育園 (荒木)
- 白峯保育園 (山川)
- 善導寺保育園 (善導寺)
- ひまわり保育園 (鹿飼)
- 田主丸保育所 (田主丸)
- 大塚保育園 (大塚)
- 大城保育所 (大城)



公立保育園では、子育て支援の一環として、毎週水曜日に園庭開放《なかよしひろば》を行っています。
 みんなで一緒に子育てを楽しみましょう。

久留米市 子ども保育課

日時 毎週水曜日
 9時30分～12時30分

場所 各保育園 ホール・園庭・保育室

対象者 市内在住の
 就学前の乳幼児と保護者

申し込み方法
 前日までに、電話で予約または直接申し込んで下さい。



- * 保育園の子どもたちとの触れ合いや大人同士・子ども同士のかかわりを豊かにし、楽しく子育てができるように応援します。
- * 子育ての悩みも一緒に考えていきましょう。



1日のスケジュール

9:30 受付・自由あそび
 10:00 おはよう
 絵本・紙芝居
 あそび
 11:00 給食
 手あそび 絵本
 12:00 さようなら



〇持ってくる物
 タオル・ティッシュ・着替え・帽子・水筒など。給食希望の方は、主食(白ご飯)と、お子さんのスプーン・フォークが必要です。
〇参加費 給食試食費: 200円 (親子で一食です)

〇楽しい親子の触れ合いや、他の子どもたちのかかわりを大切に、ゆったりとした時間を過ごしましょう。
〇子育ての輪を広げていきましょう。
〇安全には十分に気をつけ、お子さんから目を離さないようにしましょう。

荒木保育園
 荒木町荒木1484
 TEL 26-3313 FAX 26-3675



善導寺保育園
 善導寺町飯田562
 TEL 47-1074 FAX 47-1248



松柏保育園
 野中町690
 TEL 33-3995 FAX 33-3605



(出所: 子ども保育課より入手資料)

<関連諸法令、条例、規則> 園庭開放事務マニュアル
●事業の形態 久留米市が規定する事務マニュアルに沿って、各園主体で独自に実施
●実施期間 平成11年度より開始
●課が考えている課題 特になし。

2. 事業費の予算と決算の推移

各園主体で実施し、久留米市からの補助等も行っておらず事業費としての予算の割当はないため割愛する。

直近の実施状況を以下に示す。R4年度においては新型コロナウイルスの影響により各園とも「園庭開放」の中止が相次ぎ利用者は42名と特に少なかった。

【過去5年間の実施状況】

	H30	R1	R2	R3	R4
年間延べ参加児童数	3,907人	3,417人	381人	150人	42人

3. 支出が適切に処理されているかについて

支出項目はないため、省略。

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

実施日、内容、利用方法などは各園の運営に委ねられている。久留米市へは園より毎月の報告や年3回の担当者会議の中で実施の報告が行われている。

特に実施回数目標等を久留米市から提示することはない。

5. 事業の必要性について

本事業は、市立保育園の開設時間中に園庭や保育室を開放し、園児や職員等との交流が行えるため、参加する未就園児にとっては園児等との遊びや保育園生活の体験ができ、その保護者にとってはベテランの保育士との交流を通じ子育ての悩みを相談したり、給食の試食を通して乳幼児の健康面に配慮した食事についての情報を得たりと、非常に重要な役割を担っているといえる。

また、運営する保育園側にとっても、実際に保育所での生活を体験してもらい、職員等との交流を通して保育所の雰囲気味わってもらうことで、保護者に対する保育園の広報活動の一環にもなっており、有益といえる。

さらに、当該事業には事業費としての予算割当はないが、当該事業を通じて、参加した児童やその保護者の育児環境や障害の有無といった情報は適宜久留米市へ報告され、地域子育て支援センターや家庭子ども相談課といった関連する部署へ共有される仕組みになっていることから当該事業を継続していく必要性は高いといえる。

6. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項は無かった。

7. 子育て短期支援事業

○ 児童福祉総務費

1. 概要

●事業の内容																																
<p><目的> 保護者の疾病等により、家庭における養育が一時的に困難な児童等を児童福祉施設で一定期間養育・保護し、児童及び家庭の福祉向上を図るため。</p> <p><概要> 事業内容は主に2つである（令和4年度現在）。</p> <p>① 短期入所生活援助（ショートステイ） 保護者の疾病、育児疲れ、出産、冠婚葬祭、出張などの理由により家庭での養育が一時的に困難となる18歳未満の児童を、1回につき7日（6泊7日）、月に7日を限度として児童福祉施設において養育・保護する。</p> <p>（利用料）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2歳未満児</th> <th>2歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 生活保護世帯</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>② 市民税非課税世帯 かつひとり親世帯</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>③ 市民税非課税世帯</td> <td>1,100円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>④ 一般世帯</td> <td>5,350円</td> <td>2,750円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 夜間養護等事業（トワイライトステイ） 保護者が仕事その他の理由により平日の夜間または休日に不在となり、家庭での養育が困難である18歳未満の児童を夜間預かりについては17時から22時の間、休日預かりについては9時から18時の間、月に7日を限度として児童福祉施設に通所させ、生活指導、夕食の提供等を行う。</p> <p>（利用料）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>夜間預かり</th> <th>休日預かり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 生活保護世帯</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>② 市民税非課税世帯 かつひとり親世帯</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>③ 市民税非課税世帯</td> <td>300円</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>④ 一般世帯</td> <td>750円</td> <td>1,350円</td> </tr> </tbody> </table>				2歳未満児	2歳以上	① 生活保護世帯	0円	0円	② 市民税非課税世帯 かつひとり親世帯	0円	0円	③ 市民税非課税世帯	1,100円	1,000円	④ 一般世帯	5,350円	2,750円		夜間預かり	休日預かり	① 生活保護世帯	0円	0円	② 市民税非課税世帯 かつひとり親世帯	0円	0円	③ 市民税非課税世帯	300円	350円	④ 一般世帯	750円	1,350円
	2歳未満児	2歳以上																														
① 生活保護世帯	0円	0円																														
② 市民税非課税世帯 かつひとり親世帯	0円	0円																														
③ 市民税非課税世帯	1,100円	1,000円																														
④ 一般世帯	5,350円	2,750円																														
	夜間預かり	休日預かり																														
① 生活保護世帯	0円	0円																														
② 市民税非課税世帯 かつひとり親世帯	0円	0円																														
③ 市民税非課税世帯	300円	350円																														
④ 一般世帯	750円	1,350円																														

※（参考）なお、令和5年7月1日より次の事業が加わる。

③親子入所等支援

保護者の疾病、育児疲れなどの理由により家庭での養育が一時的に困難となった親子が1回につき7日（6泊7日）、月に7日を限度として児童福祉施設に入所でき、あわせて子どもの養育方法や関わり方について支援を受ける。

（利用料）

	児童（1人あたり）	保護者
① 生活保護世帯	0円	0円
② 市民税非課税世帯 かつひとり親世帯	0円	0円
③ 市民税非課税世帯	1,000円	300円
④ 市民税所得割課税額 77,101円未満	1,880円	530円
⑤ 一般世帯	2,750円	750円

実施施設（委託先）は以下の通り。各児童福祉施設の運営状況に応じて受入先が決まる。

施設名	所在地	対象事業
久留米天使園	久留米市御井町	・ショートステイ（2歳以上） ・トワイライトステイ（2歳以上）
清心慈愛園	三井郡大刀洗町	・ショートステイ（2歳以上） ・トワイライトステイ（2歳以上）
清心乳児園	三井郡大刀洗町	・ショートステイ（未就学児） ・トワイライトステイ（未就学児） ・親子入所時等支援（R5.7～）
洗心寮	佐賀県三養基郡基山町	・ショートステイ（1歳以上） ・トワイライトステイ（1歳以上）
福岡乳児院	福岡市博多区西春	・ショートステイ（2歳未満）

また、委託料は以下の通り。

短期入所生活援助事業委託料（ショートステイ）（1人1日当たり）

1歳以上2歳未満児	10,700円
2歳以上児	5,500円

夜間養護等事業委託料（トワイライトステイ）（1人1日当たり）

夜間養護	1,500円
休日預かり	2,700円

<関連諸法令、条例、規則> ・児童福祉法第6条の3第3項 ・子ども・子育て支援法 ・子育て短期支援事業実施要綱 ・久留米市地域子ども・子育て支援事業の利用者負担金に関する条例及び条例施行規則 ・久留米市子育て短期支援事業実施要綱
●事業の形態 児童福祉施設による完全委託形式
●実施期間 平成9年度より開始
●課が考えている課題 ① 運営できる久留米市内の児童福祉施設が限られており、一部、福岡市や佐賀県といった遠隔地の施設を利用している。公共交通機関アクセスなど利便性も考慮して委託先を選定しているが、一部の利用者には、送迎の時間や負担が利用の際の障壁となっている。そこで自宅等と施設間の送迎も委託条項に組み込む等の新たな支援策について検討している。 ② 感染症の影響や他自治体からの委託状況により受入状況が左右される面がある。特に0歳から1歳未満児を受け入れることができる乳児院は施設が限られている。市民のニーズに可能な限り応えることができるよう、少なくとも現行の5施設（乳児院は2施設）の委託先を今後も継続して確保できるようにしておく必要がある。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	3,620	1,804	国補助金 1/3 県補助金 1/3
令和3年度	3,028	1,695	国補助金 1/3 県補助金 1/3
令和4年度	3,028	1,902	国補助金 1/3 県補助金 1/3

予算額は、ショートステイ・トワイライトステイのそれぞれの利用見込日数を基に設定されている。

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額 (千円)	内容
委託料	1,902	子育て短期支援事業委託料

3. 支出が適切に処理されているかについて

2(2)の委託料1,902千円について、以下の各委託先に係る委託料について関連資料等との突合等を実施した結果、各支出項目はいずれも法令、要綱等に従い適切に処理が行われていた。

《委託料内訳》

委託先	委託契約※	委託料
社会福祉法人聖嬰会 久留米天使園	業務委託契約 (随意契約)	実績なし
社会福祉法人和合会 洗心寮	業務委託契約 (随意契約)	330,000円 ショートステイのみ
社会福祉法人慈愛会 清心慈愛園	業務委託契約 (随意契約)	882,700円 (内訳) ショートステイ 880,000円 トワイライト休日 2,700円
社会福祉法人慈愛会 清心乳児園	業務委託契約 (随意契約)	688,900円 ショートステイのみ
社会福祉法人福岡県社会事業団 福岡乳児院	業務委託契約 (随意契約)	実績なし

※随意契約理由

当該事業の実施施設として児童福祉施設は久留米市及び近郊において、上記施設のみであり、また事業実施に関する知識経験を有することから、事業委託により効果的かつ実効的運用が期待されるため。

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

本事業については、ショートステイ・トワイライトステイそれぞれの見込まれる利用日数を見積り、予算額を設定している。実績評価においては利用日数や利用件数等を指標としているが、事業の性質上、利用件数や利用者数がゼロであったとしても、必要な支援が必要な時に適切に行えるよう市として常に準備しておくことが児童福祉の観点から必要であると考えている。

また、児童相談所等からの相談の増加や核家族化、ひとり親世帯の増加により年々利用件数は増加傾向にある。よって、1. 概要の課題にも記述した通り、自宅等と施設間の送迎を新たな支援策として導入するなど、具体的に検討を実施している。

以下、本事業のこれまでの実績として、過去5年間の利用実績（利用件数）及び令和4年度の利用実績詳細（予算との比較）を示す。

《過去5年間の利用実績》

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
利用件数	86	150	68	77	102

《令和4年度の利用実績詳細》

	利用日数（日）	利用件数（件）	予算上の利用日数（日）
ショート2歳未満	32	9	74
ショート2歳以上	283	92	384
トワイライト（夜間）	0	0	10
トワイライト（休日）	1	1	20
合計	316	102	488

主な利用理由は育児疲れや母親の体調不良によるものが多く、平均利用日数は3日である。また、当年度利用件数のうち61件は育児疲れによるものであった（59.8%）。

5. 事業の必要性について

本事業の提供するサービスの利用者の大多数は育児疲れや体調不良によるものであり、このような施設があることが、日々の育児に追われ追い詰められている子育てをする保護者にとっての精神的な支えに、ひいては育児放棄等の回避にもつながり、児童福祉の観点から非常に重要であると考えます。

今後の事業としては、少子化の大きな流れの中で利用対象者は減るものの、共働き世帯の増加、核家族化そしてひとり親世帯の増加によりニーズは増えていくと考えられる。従って、現在検討されている課題を解消し、今以上に市民が利用しやすい事業となるよう改善策を講じながら本事業を継続していくことが必要であると考えます。

6. 実施した監査手続き

- ①事業内容の概要を把握するために担当者にヒアリングを実施した。
- ②事業に関する関係法令や条例等を把握し、これらに準拠した処理が行われているか検討した。
- ③各事業の予算額、決算額の推移を取り、著しい増加・減少があれば、その原因を調査し合理性を確認した。

- ④補助金の算定が適切に行われているか検討した。
- ⑤委託や指定管理に関し契約内容が適切か確かめると共に、委託料や指定管理料が適切に把握されているか確認した。
- ⑥支出についてサンプリングより関連法令や条例等に従って適切に処理されているかを確認した。
- ⑦成果指標が適切に設定され、実績と比較されているか。また、目標と実績の差異の原因分析が行われPDCAサイクルをとおして次期の計画に反映されているかを検討した。
- ⑧成果指標と実績との比較を通して事業が有効であり、必要なものであるかを検討した。

7. 監査の結果及び意見

本事業において、市として現在認識している課題については早急に対応することが望まれる。その他について、特に記載すべき事項は無かった。

8. 子ども・子育て支援基金運用事業

○ 児童福祉総務費

1. 概要

●事業の内容									
<p><目的></p> <p>子ども・子育て支援基金を設置し、子どもの健やかな育ちを保障し、地域において支えあいながら安心して生み育てられる子育ての環境づくりを進めることを目的とする。</p> <p><概要></p> <p>子ども子育て支援基金（※1）を設置し、その運用収益により社会福祉協議会が行う地域のこどもの遊び場整備事業（市内民有地に設置された児童遊園等の遊具の撤去・修繕等への補助等）に対し「子ども子育て支援基金助成金」（※2）として助成を行っている。</p> <p>その他、当該基金は、子育て交流プラザ運営事業や地域子育て支援センター事業、ブックスタート事業についても必要に応じて活用される（※3）。</p>									
<p>※1 子ども・子育て支援基金</p> <p>【基金の内容】</p> <table border="1"> <tr> <td>基金名</td> <td>久留米市子ども子育て支援基金</td> </tr> <tr> <td>設置目的</td> <td>子どもの健やかな育ちを保障し、子ども及び子育てを地域において支えあい、安心して生み育てられる環境作りの推進のため</td> </tr> <tr> <td>基金額</td> <td>94,527,988 円（令和4年度末現在）</td> </tr> <tr> <td>設置日</td> <td>令和3年6月1日</td> </tr> </table> <p>【子ども子育て支援基金の変遷】</p> <p>子ども・子育て支援基金の変遷</p> <p>受入</p> <p>積み立て R2 350,100</p> <p>青少年健全育成基金 R2残高 24,986,686</p> <p>積み立て R3 3,720,000</p> <p>積み立て R4 1,000,000</p> <p>子育て支援基金 R1残高 64,471,202</p> <p>子育て支援基金 R2残高 64,821,302</p> <p>基金統合</p> <p>子ども・子育て支援基金 R3.6.1 89,807,988</p> <p>子ども・子育て支援基金 R3残高 93,527,988</p> <p>子ども・子育て支援基金 R4残高 94,527,988</p> <p>取崩</p> <p>※令和2年度以降、取り崩しの実績なし 【参考・R1年度】58,203千円を取り崩し、30,203千円を子育て交流プラザ事業に、28,000千円を児童センター事業に充当</p>		基金名	久留米市子ども子育て支援基金	設置目的	子どもの健やかな育ちを保障し、子ども及び子育てを地域において支えあい、安心して生み育てられる環境作りの推進のため	基金額	94,527,988 円（令和4年度末現在）	設置日	令和3年6月1日
基金名	久留米市子ども子育て支援基金								
設置目的	子どもの健やかな育ちを保障し、子ども及び子育てを地域において支えあい、安心して生み育てられる環境作りの推進のため								
基金額	94,527,988 円（令和4年度末現在）								
設置日	令和3年6月1日								
<p>（出所：子ども政策課より入手資料）</p> <p>平成10年度よりあった子育て支援基金であったが、令和3年度に青少年健全育成基金（R2年残高24,986千円）と基金を統合し、以降、現在の子ども子育て支援基金となる。</p>									

※2 子ども・子育て支援基金助成金

社会福祉協議会の整備計画に従い、毎年整備対象となる児童遊園等について1か所あたり40万円を上限に助成を行う。下表のうち、対象となるのは、社会福祉法人久留米市社会福祉協議会が整備の管轄を行う児童遊園等172箇所。

《令和5年4月1日現在児童遊園等概要》

		公有児童遊園※①		民有等児童遊園※②		合計	
		箇所数	面積 (㎡)	箇所数	面積 (㎡)	箇所数	面積 (㎡)
久留米市		1	647	73	41,837	74	42,484
総合支所	田主丸	1	340	50	25,467	51	25,807
	北野	9	2,504	22	4,272	31	6,777
	城島	9	9,396	18	21,280	27	30,676
	三潁	5	5,881	9	13,705	14	19,586
総合支所計		24	18,121	99	64,724	123	82,846
合計		25	18,768	172	106,561	197	125,330

※①久留米市が保有する児童遊園

※②民有地・社会福祉協議会遊び場整備事業登録分

(出所：子ども政策課提供資料より)

※3 基金の活用について

令和1年度に58,203千円を取り崩し、30,203千円を子育て交流プラザ事業に、28,000千円を児童センター事業に繰入(充当)して以降は、取崩し事例はない(各自の事業財源にて運用が行われている)。

<関連諸法令、条例、規則>

久留米市子ども・子育て支援基金条例

久留米市子ども・子育て支援基金実施要綱

●事業の形態

補助金

●実施期間

平成10年より子育て支援基金としての運用は実施しているが、令和3年度に基金統合により現在の基金となっている。

●課が考えている課題

特になし

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	3,851	3,167	その他 355 一般財源 2,812
令和3年度	31,458	31,179	その他 27,811 一般財源 2,468
令和4年度	3,500	3,500	その他 1,004 一般財源 2,496

※財源のうちその他は児童福祉事業費寄付金など子育て支援に係る寄付金である。

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
負担金・補助及び交付金	2,500	子育て支援活動事業費補助金
積立金	1,000	子ども・子育て支援基金積立金

積立金は、基金への積立金であり、久留米市子ども・子育て支援基金条例第2条により定められた額で積立ができることとなっている。

3. 支出が適切に処理されているかについて

過去3年分の支出額について、必要な書類等を閲覧した結果、補助金の算定及び補助金交付手続きはいずれも上記の条例及び実施要綱に従い適切に行われていた。

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

当該事業の成果指標として、個別具体的な指標は見受けられなかった。

本事業の過去3年間の支出額の実績は以下の通りである。

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
子ども・子育て支援基金助成金交付額	2,817	2,471	2,500
子ども・子育て支援基金積立金	350	3,720	1,000
合計	3,167	6,192※	3,500

令和3年度について2(1)実績合計額31,179千円との差異24,987千円は、基金統合により青少年健全育成基金を受入れ、子ども・子育て支援基金へ繰り入れたことによる支出額である。

令和4年度における実施状況は以下の通りである。

令和4年度久留米市子ども・子育て支援基金助成金実績報告書

下記のとおり、子ども・子育て支援活動を実施したので実績を報告します。

団体の名称	社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会	
事務所のある地又は代表者の住所	久留米市長門石1丁目1番34号	
代表者	中島 年 隆	連絡先 Tel 0942-34-3035
活動実績の概要	<p>11校区社会福祉協議会から、22か所(53件)の子どもの遊び場遊具整備の申請があり、11校区、22か所(53件)の遊具の新設・撤去・補修等を行った。</p> <p>補修等することにより、遊具の老朽化・破損に起因する事故を未然に防ぎ、子どもたちの健全な発達と安全な遊び場を確保することが出来た。</p> <p>活動の期間 令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで</p>	
添付書類	助成金収支明細書(様式第3号)、活動実績書、決算書	

令和4年度

子ども・子育て支援基金助成金収支明細書

団体名：社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会

項目	活動費 支出額①	①のうち補 助対象額 ②	その他 収入額③	差引額 ④(②-③)	助成額⑤ (④×10/10)	助成金交付 済額⑥	精算額 ⑦(⑤-⑥)
子ども・子育て 支援基金助 成金	3,576,194	3,576,194	1,076,194	2,500,000	2,500,000	2,500,000	0

令和4年度久留米市子ども・子育て支援基金助成金決算報告書

〈収入〉 単位：円

科目	当初 予算額	補正 予算	合計	決算額	差異	説明
市補助金	2,500,000	0	2,500,000	2,500,000	0	子ども・子育て支援基金助成金 ・当初予算 2,500,000
その他	1,076,194		1,076,194	1,076,194		共同募金より
収入合計				3,576,194	0	

〈支出〉 単位：円

科目	当初 予算額	補正 予算	合計	決算額	差異	説明
事業費	3,576,194		3,576,194	3,576,194	0	子どもの遊び場整備補助金
・助成金支出						3,424,054
・損害保険料						賠償責任保険料 152,140
支出合計			3,576,194	3,576,194	0	

収入 3,576,194 円 - 支出 3,576,194 円 = 0 円

以上、精算報告いたします。

5. 事業の必要性について

本事業は、久留米市に住む子どもたちが安心して地域で遊べるような環境を整備するために行われる助成事業であり必要な事業であるといえる。令和5年4月1日現在において、久留米市には合計197箇所の児童遊園等が整備されており、うち172箇所は民有のもの

のであるが、これらすべてについて独自に整備・管理等を行うことは困難であることから、社会福祉協議会への助成を通じて有効にかつ効果的に事業が行われている。

また、本事業は子ども・子育て支援基金の運用収益を主な財源としておこなわれているものであり、その規模としても妥当であるといえる。

6. 実施した監査手続き

- ①事業内容の概要を把握するために担当者にヒアリングを実施した。
- ②事業に関する関係法令や条例等を把握し、これらに準拠した処理が行われているか検討した。
- ③各事業の予算額、決算額の推移を取り、著しい増加・減少があれば、その原因を調査し合理性を確認した。
- ④補助金の算定が適切に行われているか検討した。
- ⑤委託や指定管理に関し契約内容が適切か確かめると共に、委託料や指定管理料が適切に把握されているか確認した。
- ⑥支出についてサンプリングより関連法令や条例等に従って適切に処理されているかを確認した。
- ⑦成果指標が適切に設定され、実績と比較されているか。また、目標と実績の差異の原因分析が行われPDCAサイクルをとおして次期の計画に反映されているかを検討した。
- ⑧成果指標と実績との比較を通して事業が有効であり、必要なものであるかを検討した。

7. 監査の結果及び意見

本事業について指摘事項は検出されなかった。

9. つどいの広場事業

○ 児童福祉総務費

1. 概要

●事業の内容

<目的>

家庭での育児に対する不安や負担感を解消し、親子の交流を図る。

<概要>

乳幼児（概ね3歳未満）とその保護者（以下、「子育て親子」という。）が気軽に集い、相互に交流を図る場を提供する「つどいの広場事業」を実施する団体等に対し、補助金を交付することにより支援を行うもの。

つどいの広場とは、次のすべての事業を実施するものである。

(1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

子育て親子が気軽にかつ自由に利用できる交流の場の設置や子育て親子間の交流を深める取組等の地域支援活動の実施

(2) 子育て等に関する相談、援助の実施

子育てに不安や悩みなどを持っている子育て親子に対する相談、援助の実施

(3) 地域の子育て関連情報の提供

子育て親子が必要とする身近な地域の様々な育児や子育てに関する情報の提供

(4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

子育て親子や、将来、子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する者等を対象として、月1回以上、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施



※写真は、令和5年現在開設中の久留米大学つどいの広場を掲載
(久留米市ホームページより)

補助要件

- ・原則として週3日以上かつ1日5時間以上開設すること
- ・子育て親子が集う場として市内の適した場所（決まった拠点であること）
- ・事業を実施する施設は、概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度以上の広さを有すること。
- ・事業を実施する施設は、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具、その他乳幼

<p>児を連れて利用しても支障が生じないような設備を備えること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援に関して意欲のあるものであって、子育ての知識と経験を有する専任のものを2人以上（非常勤でも可）配置すること。
<p>補助対象経費</p> <p>つどいの広場事業に要する報償費（人件費含む）、消耗品費、印刷費、委託料、保険料等で市長が必要と認めたもの</p>
<p>補助金の額</p> <p>対象経費支出額の80%</p> <p>令和4年度においては、久留米信愛短期大学が設置・運営する「信愛つどいの広場」に対し補助を行った。久留米信愛短期大学は地域参画推進事業の「子育て支援プログラム」として「信愛つどいの広場」を開設しており、そのうち一部を久留米市が当該事業において補助金を交付する形で支援を行っているものである。</p> <p><関連諸法令、条例、規則></p> <p>久留米市つどいの広場事業補助金交付要綱 つどいの広場事業実施要綱（厚生労働省）</p>
<p>●事業の形態</p> <p>「つどいの広場」を運営する団体に対して補助金を交付 令和4年度においては久留米信愛短期大学が運営する「信愛つどいの広場」に対し補助を実施（詳細上述の通り）</p>
<p>●実施期間</p> <p>平成20年度より開始 令和5年3月に「信愛つどいの広場」閉館に伴い終了（久留米信愛短期大学閉学に伴う）。 令和5年7月からは久留米大学が設置するつどいの広場「つながるめ」への補助金支援事業として継続。</p>
<p>●課が考えている課題</p> <p>特になし</p>

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	800	1,009	国補助金 839 一般財源 170
令和3年度	800	592	国補助金 492 一般財源 100
令和4年度	900	554	国補助金 489 一般財源 65

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
負担金・補助金及び交付金	554	つどいの広場事業費補助金

3. 支出が適切に処理されているかについて

上記2(2)の補助金交付額について、必要な書類等を閲覧した結果、補助金の算定は交付要綱に則り適切に処理されていた。

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

当該事業について、個別具体的な成果指標の設定は見受けられない。

令和4年度の事業実施内容と過去5年間の実施状況を示す。

【令和4年度 実施内容】

名称	信愛つどいの広場
設置場所	久留米信愛短期大学
開設時期	平成20年5月1日
開所時間	原則 月曜・火曜・木曜の10時～15時

令和4年度「信愛つどいの広場」子育て支援講座

	日程	内容・講師	申し込み開始日	対象年齢	親子参加	定員	持参するもの
第1回	6月 4日(土)10:00～11:00	『手作りおもちゃ～紙コップを使って～』 講師:河野 博行(香蘭短期大学名誉教授 本学非常勤講師)	5月23日(月)	1歳半～未就学児	○	10組	なし
第2回	7月 2日(土)10:00～11:00	『親子で楽しむリトミック①』 講師:安元 雅子(若草幼稚園 園長)	6月20日(月)	1歳半～未就学児	○	10組	動きやすい服装
第3回	8月20日(土)10:00～11:00	『親子で楽しむリトミック②』 講師:安元 雅子(若草幼稚園 園長)	8月8日(月)	1歳半～未就学児	○	10組	動きやすい服装
第4回	9月 3日(土)10:00～11:00	『親子で楽しむ忍者修行 ～合言葉はニンニクの巻～』 講師:原田 弘美(福岡県レクリエーション協会理事・本学非常勤講師)	8月22日(月)	1歳半～未就学児	○	10組	動きやすい服装
第5回	9月17日(土)10:00～11:00	『からだげんきタイム～親子でチャレンジ!～』 講師:中村 洋子(香蘭短期大学准教授 本学非常勤講師)	9月6日(月)	1歳～2歳	○	10組	動きやすい服装・シューズ バスタオル1枚
第6回	10月 1日(土)10:00～11:00	『久留米市の子育て支援について①』 久留米子ども未来部	9月20日(火)	子育てに携わる方	○	20名	なし
第7回	10月29日(土)10:00～11:00	『手づくり楽器を作ろう①』 講師:坂田 万代(本学助教)	10月17日(月)	1歳半～未就学児	○	10組	なし
第8回	11月5日(土)10:00～11:00	飛び出すクリスマスカード 講師:河野 博行(香蘭短期大学名誉教授 本学非常勤講師)	10月24日(月)	1歳半～未就学児	○	10組	なし
第9回	12月 3日(土)10:00～11:00	親子で楽しむ触れ合い遊び 講師:原田 弘美(福岡県レクリエーション協会理事・本学非常勤講師)	11月21日(月)	1歳半～未就学児	○	10組	動きやすい服装
第10回	2月 4日(土)10:00～11:00	『久留米市の子育て支援について②』 久留米子ども未来部	1月23日(月)	子育てに携わる方	○	10組	なし
第11回	2月18日(土)10:00～11:00	『からだげんきタイム～親子でチャレンジ!～』 講師:中村 洋子(香蘭短期大学准教授 本学非常勤講師)	2月6日(月)	1歳～2歳	○	10組	動きやすい服装・シューズ バスタオル1枚
第12回	3月 4日(土)10:00～11:00	『手づくり楽器を作ろう②』 講師:坂田 万代(本学助教)	2月20日(月)	1歳半～未就学児	○	10組	なし

(久留米信愛短期大学ホームページより)

R4信愛つどいの広場実績

(1) 広場利用者・相談件数

※広場の利用者は親子の総数(ひろばのみセミナー除く)

	利用者数	開催日数	相談件数	相談内容
4月	53	10	0	
5月	63	12	0	
6月	110	13	0	
7月	47	10	0	
8月	62	12	11	引っ越して友達がいない。言葉について。家での遊びについて。食品について。足の術後久しぶりの未脱。はっきりとした言葉が出ない。
9月	47	11	1	言葉がまだ出ない
10月	80	12	4	自閉症と診断された。幼稚園選びについて。下に3ヶ月、上の子が赤ちゃん返り、育休中で来年4月に復帰予定。
11月	103	11	0	
12月	104	10	0	
1月	108	10	0	
2月	147	12	2	言葉が出ない、ハイハイができない
3月	110	6	0	
合計	1,034	129	18	

(2) 子育てセミナー参加者

テーマ	実施日	講師名	参加者数 子ども	参加 大人	託児数
手作りおもちゃ～紙コップを使って～	6月4日	河野博行(香蘭短期大学名誉教授、信愛短大非常勤講師)	0	0	
親子で楽しむリトミック①	7月2日	安元雅子(若草幼稚園園長)	9	9	
親子で楽しむリトミック②	8月20日	安元雅子(若草幼稚園園長)	4	4	
親子で楽しむ忍者修行～合言葉はニンニンの巻～	9月3日	原田弘美(福岡県レクリエーション協会理事・信愛短大非常勤講師)	8	7	
からだげんきタイム～親子でチャレンジ～	9月17日	中村洋子(香蘭短期大学准教授・信愛短期大学非常勤講師)	5	4	
久留米市の子育て支援について①	10月1日	久留米市子ども未来部	2	2	
手作り楽器を作ろう①	10月29日	坂田万代(信愛短大助教)	2	2	
飛び出すクリスマスカード	11月5日	河野博行(香蘭短期大学名誉教授、信愛短大非常勤講師)	2	2	
親子で楽しむ触れ合い遊び	12月3日	原田弘美(福岡県レクリエーション協会理事・信愛短大非常勤講師)	0	0	
久留米市の子育て支援について②	2月4日	久留米市子ども未来部	0	0	
からだげんきタイム～親子でチャレンジ～	2月18日	中村洋子(香蘭短期大学准教授・信愛短期大学非常勤講師)	5	5	
手作り楽器を作ろう②	3月4日	坂田万代(信愛短大助教)	7	11	

令和4年度 信愛つどいの広場来館者数(セミナーは除く)

月	開館日数	新規来館 児童数	再来館 児童数	保護者数	来館者総数	1日平均 来館者数
4月	10	2	26	25	53	5.3
5月	12	4	28	31	63	5.3
6月	13	12	45	53	110	8.5
7月	10	3	22	22	47	4.7
8月	12	4	30	28	62	5.2
9月	11	2	22	23	47	4.3
10月	12	6	38	36	80	6.7
11月	11	9	47	47	103	9.4
12月	10	5	49	50	104	10.4
1月	10	11	49	48	108	10.8
2月	12	6	74	67	147	12.3
3月	6	4	55	51	110	18.3
合計	129	68	485	481	1,034	8.0

(R4年度つどいの広場実績報告書より)

(様式第2号)

令和4年度 つどいの広場事業実績報告書

広場名称	信愛つどいの広場		
実施場所	久留米信愛短期大学		
事業実施期間	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月14日		
開設日数・曜日 ※実施した曜日に○をつけてください。	129日 実施日：(月)・(火)・水・(木)・金・土・日・他 ()		
開設時間	10時00分 ～ 15時00分		
スタッフの配置状況	配置人員 2人 スタッフの人数 7人 謝金等 一人につき500円(交通費を実費別途支給) 資格等 <input checked="" type="checkbox"/> 子育て経験者 <input checked="" type="checkbox"/> 保育士 <input checked="" type="checkbox"/> 幼稚園教諭 子育て支援等の講習会受講者・他()		
参加延べ人数	大人 481人、子ども 553人、合計 1,034人		
実施事業内容 ※実施した事業に○をつけ、具体的な内容を記入してください。	<input checked="" type="checkbox"/> 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 【内容】週3日(月・火・木曜日の10時～15時)、久留米信愛短期大学おもちゃライブラリーを会場にして、子育て親子の交流の場の提供と遊びを通してその促進を図る事業を実施した。※別紙資料		
	<input checked="" type="checkbox"/> 子育て等に関する相談、援助の実施 【内容】毎週、月・木曜日の2回、本学教員による子育て相談を信愛つどいの広場において実施するほか、つどいの広場スタッフが常時、必要に応じて相談に対応した。		
	<input checked="" type="checkbox"/> 地域の子育て関連情報の提供 【内容】地域の子育て支援に関する出版物や催しの案内を実施した。		
	<input checked="" type="checkbox"/> 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 【内容】年間12回(月1回程度)の子育て及び子育て支援に関する内容の講座を開催する予定であったが、受講者0の講座があり実績としては年10回の開催であった。※別紙資料		
その他の実施事業 ※独自に実施した事業があればご記入ください。	年間12回(月1回程度)の子育て及び子育て支援に関する内容の講座を開催する予定であったが、受講者0の講座があり実績としては年10回の開催であった。※別紙資料		
対象経費実支出額A	727,344円	寄付金等収入額B	34,020円
補助申請額 ※(A・B)×80%の額	554,000円		

令和4年度収支決算書

つどいの広場名 信愛つどいの広場

〔収入の部〕

費 目	金 額	計 算 基 礎 (明 細)
市補助金	554,000	久留米市つどいの広場事業費補助金
保険返戻金	34,020	令和3年度傷害保険料確定のため
繰入金	139,324	大学からの繰入金
合 計	727,344	

〔支出の部〕

費 目	金 額	計 算 基 礎 (明 細)
消耗品費	30,229	つどいの広場消耗品等
報償費	615,500	スタッフ謝金 (延べ56名) 571,500 円 子育て支援講座講師謝金 44,000 円 外部講師 @6,000×6名=36,000 円 内部講師 @4,000×2名=8,000 円
交通費	37,225	スタッフ交通費 (延べ24名) 29,475 円 子育て支援講座講師交通費 7,750 円 (内訳) 外部講師 @1,000×2名=2,000 円 外部講師 @1,275×1名=1,275 円 外部講師 @1,075×1名=1,075 円 外部講師 @1,700×2名=3,400 円
保険料	44,390	信愛つどいの広場参加者保険 (12×月) 44,390 円 ①普通傷害保険 (2,500名) 42,500 円 ②賠償責任保険 (50名) 1,890 円
合 計	727,344	

【過去5年間の実施状況】

(単位：人・件)

	H30	R1	R2	R3	R4
ひろば利用者数	2,344	1,850	1,338	935	1,034
相 談 件 数	31	149	38	53	18
子育てセミナー参加者数	736	1,127	52	46	90

(出所：子ども子育てサポートセンターより入手資料より)

R2～R4においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、参加者数が減少傾向にあった。

5. 事業の必要性について

当該事業は、就学前児童の遊びの場の提供や、保護者の情報交換や交流の場の提供を行い、子育て不安の軽減や仲間作りを行うための事業である。久留米市においては、つどいの広場を運営する団体は主に大学であり、大学との地域連携子育て支援策として他の事業と差別化されている。

また、当該事業は将来保育士や幼稚園教諭等を目指す学生により運営されているため、彼らにとっても非常に有用な学びの場になっている。よって、当該事業へ継続的かつ積極的な補助を行うことで、ひいては将来、久留米市の子育て支援を支える重要な者である保育士や教員の安定的な確保等にも繋がると考えられることから、当該事業の必要性は高いと考える。

6. 実施した監査手続

- ①事業内容の概要を把握するために担当者にヒアリングを実施した。
- ②事業に関する関係法令や条例等を把握し、これらに準拠した処理が行われているか検討した。
- ③各事業の予算額、決算額の推移を取り、著しい増加・減少があれば、その原因を調査し合理性を確認した。
- ④補助金の算定が適切に行われているか検討した。
- ⑤委託や指定管理に関し契約内容が適切か確かめると共に、委託料や指定管理料が適切に把握されているか確認した。
- ⑥支出についてサンプリングより関連法令や条例等に従って適切に処理されているかを確認した。
- ⑦成果指標が適切に設定され、実績と比較されているか。また、目標と実績の差異の原因分析が行われPDCAサイクルをとおして次期の計画に反映されているかを検討した。
- ⑧成果指標と実績との比較を通して事業が有効であり、必要なものであるかを検討した。



7. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

10. 児童センター運営事業

○ 児童福祉施設費

1. 概要

●事業の内容													
<p><目的> 保護者に子育てに関する情報交換をする場を提供することにより、子育てに対する不安の解消を図り、また児童に健全な遊び場を提供し、集団的及び個人的な活動を通して、児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする。</p> <p><概要></p> <table border="1"> <tr> <td>施設名称</td> <td>久留米市児童センター</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td>くるめりあ六ツ門5階（久留米市六ツ門町3-11）</td> </tr> <tr> <td>規模</td> <td>延べ床面積 約560㎡</td> </tr> <tr> <td>利用対象者</td> <td>主に幼児・小学生とその保護者</td> </tr> <tr> <td>施設構成</td> <td>子育てスペース、工作室、一時預かり室、授乳室 等</td> </tr> <tr> <td>運営形態</td> <td>公益財団法人久留米市生きがい健康づくり財団への委託</td> </tr> </table>		施設名称	久留米市児童センター	場所	くるめりあ六ツ門5階（久留米市六ツ門町3-11）	規模	延べ床面積 約560㎡	利用対象者	主に幼児・小学生とその保護者	施設構成	子育てスペース、工作室、一時預かり室、授乳室 等	運営形態	公益財団法人久留米市生きがい健康づくり財団への委託
施設名称	久留米市児童センター												
場所	くるめりあ六ツ門5階（久留米市六ツ門町3-11）												
規模	延べ床面積 約560㎡												
利用対象者	主に幼児・小学生とその保護者												
施設構成	子育てスペース、工作室、一時預かり室、授乳室 等												
運営形態	公益財団法人久留米市生きがい健康づくり財団への委託												
遊びを通した子どもの健全育成を図るため、自由来館活動の他、以下の諸事業を実施。													
事業名	事業内容												
交流事業	<p>児童劇公演、児童センターまつりなど親子で楽しめる催しの実施</p>  <p>あそびの広場（久留米市HPより）</p>												
情報提供事業	<p>情報掲示板、情報紙の編集・発行</p>  <p>毎月発行のセンター通信例（久留米市HPより）</p>												
相談事業	子育てに関する相談を随時実施												
一時預かり事業	保護者が買い物や通院、リフレッシュをするときに一時的に子ども												

	<p>を預かる。(生後3か月～小学3年生までを対象) 利用料・・・生後3か月～3歳未満児：620円/時間 3歳以上～小学3年生：520円/時間</p>  <p>一時預かり室 (久留米市 HP より)</p>
啓発事業	ボランティア養成講座、プレーリーダー養成講座
各種教室の実施事業	<p>はとぼっぼサロン、親子クッキング、小学生絵画教室、親子体操教室、小学生造形教室、伝承遊び、あそび塾、工作ランド、センターであそぼう、幼児運動教室などの各種教室を開催</p>  <p>教室の様子 (久留米市 HP より)</p>
地域育成支援活動事業	小学校、子育てサークル等への遊びの指導
<p><関連諸法令、条例、規則> 久留米市児童センター条例</p>	
<p>●事業の形態</p>	
<p>委託による運営</p>	
<p>●実施期間</p>	
<p>昭和54年度に開設 平成22年度より公益財団法人久留米市生きがい健康づくり財団へ運営委託開始</p>	
<p>●課が考えている課題</p>	
<p>特になし</p>	

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	48,839	41,899	補助金 12,516
			その他 406
			一般財源 28,977
令和3年度	48,287	43,088	補助金 11,791
			その他 360
			一般財源 30,937
令和4年度	48,855	44,056	補助金 12,817
			その他 704
			一般財源 30,535

令和2年度及び令和3年度は、いずれも新型コロナウイルス感染拡大の影響により、児童センター運営規模の縮小（臨時休館・利用時間縮小・利用者数制限）を行った影響で予算額との差額が発生していた。

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	金額	内容
光熱水費	1,346	
修繕料	17	
運営委託料	31,052	児童センター運営委託料 30,752 千円、 新型コロナウイルス感染症対策業務委託料 300 千円
施設清掃委託料	2,082	児童センター施設清掃委託料
施設借上料	9,523	くるめりあ六ツ門5階一部の賃貸借契約
事務用機器借上料等	36	事務用機器レンタル・下水道使用料
合計	44,056	

3. 支出が適切に処理されているかについて

2. (2) の支出額 44,056 千円について関連する書類等を確認し、それぞれ適切に処理が行われていることを確かめた。うち、特に金額的に重要な以下の項目について詳細に示す。

①運営委託料 31,052 円

支払先	公益財団法人久留米市生きがい健康づくり財団
契約内容	久留米市児童センター運営業務委託料 30,752 千円、 新型コロナウイルス感染症対策業務委託料 300 千円
契約形態	委託形式（随意契約） 随意契約の理由；委託内容が公共的性格を有するため、目的性質が競争入札に適さない。また、児童センター運営業務については、その業務内容全般に精通している必要があるところ、（公財）久留米市生きがい健康づくり財団はその業務に関する専門的知識・技術・実践経験を有する人材を有しており、かつこれまでのノウハウ等を活かした的確な運営が可能であることから、当該団体以外に業務を円滑に遂行できないため（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）。

《令和 4 年度委託料についての実績内訳及び予算額との比較（主要項目）》

（単位；千円）

項目	予算額	決算額	予算差額
給料手当※ 1	23,066	19,217	3,849
臨時雇賃金※ 2	5,060	4,907	154
福利厚生費※ 3	3,725	3,169	556
旅費交通費※ 4	102	132	△30
通信運搬費	160	155	5
消耗品費	545	847	△301
食糧費※ 5	52	18	34
修繕費	44	5	39
印刷製本費	35	0	35
燃料費	26	21	5
賃借料※ 6	691	394	297
手数料	55	126	△71
保険料	243	98	145
報償費※ 7	2,006	1,566	440
負担金	85	60	25
委託費	44	39	4
合計	35,939	30,752	5,187

主な項目の内容及び重要な予算差額の内容は以下の通りである。

- ※1 給与手当：一般職員3名、嘱託社員2名に係る給与。支給水準は（公財）久留米市生きがい健康づくり財団の給与規定に従う。令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止による利用制限を実施していた為（利用時間制限・教室開催縮小・人数制限等）、予算要求額よりも少ない支出となった。
- ※2 臨時雇賃金：パート職員3名（週3～4日）や行事開催時の補助を行うスタッフ等の賃金。単価は@951円/時間であり社会通念上妥当な水準である（同様の事業を行う子育て交流プラザ事業と同水準）。
- ※3 福利厚生費：一般・嘱託社員に係る社会保険料及び労働保険料である。
- ※4 旅費交通費：児童厚生員等研修会（宿泊研修）等の参加に係る旅費である。
- ※5 食糧費：各種行事等が実施された際のボランティア弁当代等である。
- ※6 賃借料：公用車・複写機・パソコンのリース料、駐車場代・Zoom使用料である。
- ※7 報償費：主に登録保育士（34名）の賃金（34名、単価@1,019円/時間）や各種教室や講座開催時に招く講師謝金（概ね単価@6,600円/時間）。支給水準は（公財）久留米市生きがい健康づくり財団の規定に従うものであり同様の事業を行う子育て交流プラザ事業と同水準。

なお、令和4年度の委託料に係る5,187千円の余剰金が発生したが、当該金額については適切に戻入が行われている。

②施設借上料 9,523千円

支払先（貸主）	(株)ティーティーエス
契約内容	賃貸借契約
対象物件	久留米市六ツ門町3番地11 くるめりあ六ツ門5階の一部（専有面積2,355.08㎡） うち、図書館・文化財エリア 約72%（1,678㎡） 児童センターエリア 約28%（約677㎡） ※契約書別紙のエリア図より（通路面積は按分）
使用目的	公共公益施設として使用
賃貸期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
賃料	賃料（共益費込）：月額 2,757,232円 うち、児童センター分：月額 793,542円 児童センター年額合計賃料 9,522,504円
その他	施設の立体駐車場について、当施設利用者は1回につき2時間無料で利用できる。

くるめりあ六ツ門5階の一部は、久留米市立六ツ門図書館も入っている。児童センター部分と図書館部分についての賃料はそれぞれ専有面積にて按分し施設ごとに負担している。

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

成果指標としては、「くるめ子どもの笑顔プラン」の中で、本事業も含めた「地域子育て支援拠点12か所」の利用者数見込（推計）（人/月）を設定し実績評価が行われているが、事業（施設）ごとの利用者数見込等の個別具体的な成果指標の設定は見受けられない。

当該事業については毎年、委託先より報告される実施報告書における利用者（参加者）数、利用者アンケート結果等から事業効果を判断している。

《過去5年間の実施状況》

（単位：延べ人数）

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
自由来館者数	28,003	26,299	12,485	12,300	17,835
クラブ活動※	9,983	7,696	2,176	3,078	4,771
行事活動※	1,361	1,220	0	105	109
地域育成支援事業	1,516	2,292	130	34	579
一時預かり事業	670	772	251	222	376
利用者計	41,533	38,279	15,042	15,739	23,670

（出所：児童センター事業実績報告資料）

※クラブ活動：各種教室や啓発事業の各講座の参加者数

行事活動：交流事業の中の児童劇公演の参加者数

令和2年度～令和4年度にかけては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、臨時休館や利用時間の短縮、そして利用者数の制限といった感染拡大防止策を実施していたためそれ以前の年度に比べ利用者数は少ないものとなっていた。

《令和4年度における児童センター利用者及び自由来館者数の内訳》

(出所：児童センター事業実績報告資料より)

① 利用者数内訳

月	幼児	小学生	中・高校生	保護者等	利用者合計
4	651	132	54	633	1,470
5	718	148	41	658	1,565
6	982	240	34	947	2,203
7	1,040	328	45	981	2,394
8	855	352	21	841	2,069
9	788	165	15	763	1,731
10	771	250	35	794	1,850
11	850	352	49	967	2,218
12	759	160	38	708	1,665
1	972	169	22	898	2,061
2	1,002	228	17	881	2,128
3	1,093	208	23	992	2,316
計	10,481	2,732	394	10,063	23,670

② 自由来館者数内訳

月	幼児	小学生	中・高校生	保護者等	自由来館者 合計
4	502	119	54	514	1,189
5	566	88	18	532	1,204
6	754	133	14	731	1,632
7	883	243	34	837	1,997
8	671	182	9	656	1,518
9	617	92	5	592	1,306
10	600	97	18	591	1,306
11	584	100	14	568	1,266
12	561	80	14	522	1,177
1	792	120	11	764	1,687
2	763	151	4	722	1,640
3	888	180	12	833	1,913
計	8,181	1,585	207	7,862	17,835

幼児（未就学児）及び保護者の利用が多いが、夏休み期間などは小学生の利用も増える。同じく子どもの遊び場を提供する子育て交流プラザでは、小学生の利用はできないことから児童センターは小学生児童が安心して遊べる場所の一つとなっている。

5. 事業の必要性について

本事業は久留米市の地域子育て支援拠点事業の一つとして、子どもが安心して遊べる場所の提供や子育てに関する相談・情報提供等といった重要な機能を有している。比較的通いやすい久留米市の中心部に一定の規模を有する施設があり、かつ誰でも無料で子育てに関する情報を入手したり専門的知識を有した人に育児に関する相談等が出来る点においては、民間企業等での運営は難しく、久留米市が運営するという公共性のメリットが大いにあることから、当該事業は必要であると考えます。

6. 実施した監査手続き

- ①事業内容の概要を把握するために担当者にヒアリングを実施した。
- ②事業に関する関係法令や条例等を把握し、これらに準拠した処理が行われているか検討した。
- ③各事業の予算額、決算額の推移を取り、著しい増加・減少があれば、その原因を調査し合理性を確認した。
- ④補助金の算定が適切に行われているか検討した。
- ⑤委託や指定管理に関し契約内容が適切か確かめると共に、委託料や指定管理料が適切に把握されているか確認した。
- ⑥支出についてサンプリングより関連法令や条例等に従って適切に処理されているかを確認した。
- ⑦成果指標が適切に設定され、実績と比較されているか。また、目標と実績の差異の原因分析が行われPDCAサイクルをとおして次期の計画に反映されているかを検討した。
- ⑧成果指標と実績との比較を通して事業が有効であり、必要なものであるかを検討した。

7. 監査の結果及び意見

本事業についての結果及び意見は下記の通りである。

(意見21) 個別具体的に定量的な評価指標の設定

現状

個別具体的に定量的な成果指標の設定が行われていない。

意見

児童センター運営事業について、個別具体的に定量的な成果指標を設定していないことは、事後的に当該事業の必要性及び効果を定量的に把握することが出来ず、当該事業の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、当該事業の必要性に係る説明責任の観点からも改善する必要がある。

なお、この点、本事業も含めた久留米市地域子育て支援事業として「地域子育て支援拠点12か所」の利用者見込数を設定し、包括的に評価しているとの回答も得たが、事

業ごとに利用対象者や利用目的等は異なること、また事業運営は個別に実施されていることから、その評価指標も個別に設定する必要があるといえる。

また、当該事業の運営委託先から毎年提供される実績報告の中に、利用者アンケート結果といった定性的な情報も含まれているが、こちらについて久留米市側で具体的に検討が行われている証跡が確認できなかった。これら定性的な情報も、今後の事業継続の可否を判断する上では非常に有用な情報であることから、もっと積極的に活用されたい。

11. 学童保育所整備・運営事業

○児童福祉施設費

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的> 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や夏休み等に適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全育成を図り、仕事と子育ての両立支援を担う。</p> <p><概要> 令和4年5月1日現在、市内44校区の全校区にて実施。 原則、1クラブ40名とし、令和4年5月1日現在103クラブを設置。</p>	
対象児童	久留米市内の小学校に通う1～3年生及び4年生以上で障害のある児童のうち、放課後・長期休業中など家庭での養育が受けられない児童ただし、一部の地域では4年生以上でも受入実施
開設時間	平日：放課後～18時 土曜日：8時30分～18時 長期休業期：8時30分～18時（希望者のみ8時から見守り保育実施（登録制）） 延長保育：18時～19時（平日のみ）
利用料	基本料金：5,000円／月（土曜日利用の場合は6,500円／月） 延長保育：1,500円／月 見守り保育：1,500円／年
<p><関連諸法令、条例、規則> 久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例 久留米市放課後児童健全育成事業実施要綱 児童福祉法（第34条の8の2第1項） 放課後児童健全育成事業実施要綱（こども家庭庁）</p>	
<p>●事業の形態</p> <p>久留米市は、久留米市学童保育所連合会に運営を委託している。</p>	
<p>●実施期間</p> <p>平成7年度より開始 過去5年間の実施状況は以下の通りである（各年5月1日現在）。</p>	

(単位；か所・人)

	H30	R1	R2	R3	R4
クラブ数	96	97	97	100	103
利用児童数	4,331	4,528	4,526	4,387	4,368
支援員数	112	104	108	108	96

※支援員数には再雇用支援員を含む。各年度4月1日現在の人数。

●課が考えている課題

□支援員（放課後児童支援員）の慢性的な不足

児童福祉法第34条の8の2第1項及び国の定める「放課後児童健全育成事業実施要綱」の規程により、放課後児童支援員（以下、支援員）の数は、一の支援単位（市では1クラブ）につき原則2名以上が必要となっている。但し、そのうち1人は補助員にかえることが可能であるが、少なくとも1クラブに1名以上は支援員を配備する必要がある。

しかし令和4年度（4月1日）現在支援員は96名となっており、年々減少傾向にある。この状況は少なくとも前年度以前より続いており、連合会においても対応を行っているが支援員不足は解消されていない状況である。

【放課後児童支援員の要件】児童福祉法第34条の8の2第1項

放課後児童支援員認定資格研修の受講要件を満たすものであって、都道府県知事が実施する研修を修了したもの

※放課後児童支援員認定資格研修の受講要件とは

（実務経験を要しない者）

保育士や社会福祉士、幼稚園等の教諭の有資格者、大学等での社会福祉学等の修了者

（実務経験を要する者）

- ① 高卒者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- ② 高卒者であり、かつ、2年以上児童福祉事業に類する事業に従事したものであって市長が適当と認めたもの（2,000時間以上の勤務経験が目安）

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	937,680	830,817	補助金（国県） 607,236 その他（地方債） 64,800 一般財源 158,781
令和3年度	711,781	648,303	補助金（国県） 431,668 臨時交付金 22,980 その他（地方債） 30,400 一般財源 163,255
令和4年度	613,132	598,197	補助金（国県） 389,319 一般財源 208,878

予算額の変動は主に学童保育所の整備工事費の金額の変動によるものである。

令和2年度：3校区において、合計6クラブが増設。

令和3年度：2校区において、合計3クラブが増設。

令和4年度は実施なし。

令和2年度においては、予算差異が107百万円発生しているが、これは主に学童保育所整備工事の一部が完了せず次年度繰り越しとなったことや、国からの新型コロナウイルス感染症に係る補助金が次年度繰り越しとなったことに伴い関連支出が次年度繰り越しになったこと等によるものである。

令和3年度においては、予算差異が63百万円発生しているが、これは主に学童保育所運営委託料について支援員減少の影響により支出額が抑えられたことや新型コロナウイルス感染症拡大防止のための備品支出が予算で見込んだものより少額に抑えられたことによる影響である。

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	金額	内容
修繕料	3,159	学童保育所施設修繕
樹木管理委託料	363	学童保育所樹木剪定委託料
学童保育所運営委託料	578,252	久留米市学童保育所連合会運営委託料
学童保育所運営委託料	15,453	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策業務委託料
通所支援業務委託料	928	城島校区学童保育所通所支援業務委託料※

消耗品費	33	事務用品費
印刷製本費	9	入所案内封筒代等
合計	598,197	

※城島校区の学童保育所においては、タクシー会社に委託し学童保育所までの送迎支援を行っている（送迎実績に応じた支出）。

3. 支出が適切に処理されているかについて

当年度の予算と決算額との差異内訳は下表の通りである。

（単位：千円）

節	予算額	実績額	差額
修繕料	5,400	3,159	2,241
樹木管理委託料	317	363	△46
学童保育所運営委託料	604,627	578,252	10,922
同上（コロナ関連）		15,453	
通所支援業務委託料	2,732	928	1,804
消耗品費	40	33	7
印刷製本費	12	9	3
旅費	4	-	4
合計	613,132	598,197	14,935

当年度の予算額と決算額との差異は主に学童保育所運営委託料によるものである。予算額は委託先の積算値により設定される。当年度は人件費支出やコロナ関連備品設置工事費支出が少なかったことにより差異が生じた。

また、2.（2）の支出額 598,197 千円について関連する書類等を確認し、それぞれ事務処理規程に従い適切に処理が行われていることを確かめた。うち、学童保育所運営委託料 593,705 千円について詳細に示す。

（1）学童保育所運営委託料 578,252 千円（運營業務の委託契約分）

支払先（委託先）	久留米市学童保育所連合会
契約内容	久留米市学童保育所運營業務の委託契約
契約形態	委託形式（随意契約） 随意契約の理由；学童保育所の運営には、地域、保護者、学校との綿密な連携が必要となるが、久留米市学童保育所連合会（以下、連合会）は、市内小学校区において地域、保護者、学校等の代表で構成された各学童の運営委員会をもって組織され、学童保育事業の運営を目的として設立された団体である。よって久留米

	市内44校区に設置される学童保育所の運営ができるのは、連合会以外にはないため（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）。																														
契約期間及び契約金額（委託料）	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで 584,026,300円 但し、令和5年3月31日付で、実績に応じた変更契約が行われ、以下の金額に変更。 578,252,015円（確定額）（返還額5,774,285円）																														
契約金（委託料）の支払い	毎月、契約書別表に示す通り、当該月分の翌月14日までに支払う。以下、契約書別表 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>令和4年度運営委託料支払額月別内訳</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>支 払 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月分</td> <td>¥ 64,287,500 -</td> </tr> <tr> <td>5月分</td> <td>¥ 47,000,000 -</td> </tr> <tr> <td>6月分</td> <td>¥ 47,000,000 -</td> </tr> <tr> <td>4月～6月計</td> <td>¥ 158,287,500 -</td> </tr> <tr> <td>7月分</td> <td>¥ 49,738,800 -</td> </tr> <tr> <td>8月分</td> <td>¥ 47,000,000 -</td> </tr> <tr> <td>9月分</td> <td>¥ 47,000,000 -</td> </tr> <tr> <td>10月分</td> <td>¥ 47,000,000 -</td> </tr> <tr> <td>11月分</td> <td>¥ 47,000,000 -</td> </tr> <tr> <td>12月分</td> <td>¥ 47,000,000 -</td> </tr> <tr> <td>1月分</td> <td>¥ 47,000,000 -</td> </tr> <tr> <td>2月分</td> <td>¥ 47,000,000 -</td> </tr> <tr> <td>3月分</td> <td>¥ 47,000,000 -</td> </tr> <tr> <td>年度計</td> <td>¥ 584,026,300 -</td> </tr> </tbody> </table>		支 払 額	4月分	¥ 64,287,500 -	5月分	¥ 47,000,000 -	6月分	¥ 47,000,000 -	4月～6月計	¥ 158,287,500 -	7月分	¥ 49,738,800 -	8月分	¥ 47,000,000 -	9月分	¥ 47,000,000 -	10月分	¥ 47,000,000 -	11月分	¥ 47,000,000 -	12月分	¥ 47,000,000 -	1月分	¥ 47,000,000 -	2月分	¥ 47,000,000 -	3月分	¥ 47,000,000 -	年度計	¥ 584,026,300 -
	支 払 額																														
4月分	¥ 64,287,500 -																														
5月分	¥ 47,000,000 -																														
6月分	¥ 47,000,000 -																														
4月～6月計	¥ 158,287,500 -																														
7月分	¥ 49,738,800 -																														
8月分	¥ 47,000,000 -																														
9月分	¥ 47,000,000 -																														
10月分	¥ 47,000,000 -																														
11月分	¥ 47,000,000 -																														
12月分	¥ 47,000,000 -																														
1月分	¥ 47,000,000 -																														
2月分	¥ 47,000,000 -																														
3月分	¥ 47,000,000 -																														
年度計	¥ 584,026,300 -																														
委託業務内容	連合会が行う業務内容は以下の通り ①児童の生活指導に関すること ②児童の安全確保に関すること ③児童の入退所に関すること ④年間事業計画の策定及び実施に関すること ⑤基準に基づく利用料の決定及び徴収に関すること ⑥予算の策定、執行及び決算に関すること ⑦各種台帳、簿冊の整備及び報告に関すること ⑧児童保険、労働保険の加入に関すること																														

	<p>⑨事故防止等の措置に関すること</p> <p>⑩学童保育所の軽微な修繕に関すること</p>
<p>その他契約事項について</p> <p>① 報告書等の提出 (契約書第 13 条)</p>	<p>以下の書類を確定後速やかに市に提出しなければならない</p> <p>① 毎月 1 日現在の校区別入所児童数報告書</p> <p>② 連合会理事会名簿</p> <p>③ 連合会事業計画書及び予算書</p> <p>④ 連合会事業報告書及び決算書</p> <p>⑤ 連合会会則</p> <p>⑥ その他市長が必要と認める書類</p>
<p>② 業務内容の調査等 (契約書第 14 条)</p>	<p>市は必要があると認めるときは、連合会に対して、委託業務の実施状況、委託料の用途その他必要な事項について随時に調査し、報告若しくは資料の提出を求め、または実地検査及び監査すると共に必要な指示を行うことができる。</p>

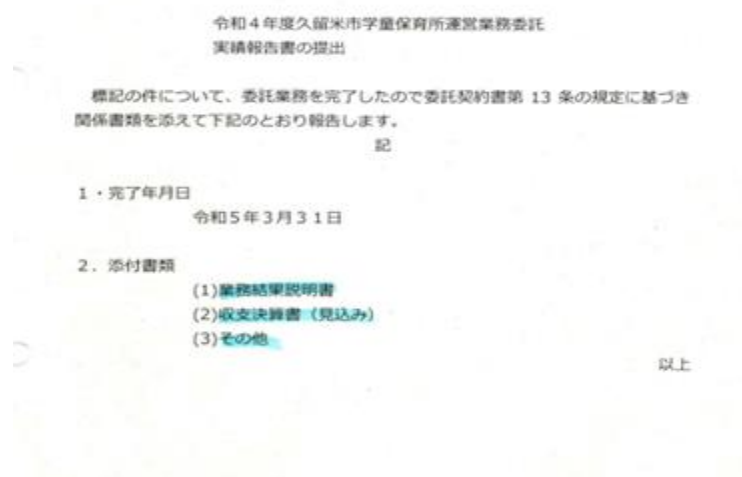
令和 4 年度において、変更契約により委託料の返還が 5,774 千円生じているが、当該金額については適切に市に返還が行われていた。

令和4年度の連合会からの委託業務に係る実績報告内容は次の通りである。

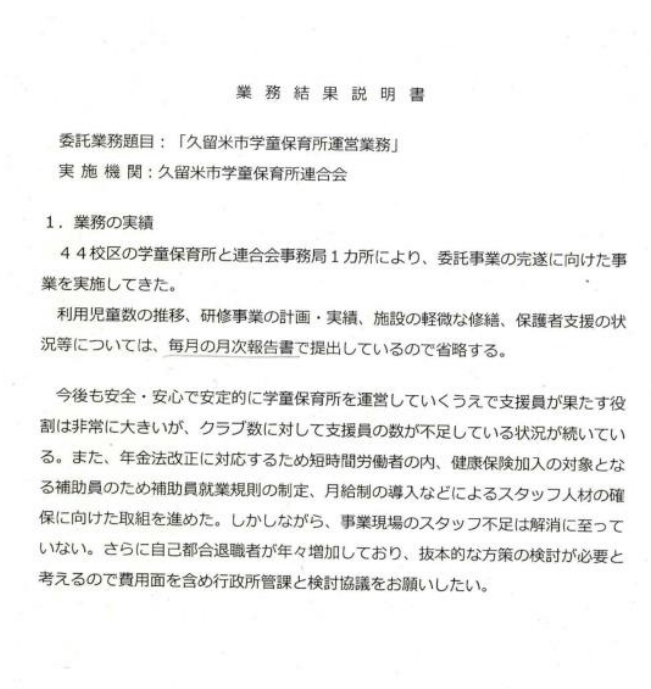
【令和4年度の実績報告資料】

(出所：令和4年度久留米市学童保育所運営業務委託実績報告書より)

・実績報告書



・業務結果説明書



・令和4年度委託業務に係る収支決算書

令和4年度久留米市学童保育所運営業務委託にかかる収支決算書

単位：円

収 入	決算額	備 考
市委託料	554,026,900	
利用料	276,219,587	利用料収入
繰入金	15,000,000	コロナ特別会計から繰入
雑入	897,608	
計	875,943,495	(A)

支 出

費 目	決算額	備 考
支役員給与	243,580,438	正規支役員・再雇用支役員
	187,845,235	補助員A~C
事務局長給与	18,288,363	事務局長職員分
共济費	62,749,634	社会保険、労働保険、福利厚生
退職積立金	15,138,000	18千円×12月×職員数
賃金	86,309,322	パート補助員
報酬	1,893,910	カウンセラー、社労士等
負担金	2,636,236	KSC負担金及び健康診断等
旅費	1,137,860	職員研修会等
費用弁償	738,000	理事会、常任理事会、監査、臨時会議
消耗印刷費	5,028,178	LED照明、封筒、納付書、連絡帳等
食糧費	38,472	会議等に要する費用
光熱水費	27,122,325	事務局と校区学童保育所分
通信運搬費	1,100,573	郵便費
	8,782,157	電話、インターネット通信費
修繕費	8,421,284	施設設備等修繕費
手数料	3,055,581	口座振替手数料等
保険料	5,977,609	傷害・賠償保険料他
委託料	13,486,832	シルバー人材センター他
備品購入費	5,904,186	経年劣化に伴う買い替え
雑費	94,660	慶弔費等
おやつ交付金	98,153,450	おやつ代×12か月分×児童数
事業費交付金	49,448,500	行事費、教材費、備品購入費配分金
経理料及び簿料	6,974,390	故障後児童システム(R4新規)、MFクラウドシステム(R4新規)等
返還金	0	
慰労金	2,258,000	学童臨時担任に支給(年2回、8千円)
繰出金	15,000,000	コロナ特別会計へ繰出
予備費	0	
計	870,169,208	(B)

要料不足額
(A)-(B)

=

5,774,287

また、連合会の確定後の収支決算書は委託契約書によると確定後速やかに市に報告することが必要であるが（契約書第13条）、当該書類の提出が確認できなかった。

なお、繰越金への対応については、令和元年9月9日に行われた市議会（令和元年第4回定例会）においても議論されており、連合会との協議により、繰越金の取扱いについて対応していく旨の回答が市長より行われている。委託料について余剰金が発生した場合には、単年度ごとに市へ返還が行われるよう改善が行われており、令和3年度委託事業分は24百万円が返還され、令和4年度委託事業分は5,7百万円が返還された。人件費の支出が少なかったことに起因する委託料の余剰金はこの間発生していないが、再び繰越金が増加することは、委託金額積算の合理性、正当性の議論にもつながりかねないので、今後も学童保育所の事業が円滑に進むよう、市は学童保育連合会への委託事務全般について、適切に精査すべきである。

保護者の負担する学童保育所利用料の収納に関しては、未納額の収納を含め、委託契約に従い連合会が行うことになっている。未納額については、実際に連合会において、督促状や催告書の送付、電話による催告等が行われており、その収納状況については、市へ理事会資料を用いた報告が行われている。

未納額の収納が滞り、その金額が増加すると、学童保育所運營業務の収支、延いては市への委託料の返還額にも影響が出る可能性がある。

(2) 学童保育所運営委託料 15,453千円

(新型コロナウイルス感染拡大防止対策業務契約)

支払先（委託先）	久留米市学童保育所連合会
契約内容	久留米市学童保育所運營業務における新型コロナウイルス感染拡大防止対策業務の委託契約書
契約形態	委託形式（随意契約） 随意契約の理由；学童保育所運營業務の一部であることから、①と関連する契約であるため同様の理由によるもの（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
契約期間及び契約金額（委託料）	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで 20,600,000円 (内訳) 前期(4月～9月) 10,300,000円 後期(10月～3月) 10,300,000円 但し、令和5年3月31日付で、実績に応じた変更契約が行われ、以下の金額に変更 15,452,580円(確定額) (内訳) 前期(4月～9月) 960,300円

	後期（10月～3月）14,492,280円
契約金（委託料）の支払い	前期、後期の2回に分けて支払い
委託業務内容	新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、市内44校区103クラブの学童保育所に感染防止対策用の備品や消耗品等を購入（施設消毒に必要な機器の賃貸借含む）し設置を行うこと
その他留意事項	業務にあたっては、久留米市子ども政策課と打ち合わせの上行う

本契約については、確定額と本契約との間に5,147千円の相違が生じたが、契約変更の手続きは適切に行われ、また差額分の返金手続きについても適切に実施されていた。

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

本事業においては、事業計画（「くるめ子どもの笑顔プラン」）において、学童保育所入所率を勘案して算出した学童保育所入所児童数を成果指標としており（※1）、毎月、連合会から利用児童数の状況について報告を受け、これを基に利用児童数の把握を行っている（※2）。

令和4年度においては、入所児童数は4,492名と前年度を上回る人数となった。久留米市の今後の小学生児童数推移見込によると、令和4年度をピークに児童数は減少に転じると推計されているが（※3）、共働き世帯数は増加していくと考えられることから令和5年度以降も学童保育所入所率は伸びると見込まれている。

こうした状況が見込まれている一方で、現状としては、原則1クラブ40名が入所児童定員数であるところ、定員数を上回る児童数を受け入れているクラブも多いことや、高学年の入所受け入れが可能なクラブが限定されているといった、環境整備面での対応が不足している。これは、先の課題にも記載した通り、支援員数が不足していることが大きく影響している。

この現状を踏まえ、委託先である連合会からは一定の支援員を確保するため改善要求が市へ行われ、市においても検討が行われているが未だ改善に至っていない。

※1 事業計画における学童保育所入所児童数

（出所：「くるめ子どもの笑顔プラン」第4章子ども・子育て支援事業計画より）

【見直し後計画】

（単位：人）

		実績			推計	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	低学年	4,137	3,998	4,090	4,146	4,172
	高学年	389	389	402	628	612
	合計	4,526	4,387	4,492	4,774	4,784
対応策		4,091	4,328	4,368	4,368	4,368

※2

学童保育所利用児童数の推移

(出所：子ども政策課より入手資料「入所児童数」より作成)

	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
クラブ数	96	97	97	100	103
利用児童数	4,331	4,528	4,526	4,387	4,492

※3 小学生児童数推移

(出所：「くるめ子どもの笑顔プラン」第4章子ども・子育て支援事業計画より)

【就学前児童・小学生児童数の推移・推計】

	H30 実績	H31 実績	R2		R3		R4		R5		R6						
			計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	見直し	増減	計画	見直し	増減			
0歳	2,678	2,651	2,677	2,579	-98	2,641	2,367	-274	2,608	2,289	-319	2,572	2,237	-335	2,534	2,359	-175
1歳	2,706	2,719	2,688	2,686	-2	2,714	2,661	-53	2,678	2,381	-297	2,645	2,332	-313	2,607	2,279	-328
2歳	2,937	2,673	2,723	2,720	-3	2,692	2,683	-9	2,718	2,626	-92	2,682	2,365	-317	2,649	2,316	-333
3歳	2,955	2,926	2,673	2,689	16	2,724	2,747	23	2,693	2,661	-32	2,718	2,628	-90	2,683	2,366	-317
4歳	2,961	2,922	2,915	2,922	7	2,662	2,686	24	2,714	2,732	18	2,682	2,653	-29	2,707	2,620	-87
5歳	2,969	2,985	2,921	2,915	-6	2,914	2,920	6	2,661	2,690	29	2,714	2,734	20	2,681	2,654	-27
0～5歳 (就学前児童)	17,206	16,876	16,597	16,511	-86	16,347	16,064	-283	16,072	15,379	-693	16,013	14,949	-1,064	15,861	14,594	-1,267
6歳	2,888	2,915	2,968	2,963	-5	2,904	2,897	-7	2,897	2,891	-6	2,646	2,669	23	2,699	2,711	12
7歳	3,011	2,886	2,922	2,930	8	2,975	2,999	24	2,911	2,902	-9	2,904	2,911	7	2,652	2,688	36
8歳	2,866	3,005	2,888	2,897	9	2,924	2,923	-1	2,977	2,988	11	2,913	2,894	-19	2,906	2,903	-3
9歳	2,884	2,874	3,020	3,018	-2	2,903	2,899	-4	2,939	2,940	1	2,992	2,997	5	2,928	2,903	-25
10歳	2,835	2,888	2,872	2,872	0	3,018	3,014	-4	2,901	2,904	3	2,937	2,941	4	2,990	2,998	8
11歳	2,869	2,835	2,885	2,907	22	2,869	2,863	-6	3,015	3,011	-4	2,898	2,897	-1	2,934	2,934	0
6～11歳 (小学生児童)	17,353	17,403	17,555	17,587	32	17,593	17,595	2	17,640	17,636	-4	17,290	17,309	19	17,109	17,137	28
合計	34,559	34,279	34,152	34,098	-54	33,940	33,659	-281	33,712	33,015	-697	33,303	32,258	-1,045	32,970	31,731	-1,239

※実績値：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）
※令和5～6年：コーホート変化率法などによる推計値

学童保育所入所率見込 ※1、※3の数値より算定

- 令和4年度 児童保育所入所率・低学年（6歳～8歳） 約46.6%
- 高学年（9歳～11歳） 約4.5%
- 令和5年度 児童保育所入所率・低学年（6歳～8歳） 約48.9%
- 高学年（9歳～11歳） 約7.1%
- 令和6年度 児童保育所入所率・低学年（6歳～8歳） 約50.3%
- 高学年（9歳～11歳） 約6.9%

5. 事業の必要性について

本事業は、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保すると共に、次代を担う児童の健全な育成を支援していくために必要な事業である。また、今後さらに女性の社会での活躍が求められてくる中で、仕事と家庭との両立を支援する当該事業の必要性はますます高まっていくと考えられる。そのため、市には現状の課題に早急に対応し改善

を行うと共に、委託先である連合会と密に連携を図り、より多くの市民が本事業からの効果を楽しむよう、事業運営を継続していくことが必要である。

6. 実施した監査手続き

- ①事業内容の概要を把握するために担当者にヒアリングを実施した。
- ②事業に関する関係法令や条例等を把握し、これらに準拠した処理が行われているか検討した。
- ③各事業の予算額、決算額の推移を取り、著しい増加・減少があれば、その原因を調査し合理性を確認した。
- ④補助金の算定が適切に行われているか検討した。
- ⑤委託や指定管理に関し契約内容が適切か確かめると共に、委託料や指定管理料が適切に把握されているか確認した。
- ⑥支出についてサンプリングより関連法令や条例等に従って適切に処理されているかを確認した。
- ⑦成果指標が適切に設定され、実績と比較されているか。また、目標と実績の差異の原因分析が行われPDCAサイクルをとおして次期の計画に反映されているかを検討した。
- ⑧成果指標と実績との比較を通して事業が有効であり、必要なものであるかを検討した。

7. 監査の結果及び意見

本事業についての結果及び意見は以下の通りである。

(1) 早急な課題への対応について

(意見22) 放課後児童支援員（支援員）の増員対応

現状

概要の「課が考えている課題」にも記載した通り、支援員の数が不足している状況が継続しており、市においても認識されているが、令和4年度現在において未だ解消されていない。

意見

今後さらに学童保育所の利用者数は増えることが考えられ、当該事業を効果的に進めていくためには支援員の増員は必達事項である。また、学童保育所において支援員が果たす役割は非常に大きく、これに対し早急な対応が図られない場合には、児童への指導の質が低下し健全な児童育成が損なわれる恐れがある。

当該問題については、委託先の連合会だけで対応するのではなく、久留米市が主体となって、抜本的な処遇改善策の検討を行う必要がある。

(指摘1) 連合会への委託事務の精査

現状

市は学童保育所の運営事業を学童保育所連合会に委託しているが、連合会で計上している繰越金の額については、少なくとも令和元年から市議会等で議論されている。

指摘

原因は、担当部局も認めるとおり、支援員の数が年々減少傾向であり、必要な支援員が確保されないなど、人員確保の困難性にある。人員確保の不安定性があるのであれば、毎月の報告及び担当課の精査・監督を厳密に行い、契約上の支払い方法を実績に基づく請求払いに変更することでこれ以上の余剰金の増加は抑えられるとともに、市側がタイムリーに監督・状況把握をすることで連合会が必要とする緊急事態に備えた繰越金の額を必要以上に確保する必要は減少するものと考えられる。

当該繰越金の取り扱いについては、市と連合会とで協議し、現在のところ支援員の増員や不足している環境整備面への対応に充てられている。しかしながら、再び繰越金が増加することがあれば、委託金額積算の合理性、正当性の議論にもつながりかねない。例えば社会福祉法人においては、遊休資産が多く存在する場合、社会福祉充実計画にて、遊休資産の活用計画を明確にすることが求められている。このような事例を参考にしながら、繰越金が増加しないよう、今後も学童保育所の事業が円滑に進むよう、市は学童保育連合会への委託事務全般について適切に精査すべきである。

(指摘2) 市への実績報告資料の不備について

現状

連合会への委託契約書第13条(4)に定める通り、確定後速やかに連合会事業報告書及び決算書を提出しなければならないとされているが、令和4年度連合会確定決算書の提出が確認できなかった。ただし、次年度の第1回理事会の報告資料として市は実績報告書及び収支決算書(見込み)を入手している。

指摘

委託契約書(及び業務仕様書)に定める通り、決算書については、市長あてに連合会会長の承認を得た確定後の決算書の提出が求められる。この点、市へは実績報告書及び収支決算書(見込み)の報告がなされているが、確定後の収支決算書の提出を求めるなど、改善が必要である。

(意見23) 利用料の収納について

保護者の負担する学童保育所利用料の収納に関しては、未納額の収納を含め、委託契約に従い連合会が行うことになっている。未納額については、実際に連合会に

において、督促状や催告書の送付、電話による勧告等が行われており、その収納状況については、理事会で報告が行われている。

未納額の収納が滞り、その金額が増加すると、学童保育所運営業務の収支、延いては市への委託料の返還額にも影響が出る可能性がある。

委託料については市民からの税金を投入した公的資金であり、利用料の収納に関して適切な業務が行われているかどうかを確認するためにも、収納状況の推移を注視し、利用料の収納状況等においても確定資料の提出を求めるなど改善が必要である。

12. 結婚・妊娠・出産・子育て希望支援事業

○ 児童福祉総務費

1. 概要

● 事業の内容

<目的>

結婚から子育てまでの切れ目のない支援を行い、子どもを安心して生み育てることができ、子どもが健やかに育つ社会づくり、子育て地域を全体で支え応援する社会づくりを進める。

<概要>

主に以下3つの内容で構成される。

① くるめ子育て便利ブック事業

主に妊娠期から就学前の子育て期に必要な手続きなどの情報を載せたリーフレット「くるめ子育て便利ブック」を作成し、市内公共施設、親子手帳交付時や各種健診時に配付する。子育て期の手続きや保育施設案内などの情報に特化した情報誌として令和3年度リニューアル発行。(平成16年度発行開始の「子育て便利マップ」の改定版) 令和4年度においては6,000部を発行。



紙面発行の他、電子版での発行もあり、久留米市ホームページ等から入手できる。

② ライフデザインセミナー事業

結婚、妊娠・出産、子育て、仕事等これから迎えるライフステージにおいて、自ら考え選択できるよう、人生設計の参考になるセミナーを実施する場を提供することで、若い世代が自分自身の将来を考えるきっかけづくりを行う。

これは国の推進する「地域少子化対策重点推進事業」における取組として久留米市が運営するものであり、「地方公共団体が行う、出会いの機会・場の提供、結婚に関する相談・支援や支援者の養成、ライフプランニングの支援、官民が連携した結婚支援の取組などの総合的な結婚支援の取り組みを支援する」という目的に従い、当該事業に係る交付金を受けて事業を行っている。

久留米市ではライフデザインセミナーを年 1 回企画し、ライフイベントの一つとしての結婚の後押しを行う取組をおこなっている。

③ 地域子育て促進事業費補助金事業

主に妊娠期から乳幼児期までの保護者が抱える不安感や負担感を軽減し、互いに支えあう環境づくりを行うことを目的として、保護者等で組織されたグループ（サークル）が行う交流等に係る経費に対して助成を行う。

<関連諸法令、条例、規則>

地域少子化対策重点推進交付金交付要綱

地域子育て促進事業費補助金交付要綱

●事業の形態

委託（ライフデザインセミナー事業）：随意契約（※久留米市契約事務規則に定める随意契約限度額以下であるため）

補助金（地域子育て促進事業費補助金事業）

●実施期間

平成 27 年度より開始

ライフデザインセミナー事業は令和 2 年度より開始

●課が考えている課題

特になし

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和 2 年度	1,886	41	一般財源 41
令和 3 年度	1,444	930	県補助金 216 その他基金 600 一般財源 114
令和 4 年度	1,381	915	県補助金 249 一般財源 666

・令和 2 年度から令和 4 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で当該事業に係る活動が制限されたこと等の要因により少なかった。

・当年度の予算と決算額との差異は、地域子育て促進事業費補助金事業による補助金交付実

績がなかったことによるもの。

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額 (千円)	内容
印刷製本費	416	くるめ子育て便利ブック作成費用等
委託料	499	ライフデザインセミナー開催業務委託料
負担金・補助及び交付金	-	地域子育て促進事業費補助金

3. 支出が適切に処理されているかについて

上記2(2)における915千円の金額について、必要な書類等を閲覧した結果、いずれも適切に処理されていた。

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

過去5年間の事業実績額は以下の通りである。

《過去5年間の事業実績額推移》

(単位; 千円)

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
①子育て便利ブック事業	*775	*831	-	419	416
②ライフデザインセミナー事業	**7,618	**7,823	-	433	499
③地域子育て促進事業費補助金事業	364	294	41	78	-
事業合計	8,757	8,949	41	930	915

*これは子育て便利ブックの前に作成されていた子育て便利マップの発行に係る支出額である。現在の子育て便利ブックはリニューアルを経て令和3年度より発行。

**当該金額は、ライフデザインセミナー事業の前事業である「企業・団体婚活支援ネットワーク推進事業」に係る支出額である。ライフデザインセミナー事業開始はR2年度から。ただし、R2年度は実施なし。

各事業の成果指標及び実績評価結果は以下の通りである。

(1) 子育て便利ブック事業

本事業において個別具体的な成果指標の設定は見受けられない。

参考値として当年度の発行部数及び配布先一覧を示す。

① 子育て便利ブック発行部数 6,000部発行

② 子育て便利ブック配付先一覧 (出所：子ども政策課資料より)

配布先	R3版	R4版	残高	送付方法	備考
児童センター	50	30	5,950	行政便	
くまのこ	50	30	5,900	行政便	
ファミサポ	20	15	5,880	行政便	
子育ての広場	0	10	5,880	郵便	
子育てサークル	0	-	5,880	その他	子育てセンター-発送による配布
子育て支援センター	90	54	5,790	行政便	10冊×9施設
主任児童委員	0	-	5,790	郵便	
校区サロン	60	90	5,730	郵便	2冊×3施設 主任児童委員所
校区ミニセン	230	230	5,650	行政便	6冊×46校区
こころサポ	300	300	5,200	こころの架け橋、健診	
(母子手帳)	3,000	3,000	2,200	こころの架け橋、健診	
(窓口用)	10	-	2,190	こころの架け橋、健診	
家庭子ども相談課	50	50	2,140	行政便	
子ども保育課	80	80	2,060	行政便	
幼児教育研究所	10	10	2,050	行政便	
子ども未来部総務	10	10	2,040	持参	
保健所 地域保健課	15	15	2,025	行政便	
保健所 健康推進課	15	15	2,010	行政便	
保健センター	150	150	1,850	行政便	30冊×5センター
総合案内	100	100	1,760	持参	
市民センター	250	250	1,510	行政便	50冊×5センター
総合支所	120	120	1,390	行政便	30冊×4支所
北野総合支所 文化スポーツ課	0	-	1,390	行政便	
北野生涯学習センター-別館	10	10	1,380	行政便	
図書館	80	80	1,300	行政便	10冊×8施設(くまのこ、ファミサポ)
男女平等推進センター	30	30	1,270	行政便	
教育総務課	30	10	1,240	行政便	
労政課	10	10	1,220	行政便	
観光国際課	10	10	1,210	行政便	
宝くろくセンター	10	10	1,200	行政便	
市民生活アール	10	10	1,190	行政便	
保育所等 (行政便)	348	192	1,042	行政便	2冊×74園
保健指導 (郵送)	64	-	978	郵送	2冊×2施設 (事業所内含む)
三瀬総合福祉センター ゆりゆり	10	10	958	郵送	
くまのこ	10	10	958	行政便	
梅原センター	10	10	948	行政便	
シティプラザ	20	20	928	行政便	
石橋文化センター	10	10	918	行政便	
梅二会館	10	10	908	持参	
みんくる	10	10	898	行政便	
福岡南青少年科学館	10	10	888	行政便	
児童相談所	10	10	878	郵送	
ハローワークマザーズコーナー	10	10	868	郵送	
ひとり親サポートセンター	10	10	858	郵送	
子育て女性活躍支援センター	10	10	848	郵送	
はつとみセンター/ユウキア	0	-	848	郵送	
ツイングクラブ	10	10	838	行政便	
医療機関	0	-	838	郵便	2冊×1施設(くまのこ)
保健指導推進施設 おおぞら	2	2	836	郵送	
西鉄タクシー	2	2	834	郵送	

設置場所としては、久留米市役所その他、市の関連施設、駅、タクシー乗り場そして病院等、子育てに関わる市民が気づいた時にいつでも手に取れるような場所に設置されており周知方法として十分であるといえる。また、オンラインによる掲載もある。

より正確に事業の成果を評価するためには、各配置場所の数だけではなく、実際にどれだけの数が市民の手に渡っているかを測定するため各配置場所の在庫数を確認する等という方法も考えられるが、費用対効果を考慮すると、現在の方法でも十分であるといえる。

なお、今後はオンラインによる利用の方が相対的に増えることも考えられる為、紙面による発行部数もこのような背景を考慮し毎年見直しを行うことが必要である。

(2) ライフデザインセミナー事業

本事業については、委託会社より報告される実施報告書における参加者数、利用者アンケート結果等から事業効果を判断している。

《令和4年度事業実施結果(委託先の事業実績報告書より作成)》

実施内容	ライフプランデザインセミナー
実施日	令和4年11月26日(土)14時~16時
実施者(委託先)	株式会社アソウ・ヒューマニーセンター (契約形態) 随意契約による委託契約 (随意契約の理由) 久留米市契約事務規則に定める随意契約 限度額以下であるため
事業実績額(委託料)	499,730円
実施方法	① オンラインによる配信

	<p>② 集団視聴会場でのサテライト形式オンラインによる配信</p> <p>③ 実施終了後、市公式 You Tube にて配信</p>
実施概要	<p>セミナー及びワークショップの実施</p> <p>セミナー内容</p> <p>① 若い世代の現状について（独身者の現状も含めた内容）</p> <p>② 人との関わり方について</p> <p>③ 人生設計を行っていくうえで若い世代が今できること</p> <p>ワークショップ</p> <p>① 自身の将来設計をイメージする為のワークショップ</p> <p>② 事前に作成された『魅力の棚卸シート』について講師からのアドバイス</p>
参加者数	<p>参加者※定員 100 名</p> <p>令和 4 年 11 月 26 日開催：36 名（申込数：42 名）</p> <p>YouTube 配信</p> <p>令和 4 年 12 月 12 日～令和 5 年 3 月 5 日 視聴登録者数：40 名 視聴回数：40 回</p>
実施結果について	<p>セミナー終了後には参加者へアンケートを行い、その結果も含め報告が行われた。</p>

久留米市主催

理想のライフデザインを実現するために！
今!! 知っておきたい
30年後の自分
～パートナー探しに必須な魅力の棚卸しとは～

ライフイベントの一つ「結婚」を応援して20年以上の寛木直美さんが教える、早目の行動計画の必要性とそのコツ、就活や婚活といったイベントをうまく乗り切るための「**自己ブランディング**」や、一生使える**オーダーメイド自己紹介**、自分の**「魅力の棚卸し**」の方法をご紹介します。

寛木直美
結婚アドバイザー
メンター

日時
令和4年
11.26(土) 14:00～16:00

実施方法
オンライン配信・集団視聴会場でのサテライト形式
[リベール5階 子育て交流プラザ 会議室]

定員
100名(先着順)

セミナー内容

- ※ 人生のリスクマネジメント術 早目の行動がはかどる理由
- ※ 人との関わり方をうまくやるコツ
- ※ イマドキの婚活事情
- ※ 出会いを供給する方法

ワークショップ
ワーク 魅力の棚卸しをして、一生使えるオーダーメイド自己紹介を作ろう!

お問い合わせ先

理想のライフデザインを実現するために！今!!知っておきたい30年後の自分～パートナー探しに必須な魅力の棚卸しとは～運営事務局
主催 久留米市子ども政策課

（運営事務局）株式会社アグロニューマニエーター 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神2-8-41 福岡朝日会館
TEL:092-733-8293 FAX:092-725-3622
E-mail: kurume-ipc@net.or.jp https://www.aic-net.co.jp/pc/kurume-ipcseminar/2022/

印刷/お申し込みはこちら

(出所：子ども政策課資料より)

今年度セミナーは定員 100 名であったのに対し、申込者は 42 名、参加者は 36 名と少人数による開催であった。また、アンケートにおいては、参加者 36 名のうち 23 件の回答があり、セミナーには概ね満足したとの結果が得られ、特にオンラインによる参加が可能であったことに対する評価が高かった。その一方で、久留米市が主催したメリットを実感できるようなアンケート項目やコメントはなかった。その他、次回は婚活セミナーやマッチングイベントを企画してほしいといった具体的な要望も寄せられていた。

これらの結果を受け、課では次年度に向け、出会いイベントの実施を含む事業内容や開催場所等、具体的に事業の実施方法を検討している。

また、本事業は前述の通り「地域少子化対策重点推進事業」の一環としての取組であり、交付金を受けて事業を実施している。参考として、同じ事業を推進する他の自治体における事業実施状況を下記に示す。

《福岡県における地域少子化対策重点推進交付金事業の活用状況》

(出所：子ども政策課より入手資料)

令和4年4月1日現在

地域少子化対策重点推進交付金 活用状況【福岡県】

1. 重点課題事業・優良事例の横展開支援事業

○令和4年度当初予算

自治体名	事業名	総事業費 (うち交付金所要額)	補助率	事業概要
福岡県	【重点課題事業】 福岡県結婚新生活支援事業市町村連携事業	153万円 (102万円)	2/3	県内を4圏域に分け、圏域内における結婚新生活支援事業の対象者となる新婚世帯の増加や圏域内への転入促進を図ることを目的に、複数市町村と連携し、地域の特性や資源を活かした当該地域の魅力を発信する広域出会いイベントを開催するもの。
	未来の社会・家庭を築く若者の育成・支援事業	534万円 (267万円)	1/2	・大学等と連携して、学生を対象に、「働くこと」、「結婚すること」、「生み育てること」を自分自身のこととして捉えさせ、人生をトータルに考えさせる、トータルライフプランセミナーを開催するもの。 ・出会い応援団体と連携して、独身者を対象に、異性との交流が苦手な者や出会いイベント参加に戸惑う独身者等をサポートするためのステップアップセミナーを開催するもの。
北九州市	未来の家庭を築く男女の育成事業	70万円 (35万円)	1/2	コミュニケーションセミナーや交流会を取り入れた「コミュラボ」を開催し、結婚を希望する未婚の男女を対象に、結婚意識の醸成を目的に結婚に関するセミナーやコミュニケーションスキルアップ研修を行い、結婚基礎力(自己分析、他者理解、柔軟適応能力)の習得と、習得したスキルを実践できる場の提供を行うもの。 (セミナー2回、交流会2回)
久留米市	若い世代のライフデザインセミナーの実施	51万円 (25万円)	1/2	若い世代を対象とした、「ワークライフバランスなど働き方」、「家庭を築くために大切なこと」、「妊娠・出産に関する知識」など、人生設計の参考になる情報を提供し、若い世代が自身の将来を考えるきっかけづくりに資するライフデザインセミナーを実施するもの。
糸島市	【重点課題事業】 いとしま出会いサポートセンター事業	525万円 (346万円)	2/3	令和3年9月に開設したセンター運営事業として、以下の取組を実施するもの。 ①会員に対する個別相談・相談会の実施、マッチングシステム導入による出会いの場の提供・引き合わせ等の実施 ②福岡県結婚新生活支援事業市町村連携事業における婚活イベントを企画するための情報提供、会員への積極的なイベント周知のほか、結婚新生活支援事業の普及啓発実施
計		1,333万円 (775万円)		

久留米市の事業費は福岡県内の他市に比べると少額であることがわかる。同様の事業費額であっても北九州市においては、セミナー2回、交流会2回と実施頻度が多い。

事業運営にあたり、久留米市のように1回の開催より、同じ規模であっても北九州市のようにより多くのイベントを開催した方が、参加者にとっては結婚について考える機会や結婚及び子育てに関する知識を得られる機会が増え、得られる効果は高いと期待できる。

(3) 地域子育て促進事業費補助金事業

本事業において個別具体的な成果指標の設定は見受けられない。

参考に過去5年間の当該事業の補助金交付団体数の推移及び直近の登録状況を示す。

《補助金交付団体数の状況》

(単位；団体)

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
実施団体	11	6	2	3	0

令和2年度から令和4年度は特に新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響で活動自粛を行う団体が多く補助金の交付団体数も少なかった。令和4年度においては1団体より申請はあったが、確定額としてはゼロであった。

なお、令和5年度においては、活動も正常化し補助金交付数も増える見込みである。

《登録団体一覧》

地域子育て促進事業 補助団体一覧

R3決定日	団体名	R1 (確定額)	R2 (確定額)	R3 (確定額)	R4 (申請額)	申請回数	R5申請可能	R5年度案内 送付	活動内容	活動拠点	備考
1	Mimi	40,000				1	○	○	観劇会、講演会、集物作り、味噌作りなど	石橋文化センター	
2	MZM13	29,000				1	○	○	交流会、情報交換、クッキング、ストレッチ・ダンスなど	西牟田校区コミュニティセンター	
3	Patika angas	27,000				1	○	○	親子遊び、製作、季節のイベントなど	スーパリア音楽 児童発達センター	
4	masaプラス脳心音					2	○	○	交流会、音楽体験、クッキング、コンサートなど	安武校区コミュニティセンター 5の地区体育館	
5	おにごっこくらぶ	36,000			40,000	2	○	○	情報交換、調理実習、季節のイベントなど	スーパリア音楽 群中生涯学習センター	
6	くもめよこちゃんの家	14,000	1,000			2	○	○	交流会、遠足、ハンドメイドの会、季節のイベントなど	子育て交流プラザくもん	
7	KSC	40,000				1	○	○	クッキング、季節のイベントなど	三神校区コミュニティセンター 三神総合体育館	
8	ひまわりスイッチ	40,000				1	○	○	講演会、交流会など	子育て交流プラザくもん	
9	ママにこ	40,000				1	○	○	交流会、季節のイベントなど	子育て交流プラザくもん	
10	はらしまイルコガ	20,000				1	○	○	親子ヨガ、季節のイベントなど	津屋原公民館 熊鷹校区コミュニティセンター	R3は前期中平均の決定を受けていたが、事業中止のため申請 数値が0に書き、R4申請額が0になった。
11	ひゆありら					0	○	○	クッキング、季節のイベント、英語・リズム遊び、わらべ歌など	スーパリア音楽	
12	ハビネスママの会					0	○	○	学習会(ヨガ&アロママッサージ、クッキング、絵本、子どもの発達・生活習慣)、情報交換など	スーパリア音楽 児童発達センター	
13	ひのママ					0	○	○	子どもに食べさせたい料理教室、節制教室、親子工作など	大塚校区コミュニティセンター	
14	ふれあいくらぶ					0	○	○	ふれあい遊び学習、情報交換など	成島げんきかん 児童子育て支援センター	
15	Memokindaスマイル					0	○	○	英語を交えた遊び、工作、性教育など	スーパリア音楽 子育て交流プラザくもん	
16	くもつばの会					0	○	○	情報交換、クリスマスケーキ作りなど	倉川校区コミュニティセンター	
17	あゆみと音楽をのびる会					0	○	○	お話し会、親子コンサートなど	やかまし村のギャラリー(津福本町)	
18	ジュジュ、メール					0	○	○	運動会、クリスマス会、パン作りなど	スーパリア音楽	
19	Nuvola					0	○	○	季節のイベント、交流会	北野生涯学習センター	
20	すみれっ子クラブ					0	○	○	季節のイベント、キャンプなど	スーパリア音楽 子育て交流プラザくもん	
21	もーりえ					0	○	○	文化センター教養、季節のイベント、農業・牧場体験など	くもんウス、農業公園 白旗文化センター	
22	でんやわんや					0	○	○	ヨガ教室、料理教室、パン教室など	会員宅(倉川)、講師宅	
23	いちご					0	○	○	季節のイベント、パン作り	大塚ますかげセンター	
24	子育て応援ママ会					0	○	○	料理教室、親子クッキング	会員宅(津福本町)	
25	Yoga Nadi					0	○	○	交流会、ヨガなど	久留米聖公会	
26	アラフォーマジック		40,000			1	○	○	情報交換、子育てセミナー、リトミック	成島校区コミュニティセンター 成島総合文化センター	
27	9月27日 グースのお部屋			20,000		1	○	○	外国語の絵本の読み聞かせ、手遊び歌	子育て交流プラザくもん	
28	11月24日 ネクス			18,000		1	○	○	交流会、情報交換、レクリエーション活動	西郷地区体育館	
28	12月9日 くもびよ			40,000		1	○	○	季節のイベント、食育	市内各所	
		294,000	41,000	78,000				29			
		9	2	3							

5. 事業の必要性について

本事業は、結婚から子育てまで切れ目のない支援体制を整備し、これから社会を担う若い世代が結婚・妊娠・出産・子育てに対して希望が持てるような環境づくりの一つとなることから、今後も継続して運営が必要な事業であると考えている。特にライフデザインセミナー事業においては、少子化の一因とされる未婚化・晩婚化が進行する中、市としてこの問題に直接的に働きかけられる事業の一つであることから、その実施方法や事業規模といった事業の方向性を随時検討しながら、継続して推進していくことが必要である。

6. 実施した監査手続き

- ①事業内容の概要を把握するために担当者にヒアリングを実施した。
- ②事業に関する関係法令や条例等を把握し、これらに準拠した処理が行われているか検討した。
- ③各事業の予算額、決算額の推移を取り、著しい増加・減少があれば、その原因を調査し合理性を確認した。
- ④補助金の算定が適切に行われているか検討した。
- ⑤委託や指定管理に関し契約内容が適切か確かめると共に、委託料や指定管理料が適切に把握されているか確認した。
- ⑥支出についてサンプリングより関連法令や条例等に従って適切に処理されているかを確認した。
- ⑦成果指標が適切に設定され、実績と比較されているか。また、目標と実績の差異の原因分析が行われ PDCA サイクルをとおして次期の計画に反映されているかを検討した。
- ⑧成果指標と実績との比較を通して事業が有効であり、必要なものであるかを検討した。

7. 監査の結果及び意見

本事業についての結果及び意見は下記の通りである。

(意見 2 4) 定量的な評価指標の設定。

現状

個別具体的に定量的な成果指標の設定が見受けられない。

(地域子育て促進事業費補助金事業)

意見

地域子育て促進事業費補助金事業について、個別具体的に定量的な成果指標を設定していないことは、事後的に当該事業の必要性及び効果を定量的に把握することが出来ず、当該事業の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、当該事業の必要性に係る説明責任の観点からも改善する必要がある。

(意見 2 5) 事業形態について

現状

委託形式によるセミナーの開催のみを実施している(令和3年度より)(ライフデザインセミナー事業)

意見

令和3年度・令和4年度とセミナーの開催は1回にとどまり、またその参加者も少ない中で、当該事業の効果が有効に得られ目的達成に繋がっているかについては客観的にみて疑問がある。特に婚活イベントについては、民間でも同様の活動をおこなって

いる団体は少なからず存在している。その中で、市が主催する目的やメリットを考慮し、他ではできないような差別化した手法で開催することに、本来の当該事業の意義があるといえる。また、当該事業の啓発活動としての側面を考慮するならば、現在の委託形式に限るのではなく、他にも助成形式により久留米市内で関連するイベント等を開催する団体等を増やし活動の機会を増やすといった方法を取ることも事業の効果を上げるためには有用であると考えられる。

今後事業を継続する上では、今一度本事業の意義を見直し、より効果的な方法を検討する必要がある。

13. 子ども食堂支援事業

○ 児童福祉総務費

1. 概要

●事業の内容			
<p><目的> 家庭での生活環境が十分に整っておらず、食事の摂取等に問題を抱える子どもに対して、子どもの心身の発達、基本的な生活習慣の習得、福祉の向上を図る。</p> <p><概要> 子ども食堂を久留米市内で開催する団体に必要な経費（運営費・普及促進経費・施設整備費）を補助する。</p>			
<p>補助対象者 久留米市内で子ども食堂を運営する団体（地域コミュニティ組織・市民公益活動団体）</p>			
<p>補助内容 ①運営費補助 ※補助対象経費は食材費（寄付で賄えないもの）・会場借上料・光熱水費・チラシ作成費等必要経費</p>			
<p>【子ども食堂事業】 「月1回以上」かつ「定期的」に開催する子ども食堂</p>			
開催回数	月1回	月2回	月3回以上
基準額（年額） 20食以上	11万円	22万円	33万円
<p>【朝ごはん子ども食堂事業】 「月1回以上」かつ「定期的」に開催する子ども食堂</p>			
開催回数	月1回	月2回	月3回以上
基準額（年額） 20食以上	11万円	22万円	33万円
基準額（年額） 10食以上20食未満	5.5万円	11万円	16.5万円

【夏休み等子ども食堂事業】

夏休み等長期休暇期間中に 5 回以上実施する子ども食堂

開催回数	夏休み期間中 5 回以上	長期休業期間に 10 回以上 (うち 5 回は夏休み期間)
基準額 (年額) 20 食以上	4.4 万円	8.8 万円

②普及促進経費 (子ども食堂の試行実施)

子ども食堂の更なる普及を図ることを目的とし、子ども食堂の運営を検討している団体による子ども食堂の継続的な運営のきっかけづくりとして実施する補助。

補助対象経費は食材費・賃借料・保険料に限定

基準額 (2 回まで)	1.5 万円
-------------	--------

③施設整備経費

※補助対象経費は食事提供のための備品 (大型冷蔵庫や炊飯器等)、施設改修に要する費用等運営に直接費用な経費

基準額 (2 回まで)	1.5 万円
-------------	--------

※ただし前回の補助から 5 年経過している場合、10 万円を限度額として再度補助が受けられる。

<関連諸法令、条例、規則>

久留米市子ども食堂事業費補助金交付要綱

地域子どもの未来応援交付金 (国補助金)

●事業の形態

補助金

●実施期間

平成 28 年度より開始

●課が考えている課題

子ども達が歩いて通うことができるよう、各校区に子ども食堂がある状態が望まれるが、令和 4 年度末時点の設置箇所は 14 校区にとどまっている。
また、運営団体が継続して実施できる環境づくりが不可欠のため、食材やお金などの運営に必要な寄附が集まるよう、周知していく必要がある。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	3,060	1,473	その他 1,000 一般財源 473
令和3年度	2,500	1,159	補助金 500 その他 650 一般財源 9
令和4年度	3,384	2,264	補助金 1,547 その他 320 一般財源 397

令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る活動自粛の影響で決算額が大きく予算額を下回っている。令和4年度においても感染拡大防止策を取りながらの活動となったが、その規模を縮小しながらも再開する団体も増えたことから決算額も増えている。

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
負担金・補助及び交付金	2,264	子ども食堂事業費補助金

3. 支出が適切に処理されているかについて

2 (2) の支出額についてサンプリングにより関連資料等との突合等を実施した結果、各支出項目は交付要綱等に従い適切に処理が行われていた。

R4 年度の実績額の内訳は以下の通りである。

R4年度 子ども食堂事業費補助金実績											
(単位:円)											
補助区分	予算額	決算額	食堂名	交付申請額	実績報告額	返還額	実施回数・開始月	「持ち帰り方式」実施団体			
								〇	△		
運営費補助	2,634,000	1,979,000	A食堂	220,000	220,000	0	月2回以上 R4.4~	〇			
			B食堂	330,000	330,000	0	月3回以上 R4.4~	〇			
			C食堂	330,000	330,000	0	月3回以上 R4.4~				
			D食堂	330,000	330,000	0	月3回以上 R4.4~	〇			
			E食堂	220,000	220,000	0	月3回以上 R4.8~	〇			
			F食堂	330,000	330,000	0	月3回以上 R4.4~				
			G食堂	91,000	82,000	9,000	月2回以上 R4.11~				
			H食堂	82,000	82,000	0	月1回以上 R4.7~				
			I食堂	55,000	55,000	0	月3回以上 R5.2~				
					1,988,000	1,979,000	0				
					132,000	88,000	88,000	0	夏休み5回以上 R4.7~		
						44,000	44,000	0	夏休み5回 R4.7・8		
						132,000	132,000	0			
					0			0			
運営費補助 計	2,634,000	2,111,000									
施設整備費補助	予算額	決算額	食堂名	交付申請額 (見込含む)	実績報告額	返還額					
	600,000	93,000	E食堂	93,000	93,000	0					
施設整備費補助 計	600,000	93,000		93,000	93,000	0					
普及促進経費補助	予算額	決算額	食堂名	交付申請額 (見込含む)	実績報告額	返還額					
	150,000	60,000	G食堂	30,000	30,000	0					
			I食堂	30,000	30,000	0					
普及促進経費補助 計	150,000	60,000		60,000	60,000	0					
運営費・施設整備費・普及促進経費 合計	3,384,000	2,264,000									

(子ども政策課作成「子ども食堂事業実績資料」を一部加工(食堂名を非公表化)して掲載)

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

当該事業の成果指標として、個別具体的な指標は見受けられなかった。

市が作成する実績資料において、補助金額や団体数を記録しているが、例えば目標とする団体数や、地域ごとに目標とする食堂数など、定量的な指標は設定されていない。

以下に過去5年間の補助内容(補助金額)及び実施団体数の推移を記載する。

(単位；円、団体)

	H30年	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
運営費補助額	1,393,000	1,622,000	1,279,000	1,158,399	2,111,000
内訳 (上；補助額、下；実施団体数)					
子ども食堂	1,300,000	1,314,000	983,000	1,038,399	1,979,000
	5	6	5	5	9
朝ごはん子ども食堂	25,000	191,000	150,000	0	0
	1	1	1	0	0
夏休み等子ども食堂	68,000	117,000	146,000	120,000	132,000
	2	2	3	2	2
普及促進経費補助額	0	0	0	0	60,000
施設整備補助額	0	194,000	194,000	0	93,000
補助額合計	1,393,000	1,816,000	1,473,000	1,158,399	2,264,000

(子ども政策課作成「子ども食堂事業費補助金実績」をもとに作成)

5. 事業の必要性について

当該事業は、家庭環境等の理由で食事の摂取に問題を抱える子どもに対して、食事や交流の場が提供されるよう支援する事業であり、子どもの健やかな成長を保障する社会の実現に向けた取り組みの一環として重要な事業であると考えます。なお、現在は子どもの貧困対策に限らず、孤食の解消、地域の豊かな食材による食育、地域交流の場づくりなど、様々な目的を持った取組として運営されており、今後も継続的な支援が必要であると共に、必要な所に必要な支援が行われるよう、市として、各地域の実態を随時把握しながら事業を進めていくことが必要であると考えます。

6. 実施した監査手続き

- ①事業内容の概要を把握するために担当者にヒアリングを実施した。
- ②事業に関する関係法令や条例等を把握し、これらに準拠した処理が行われているか検討した。
- ③各事業の予算額、決算額の推移を取り、著しい増加・減少があれば、その原因を調査し合理性を確認した。
- ④補助金の算定が適切に行われているか検討した。
- ⑤委託や指定管理に関し契約内容が適切か確かめると共に、委託料や指定管理料が適切に把握されているか確認した。
- ⑥支出についてサンプリングより関連法令や条例等に従って適切に処理されているかを確認した。
- ⑦成果指標が適切に設定され、実績と比較されているか。また、目標と実績の差異の原因分析が行われPDCAサイクルをとおして次期の計画に反映されているかを検討した。
- ⑧成果指標と実績との比較を通して事業が有効であり、必要なものであるかを検討した。

7. 監査の結果及び意見

当該事業に係る結果及び意見は下記のとおりである。

(意見 2 6) 定量的な評価指標の設定について

現状

定量的な達成指標の設定が見受けられない

意見

子ども食堂支援事業に係る評価指標を設けていないことは、事後的に当該事業の必要性及び効果を定量的に把握することが出来ず、当該事業の見直しを検討するための判断材料が不足する。

子どもの貧困対策事業の一環として、その目的を達成するためには、例えば各校区に最低1か所でも食堂を設置する、もしくは、市の保有する統計データ等から割り出した貧困世帯数の分布に応じて目標とする子ども食堂設置数や実施団体数を設定するといった、定量的な達成指標を設ける必要があると考える。

(意見 2 7) 事業形態についての検討

現状

平成28年度にこの事業が開始されてから補助金による支援という事業形態を行っている。この事業形態について、子どもの貧困対策というその趣旨を鑑みるに、補助金という形態で、事業の目的を達成できているのか、他の形態による事業運営が必要ではないか、といった検討が行われている証跡が確認できない。

意見

事業開始より事業形態に変更はなく、毎年事業の運営を行っているが、意見26に記載した通り、事業実績について定量的な指標が設定されていないために、そもそも現状のやり方で事業の目的が達成されているといえるのかについての議論が行われている証跡が確認できない。子どもの貧困対策という問題に本気で向き合いより有効な成果を上げるのであれば、例えば一部で委託による運営形式も取り、貧困が懸念される地域にピンポイントでの支援を行うなど、事業のやり方について見直しを行う必要があると考える。

Ⅲ 保育

1 保育所の状況

1 国の保育行政の現状

国の保育行政は、子ども・子育て及び保育を取りまく状況の変化や政権政党の交代等による政策変更の影響も受け、変化を遂げている。

近年では、子ども・子育て支援新制度の施行（平成 27 年度）、3 歳児以上を対象とした幼児教育・保育の無償化の導入（令和元年度）など、様々な変化がおこっている。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行（平成 28 年度）されており、障害等のある子どもの保育所等での受入れが促進されている。

なお、令和 4 年度には全国の 8 割以上の自治体で待機児童がゼロとなっており、令和 5 年度からは空き定員対策のモデル事業開始など、新たな動きも見られる状況である。

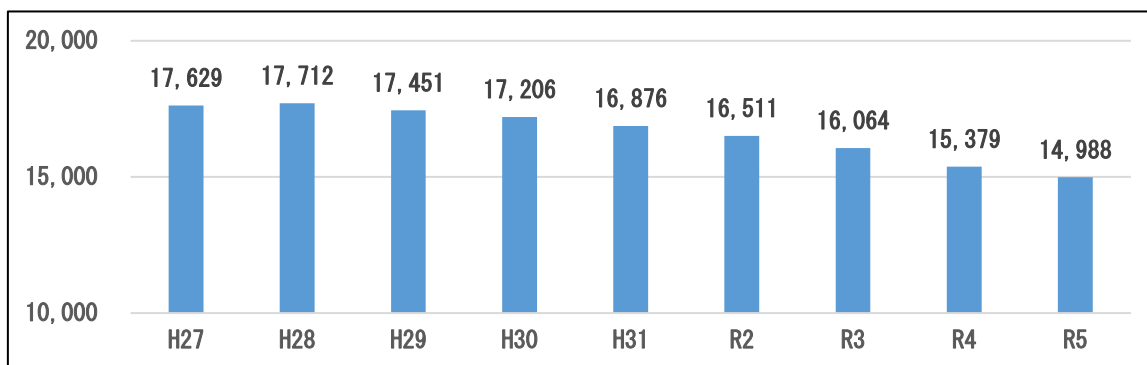
2 久留米市の保育の現状

(1) 就学前児童数の推移

久留米市の就学前児童数は、少子化の進行に伴い、平成 28 年度の 17,712 人をピークとして減少を続けている。令和 5 年度は 14,988 人であり。平成 28 年度と比べて約 2,700 人減少している。今後も社会動態や合計特殊出生率などに大きな変化がない限り、減少が続くことが見込まれている。

図表 1：就学前児童数の推移（4 月 1 日現在）

（単位：人）



(2) 認可保育所等の施設数

幼稚園からの移行に伴う認定こども園の施設数の増加、事業所内保育事業所や小規模保育事業所の新規参入に伴い、認可保育所等の施設数は増加している。施設数の推移は以下のとおりである。

図表 2 : 施設数の推移(各年 4 月 1 日現在)

	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
公立保育所	9	9	9	9	9	9	9
私立保育所	58	58	58	58	57	54	51
認定こども園	15	17	17	17	20	23	27
事業所内保育事業所	2	2	2	3	4	4	4
小規模保育事業所	0	0	0	0	0	2	2
合計	84	86	86	87	90	92	93

参考：施設区分

名称	内容
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・就労や病気、介護などによって保護者が保育できないという「保育を必要とする事由」に該当する場合に、保護者に代わって保育を行う児童福祉施設。 ・0歳から小学校就学前の児童が利用できる。
認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設。 ・保育所のように「保育を必要とする事由」に該当する場合に利用できる保育枠（0歳～小学校就学前）と幼稚園のように入所条件が必要でない教育枠（3歳～小学校就学前）があり、預けられる時間などに違いがある。
事業所内保育事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳～2歳の児童を対象とし、企業や病院、大学等の事業所が運営する施設。その事業所で働く従業員の子どもを対象とした「従業員枠」と地域の子どもを対象とした「地域枠」がある。 ・保育所と同様に、利用するためには「保育を必要とする事由」が必要。
小規模保育事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳～2歳の児童を原則19人以下の少人数で預かる施設。 ・保育所と同様に、利用するためには「保育を必要とする事由」が必要。

(3) 依然として多い入所保留児童数

久留米市の待機児童数（4月1日時点）は、施設整備による定員増や小規模保育事業所の導入等の取組みを進めた結果、令和5年度に初めて0人となった。一方で、ここ数年

200名を超える入所保留児童※が発生している。その大半は3号認定（0～2歳児）であり、保護者の希望と受入施設のアンマッチが見受けられる。すなわち、全体的な定員数には余裕があるにもかかわらず、保護者が希望する保育施設については定員数が埋まっており、子どもを預けることができない保護者は依然として存在している。

※入所保留児童：以下のケースが該当し、待機児童からは除外される。

- ・保護者が希望する園を特定（1園又は2園）して申請している
- ・保護者が求職活動を休止している
- ・児童が幼稚園や届出保育施設、事業所内託児所に通所している

3 公立保育所の運営状況

図表 3 : 公立保育所の推移

No.	名称	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1	松柏																						
2	聖徳																						
3	筑水																						
4	発心																						
5	白峯																						
6	荒木																						
7	高良台																						
8	大善寺																						
9	善導寺																						
10	千歳																						
11	安武																						
12	大橋																						
13	晴明																						
14	青峰																						
15	ひまわり																						
16	江南																						
17	田主丸																						
18	水縄																						
19	竹野																						
20	川会																						
21	船越																						
22	菅原																						
23	中村																						
24	大城																						
25	犬塚																						
	公立園数	14	13	12	20	19	17	16	15	12	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9

参考：公私連携型保育所とは

市町村が、設置・運営主体である民間法人（公私連携保育法人）と連携し、土地・建物など公有設備の無償又は廉価での貸付け・譲渡などを可能とし、設置の支援を行うとともに、人員配置や提供する教育・保育など運営に関与し、適正な運営が行われるよう、市と法人とが協定を締結して運営を行う保育所。

久留米市の公立保育所は、平成14年度より前は16施設であった。平成14年度において千歳保育園と安武保育園が社会福祉法人へ民間移譲され、また平成15年には大橋保育園もそれに続いた。

平成17年2月の広域合併の影響もあり、平成17年度には20施設あった公立保育所の数は、その後も民間移譲を進めて結果、平成23年度には9施設となり現在に至っている。

4 公立保育所の施設及び職員配置状況

(1) 施設の状況

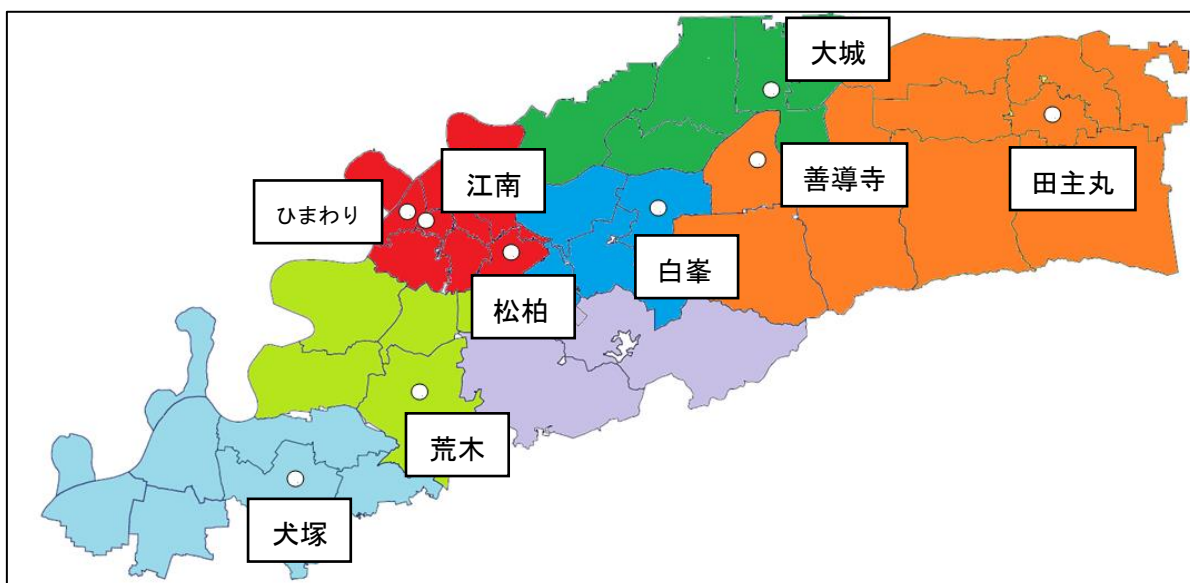
久留米市では現在までに16施設の民間移譲を進めるとともに、現在運営する9施設においては、必要とされる増改築や大規模修繕などを行いながら運営を継続している。

なお、旧耐震基準建築物の園舎も存在しているが、耐震診断の結果、全ての園舎で耐震性能があることを確認している。

図表4：施設状況（令和5年4月1日現在）

No.	名称	区域	建築年度	経過年数	建物構造	階数	定員	入所児童数
1	松柏保育園	中央部	1977 (一部2009)	46 (13)	RC・S	1	160	121
2	江南保育園	中央部	1979	44	RC	2	150	125
3	白峯保育園	中央東部	2011	12	RC・S	1	120	85
4	荒木保育園	中央西部	1982	41	RC	1	140	126
5	善導寺保育園	東部	1980 (一部2009)	43 (14)	RC・S	1	90	74
6	ひまわり保育園	中央部	1988	35	RC	2	40	33
7	田主丸保育所	東部	1976	47	RC	1	220	116
8	大城保育所	北部	2011	12	S	1	120	90
9	犬塚保育園	南西部	2014	9	S	1	150	111

図表 4 : 位置図 (公立保育所 9 施設)



(2) 保育士の配置状況

令和 5 年 4 月 1 日現在、正規職員（再任用フルタイム含む）の保育士が 69 人、フルタイムの会計年度任用職員が 52 人配置されており、全体の非正規率は 4 割を超える状況となっている。また、各施設の状況に応じて、パートタイムの会計年度任用職員も別途配置している。

なお、公立保育所の民間移譲に伴い、平成 15 年度から 10 年間程度、保育士採用を凍結していた経緯もあり、30 代後半から 40 代前半という中堅層の職員層が著しく薄い状況となっている。

図表5：フルタイム保育士の配置状況（令和5年4月1日現在）（単位：人）

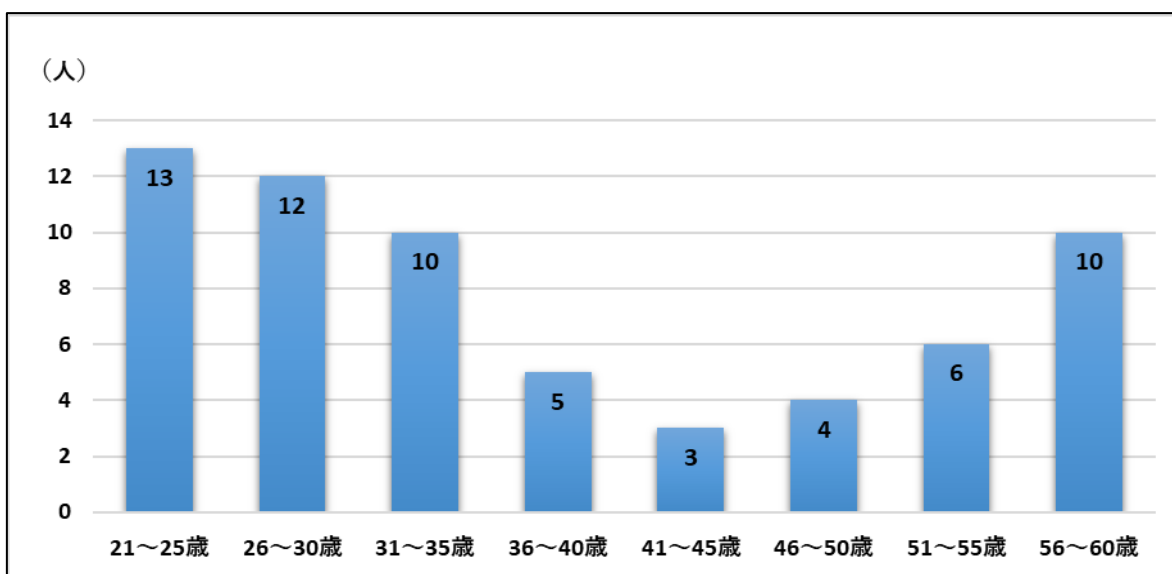
No.	名称	区域	正規①	非正規②	合計③ (①+②)	非正規率 ②/③
				会計年度職員 フルタイム		
1	松柏保育園	中央部	9	9	18	50.0%
2	江南保育園	中央部	10	8	18	44.4%
3	白峯保育園	中央東部	7	7	14	50.0%
4	荒木保育園	中央西部	7	7	14	50.0%
5	善導寺保育園	東部	7	2	9	22.2%
6	ひまわり保育園	中央部	7	3	10	30.0%
7	田主丸保育所	東部	8	4	12	33.3%
8	大城保育所	北部	7	6	13	46.2%
9	犬塚保育園	南西部	7	6	13	46.2%
合計			69	52	121	43.0%

※令和5年4月1日現在のパートタイム保育士（会計年度任用職員）：185人

図表6：正規保育士の配置状況（令和5年4月1日現在）

（単位：人）

※再任用フルタイム職員を除く



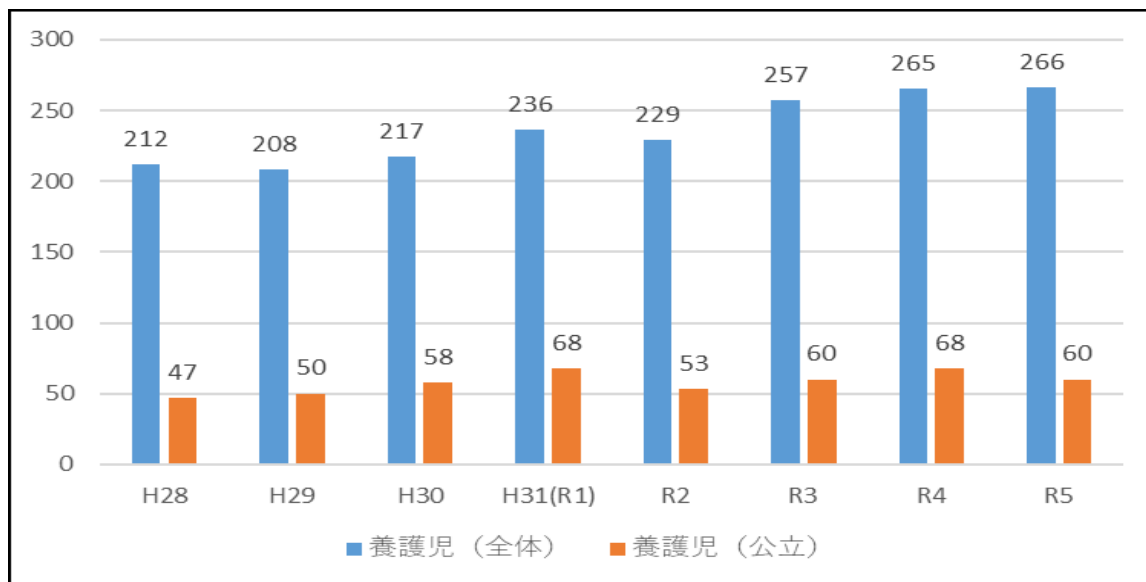
5 公立保育所を取り巻く課題

（1）支援を必要とする児童への対応

近年、障害の診断は受けていないがその疑いが感じられる児童や、医療的ケアを必要とする児童に関する入園希望、相談が増加している。また、生活困窮世帯の児童や虐待が疑

われる児童など、特別な配慮及び支援を必要とするケースへの対応など、関係機関等と連携した適切な対応が求められている。

図表 7：特別支援が必要な児童（養護児）の人数の推移（4月1日時点）（単位：人）



（2）限られた人材による保育の質の確保

保育の質の確保のためには、公立保育所への保育士の適正な配置に加えて、OJTや研修参加を通して、保育士としての資質及び専門性向上にかかる機会の確保やその充実に取り組むことが必要である。また、私立保育所等への監査指導、研修を担う行政保育士には、高い知見が求められており、更なる専門性の向上に努める必要がある。

しかしながら、中堅層の職員が極めて少ない現状においては、このような取り組みの実施が困難となる可能性がある。

（3）施設の老朽化への対応

現在運営している公立保育所9園の施設のうち、その半数以上が築40年以上を経過している

児童の健やかな発達を支える環境を整えるためにも、今後は施設の建替え等の対応が必要となる。それには、市の大きな財政負担が見込まれることから、今後の保育需要や公立保育園として求められる役割を踏まえて、施設の整備方針を定める必要がある。

6 監査の結果及び意見

（意見28）入所保留児童の発生原因の検討

少子化の進行に伴い就学前児童数（令和5年4月1日現在14,988人）が減少する一方で、認可保育所等の施設数（令和5年4月1日現在93施設）は増加しており、久留米市の待機児童数は0人（令和5年4月1日現在）となった。（図表1，2参照）

しかしながら、入所保留児童数は200人を超えており、受入れ施設の状況が保護者のニーズに合っていないケースも多いと考えられる。よって、待機児童数という指標のみならず、入所保留児童が発生する原因をより詳細に検討する必要があると考える。

(意見29) 公立保育所の在り方検討方針

公立保育所は、私立保育所と比べて、施設の建替・改修に対する国等の補助金が少なく、また保育士の人件費も久留米市職員と同じ水準となる等の理由から、市の財政に与える影響が大きい。今後、施設の建替・改修が必要となってくることも踏まえ、久留米市では現在9施設ある公立保育所を、民間に移譲していくことも含めて、そのあり方について検討しているが、財政的な観点から、その方針には理解するものである。

一方で、公立保育所には、①障害や疾病により、医療的ケアなど特別な対応が必要な子どもの保育の実施、②児童虐待や不適切な養育等への児童相談所をはじめとした関係機関とのスムーズな連携、③緊急時の対応（民間保育施設が何らかの事情で急遽閉鎖や一時休園する場合等の児童の受け皿になる）など、私立保育所等において対応が難しい事案にも取り組んでいくという役割がある。

よって、公立保育所の民間移譲については、このような役割を考慮して進めていく必要があり、地理的なバランスを踏まえ、東部、北部、南西部及び中央部など、少なくとも一定数以上の施設は公立保育所のまま維持する必要があると考える。

2 保育所給食充実事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的></p> <p>市内全ての認可保育所等で保育認定の3歳以上児に対して温かい主食を提供し、給食における安全面・衛生面・栄養面の質を向上させ、子どもの健全な発達及び家庭の負担軽減、地産地消の推進を図る。</p> <p><概要></p> <p>主食提供補助金として、定員規模に応じた5段階の補助を行っている。</p> <p>また、主食は米飯を基本に、パン、麺類等を組み合わせた献立とする。地産地消の観点から、地元産、久留米産を積極的に使用する。</p> <p>以下のように補助基準額の算定は、調理補助員の時給の概算額を使用しており、実質的には調理員の人件費補助となっている。</p> <p>(令和4年度補助基準額)</p> <ul style="list-style-type: none">・定員40人以下 : 910円/h × 2h × 25日 × 実施月・定員41人以上90人 : 910円/h × 2.5h × 25日 × 実施月・定員91人以上150人 : 910円/h × 3h × 25日 × 実施月・定員151人以上190人以下 : 910円/h × 3.5h × 25日 × 実施月・定員191人以上 : 910円/h × 4h × 25日 × 実施月 <ul style="list-style-type: none">・国の最低基準を超えて、調理員等を加配している場合に限る。・最大12ヶ月・補助基準額における定員は、2号・3号の保育認定の子どもに限る <p><関連諸法令、条例、規則></p> <p>久留米市立保育所給食充実事業実施要綱</p>
<p>●事業の形態</p> <p>補助金にて事業実施。</p> <p>対象：市内の私立保育所及び認定こども園</p>
<p>●実施期間</p> <p>平成28年度に事業開始。</p>
<p>●課が考えている課題</p> <p>特になし</p>

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
平成 30 年度	56,238	51,075	振興基金繰入金 47,500 残額：一般財源
令和元年度	56,102	52,069	一般財源のみ
令和 2 年度	58,487	53,909	ふるさと久留米応援 基金繰入金 30,000 残額：一般財源
令和 3 年度	59,343	55,863	ふるさと久留米応援 基金繰入金 55,000 残額：一般財源
令和 4 年度	58,915	54,532	ふるさと久留米応援 基金繰入金 50,000 残額：一般財源

(2) 令和 4 年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
18-02 補助金	54,532	67 カ所分

3. 監査の結果及び意見


(意見 30) 適切な確認の実施

当該事業費の目的は、給食における安全面・衛生面・栄養面の質の向上である。

調理員等の対象者について月次報告書での勤務状況の把握に加えて、実績報告時においても賃金台帳での確認がなされている。支払い総額が大きいことから、引き続き適切な確認行為に努めていただきたい。

3 食で育む子どもの未来事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p>
<p><目的></p> <p>子どもが健やかに成長し、生涯にわたって健康に生きる力を育むためには、乳幼児期からの食育が大切であり、家庭はもちろん、保育所、幼稚園、地域での食育を実践できるような環境整備を図る。</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none">・食育啓発冊子（子どもたちに食べさせたい料理冊子）の作成・配布  <p>子どもや望ましい食習慣、食を通じた人間形成などに関する冊子を作成し、保育所、幼稚園などを利用している保護者や子育て世代の保護者に配布している。また、11月に開催される食育イベント（農政部主催）に参加し、パネル展示を行うとともに食育啓発冊子を配布している。</p> <p>なお、保護者向けの食育講座を実施してきたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和4年度は未実施となった。</p> <p><関連諸法令、条例、規則></p> <p>なし</p>
<p>●事業の形態</p>
<p>冊子作成部数 13,500部。保育所66か所、認定子ども園24か所、幼稚園10か所、くるるん、児童センター、子育て支援センター等にて配布。</p>
<p>●実施期間</p>
<p>平成18年度に事業開始。</p>

●課が考えている課題

当該事業では「冊子を作成し、配布」というアナログ的な手法を採用していたが、スマホを始めとしたデジタル端末での各種検索が日常的になっていること、印刷製本費の縮減などの観点から、Web版（デジタル化）への切り替えを予定している。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
平成 30 年度	679	486	一般財源のみ
令和元年度	668	464	一般財源のみ
令和 2 年度	661	174	一般財源のみ
令和 3 年度	661	355	一般財源のみ
令和 4 年度	659	390	一般財源のみ

(2) 令和 4 年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
10-04 印刷製本費	390	13,500 部作成

3. 監査の結果及び意見

(意見 3 1) 食育啓発冊子の WEB 化

令和 4 年度の食育啓発冊子（子どもたちに食べさせたい料理レシピ集）は、地場農産物を使った調理法のみならず、地場農産物の収穫期などが種類ごとに示されており、保護者に有益な情報を伝えている。ただし、若い保護者はスマートフォンを利用して情報収集するのが通常であるから、令和 5 年度からの Web 版への移行は妥当であり、これにより印刷製本費の削減が可能となる。

4 災害共済制度

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的></p> <p>(1) 日本スポーツ振興センター 保育所管理下における児童の災害（負傷、疾病、障害、死亡等）について、児童の保護者に対し災害給付（医療費、障害見舞金、死亡見舞金を支給）を行う。</p> <p>(2) 全国市長会 保育所の設置または管理に瑕疵があった場合ならびに保育所業務の遂行上何らかの過失により他人に損害を与えた場合、市は損害賠償の責任を負担することによって被る損害について保険金が支払われる。</p> <p><概要></p> <p>○掛け金額</p> <p>(1) 日本スポーツ振興センター</p> <ul style="list-style-type: none">・保護者負担金：（一般世帯 250 円／人、生活保護世帯 0 円／人）・市補助：（一般世帯 115 円／人、生活保護世帯 55 円／人） <p>(2) 全国市長会</p> <ul style="list-style-type: none">・市掛け金：74.57 円／人 <p>○給付の範囲</p> <p>(1) 日本スポーツ振興センター</p> <ul style="list-style-type: none">・医療費：自己負担額＋療養に要した費用の一割分を支給。 ただし、療養点数が 500 点以上を対象。・障害見舞金：負傷、疾病の治療後に障害が残った場合、その程度により見舞金を支給。1 級 4000 万円から 14 級 88 万円。・死亡見舞金：3000 万円（突然死、通所中の死亡は 1500 万円） ただし、自動車事故などで、日本スポーツ振興センターの死亡見舞金を上回る賠償金等が支払われた場合、死亡見舞金の支給はなし。供花料 17 万円を支給。 <p>(2) 全国市長会</p> <ul style="list-style-type: none">・学校賠償責任保険 市が設置・管理する保育所施設の瑕疵ならびに保育所業務遂行上の過失に起因する事故について、市が法律上の賠償責任が生じることによって被る損害を填補する保険。・学校災害補償保険 市設置の保育所管理下にある児童ならびに第三者が死亡・後遺障害、入院通院を伴う障害を被った場合、市が支払う補償金（見舞金）をてん補する保険。

○給付件数

(1) 日本スポーツ振興センター

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
給付件数(件)	55	48	97	80	70
給付額(円)	94,339	106,990	206,996	177,491	136,628

(2) 全国市長会からの給付
平成30年度から令和4年度：給付なし

<関連諸法令、条例、規則>
なし。

●事業の形態
保険に加入する形での実施となる。

●実施期間
加入開始時期：不明（継続加入中）

●課が考えている課題
特になし。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
平成30年度	627	525	一般財源
令和元年度	615	510	一般財源
令和2年度	615	477	一般財源
令和3年度	615	459	一般財源
令和4年度	615	439	一般財源

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額(千円)	内容
11-05 保険料	439	保険料掛け金

6. 監査の結果及び意見

(意見32) 民間保育所への災害共済補助

保育所管理下における児童の災害（負傷、疾病、障害、死亡）に関する保険の加入は、児童や保護者のためだけでなく、児童を預かる保育所を守る事にもつながる。現在、保険料の補助は市立保育所の児童のみを対象をしているが、民間保育所の児童についても補助対象とすることができないか検討してみてはどうかと考える。

5 病児保育事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的></p> <p>小学校 6 年生までの児童等が病気あるいは病気回復期であるため、自宅で療養を余儀なくされる期間、当該児童を預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援する。</p> <p><概要></p> <p>(実施場所)</p> <p>① 聖マリア病院「マリアン・キッズ・ハウス」：定員数 6 名 ② 久留米大学医療センター「エンゼルキッズ」：定員数 4 名 ③ 久留米大学「すくすくランド」：定員数 5 名 ④ ハイジア内科「ハイジア病児保育室」：定員数 6 名 ⑤ 田主丸中央病院「たのっしーランド」：定員数 4 名 ※③「すくすくランド」は令和 4 年 9 月末に企業主導型保育施設へ移行</p> <p>(対象児童)</p> <p>病気あるいは病気回復期にあり、入院治療の必要性はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童で、かつ保護者の勤務、傷病、事故、出産、冠婚葬祭などで家庭保育が困難な小学校 6 年生までの児童。</p> <p>(保護者負担金)</p> <p>1 日あたり 2,000 円（その他食事など実費負担有り）</p> <p>(負担金の減免)</p> <p>生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯は免除</p> <p><関連諸法令、条例、規則></p> <p>久留米市病児保育事業費補助金交付要綱</p>
<p>●事業の形態</p> <p>補助金にて事業実施。</p>
<p>●実施期間</p> <p>平成 9 年度に事業開始。平成 27 年度より委託方式から補助事業へ変更。</p>

●課が考えている課題

感染症の流行期などの時期に、利用ニーズの集中によりキャンセル待ちが発生している。現在、電話での予約対応のため、予約状況の見える化のため、予約システムの導入を検討していくとともに、企業主導型の保育施設による病児保育事業についても、利用者への周知を継続していく必要がある。

また、利用当日に児童の体調が回復し、利用ニーズがなくなる場合もあり、当日キャンセルによる利用者の減、職員の余剰配置による経費の発生など、事業運営における課題も生じている。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
平成 30 年度	65,006	61,570	国県等補助金 42,185 その他 16,600 一般財源 2,785
令和元年度	66,916	63,023	国県等補助金 45,172 その他 16,000 一般財源 1,851
令和 2 年度	67,657	64,434	国県等補助金 48,645 その他 15,000 一般財源 789
令和 3 年度	72,429	63,887	国県等補助金 44,974 臨時交付金 2,100 その他 15,168 一般財源 1,645
令和 4 年度	73,929	54,747	国県等補助金 53,441 一般財源 1,306

(2) 令和 4 年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
補助金	54,747	5 施設分

(3) 延べ利用児童数 (単位：人)

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
延べ利用児童数	3,315	3,283	1,538	2,419	1,929

3. 監査の結果及び意見

(意見 3 3) 病児保育事業の周知

担当部署において各施設の会計報告を受けており、その記録も適切に保存されている。延べ利用児童数が、新型コロナウイルス感染症の影響もあり減少傾向にあるため、利用システムの周知を図る手立てを検討してみてもどうか。

6 延長保育事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的> 就労形態の多様化等に伴う保育時間前後の預かりの需要への対応。</p> <p><概要> 開所時間外及び短時間認定児の延長保育を取り組む施設（保育所・認定こども園・事業所内保育事業所・小規模保育事業）に対して、延長保育に係る経費の一部を補助する。</p> <p><補助単価（例）></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>1 保育所・認定こども園（標準時間認定）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,667,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>2,640,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>5,510,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>6,485,000円</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="text-align: center;"> <p>2 小規模保育事業（標準時間認定）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th>A型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">自園調理等</td> <td>30分</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,338,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>1,662,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>4,246,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>4,934,000円</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div> <p><関連諸法令、条例、規則> 子ども・子育て支援交付金交付要綱 久留米市延長保育事業費補助金交付要綱</p>		延長時間区分		30分	300,000円	1時間	1,667,000円	2～3時間	2,640,000円	4～5時間	5,510,000円	6時間以上	6,485,000円	延長時間区分	A型	自園調理等	30分	300,000円	1時間	1,338,000円	2～3時間	1,662,000円	4～5時間	4,246,000円	6時間以上	4,934,000円
延長時間区分																										
30分	300,000円																									
1時間	1,667,000円																									
2～3時間	2,640,000円																									
4～5時間	5,510,000円																									
6時間以上	6,485,000円																									
延長時間区分	A型																									
自園調理等	30分	300,000円																								
	1時間	1,338,000円																								
	2～3時間	1,662,000円																								
	4～5時間	4,246,000円																								
	6時間以上	4,934,000円																								
<p>●事業の形態</p> <p>補助金にて事業実施。 対象：市内の私立保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業所</p>																										
<p>●実施期間</p> <p>平成27年度から実施</p>																										
<p>●課が考えている課題</p> <p>特になし</p>																										

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
平成30年度	95,613	75,026	国費：24,874 県費：24,874 一般財源：25,278

年度	予算現額	決算額	財源
令和元年度	94,263	71,934	国 費：23,929 県 費：23,929 一般財源：24,076
令和2年度	96,106	69,736	国 費：23,182 県 費：23,182 一般財源：23,372
令和3年度	89,625	68,774	国 費：22,877 県 費：22,877 一般財源：23,020
令和4年度	93,729	69,535	国 費：23,117 県 費：23,117 一般財源：23,301

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額 (千円)	内容
18節 負担金・補助及び交付金	69,535	延長保育事業費補助金

3. 監査の結果及び意見

(意見34) 延長保育事業の拡充の検討

令和4年度における延長保育は、30分が28か所、1時間が27か所、2時間が4か所、4時間が1か所であり、1時間以内の保育所がほとんどである。市内保育所の通常開所時間は、7時から18時までとしているところが多いが、仕事の関係等からお迎えが間に合わない保護者も存在するため、補助事業の継続はもちろんのこと、1時間以上の延長を実施する保育所を増加させるための施策を講じることを検討してはどうかと考える。

7 私立保育所等一時預かり事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的> 保育所等における一時的な保育や、認定こども園に在籍する教育認定(1号認定)児童の一時預かり事業に補助を行うことで、子育て環境の充実に資する。</p> <p><概要> 一般型 …保育実施の対象とならない就学前の児童で、保護者の育児疲れの解消や急病・出産・断続的勤務・短時間勤務等を理由とする一時的な保育を実施する私立保育所に対し、利用児童数に応じた補助を行う。 地域密着Ⅱ型…一時的な保育を実施する届出保育施設に対し、利用児童数に応じた補助を行う。 幼稚園型 …認定こども園に在籍する教育認定(1号認定)児童の一時預かり事業に対し、利用児童数及び利用時間に応じた補助を行う。</p> <p><関連諸法令、条例、規則> 子ども・子育て支援交付金交付要綱 久留米市一時預かり(一般型)事業費補助金交付要綱 久留米市一時預かり事業(地域密着Ⅱ型)補助金交付要綱 久留米市一時預かり事業(幼稚園型)事業費補助金交付要綱</p>
<p>●事業の形態</p> <p>補助金にて事業実施。 対象：市内の私立保育所、届出保育施設及び認定こども園</p>
<p>●実施期間</p> <p>一般型、幼稚園型：平成27年度に事業開始。 地域密着Ⅱ型：平成22年度に事業開始。</p>
<p>●課が考えている課題</p> <p>一般型と幼稚園型は専任保育士(又は幼稚園教諭)を必要とするため、待機児童解消とのバランスを考える必要がある。</p>

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
平成 30 年度	36,657	29,952	子ども・子育て支援交付金 (国) 9,984 (県) 9,984 残額：一般財源
令和元年度	35,930	32,855	子ども・子育て支援交付金 (国) 10,951 (県) 10,951 残額：一般財源
令和 2 年度	64,465	37,746	子ども・子育て支援交付金 (国) 12,582 (県) 12,582 残額：一般財源
令和 3 年度	60,777	39,634	子ども・子育て支援交付金 (国) 13,211 (県) 13,211 残額：一般財源
令和 4 年度	53,784	44,526	子ども・子育て支援交付金 (国) 14,842 (県) 14,842 残額：一般財源

(2) 令和 4 年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
18-02 補助金	44,526	一般型：4 か所 地域密着Ⅱ型：11 か所 幼稚園型：1 か所

3. 監査の結果及び意見

(意見 3 5) 通常保育と一時預かり事業のバランス

専任保育士を一時預かり事業に配置すると、通常の保育のための保育士が不足するおそれがある。よって、通常の保育と一時預かり事業の規模のバランスを考えながら事業を継続していく必要があると考える。

8 医療的ケア児保育支援事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的> 保護者の就労等により保育が必要で、日常的に医療的ケアを必要とする就学前児童（医療的ケア児）の保育所入所に対応するため、訪問看護事業所との連携により公立保育所に看護師を配置し、医療的ケアを安全に提供できる保育環境の整備を図り、もって子どもの福祉の向上及び保護者の就労等の支援を実現する。</p> <p><概要> 公立保育所において、経管栄養等の医療的ケアを要する児童を受け入れるため、訪問看護事業所へ看護師の派遣委託を行い、医療的ケア児の保育を支援する。</p> <p><関連諸法令、条例、規則> 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 久留米市医療的ケアを必要とする児童に係る保育利用要綱</p>
<p>●事業の形態</p> <p>国補助を活用し事業実施。 久留米市が委託した訪問看護事業所から派遣された看護師が、保育施設において医療的ケアを実施。</p>
<p>●実施期間</p> <p>平成 30 年度に事業開始。</p>
<p>●課が考えている課題</p> <p>市内医療的ケア児の保育ニーズの把握、増加する医療的ケア児のそれぞれの状況に応じた適切な保育の提供及び環境整備。</p>

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

（単位：千円）

年度	予算現額	決算額	財源 ※
平成 30 年度	9,719	1,730	補助金 1,398 一般財源 2,798

令和元年度	11,946	4,946	補助金 3,606 一般財源 7,213
令和2年度	8,843	5,125	補助金 3,957 一般財源 8,016
令和3年度	9,007	5,395	補助金 3,740 一般財源 8,762
令和4年度	14,742	2,191	補助金 3,604 一般財源 5,407

※補助金は当課の予算ではない加配保育士賃金も含めていることから、一般財源については、保育士賃金も含めた総事業費を記載する。

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額 (千円)	内容
12-01 委託料	2,010	基本委託料、加算委託料
17-01 備品購入費	181	医療用パーテーション等

3. 監査の結果及び意見

(意見36) 医療的ケア児保育支援事業の継続

令和4年度における医療的ケア児保育事業の対象者は1名であり、公立保育所である江南保育園において実施されている。提携しているのは、社会医療法人雪の聖母会であり、ここから看護師が派遣されている。今後も医療的ケア児の状況に応じた保育の提供が望まれる。

9 私立保育所等運営費助成事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的></p> <p>国の保育所運営費の基準額と実際に保育所運営にあたって必要と思われる費用には格差があり、特に職員の配置及び処遇の改善に関する費用を重点に助成を行うことにより、保育環境の維持、充実を図る。</p> <p><概要></p> <p>事業の内容としては、充実保育士や退職共済掛金などにかかる費用を助成する。</p> <p>(令和4年度補助基準額)</p> <ul style="list-style-type: none">・退職手当共済掛金 : 39,000円×加入人員・充実保育士雇用費 : 月額188,000円×配置月数・社会保険料 : 充実保育士雇用費×16%・寄生虫卵検査 : 補助基準額単価(171.6円)×児童の見込人数 <p><関連諸法令、条例、規則></p> <p>久留米市民間保育所等運営費補助金交付要綱</p>
<p>●事業の形態</p> <p>補助金にて事業実施。</p> <p>対象：市内の私立保育所及び認定こども園。</p>
<p>●実施期間</p> <p>平成14年度に事業開始。</p>
<p>●課が考えている課題</p> <p>特になし。</p>

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
平成 30 年度	241,493	196,764	一般財源のみ
令和元年度	241,164	193,097	一般財源のみ
令和 2 年度	233,007	201,782	一般財源のみ
令和 3 年度	221,351	195,515	一般財源のみ
令和 4 年度	219,391	195,885	一般財源のみ

(2) 令和 4 年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
18-02 補助金	195,885	私立保育所：51カ所分 認定こども園：27カ所分

3. 監査の結果及び意見

(意見 37) 適切な確認の実施

令和 4 年度の決算額である 195,885 千円の内訳は、①充実保育士加配助成が 116,003 千円、②退職手当共済掛金助成が 60,060 千円、③加配保育士社会保険掛金助成 18,512 千円、④寄生虫卵検査費助成が 1,310 千円であり、主として充実保育士の人件費の補助となっている。

充実保育士の人件費補助に関しては、その対象者について月次報告書での勤務状況の把握に加えて、実績報告時においても賃金台帳での確認がなされている。支払い総額が大きいことから、引き続き適切な確認行為に努めていただきたい。

10 私立保育所・認定こども園施設整備事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的> 私立保育所及び認定こども園の保育内容・保育環境の維持・向上を図るため、施設整備費に対し助成を行い、保育事業の充実を図る。</p> <p><概要> (1) 私立保育所施設整備費補助金 園舎新築・改築・増築等に要する経費に対し、整備費補助を行う。 (2) 認定こども園施設整備費補助金 園舎新築・改築・増築等に要する経費に対し、整備費補助を行う。</p> <p>助成施設実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 30 年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和 2 年度</th> <th>令和 3 年度</th> <th>令和 4 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9 施設</td> <td>6 施設</td> <td>3 施設</td> <td>7 (2) 施設</td> <td>3 施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>※括弧内は小規模保育事業所改修の内数</p> <p><関連諸法令、条例、規則> 久留米市保育所等整備事業費補助金交付要綱 (国) 就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱 (※令和 5 年度より) (県) 福岡県保育所等整備事業費補助金交付要綱 ※令和 5 年度から保育所等整備交付金と認定こども園整備交付金が一本化された。</p>					平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	9 施設	6 施設	3 施設	7 (2) 施設	3 施設
平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度										
9 施設	6 施設	3 施設	7 (2) 施設	3 施設										
<p>●事業の形態</p> <p>補助金にて事業実施。</p>														
<p>●実施期間</p> <p>平成 21 年度から実施。</p>														
<p>●課が考えている課題</p> <p>特になし。</p>														

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
平成 30 年度	1,269,912 H29 からの繰越 615,070	780,863 H29 からの繰越 615,070	国県補助金 569,571 地方債 182,600 一般財源 28,692
令和元年度	572,248	569,496	国県補助金 379,666 地方債 152,100 一般財源 37,730
令和 2 年度	669,837	197,845	国県補助金 142,091 地方債 44,400 一般財源 11,354
令和 3 年度	980,496 R2 からの繰越 471,992	769,501 R2 からの繰越 471,992	国県補助金 636,891 地方債 103,700 一般財源 28,910
令和 4 年度	579,583 R3 からの繰越 180,484	314,813 R3 からの繰越 178,368	国県補助金 253,965 地方債 50,000 一般財源 10,848

(2) 令和 4 年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
18-02 補助金	314,813	私立保育所等施設整備費補助金（1 か所）178,368 千円 認定こども園施設整備費補助金（2 か所）136,445 千円

R4 年度の事業実績と予算・決算額(千円)

(事業実績)

	施設名	整備区分 (保/幼)	予算額	決算額
私立保育所 整備事業	中村保育所 [R5 ～繰越]	増改築	248,232 (減額補正後 144,487)	— [R5 ～繰越 135,886]

	ニュータウン保育園 [R3 から繰越]	増改築	180,484	178,368
認定こども園 整備事業	城島すみれ幼稚園 [2 カ年目]	改築 / 改築	93,463 (減額補正後 85,801)	85,800
	久留米天使こども園 [1 カ年目] [R5 へ一部繰越]	増改築 / 改築	168,811	50,645 [R5 へ繰越 50,646]

(予算額) 690,990 千円 (※減額補正後 579,583 千円)

※うち R3 年度からの繰越分 180,484 千円

(決算額) 314,813 千円

※うち R3 年度からの繰越分 178,638 千円

3. 監査の結果及び意見

(意見 38) 担当職員の配属期間

令和 4 年度の実施事業についてサンプルを抽出し、手続きの実施状況を、市に保管されている決裁書類等をもとに確認した。監査手続きを実施した結果、手続きは適切に実施されており、その決裁書類等も保存されていた。

ここで園舎の改築等は、事業費が大きく、また工事見積書の金額の妥当性等の検証は、専門的な知識と経験が特に必要となる。よって、当該事業の交付決定や完了検査の実施等を行う市職員は、他の部署よりも配属期間を長くするとともに、新しく配置転換してきた市職員に対しては、これまで蓄積した知識や経験を伝達していく仕組みを作り上げていくことが、特に求められると考える。

私立保育所・認定こども園施設整備事業

	久留米市の事務	法人、保育所等の事務	参考資料等
1		法人において、施設整備計画の検討	
2	予算確保のため、所要額調査(例年9月)	← 所要額調査への回答 ※後日、増額等の対応は出来かねますので、よく精査の上、回答してください。	
3	久留米市予算確保(→法人)	→ 市予算確保まで時間がかかりますが、事前協議に向けて、同時並行で書類の準備を行ってください。ただし、工事着手(入札・契約等)は行わないでください。設計が必要な場合は、業者に基本設計のみ設計依頼。※事前協議の時期は予めご案内いたします。	
4	事前協議受付(→法人)	← 別添1に基づき、協議書の提出。 ※タイトなスケジュールが想定されますので、事前準備をお願いします。	別添1 (提出書類一覧)
5	庁内施設整備審査会	ここで承認を受けた後、国に協議を行います。	
6	国へ事前協議→内示通知受領		
7	法人へ内示(→法人)	→ この時点で始めて補助の内示となります。入札・契約(実施設計・監理及び工事請負業務)・工事着手(以下、入札等とする。)は久留米市の内示日以降に実施しなければ補助対象となりません。 ※2ヵ年事業の場合は、1ヵ年毎に内示を行います。	
8	交付申請書受付(→法人)	← 交付申請書、交付申請書別紙、議事録等の提出	別添2 (入札・契約・工事にかかる留意事項)
9	国・県へ交付申請→交付決定通知受領		
10	法人へ交付決定(→法人)	→ 国・県の交付決定通知受領後、市の交付決定を行う	
11		← 入札を行う場合は、理事会において、契約方法・指名業者・入札日・予定価格等決定	※11は補助内示前に行うことも可能です。12以降は補助内示後に行うこと。
12	法人より各種書類の受理	← 提出書類 ①入札指名業者に関する届出書(第5号様式) ②理事会を行った場合は、議事録写し	
13		← 入札・見積り合せ ⇒ 業者、契約額決定 ※内示日以降に行うこと！	
14	完了検査の実施(総事業費300万以上)	→ 完了検査(現地検査・書類検査) ※総事業費300万以上の工事は現地検査も行います。仮設園舎及び解体の検査も行います。 ※解体は書類のみ ※2ヵ年事業の場合は、1ヵ年毎に検査を行います。	別添3 (提出・準備書類一覧)
15		← 完了検査後、手直し関係の書類の提出	
16	実績報告書の受付(→法人)	← 別添4に基づき、実績報告書の提出	別添4 (提出書類一覧)
17	国へ実績報告書の提出		
18	請求書の押印依頼	→ 確定通知の受領及び請求書の押印を行ってください。 ※交付決定と額が変わらない場合は、確定通知は省略します。	
19	法人へ入金	→	
20	領収書等の確認	← 工事代金の支払いを確認する書類の提出(要原本確認)	
21	精算 ※発生した場合	← 実績報告、国の内容審査中に減額等発生した場合は、翌年度精算(返還)となりますので、ご注意ください。	

内示まで二ヶ月半程度

交付決定まで1ヶ月程度
認定こども園は1ヶ月半程度

入金までが提出後

1 1 公立保育所施設・備品整備事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的>公立保育所の老朽化した施設の設備・保育事業用備品の更新を行い、保育環境及び保育内容の充実・向上を図るもの。</p> <p><概要>エアコン5台(1,253千円)、ガステーブル2台(330千円)、冷凍庫1台(218千円)、冷凍冷蔵庫2台(583千円)、ロッカー1台(59千円)</p> <p><関連諸法令、条例、規則> 規則等はないが物品購入依頼書作成から契約支払いに至るまでのルールがある</p>
<p>●事業の形態</p> <p>補助金や指定管理などはない。 令和4年度では、備品購入されているが、すべて随意契約となっている。 その根拠は、地方自治法施行令第167条の2による。耐用年数3年以上かつ定価3万円以上のものを備品と定義しているが、子ども保育課にて調達している。</p>
<p>●実施期間</p> <p>過去5年間の予算と実績参照</p>
<p>●課が考えている課題</p> <p>特になし</p>

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額(財源)の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	2,882	1,877	一般財源 100%
令和3年度	2,882	2,204	一般財源 100%
令和4年度	3,120	2,443	一般財源 100%

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額 (千円)	内容
備品購入費	1,253	エアコン5台
備品購入費	330	ガステーブル2台
備品購入費	218	冷凍庫1台
備品購入費	583	冷凍冷蔵庫2台
備品購入費	59	ロッカー1台

3. 支出が適切に処理されているかについて

備品購入の支出に関する一連の流れは次のとおりである。

子ども保育課が作成した物品購入依頼書は、財政課を経由し、契約課に届く。その後、契約課は契約（見積り合わせ等）を行い、契約課で作成した支出負担行為決定書を子ども保育課に送付する。備品が納品され次第、子ども保育課において検収確認を行い、受領していた支出負担行為決定通知書に支出命令書及び請求書を添付し、部総務を経由し、会計室に提出する。会計室では内容を審査後、適正と認められた場合、契約相手方に支出を行う。また、会計室での支払い終了後、支出負担行為決定書は、その添付書類を含めて部総務において保管されている。

なお、これらの一連の行為は、ヒアリングにて確認した。

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

過去5年間の予算と実績

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算	2,830	2,650	2,882	2,882	3,120
決算	2,467	2,150	1,877	2,204	2,443

成果指標や実績評価は無し

5. 事業の必要性について

過去5年間の推移を見ると、公立保育所における必要最小限度の備品等の置き換えであり、公立保育所の役割を踏まえた上での予算の確保及びその執行が必要と思われる。

6. 監査の結果及び意見

特になし

1.2 私立幼稚園助成事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的> 就学前の教育環境の充実の観点から、市内の私立幼稚園及び認定こども園に対し、助成を行うもの。</p> <p><概要></p> <p>(1) 私立幼稚園運営費等補助金 学校法人立の幼稚園に対して、運営費等経常的経費の一部の補助を行うもの。 補助額は均等割額（1園あたり500千円）及び園児数割額（1人あたり2,400円。ただし、認可定数をもって限度額とする）により算定。</p> <p>(2) 私立幼稚園研修事業費補助金 私立幼稚園における教職員の資質向上を図るため、研修事業に係わる経常的経費の一部の補助（1園あたり上限90千円、補助率1/2）を行うもの。</p> <p>(3) 私立幼稚園協会研修事業費補助金 久留米私立幼稚園協会に対し、加盟する幼稚園等の職員に対する集合研修費（職員1人あたり4,500円＋人権研修59千円）及び保護者に対する研修費（100千円）の補助を行うもの。</p> <p>(4) 私立幼稚園心身障害児教育振興補助金 心身に障害を持つ幼児を受け入れている幼稚園等に対し、受け入れに必要な職員等の経費に対する補助（障害児1人あたり月額12,500円）を行うもの。</p> <p>(5) 私立幼稚園幼児教育環境整備資金利子補給金 施設及び設備の整備を行うにあたり、資金（3,000千円以上。対象額上限：100,000千円）を金融機関から借入（返済期間5年以上）している幼稚園に対し、支払利息（融資利率上限：年1%）の40%相当額の補助を行うもの。</p> <p><関連諸法令、条例、規則> 私立幼稚園運営費等補助金交付要綱、私立幼稚園研修事業費補助金交付要綱、私立幼稚園協会研修事業費補助金交付要綱、私立幼稚園心身障害児教育振興補助金交付要綱、私立幼稚園幼児教育環境整備資金利子補給金交付要綱</p>
--

●事業の形態
補助金等にて事業実施。 対象：(1)(2)(5)については施設型給付費を受けない市内の幼稚園 (3)(4)については市内の幼稚園及び認定こども園
●実施期間
・私立幼稚園運営費等補助金：平成6年度に事業開始 ・私立幼稚園研修事業費補助金：平成9年度に事業開始 ・私立幼稚園協会研修事業費補助金：平成14年度に事業開始 ・私立幼稚園心身障害児教育振興補助金：平成5年度に事業開始 ・私立幼稚園幼児教育環境整備資金利子補給金：平成12年度に事業開始
●課が考えている課題
特になし

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
平成30年度	20,847	18,721	すべて一般財源
令和元年度	20,351	19,813	すべて一般財源
令和2年度	21,635	16,305	すべて一般財源
令和3年度	21,635	13,094	すべて一般財源
令和4年度	18,827	14,585	すべて一般財源

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
18-02 補助金	14,585	<ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園運営費等補助金 5,741千円（6か所） ・私立幼稚園協会研修事業費補助金 1,838千円（1か所） ・私立幼稚園心身障害児教育振興補助金 6,338千円（9か所・39名）

1.3 就学援助事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的> 学校教育法第19条に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童及び生徒の保護者に対し、必要な援助を与え、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。</p> <p><概要></p> <p>(1) 援助対象者</p> <ul style="list-style-type: none">・要保護者 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者・準要保護者 市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認めるもの 具体的には、久留米市内に居住している方等で、国公立の小・中学校に通学する児童生徒の保護者であり、かつ、下記のいずれかに該当する世帯であること。(久留米市外に居住している場合であっても、子どもが久留米市立学校に通学する場合は、一部の費目のみ支給) <ol style="list-style-type: none">① 生活保護が停止または廃止になった。② 児童扶養手当を全額受給している。③ 世帯全員の国民年金掛金が全額免除されている。④ 世帯全員の市民税が非課税である。⑤ 保護者の死亡・離別・失業など特別な事情により、生活状況が急激に変化した。⑥ ①～⑤に当てはまらないが、世帯全員の収入が少なく、生活が非常に苦しい。 <p>(2) 令和4年度の世帯収入の目安</p> <table border="1"><thead><tr><th>世帯人数</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th><th>4人世帯</th><th>5人世帯</th></tr></thead><tbody><tr><td>収入の目安(年額)</td><td>約289万円</td><td>約355万円</td><td>約435万円</td><td>約466万円</td></tr></tbody></table>	世帯人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	収入の目安(年額)	約289万円	約355万円	約435万円	約466万円
世帯人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯						
収入の目安(年額)	約289万円	約355万円	約435万円	約466万円						

(3) 援助の内容

学用品費、修学旅行費、校外活動費、医療費、学校給食費、食物アレルギー管理指導費、PTA 会費、生徒会費、クラブ活動費などの援助

(単位：円)

費 目	対 象 学 年	年間支給総額	費 目	対 象 学 年	年間支給総額
学用品費	小学校 1年	13,230	医療費	学校保健安全法施行令第8条で定める疾病（結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎、う歯など10疾病）に限り、保険診療の3割（実費分）を支給	
	小学校2～6年	15,500			
	中学校 1年	25,040			
	中学校2～3年	27,310			
学校給食費	全学年	全 額			
新入学学用品費	小学校 1年	40,600	食物アレルギー管理指導費	全学年	4,630
	中学校 1年	47,400			
修学旅行費	実施学年	小 21,490	PTA会費	小学校	上限 3,380
		中 57,590		中学校	上限 4,190
校外活動費（宿泊）	実施学年	小 3,620	生徒会費	中学校	上限 5,450
		中 6,100	クラブ活動費	中学校	6,000

(4) 令和4年度の就学援助認定者の実績

	児童生徒数	認定者数	要保護者数	準要保護者	認定率
小学校	17,201人	3,899人	213人	3,686人	22.67%
中学校	7,663人	1,888人	143人	1,745人	24.64%
計	24,864人	5,787人	356人	5,431人	23.27%

<関連諸法令、条例、規則>

学校教育法第19条

●事業の形態

一般財源、補助金等にて事業実施。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
平成 30 年度	547,662	484,982	一般財源、補助金等
令和元年度	468,813	466,782	一般財源、補助金等
令和 2 年度	532,193	413,478	一般財源、補助金等
令和 3 年度	546,196	452,699	一般財源、補助金等
令和 4 年度	510,721	463,955	一般財源、補助金等

(2) 令和 4 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

内容	令和 4 年度決算額
小学校給食費	156,006
小学校医療費	5,377
小学校学用品費	96,468
中学校給食費	80,347
中学校医療費	1,563
中学校学用品費	124,085
特別支援学校医療費	35
特別支援学校学用品費	74
合 計	463,955

1.4 公立保育所環境整備事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的>多様化する保育ニーズに対応し、保育所の持つ子育て支援機能の充実を図ると共に、より効率的・効果的な保育所運営を行うため、公立保育所を再編する。また、老朽化した公立保育所の園舎改修により、保育環境の整備を行い、建物の安全性を保つ。また、子ども達が安全で安心な保育ができる環境整備を目指すもの。</p> <p><概要></p> <p>(1) 公立保育所の見直し事業</p> <p>平成14年度より順次、社会福祉法人に移譲することにより、延長保育への取組や施設改善等を推進する。(ただし、地域子育て支援センターの整備については「地域子育て支援センター事業」にて、民間移譲施設の特別保育充実のための事業は「延長保育事業」及び「一時預かり事業」にて、施設の改善のための事業は「私立保育所等施設整備事業」にて、それぞれ実施。)</p> <p>事業計画</p> <table border="1"> <tr> <td>実施年度</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>18</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>移譲する保育所</td> <td>千歳 安武</td> <td>大橋</td> <td>発心</td> <td>聖徳</td> <td>筑水</td> <td>高良台 晴明</td> <td>大善寺</td> <td>青峰</td> </tr> <tr> <td>子育て支援センターを設置する保育所</td> <td>荒木</td> <td>善導寺</td> <td>松柏</td> <td>白峯</td> <td></td> <td>江南</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>実施年度</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>移譲する保育所</td> <td>中村 菅原 竹野</td> <td>川会 水縄 船越</td> <td>平成23年度から川会・水縄・船越は指定管理制度を導入し、平成28年度から公私連携型保育所へ移行した。川会については平成29年度から私立保育所として認可を行った。</td> </tr> <tr> <td>子育て支援センターを設置する保育所</td> <td></td> <td>大城</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 公立保育所環境整備事業</p> <p>老朽化した園舎の改修工事</p> <p>① 保育所施設設備整備</p> <p>トイレ、給排水等の設備整備工事、屋根防水等の回収工事及び整備にかかる設計委託など</p> <p>② 保育施設設備修繕</p> <p><関連諸法令、条例、規則></p> <p>児童福祉法、久留米市立保育所設置条例</p> <p>●事業の形態</p> <p>公立保育所環境整備事業は、指名競争入札により実施されている。</p>									実施年度	14	15	16	17	18	19	20	21	移譲する保育所	千歳 安武	大橋	発心	聖徳	筑水	高良台 晴明	大善寺	青峰	子育て支援センターを設置する保育所	荒木	善導寺	松柏	白峯		江南			実施年度	22	23	備考	移譲する保育所	中村 菅原 竹野	川会 水縄 船越	平成23年度から川会・水縄・船越は指定管理制度を導入し、平成28年度から公私連携型保育所へ移行した。川会については平成29年度から私立保育所として認可を行った。	子育て支援センターを設置する保育所		大城	
実施年度	14	15	16	17	18	19	20	21																																							
移譲する保育所	千歳 安武	大橋	発心	聖徳	筑水	高良台 晴明	大善寺	青峰																																							
子育て支援センターを設置する保育所	荒木	善導寺	松柏	白峯		江南																																									
実施年度	22	23	備考																																												
移譲する保育所	中村 菅原 竹野	川会 水縄 船越	平成23年度から川会・水縄・船越は指定管理制度を導入し、平成28年度から公私連携型保育所へ移行した。川会については平成29年度から私立保育所として認可を行った。																																												
子育て支援センターを設置する保育所		大城																																													

●実施期間
公立保育所の見直し事業：平成 12 年度～ 公立保育所環境整備事業：平成 17 年度～
●課が考えている課題
公立保育所運営再編計画の見直し

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和 2 年度	8,956	0	一般財源 100%
令和 3 年度	0	0	一般財源 100%
令和 4 年度	2,089	1,705	一般財源 100%

(2) 令和 4 年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
委託料	1,705	設計委託

3. 支出が適切に処理されているかについて

委託料は、松柏保育園外壁改修工事設計委託 1,705 千円であり、適切に管理されている。

4. 成果指標と実績評価及び PDCA サイクルへの反映について

過去 5 年間の予算と実績

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算	1,411	31,205	8,956	0	2,089
決算	1,294	28,355	0	0	1,705

※令和 2 年度、令和 3 年度は、コロナ影響により未実施、
成果指標や実績評価は無し

5. 事業の必要性について

公立保育所の役割を踏まえて必要だと考える。

6. 監査の結果及び意見

公立保育所の意義と役割から説明する。市では、大きく以下の2点を公立保育所の重要な役割りと位置付けている。

- (1) 支援を必要とする児童の受入をはじめとした先導的な役割
 - ① 障害や疾病により、医療的なケアなどの特別な対応が必要な子どもの保育の実施
 - ② 児童虐待や不適切な養育等への児童相談所をはじめとした関係機関とのスムーズな連携
 - ③ 緊急時の対応（災害時における代替保育の実施、民間保育施設が何らかの事情で急遽閉鎖や一時休園する場合等の児童の受け皿）
- (2) 保育の質の向上を担う人材を育成する役割（人材養成機関）
 - ① 公立保育所が蓄積してきた知識、経験及びノウハウ等を組織的に保有・継承し、現場対応力が高い保育士を養成
 - ② 現場での実践に基づいた指導監督及び相談支援を担うことができる行政保育士の養成
 - ③ 保育・子育て支援行政に係る計画や指針の策定、見直しや事業立案を行う行政職員の養成
 - ④ 市全体として保育の質の向上に向けた研修の企画立案・実施（保育内容、保護者対応、給食、災害時対応、アレルギー対応、職員の育成、地位との関わり）

上記のような役割の中でも上記(2)①でいう市民目線ではわかりにくいですが私立保育所をリードしている点は、家庭支援推進保育や障害児保育などに力を入れてきた経緯があり、その技術の蓄積や専門性のためであると言われている。

これらの前提に立ち以下の3つの意見を述べる。

（意見39）公立保育所運営再編計画

第3次運営再編計画（以下「再編計画」という）は、久留米市における公立保育所の運営方針となるため、附属機関である「久留米市子ども・子育て会議」に「久留米市公立保育所のあり方について（今後の公立保育所の担うべき役割について、今後の公立保育所のあり方・方向性について）」を諮問し、審議の上、令和6年1月に答申を得た。なお、同会議のメンバーは、保護者、保育・幼稚園団体、学識経験者などから構成されている。この答申を踏まえて、子ども保育課において再編計画を策定し、庁内の政策会議での決定を経て、議会報告、パブリックコメントを実施の上計画が完成する運びとなる。この再編計画は大変重要な計画であると思われるので、附属機関での意見聴取に加え、議会報告及びパブリックコメントなども予定されているが、市民等への説明会の開催など、丁寧な取組みにも努めていただきたい。

なお、再編計画策定に係る予算としては、子ども・子育て会議における委員報酬（253千円）のみである。

（意見40）地域子育て支援センターのあり方検討

国は、地域子育て支援拠点事業を推進してきたところであり、久留米市においては基本的に公立保育所に地域子育て支援センターを併設してきた。今回、公立保育所のあり方の検討が進められているが、施設維持管理など経済的観点と、地域の子育て支援拠点としての重要性とのバランスを考慮し、地域子育て支援センターのあり方についても十分に検討されたい。

（意見41）公立保育所の設備投資計画

公立保育所の役割を踏まえて、私立保育所等とのバランスを踏まえた設備投資計画が必要である。通常、園舎などの改修工事には数年から数十年に及ぶ投資計画があり、そのための準備としてその効果測定のための成果指標や実績評価があつてからこそPDCAが回せるといえる。

1.5 保育団体等助成事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的> 下記4団体に対し、研修事業費等に係る助成を行うことにより保育所等職員の資質向上及び保育事業充実を図り、もって児童福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p>(1) 久留米市保育協会 (2) 浮羽乳幼児保健会 (3) 久留米市認定こども園連絡協議会 (4) 久留米市保育所連盟研修推進委員会</p> <p><概要> 令和4年度実績 久留米市保育協会 5,954千円、浮羽乳幼児保健会 19千円、久留米市認定こども園連絡協議会 323千円、久留米市保育所連盟研修推進委員会 1,404千円</p> <p>(1) 保育協会等補助金</p> <p>① 久留米市保育協会補助金 久留米市保育協会主催の研修費、広報活動費及びそれらに必要な臨時職員雇用費等に助成を行う。</p> <p>② 久留米市認定こども園連絡協議会補助金 久留米市認定こども園連絡協議会主催の研修及び広報活動に必要な経費に対して助成を行う。</p> <p>③ 浮羽乳幼児保健会補助金 浮羽乳幼児保健会主催の研修に必要な経費に対して助成を行う。</p> <p>(2) 久留米市保育所連盟研修事業 保育所職員の資質及び指導力の向上を図る研修会を企画する。</p> <p>研修会名 基本研修：園長・主任・中堅・虐待防止 課題研修：特別支援（3回）・初任者（4回） 専門研修：乳児保育（6回）・テーマ指定（4回）・食育（4回） 特別研修：自然体験（宿泊）研修・久留米市保育研修大会</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施状況</th> <th colspan="5">(単位：人)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加人数</td> <td>4,746</td> <td>3,577</td> <td>2,956</td> <td>157</td> <td>928</td> </tr> </tbody> </table> <p><関連諸法令、条例、規則> 久留米市保育所関係団体運営費補助金交付要綱</p>						実施状況	(単位：人)						H29	H30	R1	R2	R3	参加人数	4,746	3,577	2,956	157	928
実施状況	(単位：人)																						
	H29	H30	R1	R2	R3																		
参加人数	4,746	3,577	2,956	157	928																		

●事業の形態
別紙補助金シートのとおり
●実施期間
久留米市保育所連盟研修推進委員会が平成 4 年度から、久留米市保育協会補助事業は平成 15 年度から、浮羽乳幼児保健会補助事業は平成 17 年度から、久留米市認定こども園連絡協議会補助事業は平成 24 年度から実施している。
●課が考えている課題
前記目的に記載された 4 団体のバランスよい予算化と運営

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和 2 年度	7, 8 8 8	5, 5 8 4	国庫補助金 1, 489 一般財源 4, 095
令和 3 年度	7, 9 3 9	2, 8 1 7	国庫補助金 1, 661 一般財源 1, 156
令和 4 年度	7, 9 3 9	7, 7 0 0	国庫補助金 2, 346 一般財源 5, 354

(2) 令和 4 年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
負担金・補助及び交付金	5, 954	保育協会
負担金・補助及び交付金	19	浮羽乳幼児保健会
負担金・補助及び交付金	323	認定こども園連絡協議会
負担金・補助及び交付金	1, 404	久留米市保育所連盟研修推進委員会

3. 支出が適切に処理されているかについて

委託料はない、支出はおおむね適正に管理されている。

4. 成果指標と実績評価及びPDCA サイクルへの反映について

過去5年間の目標値と実績

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算	7,433	7,746	7,888	7,939	7,939
決算	6,679	7,631	5,584	2,817	7,700

成果指標や実績表は無し

5. 事業の必要性について

保育所等職員の資質向上及び保育事業充実を図るため、各団体で実施する研修等に係る事業費の補助は必要である。

6. 監査の結果及び意見

久留米市保育協会の事業は、保育士・保育職員の定着のための処遇改善、待機児童解消、保育士のキャリアアップ研修・就職説明会など、久留米市の保育の充実等について民間の事業者団体として取り組む組織であると思われる。一方、保育所連盟は、久留米市保育協会ホームページの組織図によると、保育協会の上部団体に見える。その組織としての意義は重複していないと思われるが、どのように区別されるのかの質問に対し以下の回答が得られた。

久留米市保育所連盟は、民間の事業者により構成される久留米市保育協会に久留米市の公立保育所が参加した形となる。そのような中で、久留米市保育所連盟では、研修推進委員会を設置し、私立、公立を問わず、久留米市全体の保育の質の向上を目指した各種研修を実施している。

また、一般社団法人久留米市保育協会は、任意団体であった「久留米私立保育所連盟」が前身であり、その設立経緯から公立保育所は加盟していないが、市内の私立保育所のほぼ全施設が加盟する団体であることも踏まえ、久留米市では緊密に連携・協力を行う必要があると考え、久留米市保育協会に対して補助金を交付している。

なお、久留米市保育協会は久留米市の外郭団体でなく、独立した組織であることをヒアリングにて確認した。

さらに4団体の中で、浮羽乳幼児保健会だけが田主丸地域を含む旧浮羽郡のエリアのみを活動区域としている。これは平成17年の合併により旧田主丸町より引き継いだ事業であり、医師会が合併しない中で、このような形での存続となっているためである。

上記のような前提に基づき以下の2つの意見を行う。

(意見4 2) 保育士確保のための近隣自治体との連携

保育士の確保をはじめとして、保育環境の充実のためには、近隣自治体との共同での取り組みも効果的であると考えられる。浮羽乳幼児保健会のような事例もあることから、自治体の枠組みを超えた取り組みについても検討されたい。

(意見4 3) 公立保育所の情報発信

公立保育所に関しては、私立保育所等と比較した場合、市民への情報発信が十分なされていないと言いき難い状況と思われる。公立保育所としての存在意義をPRし、潜在的な利用者を発掘するためにも、公立保育所の情報発信について検討されたい。

補助金シート

保育団体等助成事業

1 久留米市保育協会補助金

(1) 補助金の交付目的

保育事業の充実向上を図るため、一般社団法人久留米市保育協会の事務研修費及び職員研修費に対し助成を行う。

(2) 補助金の算出根拠

事務局運営費(400千円)、事務研修費(400千円)、臨時職員雇用費(3,934千円)、職員研修費(1,160千円)、広報活動費(60千円)

(3) 補助金の交付先

一般社団法人久留米市保育協会

(4) 補助金交付要綱等の名称

久留米市保育所関係団体運営費補助金交付要綱

(5) 予算・決算推移(単位:千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算	5,892	5,892	5,954	5,954	5,954
決算	5,087	5,777	4,780	2,000	5,954

(6) 制度開始年度

平成15年度

2 浮羽乳幼児保健会補助金補助金の交付目的

保育所等職員の資質向上を図るため、浮羽乳幼児保健会の職員研修費に対し補助を行う。

(1) 補助金の算出根拠

加盟保育所職員研修費（72 千円）

(2) 補助金の交付先

浮羽乳幼児保健会

(3) 補助金交付要綱等の名称

久留米市保育所関係団体運営費補助金交付要綱

(4) 予算・決算推移（単位：千円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算	72	72	72	72	72
決算	72	72	19	17	19

(5) 制度開始年度

平成 17 年度

3 久留米市認定こども園連絡協議会補助金補助金の交付目的

認定こども園職員の資質向上を図り、もって児童福祉の向上に資するため、認定こども園連絡協議会の職員研修費及び広報活動費に対し補助を行う。

(1) 補助金の算出根拠

職員研修費（285 千円）、広報活動費（38 千円）

(2) 補助金の交付先

認定こども園連絡協議会

(3) 補助金交付要綱等の名称

久留米市保育所関係団体運営費補助金交付要綱

(4) 予算・決算推移（単位：千円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算	272	272	272	323	323
決算	272	272	113	247	323

(5) 制度開始年度

平成 24 年度

4 久留米市保育所連盟研修推進委員会補助金補助金の交付目的

久留米市保育所連盟加盟職員の資質向上を図り、もって児童福祉の向上に資するため、久留米市保育所連盟研修推進委員会の職員研修費に対し補助を行う。

(1) 補助金の算出根拠

研修費 (1,590 千円)

(2) 補助金の交付先

久留米保育所連盟研修推進委員会

(3) 補助金交付要綱等の名称

研修推進事業費補助金交付要綱

(4) 予算・決算推移 (単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算	1,510	1,510	1,590	1,590	1,590
決算	1,248	1,510	672	553	1,404

(5) 制度開始年度

平成 4 年度

1.6 保育所入所支度金奨励金事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的>同和地区の乳幼児の保育所入所を奨励することにより、当該地区乳幼児の健全育成を図る。</p> <p><概要> 令和4年度実績：保育所入所時に支度金（23,000円）と、毎月奨励金（上限12,000円）を支給。支給件数：支度金1人 23,000円、奨励金2人 124,000円</p> <p><支給対象者> 1. 本市内の同和地区の乳幼児であること 2. 児童福祉法第24条に基づき本市内の保育所への保育の実施を受けた者であること 3. 経済的に困窮している者であること</p> <p><関連諸法令、条例、規則> 同和地区乳幼児の保育所入所奨励要綱</p>
<p>●事業の形態</p> <p>別紙補助金シートのとおり</p>
<p>●実施期間</p> <p>昭和49年から現在に至る。</p>
<p>●課が考えている課題</p> <p>なし</p>

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	1,195	236	一般財源 100%
令和3年度	1,195	115	一般財源 100%
令和4年度	1,195	147	一般財源 100%

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額 (千円)	内容
補助金	23,000	支度金 1 人
補助金	124,000	奨励金 2 人

3. 支出が適切に処理されているかについて

委託料はない。適切に管理されている。

4. 成果指標と実績評価及びPDCA サイクルへの反映について

過去5年間の予算と実績

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算	3,002	2,963	1,195	1,195	1,195
決算	1,905	857	236	115	147

無い場合は無しと記載

5. 事業の必要性について

令和元年10月から、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化が実施されたことに伴い、令和2年度以降の予算は半減以下とされているが、本市内の同和地区で経済的に困窮している世帯の乳幼児の保育所入所を奨励し、もって児童福祉の増進を図ることは継続的に必要である。

6. 監査の結果及び意見

(意見44) 制度のあり方の検討

この制度は、昭和49年4月1日以降の保育所入所に係る分から適用されているが、同和地区乳幼児の保育所入所奨励要綱によれば、「経済的に困窮している者」とは、その者の属する世帯の前年中の全収入額が、生活保護基準額に一定の調整率を乗じた額以下の者という定義で、平成15年度1.8倍から段階的に1.5倍まで下げていることは緊縮財源の中で評価される。

本制度は昭和49年に制定され約50年の間一定の実績をあげてきたものとみられるが、平成30年では1,905千円の実績があったものの令和3年度は115千円、令和4年度は147千円と利用実績も高くない。少子化による対象世帯の減少に加え、令和元年10月から開始された、3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの利用料が無料になる幼児教育・保育の無償化による影響があると思うが、現在の対象者の経済的な困窮状況を踏まえ、制度の在り方を検討する必要がある。

補助金シート

保育所入所支度金奨励金事業

保育所入所支度金等補助金

(1) 補助金の交付目的

同和地区の乳幼児の保育所入所を奨励することにより、当該地区乳幼児の健全育成を図る。

(2) 補助金の算出根拠

支度金（保育所入所時 23,000 円/人）、奨励金（月 12,000 円/人）

※ 所得制限あり（世帯内収入が生活保護基準額×1.5 以内）

(3) 補助金の交付先

入所児童の保護者

(4) 補助金交付要綱等の名称

同和地区乳幼児の保育所入所奨励要綱

(5) 予算・決算推移（単位：千円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算	3,002	2,963	1,195	1,195	1,195
決算	1,905	857	236	115	147

(6) 制度開始年度

昭和 49 年度

1.7 届出保育施設助成事業（旧：指定認可外保育施設助成事業）

1. 概要

●事業の内容																																					
<p><目的>運営費等補助を通して保育内容・保育環境の充実を図るとともに、基準適合施設の増加を目指す。</p> <p><概要>令和4年度実績</p> <p>○運営費等補助 16,562千円 補助対象施設・児童数 11カ所 2,018人（うち、夜間2カ所 269人）</p> <p>○一時預かり事業（地域密着Ⅱ型）補助 31,787千円 補助対象施設 11カ所（うち、夜間2カ所）</p> <p>対象となる届出保育施設について、運営費等の助成及び一時預かり事業に対する補助を行う。</p> <p>(1) 対象施設 久留米市に所在する届出保育施設のうち、次の要件に適合する施設</p> <p>①乳幼児を6人以上保育していること ②一日の開所時間が原則として8時間以上であること ③設置届を提出し、6か月以上経過していること</p> <p>(2) 届出保育施設助成事業 助成費交付基準に基づき、運営費、施設設備整備費及び健康診断費を助成する。</p>																																					
<p>助成費交付基準 (基準適合保育施設) (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年齢</th> <th colspan="2">種類</th> <th rowspan="2">施設設備整備費 (年額)</th> <th rowspan="2">職員健康診断費 (年額)</th> <th rowspan="2">児童健康診断費 (年額)</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳</td> <td>12,000</td> <td>15,000</td> <td rowspan="5">1施設の限度額 500,000 (ただし、申請 額の1/2を助成 対象とする)</td> <td rowspan="5">1職員の限度額 4,200</td> <td rowspan="5">1児童の限度額 3,000</td> </tr> <tr> <td>1歳</td> <td>9,000</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>2歳</td> <td>6,000</td> <td>9,000</td> </tr> <tr> <td>3歳</td> <td>4,500</td> <td>7,500</td> </tr> <tr> <td>4歳</td> <td>4,500</td> <td>7,500</td> </tr> <tr> <td>5歳</td> <td>4,500</td> <td>7,500</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						年齢	種類		施設設備整備費 (年額)	職員健康診断費 (年額)	児童健康診断費 (年額)	昼間	夜間	0歳	12,000	15,000	1施設の限度額 500,000 (ただし、申請 額の1/2を助成 対象とする)	1職員の限度額 4,200	1児童の限度額 3,000	1歳	9,000	12,000	2歳	6,000	9,000	3歳	4,500	7,500	4歳	4,500	7,500	5歳	4,500	7,500			
年齢	種類		施設設備整備費 (年額)	職員健康診断費 (年額)	児童健康診断費 (年額)																																
	昼間	夜間																																			
0歳	12,000	15,000	1施設の限度額 500,000 (ただし、申請 額の1/2を助成 対象とする)	1職員の限度額 4,200	1児童の限度額 3,000																																
1歳	9,000	12,000																																			
2歳	6,000	9,000																																			
3歳	4,500	7,500																																			
4歳	4,500	7,500																																			
5歳	4,500	7,500																																			
<p>(基準適合保育施設以外の保育施設) (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年齢</th> <th colspan="2">種類</th> <th rowspan="2">施設設備整備費 (年額)</th> <th rowspan="2">職員健康診断費 (年額)</th> <th rowspan="2">児童健康診断費 (年額)</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳</td> <td>8,000</td> <td>10,000</td> <td rowspan="5">1施設の限度額 500,000 (ただし、申請 額の1/2を助成 対象とする)</td> <td rowspan="5">1職員の限度額 4,200</td> <td rowspan="5">1児童の限度額 3,000</td> </tr> <tr> <td>1歳</td> <td>6,000</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>2歳</td> <td>4,000</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>3歳</td> <td>3,000</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>4歳</td> <td>3,000</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>5歳</td> <td>3,000</td> <td>5,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						年齢	種類		施設設備整備費 (年額)	職員健康診断費 (年額)	児童健康診断費 (年額)	昼間	夜間	0歳	8,000	10,000	1施設の限度額 500,000 (ただし、申請 額の1/2を助成 対象とする)	1職員の限度額 4,200	1児童の限度額 3,000	1歳	6,000	8,000	2歳	4,000	6,000	3歳	3,000	5,000	4歳	3,000	5,000	5歳	3,000	5,000			
年齢	種類		施設設備整備費 (年額)	職員健康診断費 (年額)	児童健康診断費 (年額)																																
	昼間	夜間																																			
0歳	8,000	10,000	1施設の限度額 500,000 (ただし、申請 額の1/2を助成 対象とする)	1職員の限度額 4,200	1児童の限度額 3,000																																
1歳	6,000	8,000																																			
2歳	4,000	6,000																																			
3歳	3,000	5,000																																			
4歳	3,000	5,000																																			
5歳	3,000	5,000																																			
<p>実施状況 (単位：人・施設数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象児童数</td> <td>(367) 2,009</td> <td>(358) 2,069</td> <td>(385) 2,106</td> <td>(197) 1,976</td> <td>(145) 1,932</td> </tr> <tr> <td>施設数</td> <td>(2) 10</td> <td>(2) 10</td> <td>(2) 10</td> <td>(2) 10</td> <td>(2) 11</td> </tr> </tbody> </table> <p>※括弧内は夜間の内数</p>						年度	H29	H30	R1	R2	R3	対象児童数	(367) 2,009	(358) 2,069	(385) 2,106	(197) 1,976	(145) 1,932	施設数	(2) 10	(2) 10	(2) 10	(2) 10	(2) 11														
年度	H29	H30	R1	R2	R3																																
対象児童数	(367) 2,009	(358) 2,069	(385) 2,106	(197) 1,976	(145) 1,932																																
施設数	(2) 10	(2) 10	(2) 10	(2) 10	(2) 11																																

<p>(3) 一時預かり事業（地域密着Ⅱ型）補助金</p> <p>平成 22 年度より、多様化する保育需要（夜間帯での一時預かりなど）に応えるため、一時預かり事業を実施する届出保育施設に対し、当該事業にかかる経費の一部を補助している。</p> <p><関連諸法令、条例、規則></p> <p>久留米市届出保育施設助成要綱(助成金交付基準額・届出保育施設基準)</p> <p>●事業の形態</p> <p>別紙補助金シートのとおり</p> <p>●実施期間</p> <p>平成 3 年度から実施</p> <p>●課が考えている課題</p> <p>補助対象の乳幼児が年々増加しているため、継続した予算の確保が必要。</p>
--

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和 2 年度	60,067	42,913	補助金 1/3 一般財源 2/3
令和 3 年度	58,747	41,946	補助金 1/3 一般財源 2/3
令和 4 年度	51,554	48,349	補助金 1/3 一般財源 2/3

(2) 令和 4 年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
負担金・補助及び交付金	48,349	運営費（11 施設） 13,229
		職員健診 235
		児童健診 374
		施設整備費 2,725
		一時預かり事業費（11 施設） 31,787

一時預かり事業のみ一般財源 1/3（国と県がそれぞれ 1/3 補助）

3. 支出が適切に処理されているかについて

ヒアリングにおいて、交付要綱に基づき適切に管理されていることを確認した。

4. 成果指標と実績評価及び PDCA サイクルへの反映について

過去 5 年間の予算と実績

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算	35,104	43,257	60,067	58,747	51,554
決算	35,061	39,280	42,913	41,946	48,349

成果指標や実績評価は無い

5. 事業の必要性について

この事業は、保護者の就労形態の多様化により民間や公立の認可保育所等で対応が難しい夜間保育など、多様なニーズを補完する役割を担っている届出保育施設の保育環境の充実、安定的な運営を図るためにも推進される事業である。

6. 監査の結果及び意見

(意見 4 5) 認可外保育園に対する基準適合への随時の働きかけ

認可外の保育園は、基本的には保護者からの利用料のみで運営されているが、交付要綱上の要件に適合していれば、保育環境の充実、安定的な運営を図るために助成が行われている。

施設の運営については、厚生労働省の指導監督基準を指標とし行われているが、この基準は、もともと最低基準に準拠しながらも緩い基準で設定されていることから、入所児童の処遇には十分な配慮が必要である（「地位主権から公立保育所の在り方を考える」高知県本部/高知市職員労働組合書記次長池添健太氏論文参照）。

久留米市届出保育施設助成金交付要綱においては、第 11 条に別表 2 に掲げる基準を満たすよう努力義務が求められている。仮に基準が満たされていなくとも助成金の対象外とはなっていないが、職員の配置に関しては届出の際に厳格（児童福祉施設設備運営基準第 33 条第 2 項に規定する数、例えば乳児 3 人に対し保育士 1 人、4 歳以上では 30 人に対し保育士 1 人など）に指導を行っていることをヒアリングにて確認している。

しかしながら、基準を満たしていない届出保育施設への助成については、市としての自主性と責任において課題が残ると思われる。

子ども保育課は地域福祉課と一緒に毎年立入調査を行い、施設の運営や児童の処遇について指導監督基準を示し、これを満たすよう指導を行っている。一つの例として、防災上 4 階以上の施設に対し、避難経路の確保に関し指導を行い、2 階に移転するという返事を得て経過をみているケースがある。

今後は、児童の安全の確保の為に、随時、進捗状況の確認を行い、基準に適合するよう働きかけを行うよう検討されたい。

補助金シート

届出保育施設助成事業

(1) 補助金の交付目的

届出保育施設を利用する乳幼児の安全かつ健全な保育環境の確保と保育内容の充実を図る

(2) 補助金の算出根拠

- ・ 運営費 (13,240 千円)

乳幼児の数に基準額を乗じて得た額

- ・ 児童健康診断費 (543 千円)

受診者一人あたりの年間経費と助成基準額(1人当たり 3,000 円を限度)を比較して少ない方の額

- ・ 職員健康診断費 (357 千円)

受診者一人あたりの年間経費と助成基準額(1人当たり 4,200 円を限度)を比較して少ない方の額

- ・ 施設整備費 (3,754 千円)

申請額の2分の1(500,000 円を限度)

- ・ 一時預かり事業費補助金 (33,660 千円)

対象経費の実支出額と年間延べ利用児童数に応じた補助基準額を比較して少ない方の額

(3) 補助金の交付先

届出保育施設(児童福祉法第59条の2第1項の規定により届出がされた施設で本市内に所在するもの)

(4) 補助金交付要綱等の名称

久留米市届出保育施設助成要綱(助成金交付基準額・届出保育施設基準)

(5) 予算・決算推移(単位:千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算	35,104	43,257	60,067	58,747	51,554
決算	35,061	39,280	42,913	41,946	48,349

(6) 制度開始年度
平成3年度

1 8 産休等代替職員雇用費助成事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的> 社会保険施設等の職員が出産又は疾病のために長時間にわたって継続する休暇を必要とする場合にその職員の職務を行わせるための産休等代替職員を臨時的に任用するときに要する経費を助成することで、代替職員の任用を促進し、産休等職員の母体の保護又は専心療養の保障を図りつつ、施設等における児童等の処遇の正常な実施を確保する。</p> <p><概要> 令和4年度実績なし 産休等代替職員の経費を助成する</p> <p><関連諸法令、条例、規則> 久留米市社会福祉施設産休等代替職員費補助金交付要綱</p>
<p>●事業の形態</p> <p>別紙補助金シートのとおり</p>
<p>●実施期間</p> <p>平成20年度から実施</p>
<p>●課が考えている課題</p> <p>代替職員が常勤かつ、新たに雇う必要があるため、補助対象の施設は人員を確保するのに苦慮されている。</p>

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	4,248	434	一般財源 100%
令和3年度	4,248	0	一般財源 100%
令和4年度	1,931	0	一般財源 100%

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

実績がないので省略

3. 支出が適切に処理されているかについて

実績ないので省略

4. 成果指標と実績評価及び PDCA サイクルへの反映について

過去5年間の予算と実績

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算	4,705	4,634	4,248	4,248	1,931
決算	1,574	446	434	0	0
日数	44	65	65	0	0
人数	6	2	2	0	0

5. 事業の必要性について

令和3年度4年度と実績がゼロということから、予算を縮小している理由は何かという問いに対し、補助の要件が新規かつ常勤での職員雇用であることから保育士確保が難しい中、パート職員を調整しながら対応しているのが現状ではないかとの回答であった。

このことは、制度を利用する上で阻害要因の一つとなっているといえるかもしれない。

因みに、令和5年度では、2施設から各1人ずつ申請があっており、その事実からも当該事業の継続は必要であると思われる。

6. 監査の結果及び意見

(意見46) パート職員への補助対象拡大の検討

久留米市社会福祉施設産休等代替職員費補助金交付要綱第3条第1項第2号によれば、所定の免許あるいは資格を有しない方も代替職員として補助金の対象として認めている。

その条件として児童の保護に熱意を有し、かつ、心身とも健全なものとして市長が認定した者とあるが、主観的ではなく客観的な判断基準はないかという質問に対し、もともと社会福祉施設全般のために県の要綱を準用しており、保育所等が利用する場合においては、産休等を取得する職員と同等の資格を保有する者に限定しているとの回答であった。雇用困難な状況において、この制度を現場で利用しやすいように「新規かつ常勤での職員雇用」だけでなく、補助金対象にパートも含むように制度改正できないか。

(意見47) 制度の必要性の検討

当該事業の利用実績は令和3年度、4年度が無し、令和元年度、令和2年度が2人と極めて低調である。まずその原因分析を行い、他の制度でカバーでき本制度の必要性がないのであれば、一般財源100%の事業であるのでより有意義な制度へシフトするべきである。

補助金シート

産休等代替職員雇用費助成事業

(1) 補助金の交付目的

職員の母体の保護又は専心療養の保障を図りつつ、施設等における児童等の処遇の正常な実施を確保する

(2) 補助金の算出根拠

次の対象経費を比較して少ない方の額とする。

1 補助基準額

(1) 所定の免許又は資格を有する者 5,940 円×勤務日数

(2) 所定の免許又は資格を有しない者 5,150 円×勤務日数

2 対象経費 産休等代替職員の任用に必要な賃金

(3) 補助金の交付先

保育所

(4) 補助金交付要綱等の名称

久留米市社会福祉施設産休等代替職員費補助金交付要綱

(5) 予算・決算推移 (単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算	4,705	4,634	4,248	4,248	1,931
決算	1,574	446	434	0	0

(6) 制度開始年度

平成 2 0 年度

1.9 特別支援保育事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的>養護児(※)保育の充実により、養護児の心身の発達及び私立保育所等の養護児保育の質を向上させることを目的とし、養護児加配(※2)保育士雇用費に係る費用の助成を行う。</p> <p>(※)久留米市特別支援保育実施要綱第4条に規定する「養護児審査会」により判定を受けた児童</p> <p>(※2)養護児の障害に応じて保育士の配置人数(加配職員数)が決まっているが、加配とは養護児一人に対してその保育士に人数を増やすことをいう。</p> <p><概要></p> <p>(1)令和4年度実績 対象施設数：45施設(保育所：40施設 認定こども園：5施設) 補助金額：284,652,000円</p> <p>(2)補助基準額</p> <ul style="list-style-type: none">・保育士等：188,000円・看護師：203,300円・准看護師：190,600円・保健師等：206,300円・社会保険料等事業主負担分 <p>特別支援保育事業費補助金</p> <ul style="list-style-type: none">①加配保育士配置のための補助金 養護児加配保育士費助成②職員厚生、処遇充実のための補助金 加配保育士社会保険掛金助成 <p>養護児保育審査会報酬</p> <p>養護児審査会委員に対する報酬</p> <p><関連諸法令、条例、規則></p> <p>久留米市特別支援保育事業費補助金交付要綱、児童福祉法第41条(児童養護施設)</p>
<p>●事業の形態</p> <p>別紙補助金シートのとおり</p>
<p>●実施期間</p> <p>平成26年度から実施</p>

●課が考えている課題

養護児判定を受ける園児が年々増加しており、これに伴い、補助金額が増加している。久留米市の保育の特色として、当該補助の継続していくためにも制度の検討が必要であると考えます。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	361,610	310,207	一般財源 100%
令和3年度	330,616	305,369	一般財源 100%
令和4年度	306,985	284,652	一般財源 100%

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
負担金・補助及び交付金	284,652	養護児加配職員の人件費 対象施設：45施設

3. 支出が適切に処理されているかについて

支出は適切に管理されている。

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

過去5年間の予算と実績

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算	365,069	368,782	361,610	330,616	306,985
決算	311,384	331,539	310,207	305,369	284,652

成果指標と実績評価は無し

5. 事業の必要性について

目的、概要に記載されているように今後も必要である。

6. 監査の結果及び意見

令和3年度と令和4年度の補助金交付決定額（実績額の確定）を入手し、令和3年度と令和4年度を比較し約20百万円減少しているため、その減少している施設を全体の45施設の中からサンプルとして6施設を対象に監査を行った。補助金等交付申請書、事業計画

書、補助金等交付決定通知書、実績報告書、その実績額調書（総括表、内訳表）、収支決算書をチェックしたが、特に問題とすべき事項はなかった。

補助金シート

特別支援保育事業

(1) 補助金の交付目的

養護児保育の充実により、養護児の心身の発達及び私立保育所等の養護児保育の質を向上させることを目的とし、養護児加配保育士雇用費に係る費用の助成を行う。

(2) 補助金の算出根拠

- ・保育士等：188,000円　・看護師：203,300円　・准看護師：190,600円
- ・保健師等：206,300円
- ・社会保険料等事業主負担分

(3) 補助金の交付先

認可保育所、認定こども園

(4) 補助金交付要綱等の名称

久留米市特別支援保育事業費補助金交付要綱

(5) 予算・決算推移（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算	365,069	368,782	361,610	330,616	306,985
決算	311,384	331,539	310,207	305,369	284,652

(6) 制度開始年度

平成26年度

20 保育士・保育所支援センター事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的> 安定的に保育人材を確保することで、質の高い保育サービスを提供するとともに待機児童解消を図るため、保育士・保育所支援センターを設置し、各種取り組みを行う。</p> <p><概要>令和4年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育士・保育所支援センター業務の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・就職先保育所等の紹介・あっせん（無料職業紹介事業） ・市内認可保育所等の求人情報の集約及び提供 ・保育士募集等に関する保育所等からの相談・対応 ・保育士及び保育士資格取得希望者からの就労に関する相談対応 ○保育士や幼稚園教諭を目指す学生及び求職者を対象とした合同就職説明会を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・10月23日（日）開催／参加施設：40カ所、参加者数22名 <p><関連諸法令、条例、規則></p> <p>国要綱</p>
<p>●事業の形態</p> <p>合同就職説明会を実施するにあたっては、プロポーザル方式による募集を行い、専門の事業者へ委託している。</p>
<p>●実施期間</p> <p>過去5年間の予算と実績参照</p>
<p>●課が考えている課題</p> <p>保育士・保育所支援センターを設置し、各種取り組みを行っているが、保育士確保に関して厳しい状況が継続している。</p>

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

（単位：千円）

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	201	85	補助金 1/2 一般財源 1/2

令和3年度	201	43	補助金 1/2 一般財源 1/2
令和4年度	1,825	1,475	補助金 1/2 一般財源 1/2

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額 (千円)	内容
委託料	1,044	合同就職説明会運営委託
補助金	431	

3. 支出が適切に処理されているかについて

令和4年度予算額：合同就職説明会運営委託 1,044千円

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

過去5年間の予算と実績

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算	464	199	201	201	1,825
決算	85	77	85	43	1,475

無い場合は無しと記載

5. 事業の必要性について

安定的な保育士の人材を確保するために必要である

6. 監査の結果及び意見

(意見48) プロポーザル方式の参加企業数

合同就職説明会の委託では、公募型プロポーザル方式を採用し、「市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に沿って対応されているが、結果的に1者のみの提案であった。子ども保育課に確認したところ、仕様書の内容を踏まえた提案内容となっており、実際の運営面でも問題はなかったとのことである。

ヒアリングないし監査の結果は妥当なものだといえるが、プロポーザルの企画提案に関しては、複数の参加が望ましいことから、業務内容の十分な検討と市場分析等も行い、発注事務に努めていただきたい。

2 1 待機児童対策事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的>待機児童の解消に向け、受入れ態勢の充実を図るとともに、待機児童の発生要因となっている保育士不足を解消するための施策を実施することで、保育事業者の保育人材確保を支援する。</p> <p><概要> (1) 令和4年度実績</p> <p>① 送迎保育ステーション運営委託：13,811千円(1/2が国の補助) 市中心部に偏る保育ニーズの分散と周辺部の保育施設の空き定員の活用を図るため、送迎保育ステーションの運営を行う。</p> <p>② 新年度保育士人材確保対策補助金：18,432千円 年度当初の繁忙期(4,5月)に十分な児童の受入体制を確保するために必要な保育士の雇用を促すため、職員配置基準を超えて保育士を雇用する経費を助成する。</p> <p>③ 潜在保育士就職支援給付金：0千円 保育士資格を有するが保育士として勤務していない者(潜在保育士)が、市内の保育所等に一定期間継続して就業しようとする場合、給付金を支給する。</p> <p>④ 保育士奨学金返済支援補助金：1,487千円 奨学金を利用して保育士資格を取得し、久留米市内の保育施設等で5年間継続して勤務する意思がある保育士の奨学金返済費用の一部を助成する。</p> <p>⑤ 3歳未満児保育所等入所確保事業が、令和3年度までであったが、県補助金を活用し事業を実施したところ、申請が3分の1程度に留まるなど、待機児童対策としての効果が少ないと判断し、事業を廃止した。毎年の予算は約20百万円。</p> <p><関連諸法令、条例、規則></p> <p>・新年度保育士人材確保対策補助金交付要綱、潜在保育士就職支援給付金交付要綱、保育士奨学金返済支援補助金交付要綱</p>
<p>●事業の形態</p> <p>別紙補助金シートのとおり (R4年度予算確保分のみ)</p>
<p>●実施期間</p> <p>潜在保育士就職支援給付金給付事業：平成29年度 送迎保育ステーション事業：令和元年度 保育士奨学金返済支援事業：令和2年度 新年度保育士人材確保対策事業：令和3年度</p>

●課が考えている課題

待機児童対策としては継続する必要がある。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	81,903	65,683	国庫補助金 17,323 その他 30,000 一般財源 18,360
令和3年度	57,755	55,416	国庫補助金 16,744 その他 20,000 一般財源 18,672
令和4年度	40,615	33,730	国庫補助金 6,905 その他 26,000 一般財源 825

※その他は、ふるさと久留米応援基金繰入金
送迎保育ステーション事業のみ1/2が国の補助

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
委託料	13,811	送迎保育ステーション事業
補助金	19,919	新年度保育士人材確保対策補助金（18,432） 保育士奨学金返済支援補助金（1,487）

3. 支出が適切に処理されているかについて

委託料：送迎保育ステーション運営委託：13,811千円（国1/2補助）

当初の予算は、13,750千円であったが、保育士等の処遇改善事業の影響で68千円プラスとなった。国が想定する基準額は、保育士・運転手の人件費1千万円に加え、駐車場借上料やバスの維持費などの事業費として1千万円とされている。ヒアリングにて適切に管理されていることを確認した。

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

過去5年間の予算と実績

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算	66,005	79,146	81,903	57,755	40,615
決算	50,158	62,515	65,683	55,416	33,730

無い場合は無しと記載

5. 事業の必要性について

保育士確保に向けた取組みは重要性であり、引き続き継続が必要であるが、その他事業については、見直し検討に着手する必要があると考える。

6. 監査の結果及び意見

(意見49) 保育士確保の目標設定

令和5年4月1日時点で、待機児童ゼロという結果がでたが、保育士確保に向けた取組みは引き続き重要である。そのような中では、目標を設定し、実績の評価を行うべきである。

(意見50) 一者随意契約の常態化及び事業の見直し検討

送迎保育ステーション事業については、待機児童が0人となる中で、そのあり方について見直し検討を着手すべきであると考えます。

事業は委託で実施しているが、事業開始時に行った公募型指名競争入札の契約相手方と毎年度随意契約を行っている。その理由を子ども保育課に確認したところ、単なる拠点間のバス送迎ではなく、江南保育園の多目的ホールで行う朝夕の子どもの預かりも委託内容に含まれており、保育の実績や適合するバスの所有を受託者の要件にしているため、他の事業者からの応募が見込めないとのことであった。

ヒアリングないし監査の結果は妥当なものだといえるが、市が一部の事業者と繰り返し随意契約を行うことは、本来望ましい形ではなく、市民の誤解を招きかねないものである。こうした発注方法に加えて、待機児童が0人となる中での今後の運行のあり方も含めて、検討に取り組まれない。

補助金シート

待機児童対策事業

1 新年度保育士人材確保対策補助金

(1) 補助金の交付目的

年度当初の繁忙期(4, 5月)に十分な児童の受入体制を確保するために必要な保育士

の雇用を促すため、職員配置基準を超えて保育士を雇用する経費を助成する。

(2) 補助金の算出根拠

1人当たり188千円×2月 各月1人を上限とする。

※R3年度から見直し(対象月を4、5月とし、1施設あたり1人を上限とした。)

(3) 補助金の交付先

認可保育所、認定こども園

(4) 補助金交付要綱等の名称

久留米市新年度保育士人材確保補助金交付要綱

(5) 予算・決算推移(単位:千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算	66,005	58,882	39,191	22,936	22,936
決算	50,158	46,627	30,454	20,515	18,432

(6) 制度開始年度

平成29年度

2 潜在保育士就職支援給付金

(1) 補助金の交付目的

保育士資格を有するが保育士として勤務していない者(潜在保育士)が、市内の保育所等に一定期間継続して就業しようとする場合、給付金を支給する。

(2) 補助金の算出根拠

1人当たり100千円/年(常勤)、75千円/年(非常勤)

(3) 補助金の交付先

保育士資格を有するもので、4月1日以降に市内の私立保育所、認定こども園、事業所内保育事業所に就職した者。

(4) 補助金交付要綱等の名称

久留米市潜在保育士就職支援給付金交付要綱

(5) 予算・決算推移 (単位: 千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算	2,000	1,600	1,450	750	1,375
決算	1,200	550	200	175	0

(6) 制度開始年度

平成 29 年度

3 久留米市保育士奨学金返済支援補助金

(1) 補助金の交付目的

奨学金を利用して保育士資格を取得し、久留米市内の保育施設等で5年間継続して勤務する意思がある保育士の奨学金返済費用の一部を助成する。

(2) 補助金の算出根拠

返済対象月数×10千円 (上限) ※最大3年間

(3) 補助金の交付先

奨学金を利用して保育士等の資格を取得し、当該奨学金を自ら返済する者。

(4) 補助金交付要綱等の名称

久留米市保育士奨学金返済支援補助金交付要綱

(5) 予算・決算推移 (単位: 千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予算	-	-	960	1,920	2,464
決算	-	-	280	912	1,487

(6) 制度開始年度

令和 2 年度

4 送迎保育ステーション運営委託

(1) 事業目的

待機児童の解消に向け、受入れ態勢の充実を図るとともに、待機児童の発生要因となっている保育士不足を解消するための施策を実施することで、保育事業者の保育人材確保を支援する。

(2) 事業概要

令和4年度実績

①送迎保育ステーション運営委託：13,811千円

市中心部に偏る保育ニーズの分散と周辺部の保育施設の空き定員の活用を図るため、送迎保育ステーションの運営を行う。

(3) 予算・決算推移 (単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算	1,340	13,625	13,750	13,750	13,840
決算	1,139	13,625	13,750	13,750	13,811

(4) 契約関係

(導入当初)

平成30年度に令和元年度(平成31年4月～令和2年3月)の運行を行う事業者を募集するため、公募型指名競争入札(地方自治法施行令第167条第1号)を行った。

なお、その入札に参加した事業者が1者(現在の事業者)であった。

(2年目以降の随意契約理由)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約

本事業は、送迎保育ステーションでの保育と利用定員に余裕のある城島地域の各保育施設への送迎を行うものであり、保育の実績があることと、送迎用バスを保有していることを受託者の要件としているため、市内事業所の中でも対応に限りがあるためである。

(3) 制度開始年度

令和元年度

2.2 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的>令和4年2月から9月までの間、職員に対して3%程度(月額9,000円程度)の賃金改善を行う教育・保育施設等に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を補助する。また、令和3年度人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容が令和4年度の公定価格に反映された場合に、それにより見込まれる公定価格の減額分に対応するための費用を補助する</p> <p><概要> 1) 令和4年度実績 対象施設：保育所：54施設、認定こども園：23施設、幼稚園：4施設 事業所内保育事業所：3施設、小規模保育事業所：2施設 計86施設 決算額：159,730千円 保育士等の収入を3%程度引き上げるための補助を保育所等に行う。</p> <p><関連諸法令、条例、規則> 久留米市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱</p>
<p>●事業の形態</p> <p>別紙補助金シートのとおり</p>
<p>●実施期間</p> <p>全額国が補助していて、令和4年2月から9月までで終了している。</p>
<p>●課が考えている課題</p> <p>令和4年9月をもって終了した事業ではあるため当該事業について特に課題はない。</p>

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額(財源)の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和3年度	42,887	42,851	補助金 100%
令和4年度	165,894	159,730	補助金 100%

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額 (千円)	内容
18 負担金・補助及び交付金	159,730	補助金(処遇改善を目的とした人件費)

3. 支出が適切に処理されているかについて

委託料はない。支出は適切に処理されていることを確認している。

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

過去5年間の予算と実績

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算	-	-	-	42,887	165,894
決算	-	-	-	42,851	159,730

成果指標・実績表などは無し

5. 事業の必要性について

財源としては、国が全額負担している。また、この補助金交付要綱第6条第1項第6号では、令和4年10月以降においても、本事業により講じた賃金水準を維持すること、同要綱6条第1項第7号では、令和4年度の賃金に関し、令和3年人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定に伴う公定価格の引き下げに関わらず、当該引き下げに係る分を賃金水準に反映していないこととある。本事業によりすべての保育施設の賃金水準が保たれているとみた場合には、もともと本事業は賃上げが公定価格に反映されるまでの間の限定的なものであり、既に事業の目的を達成していると言えることから、今後、市独自で事業を実施する必要性はないものと思われる。

6. 監査の結果及び意見

令和4年度の処遇改善臨時特例事業補助金の総括表を入手したところ、交付決定額は159,893,880円であり、確定額は159,729,786円で、差額164,094円が返還された。そこで、認可保育園86施設の中から、補助金返還があった事業所及び補助金額が300万円を超える事業所を11園選定し監査を行った。補助金等交付申請書、保育士・幼稚園教諭処遇改善臨時特例事業賃金改善計画書から同実績報告書及び計画書と実績報告書の各々の職員別賃金改善内訳を詳細に調査した。補助金の返還があった理由は、計画された賃金改善対して、職員の年度途中の離職等の正当な理由により改善実績額が及ばなかったからである。なお、補助金交付要綱第13条に記載の交付の取消等は一切なかったことを確認した。

指摘すべき事項は無かった。

補助金シート

保育士幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業

(1) 補助金の交付目的

令和4年2月から9月までの間、職員に対して3%程度(月額9,000円程度)の賃金改善を行う教育・保育施設等に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を補助する。また、令和3年度人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容が令和4年度の公定価格に反映された場合に、それにより見込まれる公定価格の減額分に対応するための費用を補助する。

(2) 補助金の算出根拠

補助基準額(月額) × 令和3年度年齢別平均利用児童数(見込み) × 事業実施月数

(3) 補助金の交付先

保育所：54施設、認定こども園：23施設、幼稚園：4施設

事業所内保育事業所：3施設、小規模保育事業所：2施設 計86施設

(4) 補助金交付要綱等の名称

久留米市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱

(5) 予算・決算推移(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算	-	-	-	42,887	165,894
決算	-	-	-	42,851	159,730

(6) 制度開始年度

令和3年度

IV その他児童福祉事業

1 児童手当

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的> 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。</p> <p><概要> 児童手当は認定請求を行った日の属する翌月から支給され、6・10・2月に支給月前の4ヶ月分を支給する。児童、申請者ともに国内居住要件が必要とされ、父母の代わりに未成年後見人、里親、施設設置者等からの請求も可能である。また、申請者の申し出に基づき、保育料や給食費等未納分を児童手当支給分から直接徴収することもできる。申請は原則として主たる生計中心者（一般的には所得の高い方）となるが、離婚協議中で別居状態にある場合や、配偶者の暴力から避難している場合などは児童の同居者からの申請が可能である。</p> <p>① 中学校修了までの児童1人あたり月額10,000円から15,000円を支給 ② 所得制限限度額の超過者は特例給付として児童1人あたり月額5,000円を支給 ③ 所得上限限度額の超過者は認定することができない</p> <p><関連諸法令、条例、規則> 児童手当法、児童手当法施行規則、児童手当法施行令</p>
<p>●事業の形態</p> <p>国：児童手当交付金、県：児童手当負担金 児童手当法に定める割合に基づき、市が支給する児童手当の一部を国と県が負担している。</p>
<p>●実施期間</p> <p>昭和47年～ 手当の支給は、認定請求をした日の属する月の翌月から開始され、支給事由の消滅した日の属する月分で終了。手当は原則として、毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分までを支払っている。</p>

●課が考えている課題

R 7年度のシステム標準化（オンライン手続推進を含む）に対応する必要がある。DV避難者、離婚協議中、受給者が養育していない状況での受給者変更など、様々な問合せが増えてきている。複雑な事情を抱えるケースも多く、正確に状況を聴き取った上で、適切な回答・対応を行っていく必要がある。

また、オンライン手続推進事業については、R 7年度システム標準化事業の一環として位置づけられている。R 4年度は現行システムと国が示す標準仕様書との機能比較を行った。同時にぴったりサービス（マイナポータル内）の電子申請サービスを標準仕様書に合わせて構築する。最終的には、電子申請で上がった申請情報を基幹系業務システムにダイレクトに取り込めるよう福祉系システムを改修する必要がある。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	扶助費 5,208,195 支給事務費 27,561	扶助費 5,158,215 支給事務費 9,017	3歳未満被用者： 国37/45、県4/45 市4/45 その他： 国4/6、県1/6 市1/6
令和3年度	扶助費 5,175,245 支給事務費 7,410	扶助費 5,095,380 支給事務費 6,162	同上
令和4年度	扶助費 4,996,250 支給事務費 1,648	扶助費 4,911,735 支給事務費 1,159	同上

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
需用費	1,159	消耗品、封筒印刷代 他
扶助費	4,911,735	児童手当

3. 支出が適切に処理されているかについて

<児童手当の額>

現在の児童手当の形になったのは平成23年の子ども手当（特別措置法）からであ

り、所得制限について以下のような変遷がある。

支給対象	支給金額（月額）
3歳未満	15,000円
3歳以上小学校終了前 （第1・2子）	10,000円
3歳以上小学校終了前 （第3子以降）	15,000円
小学校終了後 中学校終了前	10,000円
<所得制限> 子ども手当（平成23年10月～）：所得制限なし 児童手当（平成24年4月～）：所得制限以上児童1人5,000円支給 児童手当（令和4年6月～）：所得制限以上児童1人5,000円支給※1 所得上限以上 支給なし※1	

<所得の計算方法>

所得制限限度額は、前年（1月から5月までの月分の児童手当については前々年）の所得額で判定する。

※1 所得制限限度額・所得上限限度額表

扶養親族等及び児童の数	所得制限限度額	所得上限限度額
0人	6,220,000円	8,580,000円
1人	6,600,000円	8,960,000円
2人	6,980,000円	9,340,000円
3人	7,360,000円	9,720,000円
以降1人につき	380,000円加算	

※70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族がある場合1人につき60,000円加算

<児童手当支給状況>

年度 区分			令和2年度		令和3年度		令和4年度	
			人員 (人)	前年比 (%)	人員 (人)	前年比 (%)	人員 (人)	前年比 (%)
対 象	3 歳 未 満	被用	5,346	△1.9	5,161	△3.5	4,839	△6.2
		非被用	1,195	△6.1	1,072	△10.3	956	△10.8

	小学校 修了前	被用	18,554	△0.5	18,547	0.0	18,339	△1.1
		非被用	4,888	△1.7	4,583	△6.2	4,539	△1.0
	中学校 修了前		6,959	△1.0	7,113	2.2	7,003	△1.5
	特例 給付		3,032	△3.6	3,146	3.8	1,160	△63.1
支給額 (千円)		5,158,215	△0.7	5,095,380	△1.2	4,911,735	△3.6	

(令和5年版「久留米市保健福祉事業概要」より)

被用：サラリーマンなどで本人が全国健康保険協会や健康保険組合などの社会保険被保険者である人

非被用：専業主婦やパートなどで社会保険の被扶養者や国民健康保険に加入の人

<各種届出の状況>

令和4年度の児童手当の給付に係る各種届出書類（認定請求、額改定請求届、受給事由消滅届、受給資格に係る申立て等）についての処理状況について確かめた。

主な届出の提出状況の推移は以下のようである。

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認定請求（新規）	2,145	2,121	1,968
額改定請求届	1,332	1,382	1,249
受給事由消滅届	2,245	2,544	3,261
受給資格に係る申立て	10	27	36
（うちDV被害者）	(6)	(24)	(20)
（うち離婚協議中、調停中）	(4)	(3)	(16)

<現況届の廃止>

令和4年6月より「現況届」は子育て世帯の負担軽減を目的として原則廃止へ。ただし、公簿等で確認できない一部の受給者は届出必要のままとなった。「現況届」の提出状況は以下のとおりである。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数	22,020	21,870	21,589
要提出者	22,020	21,870	131
提出者数	22,014	21,864	131
未提出者数	6	6	0

<返還状況>

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
過年度から繰越	9	10	11
現年度戻入	11	5	4
現年度調定	6	0	3
一部返納	1	1	0
全部返納	14	4	7
不納欠損	1	0	0
次年度繰越	11	11	11

令和4年度の返還発生理由

- ・公務員採用3件
- ・配偶者（公務員）の所得が高く、職場と調整し認定請求却下とした1件
- ・配偶者の所得更正により、遡って受給者変更となった1件
- ・職権による消滅処理漏れ2件

令和2年度の返還金の不納欠損額は、平成26年度に20,000円の返還金未納分が、5年経過により時効となり処理されたもの。それ以後の不納欠損はない。

—参考—

外国人受給者の推移

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象児童数	402	385	411
受給者数	321	261	276

4. 監査の結果及び意見

特に問題はなかった。

2 特別児童扶養手当

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的> 精神または身体が障害の状態にある20歳未満の児童を養育している父または母、父母に代わって養育している方へ手当を支給することにより児童の福祉の増進を図る。ただし、一定の所得制限がある。</p> <p><概要> 日本国内に住所があり、精神又は身体に一定の障害を有する児童を監護している父か母、又は父母以外の養育者に支給される。 次のいずれかに該当するときは、手当は支給されない。</p> <ul style="list-style-type: none">① 対象児童が、日本国内に住所を有しないとき② 対象児童が、障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき③ 対象児童が、児童福祉施設等（母子生活支援施設、保育所、通所施設を除く）に入所しているとき <p><関連諸法令、条例、規則> 特別児童扶養手当等の支給に関する法律</p>
<p>●事業の形態</p> <p>手当の対象者の認定は、福岡県（福祉労働部こども未来課児童扶養手当係）が行う。手当の支給は国（厚生労働省）が行う。市町村は申請書や各届出を受付し、県へ送達する。 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の規定により、市町村へ事務費交付金が支給される。</p>
<p>●実施期間</p> <p>昭和39年度～</p> <p>手当の支給は、認定請求をした日の属する月の翌月から開始される。 手当は原則として、毎年4月、8月、11月にそれぞれの前月分（11月期については8月～11月分）までが、指定された受給者の口座に国から振り込まれる。</p>
<p>●課が考えている課題</p> <p>受給者の申請受付や各種届の受付は市で行うが、認定は県が行い、認定結果がでるまでに3～4ヵ月を要するため、市にお問い合わせやお叱りの電話が多い。市から県へ照会しそれをまた本人にお伝えするという対応に時間が割かれている。</p>

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

※手当の支給は国からのため歳入（特別児童扶養手当事務取扱交付金）のみ

（単位：千円）

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	1,539	1,566	国 ※基準単価に受給権者数を乗じた算定額と対象経費の支出予定額のうち、いずれか低い額が支給される
令和3年度	1,538	1,607	同上
令和4年度	1,579	1,679	同上

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
歳入のみ		

3. 支出が適切に処理されているかについて

<特別児童扶養手当支給状況>

区分		年度		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者	1級	305人	301人	286人
	2級	590人	620人	704人
手当額	1級	52,500円	52,500円	52,400円
	2級	34,970円	34,970円	34,900円
支給額計		36,644,800円	37,483,900円	39,556,000円

（令和5年版「久留米市保健福祉事業概要」より）

<所得制限限度額>

所得の計算方法

所得額＝年間収入額＋養育費－必要経費（給与所得控除額等）－80,000円－「主な控除」

扶養親族等の数	請求者（受給者）	配偶者及び扶養義務者
0人	4,596,000円未満	6,287,000円未満
1人	4,976,000円未満	6,536,000円未満
2人	5,356,000円未満	6,749,000円未満
3人	5,736,000円未満	6,962,000円未満
4人目以降	1人につき380,000円加算	1人につき213,000円加算
加算額 右に該当する場合は上記の制限限度額に加算される。	<ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族 1人につき100,000円 ・特定扶養親族又は16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族 1人につき250,000円 	扶養親族が2名以上で、うち老人扶養親族がある場合、老人扶養親族1人につき（扶養親族が老人扶養親族のみの場合は1人を除いた1人につき） 60,000円

令和4年度の以下の届書を閲覧し、正しく処理されていることを確認した。

- ・新規の認定請求書 抽出25件
- ・所得状況届 全件
- ・県外住所変更届 全件
- ・再認定請求書 全件
- ・資格喪失届 全件

4. 監査の結果及び意見

特に問題はなかった。

3 く る め っ 子 応 援 給 付 金 給 付 事 業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的> 新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、久留米市独自の緊急支援として、18歳までの子どもがいる世帯に対し、食費等の物価高騰等の影響による子育てに係る支出の増加を勘案し、生活の支援を行うため給付金を支給するもの</p> <p><概要> (1) 対象者 令和4年10月1日時点で市に住民登録があり、かつ18歳以下（平成16年4月2日から令和5年3月31日生まれ）の子どもを養育する者 なお、所得の制限は実施しない。 ※令和4年10月1日～令和5年3月31日に生まれた新生児も含む 市外に住民登録がある養育者で、市内に住民登録がある対象児童を養育している場合は支給対象とする。</p> <p>(2) 基準日 令和4年10月1日 (3) 給付額 子ども1人当たり10,000円</p> <p><関連諸法令、条例、規則> くるめっ子応援給付金給付事業実施要綱 (R4.10.1 施行)</p>
<p>●事業の形態</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した市独自の給付金事業 ※補助率10/10 ただし財政課で対象事業全体での調整あり</p>
<p>●実施期間</p> <p>くるめっ子応援給付金 R4.11月～R5.3月 令和4年度9月補正予算成立</p>
<p>●課が考えている課題</p> <p>所得制限なしに支給するため、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給状況を活用したが、それ以外の高校生のみ養育世帯、公務員世帯については、勧奨通知を発送したり、広報やホームページ、LINEを活用したりするなどし、広く周知を図った。 他課の窓口部門へ対象者への声掛けをお願いするなど、漏れがないよう協力を依頼したが、知らなかったと申請期限後に申請に来られる方もいた。</p>

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	—	—	
令和3年度	—	—	
令和4年度	573,911	522,350	新型コロナウイルス 感染対応地方創生臨 時交付金 ※他の事業と調整あり

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
報酬	1,061	会計年度任用職員給料
職員手当等	332	会計年度任用職員期末手当
共済費	229	会計年度任用職員厚生年金保 険料 他
旅費	12	会計年度任用職員交通費
需用費	671	消耗品、封筒印刷代
役務費	5,727	通知郵送料、振込手数料
委託料	18,728	コールセンター業務委託料 システム改修委託料
負担金・補助及び交付金	525,590	給付金

3. 支出が適切に処理されているかについて

<支給状況>

支給区分	単価	支給世帯数 (世帯)	支給児童数 (人)	給付額 (千円)
申請不要分 (児童手当受給者等)	子ども1人あたり 1万円	28,256	50,676	506,760
申請必要分 (公務員世帯・高校生 のみ養育世帯等)		1,345	1,883	18,830
合計		29,601	52,559	525,590

(令和5年版「久留米市保健福祉事業概要」より)

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当受給者は、申請不要にて手当の口座に振込。

(事前に交付決定通知を送付)

公務員世帯、高校生のみ養育の世帯は申請が必要。

申請が必要な久留米市在住の対象児童には保護者あてに申請書を同封した案内を送付している。

給付金対象世帯数の積算と予算執行率を毎月管理している。制度の周知を図るため広告モニターでのお知らせや子育て関係窓口へのチラシの配架などを行った。

新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、子育て世帯への国による給付金は所得制限があるため、対象外となる子育て世帯から所得制限なしで給付金を支給してほしいとの要望も多く、市独自の経済的支援は必要であるとの考えで実施したものである。

<返還状況>

返還件数 (件)	返還児童数 (人)	要返還額 (円)	返還済額 (円)	未納額※ (円)
1	1	100,000	100,000	0

※令和5年8月31日現在

4. 監査の結果及び意見

特に問題はなかった。

4 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的></p> <p>新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中での国の支援策として、低所得のひとり親世帯及びひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、給付金を支給するもの。</p> <p><概要></p> <p>【ひとり親世帯分】</p> <p>(1) 対象者</p> <ul style="list-style-type: none">① 令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者（申請不要）② 公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者（支給制限限度額を下回る者に限る・申請必要）③ 令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同水準となっている者（申請必要） <p>(2) 給付額 子ども1人当たり 50,000 円</p> <p>【その他世帯分】</p> <p>(1) 対象者</p> <ul style="list-style-type: none">① 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている者のうち、令和4年度分の住民税非課税の者（申請不要）② ①のほか、対象児童（※）の父母等で令和4年度分の住民税非課税の者（申請必要）③ 対象児童（※）を養育する父母等であって、直近で収入が減少し、令和4年度分の住民税非課税と同水準となった方（申請必要） <p>(※) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）</p> <p>(2) 給付額 子ども1人当たり 50,000 円</p> <p><関連諸法令、条例、規則></p> <p>令和4年度久留米市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）実施要綱 令和4年度久留米市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）実施要綱</p>

●事業の形態
国補助率 10/10（令和4年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金）
●実施期間
令和4年度：R4.6月～R5.3月 令和3年度：R3.4月～R4.3月
●課が考えている課題
国の給付金事業は急に決定するため、対象者の積算からシステム改修、補正予算要求、給付金の案内から支給まで、迅速にかつ間違いがないように実施しなければならないため、通常窓口業務（3手当支給事務）との体制を含めた調整が非常に困難である。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

（単位：千円）

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	-	-	
令和3年度	585,000	503,333	国 (10/10)
令和4年度	521,274	495,448	国 (10/10)

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
報酬	844	会計年度任用職員給料
共済費	165	会計年度任用職員厚生年金保険料 他
旅費	10	会計年度任用職員交通費
需用費	407	消耗品、封筒印刷代
役務費	1,315	通知郵送料、振込手数料
委託料	9,657	コールセンター業務委託料 システム改修委託料
負担金・補助及び交付金	483,050	給付金

3. 支出が適切に処理されているかについて

<支給状況>

支給区分	内訳	単価	支給世帯 (世帯)	支給児童数 (人)	給付額 (千円)
ひとり親 世帯	児童扶養手当受給者	子ども	3,087	4,811	240,550
	公的年金受給者	1人あたり	22	29	1,450
	家計急変者	5万円	116	170	8,500
その他 世帯	児童手当・特別児童扶養 手当受給者（非課税世 帯）		2,126	4,140	207,000
	家計急変者等		325	511	25,550
合 計			5,676	9,661	483,050

(令和5年版「久留米市保健福祉事業概要」より)

令和4年度の子育て世帯生活支援特別給付金申請書を閲覧し、事務処理が適切に行われていることを確認した。

<返還状況>

返還件数 (件)	返還児童数 (人)	要返還額 (円)	返還済額 (円)	未納額※ (円)
15	29	1,450,000	735,000	715,000

※令和5年8月31日現在

返還金の発生理由は、住民税均等割非課税世帯に申請不要で給付金を支給していたが、その後に受給者が修正申告をされ課税世帯となったため。受給者には家計急変での申請を案内したが、所得制限額を超過しており、返還義務が発生した。

4. 監査の結果及び意見

(意見5-1) 返還金の納付方法について

申請時に支給要件を満たしていた方が、その後修正申告を提出し所得額が基準オーバーになった場合は返還を求めることになる。受給者は、平日は仕事で金融機関に向く時間が取れないケースも多いと思われる。返還しやすくなるよう、コンビニ納付等の納付方法に対応することを検討していただきたい。

5 妊娠出産応援給付金給付事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的> 新型コロナウイルス感染症が長期化する中、妊産婦においては、今なお従前どおりの里帰り分娩やパートナーの立ち合い分娩を控えるよう求められており、また、出産後も感染症の影響や物価高騰等により不安や困難を抱える状況が続いている。そこで、少しでも安心して出産できる環境を整えられるよう、妊婦・新生児に対して引き続き経済的支援を行うため、給付金を支給するもの。</p> <p><概要> (1) 対象者 次に掲げる要件を全て満たす者 ① 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに出産又は出産予定の者 ※ただし、同一の子どもについて令和3年度の妊娠出産応援給付金を受給している場合を除く。 ② 令和4年10月1日時点で久留米市に住民登録がある者 ③ 親子（母子）健康手帳の交付を受けている者 (2) 給付額 子ども（胎児含む）1人当たり 50,000 円</p> <p><関連諸法令、条例、規則> 令和4年度妊娠出産応援給付金給付事業実施要綱</p>
<p>●事業の形態</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した市独自の給付金事業 ※補助率 10/10 ただし財政課で対象事業全体での調整あり</p>
<p>●実施期間</p> <p>令和4年度：R4.10月～R5.3月 令和3年度：R3.10月～R4.3月 令和2年度：R2.7月～R3.3月 ※令和2年度名称は「妊娠出産支援特別給付金」</p>
<p>●課が考えている課題</p> <p>令和5年2月にスタートした国の「出産・子育て応援事業」の経済的支援となる給付金事業と、市独自の本給付金事業の内容が同じであったことから、今年度は国と市独自の両方の給付金が併給できることになったが、似ているため片方のみ申請される方もいて、問い合わせ対応や説明に追われた。今後は国給付金のみ実施となる方向。</p>

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	135,000	118,129	国 (10/10) 新型コロナウイルス感 染対応地方創生臨時交 付金※他の事業と調整あり
令和3年度	133,200	127,278	同上
令和4年度	135,169	120,824	同上

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
報酬	806	会計年度任用職員給料
共済費	127	会計年度任用職員厚生年金保 険料 他
旅費	9	会計年度任用職員交通費
需用費	224	消耗品、封筒印刷代
役務費	461	通知郵送料、振込手数料
委託料	5,297	コールセンター業務委託料 システム改修委託料
負担金・補助及び交付金	113,900	給付金

3. 支出が適切に処理されているかについて

<支出状況>

令和4年度の支出状況は以下のとおりである。

単価 : 子ども（胎児含む）1人あたり50,000円

支給児童数 : 2,278人

給付額 : 113,900千円

給付金対象世帯数の積算と予算執行率を毎月管理している。申請が少ない場合は再度の周知、勧奨通知の発送などを行った。

令和5年度は国の事業と一部内容が同じとなったため、実施していない。

4. 監査の結果及び意見

特に問題はなかった。

6 子育て世帯等臨時特別支援事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的></p> <p>令和3年度から新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中での国の支援策として、経済的負担が増加する18歳までの子どもがいる世帯で、児童手当（特例給付を除く）の所得制限限度額未満の世帯に対して、給付金を支給するもの</p> <p><概要></p> <p>(1) 対象児童</p> <p>平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた児童</p> <p>(2) 支給対象者</p> <p>① 令和3年9月分の児童手当（特例給付を除く）受給者</p> <p>② 令和4年3月31日までに生まれた新生児の児童手当受給者</p> <p>③ 高校生世代（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の子どものみを養育する父母等のうち所得が高い方</p> <p>※いずれも令和2年中の所得が、児童手当（特例給付を除く）の所得制限限度額未満の方</p> <p>(3) 給付額</p> <p>子ども1人当たり 100,000円（現金一括支給）</p> <p>(4) 支給方法・支給時期</p> <p>① 申請不要、令和3年12月末に支給</p> <p>② 申請不要、児童手当申請時期により随時、毎月末日に支給</p> <p>③ 原則申請必要（令和4年1月中旬案内送付予定）、2月末支給開始予定</p> <p>※いずれも公務員の方は申請必要、③で一部申請不要な方には個別に通知予定</p> <p><関連諸法令、条例、規則></p> <p>令和3年度久留米市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付金）支給事務実施要綱</p>
<p>●事業の形態</p> <p>国補助率 10/10</p>
<p>●実施期間</p> <p>R3.12月～R4.5月 ※一部事業をR5年度へ繰越</p>

●課が考えている課題

この給付金は当初 R3 年末までに現金で 5 万円、その後クーポンで 5 万円と示されていたが、その後に現金で 10 万円の一括給付も認めることに変更されるなど、国の方針変更により振り回されることとなった。

当初はクーポン配布の検討もしていたため、かなりの時間や手間が無駄となった。また市民からも支給時期や方法の問い合わせ、現金支給希望の電話やメールが相次ぎ、決定が遅いと苦情も多く寄せられる結果となった。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和 2 年度	-	-	
令和 3 年度	4,923,087	4,804,610	国 (10/10)
令和 4 年度 ※繰越明許分含む	104,967 (繰越分 97,825)	104,601 (繰越分 97,459)	国 (10/10)

(2) 令和 4 年度決算額の主な内訳

節	金額 (千円)	内容
報酬	256	会計年度任用職員給料
職員手当等	100	会計年度職員期末手当
旅費	3	会計年度任用職員交通費
役務費	100	通知郵送料、振込手数料
負担金・補助及び交付金	97,000	給付金

3. 支出が適切に処理されているかについて

<支給状況>

支給区分	単価	支給世帯数 (世帯)	支給児童数 (人)	給付額 (千円)
申請不要分 (児童手当受給者等)	子ども 1 人あたり 10 万円	206	211	21,100
申請必要分 (公務員世帯・高校生のみ養育世帯 等)		476	669	66,900
申請必要分 ※支援給付金 (基準日以降に離婚等世帯)		89	161	16,100
合計		771	1,041	104,100

(令和5年版「久留米市保健福祉事業概要」より)

令和4年度は実施分が大幅に減少しているため令和3年度の「子育て世帯への臨時特別給付金申請書」を閲覧し、事務処理が適切に行われていることを確認した。

<返還状況>

返還件数 (件)	返還児童数 (人)	要返還額 (円)	返還済額 (円)	未納額※ (円)
1	1	100,000	100,000	0

※令和5年8月31日現在

4. 監査の結果及び意見
特に問題はなかった。

7 要保護児童対策地域協議会事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的> 支援対象児童等（要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦）の早期発見や適切な保護や支援、並びに関係する機関の連携による組織的・効果的な対応を図るため要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という）を設置・運営する。</p> <p><概要> 要対協は、支援対象児童等の適切な保護や支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに支援対象児童等に対する支援内容の協議及び検討を行う。協議会は、23 の多様な関係機関（児童相談所、警察署、医師会、児童養護施設、NPO、久留米市など）に所属する者等を構成員とする。要対協の調整機関には、家庭子ども相談課が指定され、事務総括・連絡調整・運営を行う。</p> <p>要対協は、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議によって組織する。</p> <p><関連諸法令、条例、規則> 児童福祉法第25条の2第1項、久留米市要保護児童対策地域協議会要綱</p>
<p>●事業の形態</p> <p>市からの補助により、要対協を運営している。</p>
<p>●実施期間</p> <p>平成18年2月8日に要対協を設置</p>
<p>●課が考えている課題</p> <p>多様化・複雑化する虐待問題に対応するために、各関係機関の連携強化が必要</p>

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

（単位：千円）

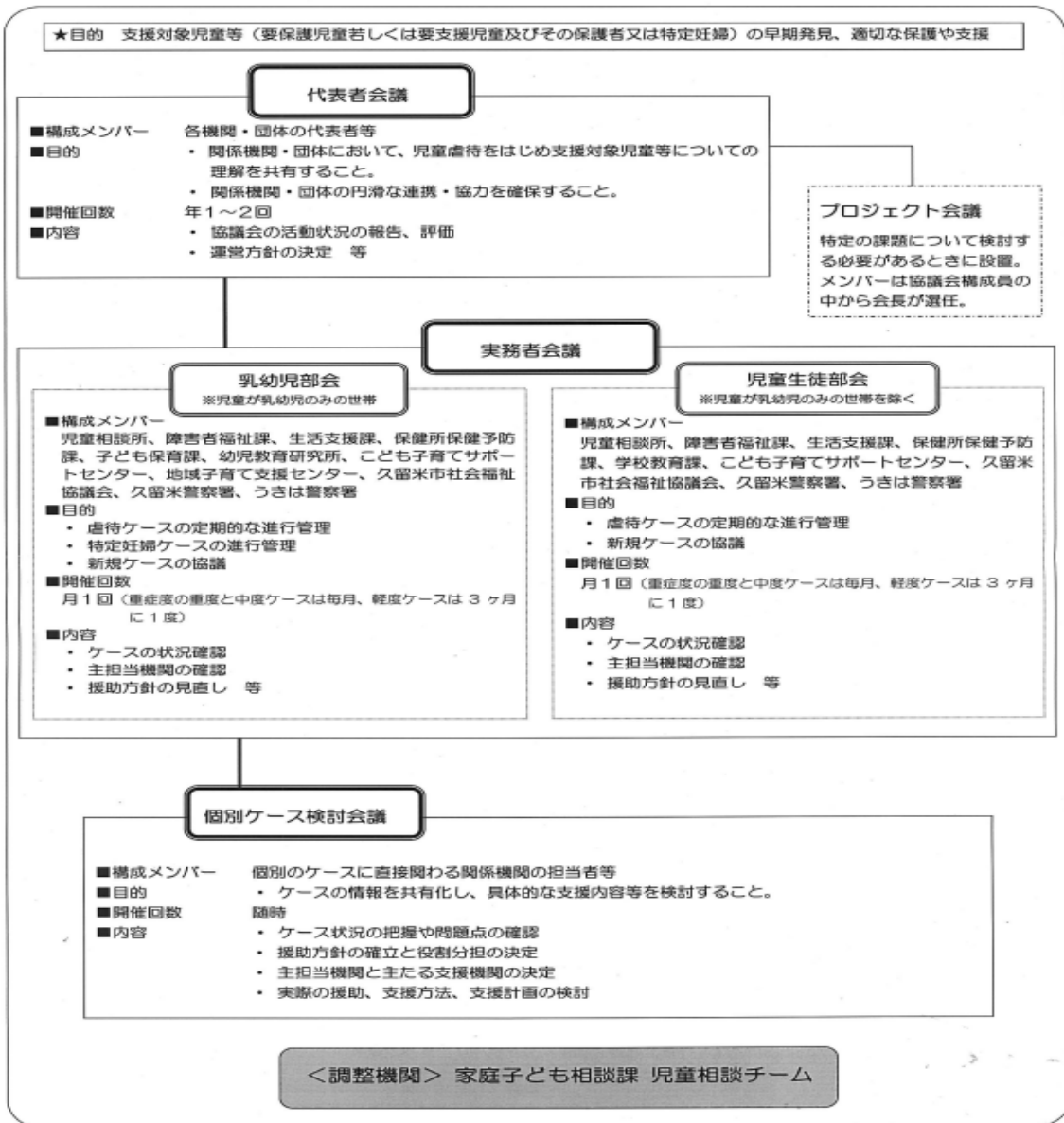
年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	2,709	1,999	一般財源
令和3年度	3,180	2,739	〃
令和4年度	3,180	2,603	〃

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
補助金	2,603	

3. 支出が適切に処理されているかについて

久留米市要保護児童対策地域協議会



(久留米市子ども未来部から入手)

児童福祉法第25条の2第1項により、「地方公共団体は、・・・(中略)・・・関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない。」とされている。

令和4年度の代表者会議議事録、実務者会議録、個別ケース検討会議議事録を閲覧したが、活発な議論が行われており問題はなかった。

4. 監査の結果及び意見

特に問題はなかった。

8 養育環境改善家事援助事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的> 児童の養育について支援が必要である家庭に対し、家事援助等を行うことにより、当該家庭における安定した児童の養育を確保する</p> <p><概要> 事業の実施主体は久留米市とする。ただし、この事業の一部又は全部を委託して実施することができるものとする。事業の対象家庭は、家事等が困難で、かつ、児童虐待のおそれを抱える市内の家庭であって、他の福祉施策等の活用ができないもの又は妊娠や子育てに不安を持つ家庭等で市長が必要と認めた家庭とする。</p> <p>対象家庭に家事援助者を派遣し、次のうち必要と認められる支援を行う。</p> <p>(1) 調理 (2) 衣類の洗濯又は補修 (3) 住居等の掃除又は整理整頓 (4) 生活必需品の買い物 (5) その他必要な家事 (6) 児童の発達保障等のための相談・支援</p> <p><関連諸法令、条例、規則> 久留米市養育環境改善家事援助事業実施要綱 児童福祉法第6条の3第5項</p>
<p>●事業の形態</p> <p>業務委託</p>
<p>●実施期間</p> <p>平成22年8月1日より実施</p>
<p>●課が考えている課題</p> <p>多様化・複雑化する児童虐待に対応するため、また家事支援にとどまらず子育てに関する相談支援も必要になってくるため、家事援助者の更なるスキルアップが必要である。</p>

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	1,667	502	国 1/3、県 1/3
令和3年度	1,067	1,022	〃
令和4年度	1,067	720	〃

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額 (千円)	内容
委託料	720	

3. 支出が適切に処理されているかについて

<久留米市養育環境改善家事援助事業委託契約書より>

年度	金額	委託先
令和2年度	・家事援助者謝金相当額 1時間あたり 1,819円 ・家事援助者派遣調整手数料相当額 1回あたり 403円	有限会社久留米家政婦紹介所
令和3年度	・家事援助者謝金相当額 1時間あたり 1,819円 ・家事援助者派遣調整手数料相当額 1回あたり 403円	〃
令和4年度	・家事援助者謝金相当額 1時間あたり 2,050円 ・家事援助者派遣調整手数料相当額 1回あたり 512円	〃

委託先の選定は随意契約による。

(理由) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

「性質目的が競争入札に適しないとき」

<実績>

年度 区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
世帯	11	5	10	11	14
回数	128	102	116	230	145

(令和5年版「久留米市保健福祉事業概要」より)

令和4年度の「久留米市養育環境改善家事援助派遣申請書」と「久留米市養育環境改善家事援助派遣決定 通知書」を閲覧したが問題はなかった。

4. 監査の結果及び意見

特に問題はなかった。

9 支援対象児童等見守り強化事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的> 民間団体等が、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制の強化を図る事業に対して補助金を交付する。</p> <p><概要> 補助の対象団体は、虐待を受けた子ども、ひとり親家庭等の子ども、特性を持つ子ども等支援を要する子どもに対して、食事の提供（配達等を含む。）や基本的な生活習慣の習得支援や生活指導又は学習習慣の定着等の学習支援を行う民間団体等とする。</p> <p><関連諸法令、条例、規則> 久留米市支援対象児童等見守り強化事業費補助金交付要綱 児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金</p>
<p>●事業の形態</p> <p>民間団体等に関する補助金</p>
<p>●実施期間</p> <p>令和2年8月21日より実施</p>
<p>●課が考えている課題</p> <p>—</p>

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

（単位：千円）

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	11,709	5,599	国 10/10
令和3年度	20,723	11,422	〃
令和4年度	13,923	11,681	国 2/3

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
補助金	11,681	

3. 支出が適切に処理されているかについて

<実績>

(単位：人)

区分		年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		利用児童数	193	199	207
内訳	食事の提供数	103	172	181	
	学習支援等	90	27	26	

(令和5年版「久留米市保健福祉事業概要」より)

令和4年度の「補助金交付申請書」「補助金等交付決定通知書」を閲覧したが、問題なかった。

4. 監査の結果及び意見

特に問題はなかった。

10 子どもの権利等啓発事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的> 児童虐待やDV等のリスクの潜在化が懸念される中、子どもの命を守るために、子ども自らの相談する力、SOSを発信する力の育成を図ることを目的に子どもワークショップを実施する。併せて教職員に対して、暴力被害や不適切な養育環境または発達特性を持つ児童の発見や理解、その効果的な対処方法等について研修を実施することで、ワークショップの効果を高める。</p> <p><概要> 対象者は、市立小学校4年生・特別支援学校の児童・生徒及び教職員とし、子ども向けワークショップ（113学級）、教職員向けワークショップ（23校）を行う。</p> <p><関連諸法令、条例、規則> 子ども・子育て交付金、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金</p>
<p>●事業の形態</p> <p>業務委託</p>
<p>●実施期間</p> <p>令和3年度から、全ての市立小学校4年生児童を対象に実施 令和4年度に、市立久留米特別支援学校を対象に追加</p>
<p>●課が考えている課題</p> <p>SOSを発信する力は、より早い段階（例えば幼児期）からの育成も効果的であることから、未就学児を対象としたワークショップを検討</p>

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	0	0	
令和3年度	3,883	3,661	児童生徒向け 国1/3、県1/3 教職員向け、事務費 国1/2
令和4年度	3,111	2,956	

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
委託料	2,956	

3. 支出が適切に処理されているかについて

年度	金額	委託先
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもワークショップ 1学級あたり 15,000円(税込み) ・教職員ワークショップ 1校あたり 32,000円(税込み) ・事務費 1校あたり 20,000円(税込み) 	特定非営利活動法人 にじいろCAP
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもワークショップ 1学級あたり 15,000円(税込み) ・教職員ワークショップ 1校あたり 32,000円(税込み) ・事務費 1校あたり 20,000円(税込み) 	〃

委託先の選定は随意契約による。

(理由) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

「性質目的が競争入札に適しないとき」

<実績>

区分	年度	
	令和3年度	令和4年度
児童向け	41	47
教職員向け	43	23

(令和5年版「久留米市保健福祉事業概要」より)

令和4年度の実績報告書とアンケートを閲覧した結果、問題はなかった。

4. 監査の結果及び意見

特に問題はなかった。

1.1 ヤングケアラー支援事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的></p> <p>ヤングケアラーに対する支援を充実させるため、福祉、医療、教育などの関係機関が連携して、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげる。</p> <p><概要></p> <p>相談窓口を開設して、福祉・医療・教育などの関係機関の連携により、ヤングケアラーを早期発見・把握し、ヤングケアラーに寄り添った支援を行う。</p> <p>ヤングケアラーの子どもたちは、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、学校に行けなかったり、友達と遊ぶ時間がなかったり、自身がしたいと思っていたクラブ活動ができなかったり、宿題などの勉強に割く時間がつくれなかったりするなど、本来守られるべき子ども自身の権利を侵害されている可能性がある。</p> <p>子ども自身はそのような状況に気づいていなかったり、不安や不満を抱えていても言い出せてない子どもも多くいる。そのような状況に対して、まわりの大人が早く気づき、子どもの想いを聴き、必要な支援につなげて「不適切なケア」や「過度なケア」を行う状況を改善することで、例えケアをしながらかつても、子どもらしく生きる権利を回復し、子どもが自身の持つ能力を最大限発揮できるようにしていくことが求められている。</p> <p>国において、令和4年度から6年度までをヤングケアラー支援の「集中取組期間」と位置付けて、地方自治体の支援等を行うこととしている。</p> <p>そのため、本市においても、この3年間を集中的に取り組む期間に位置づけ、段階的にヤングケアラー支援の事業を実施していく。</p> <p><関連諸法令、条例、規則></p> <p>なし</p>
<p>●事業の形態</p> <p>直営で実施。国庫補助金として「児童虐待・DV対策等総合支援事業費」（補助率1/2）</p>
<p>●実施期間</p> <p>令和4年11月より</p>
<p>●課が考えている課題</p> <p>現在、当課で支援している当事者世帯数が、国の実態調査の結果による当事者の潜在割合と比較し、非常に少ない。</p>

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	—	—	
令和3年度	—	—	
令和4年度	1,633	1,161	「児童虐待・DV対策等総合支援事業費」 国 120 (1/2) 一般財源 1,041

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
報償費	181	啓発講座講師謝金
旅費	274	啓発講座講師旅費、先進地視察
委託料	300	啓発講座動画撮影編集業務
使用料及び賃借料	241	システムパソコンリース料、会場借上料

3. 支出が適切に処理されているかについて

令和4年度に事業を開始したばかりであり、令和5年3月19日（日）に市民向けの啓発講座を開催している。支出した費用は講座の講師への謝金と講座の動画編集業務の業務委託料が発生しているのみである。講座のパンフレットと業務委託契約書を確認した。

4. 監査の結果及び意見

(意見52) 事業の強化について

課では支援している当事者世帯数が、国の実態調査による当事者の潜在割合と比較し、非常に少ないとの認識がある。ヤングケアラーは本人の訴えで見つかることは少ないと思われ、関係部門との協力を強め潜在需要の更なる掘り起こしに努めていただきたい。

1.2 青少年の非行を生まない社会づくり事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的> 家庭、地域及び関係団体等が連携し、地域全体で子どもたちを見守り育てることで、子どもが安全に安心して生活できるまちづくりを推進する。</p> <p><概要> 子どもたちが健やかに成長していける社会を実現させるためには、少年非行の未然防止や子どもの安全の確保、さらには非行からの立ち直りへの支援などの青少年問題の解決が重要である。それには、地域全体で子どもを育てることへの理解や協力のもと、地域全体が連携して子どもたちの安全安心を見守っていけるよう、家庭や地域の意識を高める啓発活動や、地域の安定的な活動を助長するための支援などの体制強化を図る。</p> <p>○少年非行・薬物乱用防止対策、地域及び家庭教育への支援 児童を対象にした薬物乱用防止教室や非行防止教室を行い、自分を大切にする意識を醸成し、非行の未然防止を図る。また家庭の教育機能を高める講演会等が円滑に行えるよう助成を行う。</p> <p>○安全確保対策 青パトによる街宣活動を行うことで、不審者による被害の未然防止に努めるとともに、地域の見守り活動が安定的に行えるよう、ベスト配布の支援を行う。</p> <p>○立ち直り支援対策 「みらくるホーム」を非行等少年の居場所として提供するとともに、来所少年に対し、規範意識の醸成や就労などの支援を行うことで、社会人としての自覚を高めさせ社会的自立を助長する。令和2年度から、対象は困難を抱える少年も含むこととした。</p> <p>○非行を生まない社会づくりについての広報啓発 各構成団体が主催するイベント等において、「非行を生まない社会づくり」について、広報、啓発を行う。(ノボリ設置、青パト巡回、ブースの設置等)</p> <p><関連諸法令、条例、規則> 久留米市青少年育成センター規則</p>
<p>●事業の形態</p> <p>○立ち直り支援対策 ・「みらくるホーム」の運営：委託により実施</p>
<p>●実施期間</p> <p>○少年非行・薬物乱用防止対策、地域及び家庭教育への支援 ・平成13年4月、家庭教育支援事業開始 ・平成15年9月、福岡県警より現職警官の派遣が開始</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・平成 15 年 11 月、久留米市シンナー等薬物乱用防止対策本部の設立 ・平成 18 年 4 月、久留米市少年非行・シンナー等薬物乱用防止対策本部に拡充 ・平成 24 年 5 月、久留米市青少年非行を生まない社会づくり推進対策本部設置 <p>○安全確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 16 年度より実施 <p>○立ち直り支援対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度より実施 <p>○非行を生まない社会づくりについての広報啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年 5 月、久留米市青少年の非行を生まない社会づくり推進対策本部設置
<p>●課が考えている課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・久留米市では、平成 15 年に 111 人もの少年がシンナー乱用により検挙補導されるなど、薬物乱用のピークを迎えたが、令和元年以降は、検挙補導はない。一方では、大麻乱用少年が急増している。そのため、シンナーに加え、大麻、覚せい剤などの違法薬物の乱用防止を継続していくことが重要であると考えている。 ・近年増えている闇バイトなどの特殊詐欺に対する周知、啓発が必要である。 ・近年の家族形態の多様化や少子化の進展、価値観、ライフスタイルの多様化など、社会環境の変化により、近隣関係が希薄化していく中、地域の関係にも影響を与え、これまで同様、「地域の子どもの見守り育てていく」ことが難しくなっている。そこで、これまで子どもを育ててきた地域社会を見つめなおし、地域や関係機関等社会全体で協働して子どもの成長を支えていける環境を作っていくことが大切である。 ・少年の非行の形態が変わり、久留米市居住少年の刑法犯少年検挙補導人員は減少傾向にあり、「みらくるホーム」の登録少年数及び利用実績も年々減少している。また、令和 5 年度より、県補助金も廃止されている。今後、事業の在り方を見直す必要があると考えている。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和 2 年度	8,038	7,280	県 2,388 千円 (立ち直り支援対策事業 1/2) 一般財源 4,892 千円
令和 3 年度	7,074	6,711	県 2,328 千円 (立ち直り支援対策事業 1/2) 一般財源 4,383 千円
令和 4 年度	6,141	5,718	県 1,682 千円 (立ち直り支援対策事業 1/2) 一般財源 4,036 千円

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額 (千円)	内容
報償費	249	謝金、記念品購入
需用費	551	消耗品、印刷製本費
委託料	3,858	立ち直り支援対策活動業務委託
使用料及び賃借料	1,022	施設借上料

3. 支出が適切に処理されているかについて

<「青少年立ち直り支援活動業務委託」契約の推移>

年度	金額	委託先
令和2年度	5,148,000円 (税込み)	未来少年久留米運営会議
令和3年度	4,790,280円 (税込み)	〃
令和4年度	3,857,400円 (税込み)	〃

委託契約書、選定方法に問題はなかった。

<みらくるホーム構成団体>

役員名	所属団体名等	備考
会長	久留米保護区保護司会長	当初より参加
副会長	久留米市子ども未来部長	当初より参加
監事	久留米中央ロータリークラブ会長	当初より参加
監事	久留米少年サポートセンター係長	当初より参加
委員	福岡県久留米児童相談所 相談第一課長	当初より参加
委員	久留米警察署少年課長	当初より参加
委員	久留米更生保護女性会長	H28 から加入
委員	久留米市中学校生徒指導連絡協議会長	H28 から加入

—実績—

○少年非行・薬物乱用防止対策、地域及び家庭教育への支援

区分	年度				
	H30	R1	R2	R3	R4
薬物乱用防止教室開催学校数	50	53	43	47	44
家庭教育支援事業利用校区数	8	6	3	3	5

○安全確保対策

区分	年度				
	H30	R1	R2	R3	R4

安全パトロール隊へのベスト配布枚数	362	261	345	285	136
-------------------	-----	-----	-----	-----	-----

○立ち直り支援対策

区分	年度				
	H30	R1	R2	R3	R4
少年の利用延件数	739	695	336	158	59
関係者の利用延件数	379	195	126	139	82
新規支援少年数	10	13	7	0	2

(令和5年版「久留米市保健福祉事業概要」より)

－参考－

○久留米市居住少年の薬物乱用検挙補導状況（単位：人）

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
シンナー	1	0	0	0	0
覚醒剤	0	0	0	0	2
大麻	1	2	3	4	1

○福岡県内の薬物乱用少年の検挙補導状況（単位：人）

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
シンナー	1	0	2	3	2
覚醒剤	1	2	7	5	4
大麻	25	45	62	65	58

(久留米市子ども未来部入手資料より)

○非行を生まない社会づくりについての広報啓発

- ・令和2年度 1回実施（和太鼓共演会）
- ・令和3年度 2回実施（市民大会、子ども文化祭）
(令和2年度、3年度は、新型コロナの影響により実施回数が少ない)
- ・令和4年度 8回実施（弁論大会、市民大会、一斉パトロール（2回）、マナビイランド、子ども文化祭、暴力団壊滅市民総決起大会、駅伝大会）

4. 監査の結果及び意見

(意見53) 他事業との統合について

課が課題として認識しているように少年の非行の形態が変わり久留米市居住少年の刑法犯少年検挙補導人員は減少傾向にあり、「みらくるホーム」の登録少年数及び利用実績も年々減少している。少年非行の減少は全国的な傾向であるが、少年の健全な生活を阻害する要因はより複雑化、潜在化しているものと思われる。当該事業は実績が減少しており他の事業との統合を検討していただきたい。

1.3 若者相談支援事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的></p> <p>近年、家族形態やライフスタイルの多様化、都市化の進行、情報化社会の進展などの社会環境の変化等に伴い、若者が抱える困難は複雑化・深刻化している。このような状況に、従来の個別分野ごとの対応では限界があるため、生活困窮、ニート、ひきこもり等様々な困難を抱える若者のための相談窓口を設け、関係機関・団体等と連携協力しながら、若者が社会生活を円滑に営むことができるよう支援する。</p> <p><概要></p> <p>市青少年育成センター内に、概ね中学校卒業後～39歳までの若者を対象とする相談窓口を設置し、関係機関・団体等と連携協力しながら、適切な支援機関等の紹介、情報提供、マッチング等、一人一人に寄り添った支援を行う。また、相談対応の過程で同じような悩み・困難を抱える者同士の交流の場や仲間づくりのサポート等も行う。</p> <p>○窓口名称 久留米市若者相談窓口「みらくる」(愛称)</p> <p>○対象者 市内在住の概ね中学校卒業後～39歳。家族等からの相談も可。</p> <p>○相談受付日・時間</p> <p>ア 受付日 月曜～金曜(祝日・年末年始を除く)</p> <p>イ 受付時間 (月～水・金) 8:30～17:15 (木) 8:30～19:00</p> <p>ウ その他 必要に応じて時間外の訪問等も実施</p> <p>○開設場所 久留米市青少年育成センター内(野中町1074-1)</p> <p>○相談方法 電話(専用フリーダイヤル)、メール、FAX、来所(原則予約制)のほか、ZOOMによるリモート面談や相談者宅等への訪問(アウトリーチ)にも対応</p> <p><関連諸法令、条例、規則></p> <p>子ども・若者育成支援推進法</p>
<p>●事業の形態</p> <p>市直営で実施(専任の相談員2名、補助の相談員1名)</p>
<p>●実施期間</p> <p>令和4年4月1日より実施</p>
<p>●課が考えている課題</p> <p>・相談者からの相談内容が多岐にわたるため、相談窓口単独では、すべての問題に対応することは困難であるため、若者育成支援に関連する多機関・多職種・地域との連携を強化し、いかにネットワークを広く築き、「顔の見える関係」の「チーム」で協働して相談に対応できるようにするかが重要であると考えている。</p> <p>そのためには、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、その効果的かつ円滑な実施を図るため、単独または協働して、関係機関等により構成される地域協議会(法第19条)の設置を検討する必要がある。</p>

- ・若者相談窓口が開設されたことを知らない人も多いと感じており、継続した広報、周知が必要であると考えている。
- ・義務教育年齢までの手厚い支援の後の若者への民間・行政支援が少ないことが大きな課題と考えている。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度			
令和3年度			
令和4年度	566	241	一般財源 241 千円

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
報償費	129	スーパーバイズ等の謝金
使用料及び賃借料	51	会場使用料（講演会）

3. 支出が適切に処理されているかについて

相談件数（延べ件数）

区分 \ 年度	R4
新規	74
継続	641

(令和5年版「久留米市保健福祉事業概要」より)

特に問題はなかった。

4. 監査の結果及び意見

(意見54) 事業強化について

令和4年度に開始された事業であり、まだ事業規模も小さく周知が行き届いてない面もあるようである。若者が抱える問題は多様化しており、覚醒剤や大麻などの薬物乱用、校内暴力、いじめ、不登校、SNSに起因する事犯、出会い系サイトに起因する事犯などを総合的に取り扱う青少年の相談窓口として一本化し、また、ホームページに各部局が行う相談窓口の一覧などを設けアクセスしやすいような形態をとり、相談受付後は他の関係機関と協力して取り組むことができる環境を整備するなど、事業の強化を図ることが望まれる。

1.4 発達支援事業

1. 概要

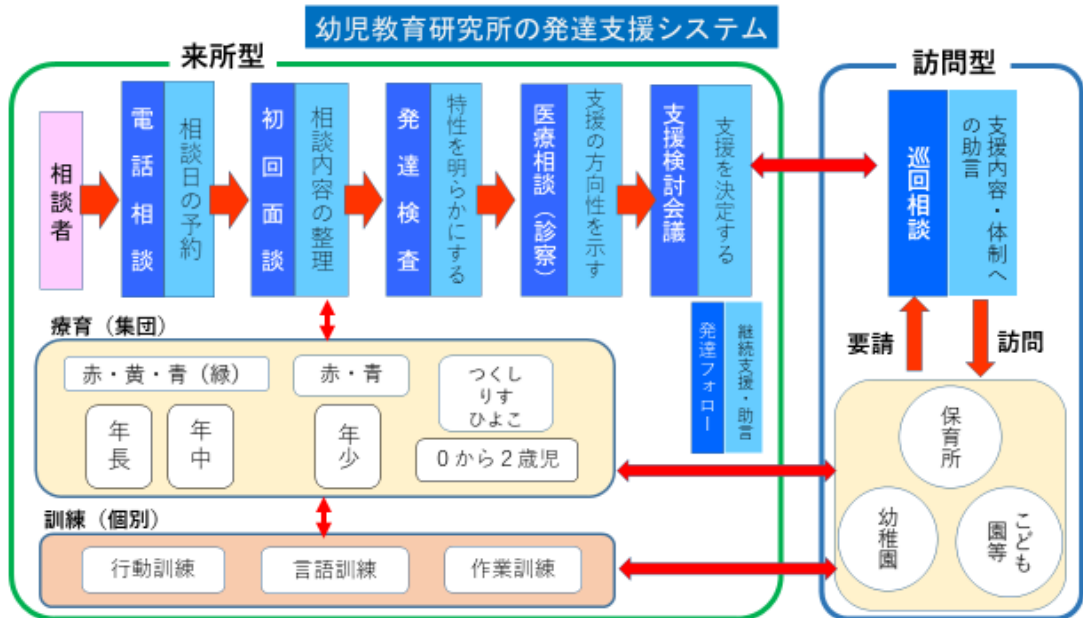
●事業の内容

<目的>

発達の遅れや障害のある幼児を対象として、相談及び医療的診断に基づいた療育・訓練を行い、子どもの発達を支援する。また、巡回相談や発達フォロー相談を行い、幼児が通う幼稚園や保育所での子どもの発達を支援する。

<概要>

《発達相談の流れ》 ※R5.6.1時点



《電話相談・初回面談時の主訴》※重複あり

- 言葉の遅れ、言葉がはっきりしない、表出が苦手等、言葉に関すること：5割
- 感情のコントロールができない、癇癪を起す：3割
- 落ち着きがない、多動・衝動性がある：3割
- 集団活動に参加できない、人との関わりが苦手：2割

《相談のきっかけ》

- 園からの勧め：4割5分
- 保護者自身の気付き：3割
- こども子育てサポートセンターの事業（「気になるお子さん相談」、「ママパパ気持ち楽々相談」）から：2割

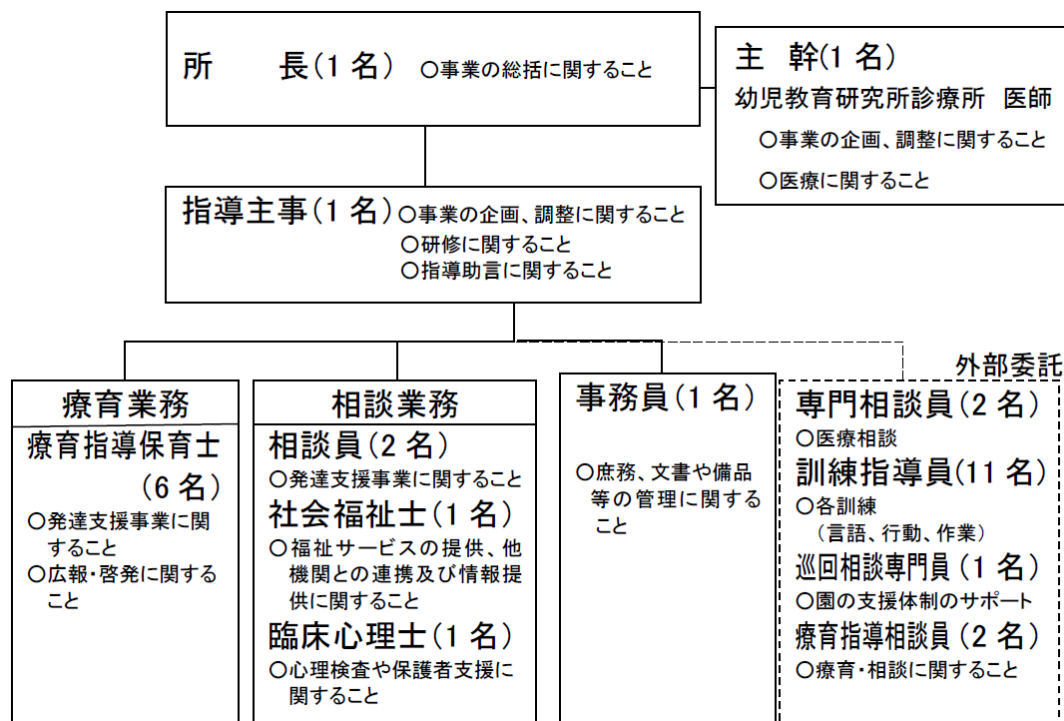
<関連諸法令、条例、規則>

「久留米市総合幼児センター条例」（久留米市条例第26号）

「久留米市新総合計画 第4次基本計画（R2～R7）」

●事業の形態

<幼児教育研究所組織>



<事業従事者> ※下線は幼児教育研究所職員

- 電話相談、初回面談：相談員2名
- 心理相談：臨床心理士1名
- 医療相談：医師1名、専門相談員【謝金】(医師2名)
- 発達フォロー：専門相談員【謝金】(医師1名、臨床心理士等2名)、医師1名、相談員1名
- 巡回相談：巡回相談専門員【謝金】(臨床心理士1名) ※補助金
- 療育学級(ひよこ、年少、年中、年長)：療育指導保育士6名
- 療育学級(りす、つくし)：療育指導相談員【謝金】(臨床心理士1名、保育士2名)
- 言語訓練、行動訓練、作業訓練：訓練指導員【業務委託】(言語聴覚士、臨床心理士、作業療法士等11名)

※補助金 国から 地域生活支援事業費補助金
県から 地域生活支援事業費補助金

●実施期間

昭和54年(1979年)久留米市総合児童センター開所以来、教育相談、母子プレー、言語相談、療育相談、医療相談、集団母子プレー等を実施し、心身障害児早期療育事業、自閉症障害児対策事業を展開してきた。

平成8年、心身障害児早期療育事業、自閉症障害児対策事業を統廃合して「発達支援事業」を開始し、「相談・療育・訓練」の3部門へリニューアルした。

平成27年、学級再編による特性に応じた小集団での療育活動を開始し、平成28年、幼児教育研究所診療所を開設して医師が常駐する体制が整った。以後、個別の支援検討会議で提供する支援を決定し、特性に応じた小集団での療育や個別での訓練、必要に応じて心理相談や医療相談を各部門と連携しながら行うという形態で事業を実施している。

●課が考えている課題

○利用者増に関する課題

初回面談を実施してから、実際に支援（療育、訓練等）を提供するまでの期間が長く、4～5ヶ月の待機期間を要している。人員や実施場所の不足が原因と考えている。

○施設（ハード面）の課題

施設全体として、事業実施に必要な部屋やスペースが不足し、利用者への支援を適切に実施することができない（定期性、継続性、即時性、安心安全性等）。例えば次のような課題がある。

- ・言語訓練の実施部屋の不足、防音設備がない中での訓練
- ・心理相談を行う相談室の狭小、窓なし、職員ロッカーでの仕切り、隣室の音漏れ等の環境悪
- ・小会議室を使用する事業の多さ（初回面談、医療相談、作業訓練、行動訓練、発達フォロー、保育協会への借用）とそれに伴うやり繰りの難しさや相談枠の限定
- ・駐車場不足（ピーク時には35台のスペースが必要だが、敷地内には5台のスペースしかない。借用している駐車場は乳幼児を連れての徒歩で約5分かかり、大変不便である。）
- ・本庁舎と離れた立地により、子ども未来部はもとより、健康福祉部・教育部等の関係部や各機関との連携が迅速にできない

○行政の正規事務員が未配置であることの課題

予算編成や財務会計、公文書作成、議会対応、庁内外からの依頼回答等に長けた職員がおらず、正確性や効率性の面で劣っている。

○就学後の関係部署との連携に関する課題

幼研卒級後の子どもの発達に向けて、教育部（学校教育課）、健康福祉部（障害者福祉課）などの関係部署とも連携を図るとともに、久留米市のよりよい発達支援システムの構築を目指す上で、場所の選定、整備・運営に係る財源の問題、人的体制の整備等について検討していく必要がある。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	29,734千円	26,365千円	国 721千円 県 360千円 一般財源 28,653千円
令和3年度	29,156千円	25,538千円	国 653千円 県 326千円 一般財源 28,177千円
令和4年度	29,657千円	29,184千円	国 486千円 県 243千円 基金 28,000千円 一般財源 928千円

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
報償費	7,640千円	相談事業（医療相談・巡回相談・総合カンファレンス）、療育謝金
需用費	204千円	消耗品の購入（教材・発達検査用紙等）
委託料	21,340千円	訓練事業（言語・行動・動作）の委託料

3. 支出が適切に処理されているかについて

《発達支援事業実施状況》※R2以降は感染症防止のため、人数を制限し頻度を下げて実施

① 利用者数・登録者数（単位：人）

	R 1	R 2	R 3	R 4
年度開始時登録数 （前年度からの継続者数）	355	303	303	353
新規登録者数		253	241	258
総利用者数（延べ人数）	12,568	8,782	7,863	8,925

② 内訳 (単位：人)

○相談 ※R3 巡回相談は緊急事態宣言中実施せず、次年度に繰越

相談名	R 1	R 2	R 3	R 4	
電話相談	326	284	247	262	
初回面談	241	227	209	194	
専門相談	医療相談	470	494	474	402
	心理相談	271	354	336	337
発達フォロー相談	164	117	133	122	
巡回相談	290	236	176	207	
小 計	1,762	1,712	1,575	1,524	

○療育 (単位：人)

※感染症拡大防止のため、R2以降学級定員を減らして学級数を増やし頻度を下げ
て実施

療育学級名	R 1	R 2	R 3	R 4
ひよこ・年少・年中・年長学級	6,554	3,382	2,714	3,923
パール学級・ピッコロ学級	189			
りす・つくし学級	363	351	320	348
小 計	7,106	3,733	3,061	4,271

○訓練 (単位：人)

訓練名	R 1	R 2	R 3	R 4
言語訓練	2,701	2,511	2,613	2,722
動作訓練	212	200	86	104
行動訓練	787	626	528	633
小 計	3,700	3,337	3,227	3,459

4. 成果指標と実績評価及びPDCA サイクルへの反映について

《年度末の保護者アンケート》

指標：年度末の保護者アンケートにおける「とても満足」の回答が65%以上

結果(実績)：

幼児教育研究所の利用について

	とても満足	満足	あまり満足 していない	満足してい ない	未記入
R1	62%	32%	1%	0%	5%
R2	62%	32%	1%	0%	5%

R3	67%	29%	1%	0%	3%
R4	67%	31%	1%	0%	1%

評価及びPDCAサイクルへの反映：

年度末の職員会議で改善点を共有し、次年度の成果指標に反映させる。

5. 監査の結果及び意見

(意見55) 支援提供までの時間短縮について

初回面談から実際の支援を提供するまでに4～5カ月の待機時間を要しているとのことである。幼児期の4～5カ月は貴重な時間であり、保護者にとっても不安な時間となっている。原因はスペースの不足や人員の不足とのことである。令和3年度は感染症が拡大したために一時的に新規登録者や利用者が減少したが、その後は増加傾向にある。施設や予算の制約があるが待機時間を少しでも減らせるように改善の努力をしていただきたい。

(意見56) 主幹（医師）への高い依存度について

主幹は医師であるが、管理職として研究所の運営に関することと医療相談を始めとした発達支援事業全般に関することの両方に関与している。久留米市の他業務の依頼も多く多忙を極めている。組織としては個人の能力に依存する度合いが強く、事業の継続性の面からはリスクがある。主幹の業務を補佐する人材や後継者についても考慮することを検討していただきたい。

(意見57) 所長と指導主事の任期が短いことについて

幼児教育研究所の管理・監督職は所長と主幹（医師）と指導主事から構成されるが所長と指導主事は代々福岡県教育委員会から出向の教員が務めている。初代の所長・指導主事は昭和54年に就任しており現在は17代目の所長と15代目の指導主事であり、最近の任期は平均2年程度となっている。交互に就任時をずらすことにより業務に支障が起これないようにしているが現場の経験を生かすには十分な長さとは言えない。教育委員会に戻ることを前提としているため教育委員会の人事に依存している。もう少し任期を延長することも検討していただきたい。

(意見58) 正規の事務職員がいないことについて

幼児教育研究所の職員の殆どが、教育職や保育職など、市の事務に慣れていない専門職である中、主に庶務を行う事務職員1名は任期付短時間勤務職員である。

市の複雑な手続きを効率的に処理するためには、任期付短時間勤務職員ではなく、契約事務や市独自のシステムを扱う事務など、ある程度事務に精通した正規の

職員を配置した方が、職員の負担も軽減し、業務の流れがよくなるのではないかと
思われるので検討していただきたい。

(意見 59) 業務マニュアルの充実について

組織上、管理職も含め職員は専門職が多い。任期付短時間勤務職員や外部委託
も多いため、業務の理解を促進し、品質を保つためには業務マニュアルを充実強化
することが望まれる。

4. 母子・寡婦・父子福祉事業

I 母子・寡婦・父子福祉事業

1 児童扶養手当

1. 概要

●事業の内容			
<目的>			
父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当（以下、「手当」という。）を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする（児童扶養手当法1条）。			
<関係諸法令、条例、規則>			
児童扶養手当法（以下、「法」とする。）			
児童扶養手当法施行令（以下、「施行令」とする。）			
児童扶養手当法施行規則（以下、「施行規則」とする。）			
<概要>			
① 手当を受けられる人（以下のいずれかに該当する児童を監護し、生計を同じくする母、父、養育者）（法4条、施行令1条、1条の2、2条）			
・ 父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童			
・ 父（母）が死亡した児童			
・ 父（母）が施行令に定める程度の障がいの状態（年金の障がい等級1級程度）にある児童			
・ 父（母）の生死が明らかでない児童			
・ 父（母）から1年以上遺棄されている児童			
・ 父（母）が裁判所からのDV保護命令を受けた児童			
・ 父（母）が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童			
・ 母が婚姻によらないで懐胎した児童			
※児童・・・18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者または20歳未満で政令で定める程度の障がいの状態にある者			
② 手当の月額（R4年度）			
受給者及び同居の扶養義務者の所得により手当の額を決定し、1・3・5・7・9・11月の支給月前2ヶ月分をそれぞれ支給する。			
区分	児童1人	第2子加算額	第3子以降加算額
全部支給	43,070円	10,170円	6,100円
一部支給	10,160円から	5,090円から	3,050円から

	43,060 円	10,160 円	6,090 円
※R 5.4より2.5%増			
③ 現況届			
受給者は、毎年8月1日から同月31日までの間に、前年度の所得及び現在の監護状況について現況の届出を行う必要がある（施行規則4条）			
●事業の形態			
直営（法定受託事務）			
●課が考えている課題			
<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度のシステム標準化（オンライン手続推進を含む）に対応する必要がある。 ・認定に当たっては複雑な事情を抱えるケースも多く、正確に状況を聴き取った上で、適切な回答・対応を行っていく必要がある。 			

2. 事業費の予算と決算の推移

（単位：千円）

年度	予算現額	決算額	補助率
平成30年度	1,802,900	1,736,693	国 1/3
令和元年度	2,255,105	2,142,982	同上
令和2年度	1,741,291	1,671,174	同上
令和3年度	1,737,736	1,628,546	同上
令和4年度	1,610,790	1,590,014	同上

3. 実績

（1）支給状況

			(単位：人・円)				
			H30	R1	R2	R3	R4
世帯数			3,237	3,369	3,108	3,072	2,987
対前年伸び率			95.80%	104.10%	92.30%	98.80%	97.20%
手 当 月 額	1人目	全額	42,500	42,910	43,160	43,160	43,070
		一部支給	10,030~42,490	10,120~42,900	10,180~43,150	10,180~43,150	10,160~43,060
	2人目	全部支給	10,040	10,140	10,190	10,190	10,170
		一部支給	5,020~10,030	5,070~10,130	5,100~10,180	5,100~10,181	5,090~10,160
	3人目以降	全部支給	6,020	6,080	6,110	6,110	6,100
		一部支給	3,010~6,010	3,040~6,070	3,060~6,100	3,060~6,100	3,050~6,090

(2) 支給手続

ア 久留米市における支給手続の流れ

手当の支給は、認定の請求をした日の属する月の翌月（以下、「支給開始月」という。）から支給されることとなっている（法7条1項）。

ここで、認定請求日をいつとするかが問題となるが、本市では、記載に不備のない認定請求書と、添付書類のうち戸籍謄本及び支給要件事由により必要な書類（事実婚解消の申立書、養育申立書、別居監護申立書、遺棄申立書、別住所申立書、保護命令決定書・確定証明書）が揃った日を認定請求日として請求を受理する運用としている。

書類に不備がない場合は、認定請求日からおよそ1～2ヶ月で支給決定を行っている。他方で、不足書類（但し、認定請求の受理に必要な上記書類以外の書類）がある場合は、認定請求は受理した上で支給を保留し、定期的に請求者に連絡を取って不足書類の提出を促している。書類が揃った時点で支給決定を行い、支給開始月以降の手当を支給している。

イ 保健福祉総合システムでの管理

本市では、認定請求者毎の認定請求日、支給開始月、支給決定日、実際の支給日等の処理状況は、保健福祉総合システムというデータ上で管理され、これが受付処理簿（児童扶養手当市町村事務取扱準則様式第1号）の代わりとなって運用されている。

(3) 返還金の発生及び徴収事務について

ア 返還金の発生

手当の支給開始後に、既に支給された手当が過払いであることが判明する場合がある。例えば、受給者が、法令で規定されている公的年金給付等を受給した場合や、確定申告の修正申告により前年度の所得が上がった場合、児童を監護していないことが判明した場合、事実婚が判明した場合などである。

このような場合、当該過払いの手当を、その後に支払うべき手当の内金とみなすことができるが（法31条）、手当の支給が停止された者はその後の手当による調整ができないため、当該過払い分を返還しなければならず、返還金が発生する。（当該返還金は、非強制徴収債権である。これに対し、不正の手段により手当の支給を受けた不正利得者に対する徴収権は強制徴収債権である（法23条））。

返還金が発生した場合、市はこれを調定し、返還義務を負う受給者に対して納入の通知をしなければならない（地方自治法231条）。そして、返還金は非強制徴収債権であるから、納入期限までに納付しない者に対しては、期限を指定して督促を行い（地方自治法施行令171条）、督促をした後の相当の期間を経過してもなお支払われない場合には、担保権の実行の手続き、強制執行の手続き、訴訟手続きといった措置をとらなければならない（地方自治法施行令171条の2）

イ 返還金の発生状況等

	件数			調定(戻入)額	収入額	不納欠損数	不納欠損額	繰越件数	繰越調定額
H30年度		29件	戻入	5,316,900	3,745,130	—	—	13件	2,309,970
			現年度調定	8,816,260	8,078,060	—	—		
			過年度調定	28,737,780	1,831,700	5件	3,836,290	57件	23,069,790
H31年度	92件	22件	戻入	3,171,830	2,347,750	—	—	5件	3,157,620
			現年度調定	3,411,860	1,078,320	—	—		
			過年度調定	25,379,760	867,460	1件	782,150	61件	23,730,150
R2年度	81件	15件	戻入	2,561,630	1,269,920	—	—	6件	4,398,780
			現年度調定	4,640,440	1,533,370	—	—		
			過年度調定	26,887,770	1,050,130	2件	282,750	58件	25,554,890
R3年度	96件	32件	戻入	2,002,260	1,506,610	—	—	9件	3,391,390
			現年度調定	4,476,900	1,581,160	—	—		
			過年度調定	29,953,670	1,130,220	3件	197,590	61件	28,625,860
R4年度	92件	22件	戻入	1,785,860	1,440,410	—	—	5件	435,910
			現年度調定	5,310,320	5,219,860	—	—		
			過年度調定	36,188,050	738,710	7件	2,605,700	61件	32,843,640

ウ 返還義務を負う受給者への対応

返還金が発生した場合、通知書及び納付書を、返還義務を負う受給者（以下、「対象者」という。）に対して送付している。

返還金の支払い方法について対象者から相談を受けた場合は分割払いにも対応しているが、その際は対象者に履行延期申請書を提出させている。

半年以上返還金を滞納している者（以下、「滞納者」という。）に対しては、年2回（6月と12月）に一斉に督促状を発送している。

以上の方法でも支払いがない場合に、久留米市において訴訟手続き等の法的手続を取った事例はない。

4. 監査の結果及び意見

(指摘3) 補正期限の短縮検討

令和4年度に支給決定を受けた者の中からサンプリングを行ったところ、請求日から1年8ヶ月後に支給決定を行っているケースがあった。

担当課のヒアリングによれば、本市では、認定請求から2年までは定期的に本人に連絡を取り不足書類の提出を促し、書類が揃った時期が2年以内であれば支給決定を行っているとのことであった。

しかし、2年間も補正を促し続けるというのは効率性の観点から問題と言わざるを得ないし、実質的な補正期限を2年とする合理的な理由もない。

したがって、書類に不備があった場合は、補正期限を定めた上で、期限内に正当な理由無く補正がない場合には請求を却下する旨記載し、期限内に正当な理由無く補正がない

場合は早急に却下する対応を検討すべきである。

(指摘 4) 長期滞納債権対策としての委託検討

返還金については、過年度滞納分の徴収率が特に低く、長期滞納となっている債権の存在が課題である。

本債権は非強制徴収債権であり、督促後相当の期間を経過してもなお履行がない場合は訴訟手続きにより履行を請求しなければならないが（地方自治法施行令 171 条の 2）、本市の児童扶養手当担当職員は 5 名（うち正規職員 1 名）で他事業も兼務しており、業務量に対して圧倒的に職員が不足していることから、長期滞納者の返還金回収業務まで手が回っていないという現状がある。

そもそも、事務量にあった職員の数を確保すべきという根本的な問題があるが、現状での長期滞納債権への対応としては、少額訴訟等の債権回収業務を民間の債権回収業者や弁護士に委託すること（地方自治法施行令 158 条）を検討すべきである。

2 母子生活支援施設事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的></p> <p>母子生活支援施設とは、配偶者のない女子又はこれに準する事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設である（児童福祉法38条）。</p> <p>児童福祉法35条3項に基づき久留米市も同施設を設置し、運営している（久留米市母子生活支援施設条例1条）。</p> <p><関係諸法令、条例、規則></p> <p>児童福祉法(以下、「法」とする。)</p> <p>久留米市母子生活支援施設条例（以下、「条例」とする。)</p> <p>久留米市母子生活支援施設条例施行規則（以下、「条例施行規則」とする。)</p> <p><施設概要></p> <p>施設名 久留米市松柏園</p> <p>建築年月 昭和55年4月（築43年）</p> <p>定員数 30世帯（1DK15世帯、2DK15世帯）</p> <p>職員 施設長1名、母子支援員2名、少年指導員1名、嘱託医1名（非常勤）、夜間管理者2名</p> <p>役割 入所中の母に対して、家事や生活スキルの指導、離婚や債務整理に関することなどの生活指導、及び求人情報の提供やハローワークへの同行といった就労支援を行う。また、子どもに対して、学習・遊び・日常生活の指導など、自立に向けた支援を行う。</p>
<p>●事業の形態</p> <p>直営</p>
<p>●実施期間</p> <p>昭和28年8月より施設設置</p>
<p>●課が考えている課題</p> <ul style="list-style-type: none">・施設の老朽化が進んでいるため、今後のあり方の検討が必要。・入所者の状況が複雑で多様化しており、高い専門知識を持つ支援員を配置する必要性がある。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	補助率
平成30年度	10,393	7,363	国 1/2、県 1/3
令和1年度	10,781	5,907	同上
令和2年度	11,237	5,223	同上
令和3年度	6,618	4,527	同上
令和4年度	8,975	6,251	同上

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

(単位：円)

節	金額	内容
報酬	91,330	嘱託医（1人）報酬
旅費	3,880	費用弁償
需用費	3,815,194	消耗品費、燃料費、食糧費、水道光熱費、修繕料
役務費	180,146	通信運搬費
委託料	571,330	施設消毒委託料、施設警備委託料、施設設備保守点検委託料、樹木管理委託料、施設入所者健康診断委託料
使用料及び賃借料	1,338,242	下水道使用料、テレビ視聴料、事務用機器借上料
備品購入費	126,929	事務用器具費
負担金・補助及び交付金	124,400	母子生活支援施設協議会等負担金

3. 事業実績

(1) 入所実績

過去5年間の入所者の実績は下表のとおり。

年度	入所世帯数（各年度4月1日時点）
平成30年度	11世帯36人
令和1年度	9世帯24人
令和2年度	3世帯5人
令和3年度	6世帯12人
令和4年度	6世帯21人

(2) 入所の手続

母子生活支援施設への入所は、本市の家庭子ども相談課が窓口となっている。同課の相談員が、相談者の生活状況等を聞き取り、施設での支援が必要と考えられる相談者に対して施設への入所を案内している。相談者も入所の意向を示した場合、申請書の作成等、入所に必要な手続の支援を行っている。

(3) 入居者負担金の徴収事務

ア 入居者負担金について

入所者は、入居者の負担能力に応じて、市長が定める費用を負担することとなっており（法56条2項、条例7条）、家庭子ども相談課の職員が、同負担金の調定及び徴収を行っている。なお、入居者の所得に応じた具体的な負担金額は、厚生労働省の通知（「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年厚生省発児第86号））に基づき算定している。

イ 徴収率

過去5年分の入居者負担金（措置費）の調定額及び徴収率は下表のとおり。

年度	区分	調定額	収入額	収入未済額	徴収率	不能欠損額
H30	現年度	164,500	164,500	0	100%	0
	過年度	0	0	0	0%	0
R1	現年度	20,100	20,100	0	100%	0
	過年度	40,200	40,200	0	100%	0
R2	現年度	0	0	0	0%	0
	過年度	0	0	0	0%	0
R3	現年度	9,900	9,900	0	100%	0
	過年度	0	0	0	0%	0
R4	現年度	72,000	72,000	0	100%	0
	過年度	0	0	0	0%	0

(4) 光熱水費徴収事務

入所者は、光熱水費（電気、ガス、上下水道）を負担する（条例施行規則5条）。
過去5年分の光熱水費の調定額及び徴収率は下表のとおり。

年度	区分	調定額	収入額	収入未済額	徴収率	不能欠損額
H30	現年度	1,100,963	942,354	158,609	86%	
	過年度	320,433	158,915	161,518	50%	
R1	現年度	555,326	542,790	12,536	98%	0
	過年度	320,127	85,352	234,775	27%	0
R2	現年度	164,024	164,024	0	100%	0
	過年度	247,311	56,666	190,645	23%	0
R3	現年度	448,244	448,244	0	100%	0
	過年度	190,645	57,655	132,990	30%	0
R4	現年度	933,553	933,553	0	100%	0
	過年度	132,990	105,178	27,812	79%	0

(5) 課題に対する検討

ア 施設のあり方について

施設の老朽化が進んでいる中で、何らかの対応が必要であると思われる。

イ 入居者に対する支援について

施設には、医療機関への通院が必要、養育能力が十分でない、経済状況が厳しい、多子世帯など、家庭生活や子どもの養育に関する課題についてさまざまな要因が複合的に内在する家庭が入所している。したがって、母子支援員が世帯ごとにケース管理を行い、対応状況を施設職員や本庁職員と共有し、適切な支援を行うよう努めている。

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

無し

5. 監査の結果及び意見

(意見60) 母子生活支援施設の周知

同施設の入所世帯数は減少傾向にある。理由としては、施設の老朽化もその一つと考えられるが、施設及び本事業自体の認知度が低いことも特筆すべき事項である。

久留米市が令和3年11月を基準として母子家庭世帯を対象に実施した、ひとり親家庭実態調査結果によると、母子生活支援施設を「利用したことがある」と回答した割合が1.5%、「知っているが利用したことがない」と回答した割合が26.0%。「知らない」

と回答した割合が 54.9%となっている。

この点、本市では、DV被害者に配慮し、施設の周知のための活動は行っていないようである。本施設の入居者が抱える事情を考慮すると、施設の警備や個人情報流出防止の徹底等の配慮は必要不可欠であるが、本施設が、DV被害者を含め、様々な事情で生活が困難な母子を支援する最後の砦としての役割を果たしていることを考慮すると、必要な時に施設に関する情報を容易に知り得ることがまずは重要である。施設を必要とする母子に、情報が効果的に周知されるような広報のあり方を検討し、認知度の向上を図るべきである。

3 母子保護等の実施（母子生活支援施設措置費）

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的> 市外の母子生活支援施設や助産施設等での保護が必要な場合、入所を委託する。</p> <p><関係諸法令、条例、規則> 児童福祉法（以下、「法」とする。）</p> <p><概要></p> <p>1. 母子保護等の実施</p> <p>（1）母子の保護について、市内の施設では適切でない場合に、市外の施設へ入所を委託する。</p> <p>（2）経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦について、助産施設へ入所を委託する。</p> <p>2. 市が施設に対して負担すべき措置費について</p> <p>措置費とは、保護が必要な母子を母子生活支援施設に入所させるに当たり、児童福祉法が定める当該施設の基準（法45条、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号））を維持するために必要な費用である。上記基準を満たした施設の運営に必要な人件費その他諸経費（事務費）に、入所者に直接必要な一般生活費や冷暖房費等を加算した額が、措置費の金額となる。上記事務費及び事業費の算出基準となる単価は、国の通知（児童福祉法による児童入所施設費等国庫負担金について）により定められている。</p> <p>（例）松柏園入所者の措置費は下記合計額</p> <p>一世帯あたりの事務費（177,060円）×定員（30）</p> <p>一世帯あたりの一般生活費（3,900円）×その月初日の入所者数</p> <p>一世帯あたりの冷暖房費（130円）×その月初日の措置児童等数</p> <p>3. 措置費（委託料）の負担について</p> <p>母子保護等の実施を行なった場合、委託先の施設にかかる措置費合計額を措置自治体間で、入居世帯数に応じて按分する。</p>
<p>●事業の形態</p> <p>委託</p>

●課が考えている課題

全体的に母子生活支援施設の入所者が減少していることに伴い、1自治体の負担分が増加している。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	補助率
平成30年度	44,608	28,315	国 1/2
令和1年度	43,512	21,045	同上
令和2年度	42,404	19,053	同上
令和3年度	34,004	23,331	同上
令和4年度	37,804	37,803	同上

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

(単位：円)

節	金額	内容
委託料	37,803,372	母子生活支援施設措置委託料

3. 事業実績

市外母子生活支援施設への委託状況は下表のとおり。なお、助産施設への委託はいずれの年度も行われていない。

(単位：世帯、人)

	H30	R1	R2	R3	R4
世帯	13	13	10	9	8
人数	36	41	28	32	27

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

無し

5. 監査の結果及び意見

無し

4 母子寡婦福祉会助成事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的> 母子寡婦福祉の推進に重要な役割を果たしている団体である久留米市母子寡婦福祉会に対し、補助金を交付して団体の活性化を図る。</p> <p><関係諸法令、条例、規則> 久留米市補助金等交付規則 久留米市母子寡婦福祉会補助金交付要綱</p> <p><概要> 1 久留米市母子寡婦福祉会とは 久留米市内の母子及び父子並びに寡婦の自立支援及び福祉の向上のために活動を行う任意団体。市の補助金のほか、会員からの年会費（500円）等で運営している。</p> <p>2 久留米市母子寡婦福祉会の主たる実施事業</p> <p>① 久留米市母子寡婦福祉大会の実施</p> <p>② ひとり親家庭等の交流促進（親子バスハイク、スポーツ大会、クリスマス会等）</p> <p>③ ひとり親家庭の親向けの研修会（市の事業であるひとり親支援制度や、母子寡婦福祉会が実施するひとり親向けの奨学金についての説明と、質疑応答。）</p> <p>④ 会員加入促進キャンペーン（久留米市母子寡婦福祉会の会員が、8月の児童扶養手当現況届の会場出入口でリーフレットの配布と、母子寡婦福祉会の案内を行っている。）</p>
<p>●事業の形態</p>
<p>補助金</p>
<p>●実施期間</p>
<p>平成18年4月より実施</p>
<p>●課が考えている課題</p>
<p>母子寡婦福祉会の会員数が年々減少傾向にあり、また、会員の高齢化が進んでいるため、若年層の親への加入の呼びかけや、加入したいと思えるような交流会や新しいイベントの企画などが必要である。</p>

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	補助率
平成30年度	3,120	3,120	
令和1年度	3,120	3,120	
令和2年度	3,120	3,120	
令和3年度	3,120	3,120	
令和4年度	3,120	3,120	

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

(単位：円)

節	金額	内容
負担金・補助及び交付金	3,120,000	母子寡婦福祉会補助金

3. 事業実績

(1) 会員数の推移

年度		母子	父子	寡婦	合計	前年度比
H30		174	9	265	448	92.0%
	割合	38.8%	2.0%	59.2%		
R1		167	7	268	442	98.7%
	割合	37.8%	1.6%	60.6%		
R2		160	11	233	404	91.4%
	割合	39.6%	2.7%	57.7%		
R3		150	7	229	386	95.5%
	割合	38.9%	1.8%	59.3%		
R4		143	8	195	346	89.6%
	割合	41.3%	2.3%	56.4%		

(2) 活動実績

ア 令和4年度ひとり親家庭等交流促進事業の実施状況及び参加者

期日	事業名	内容	参加者数				
			母子合計	母	子	役員等	総合計
5月15日(日)	スポーツ大会	多世代参加によるレクレーション	8	3	5	36	44
7月17日(日)	バスハイク	福岡市	64	31	33	8	72
9月19日(日)	ボウリング大会	多世代参加によるボウリング(※1)	0	0	0	0	0
12月18日(日)	クリスマス会	クリスマス会イベントと親子でクリスマス飾り作り	14	6	8	8	22
2月27日(日)	ひなまつり会 親子クッキング	ひな祭り会イベントと親子クッキング(※2)	0	0	0	0	0
合計			86	40	46	52	138

※1) 感染症拡大状況により中止。参加予定 27 世帯へ記念品

※2) 感染症拡大状況により中止。参加予定 4 世帯へ記念品

イ ひとり親家庭等交流促進事業参加者の推移

参加者数	母子合計	母	子	役員	総合計
H30	169	65	104	83	252
R1	109	51	58	57	166
R2	65	31	34	15	80
R3	86	40	46	52	138
R4	86	40	46	52	138

ウ その他の活動

期日	事業	内容	参加者(人)
5月12日(木)	村田奨学金贈呈	大学新入学者への奨学金	12
5月21日(土)	母子部研修会(交流会)		20
6月26日(日)	母子寡婦福祉大会	えーるピア久留米視聴覚ホール	106
7月8日(金)	新入学記念品贈呈	小学校・高校・大学(4年制以外)入学祝いとして図書カード贈呈	36
7月10日(日)	県母連母子父子部研修会	春日市クローバープラザ	4
5月15日(日)	県両筑ブロック大会	感染症対策のため中止	
8月1日～31日	児童扶養手当更新時入会促進活動	市役所にて相談対応・PR周知活動	3
10月23日(日)	ボランティア(筑後川マラソン)		12
10月15日(土)	九州地区母子寡婦福祉研修大会	オンライン開催	
10月29日(土)	会長研修	熊本	15
11月4日・12日(金)	オレンジリボン街頭キャンペーン		6
11月19日(土)	母子部研修会(学習会)	えーるピア久留米にて市職員による行政説明・奨学金案内	17
11月5日(土)	全国母子寡婦福祉研修大会	滋賀県(オンライン開催)	
11月13日(日)	福岡県母子寡婦福祉大会	春日市クローバープラザ	31
1月15日(日)	母子部研修会(視察)	熊本	9
11月20日～26日	あすばるフォーラム	オンライン同時開催	
1月22日(日)	県母子父子部総会	県内母子会の活動発表、給付型奨学金説明、講演会	5
1月15日(日)	母子部研修会(視察研修)	熊本市他	10
3月19日(日)	ボランティアフェスティバル		6

(3) 母子寡婦福祉会事業内訳

令和4年度 事業費内訳書		R4年度(a)	R3年度(a)	(a)-(b)
歳出	歳入			
区分	区分	内訳	内訳	
スポーツ大会	市補助金	38,000	19,802	18,198
	母子会(繰入金)	19,519		19,519
ふれあい事業 (バスハイク)	市補助金	30,000	50,230	△ 20,230
	社会福祉協議会配分金	380,000	380,000	0
	母子会(繰入金)	18,270	10,000	8,270
	自己負担金	61,500	10,000	51,500
ふれあい事業 (ボウリング大会)	市補助金	16,700	14,192	2,508
	母子会(繰入金)	5,000		5,000
	自己負担金			0
ふれあい事業 (クリスマス・クッキング会)	市補助金	25,370	43,403	△ 18,033
	母子会(繰入金)	21,063		21,063
	自己負担金	3,000		3,000
ふれあい事業 (ひなまつり会)	市補助金	0	6,749	△ 6,749
	母子会(繰入金)	540	738	△ 198
	自己負担金	0		0
若母活動費	市補助金	84,730	65,280	19,450
	母子会(繰入金)	59,900		59,900
研修費	市補助金	90,000	135,719	△ 45,719
	母子会(繰入金)	33,536		33,536
	自己負担金	42,000		42,000
福祉大会	市補助金	272,000	222,585	49,415
				0
	母子会(繰入金)	121,890		121,890
合計	合計	1,323,018	958,698	364,320

	R4年度	R3年度
社協	380,000	380,000
市	556,800	557,960
母子会(繰)	279,718	10,738
自己負担金	106,500	10,000
	1,323,018	958,698

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

無し

5. 監査の結果及び意見

(意見6-1) 母子寡婦福祉会の認知度向上

本市が令和3年11月を基準として実施した、ひとり親家庭実態調査結果によると、母子家庭において母子寡婦福祉会を「利用したことがある」と回答した割合が5.9%、「知っているが利用したことがない」と回答した割合が22.5%。「知らない」と回答した割合が54.4%、父子家庭において母子寡婦福祉会を「利用したことがある」と回答した割合が3.6%、「知っているが利用したことがない」と回答した割合が16.1%。「知らない」と回答した割合が68.5%となっており、母子父子世帯全体として母子寡婦福祉会の認知度が低いことがわかる。

母子寡婦福祉会は、自主事業を行う他、市の委託事業としてひとり親サポートセンター事業や日常生活支援事業を担っており、厳しい生活環境に置かれたひとり親家庭の受け皿となる組織として重要な役割を担っているのであるから、認知度の向上は重要な課題である。したがって、団体と連携してリーフレットの配布先を増やす、離婚届の窓口でも案内する、SNSを活用する等の広報活動の見直しを行うべきである。

(意見6-2) 母子寡婦福祉会の会員数の減少

母子寡婦福祉会の会員数は年々減少しており、令和4年度の児童扶養手当受給者（世帯数）が2,987世帯であることを考慮すると、ひとり親世帯に対する会員の割合が著しく低いといえる。また、実績報告書によると、同会が実施する交流事業・研修の参加人数は会員数に比べて少なく（令和4年度は138人、うち役員でない母子の参加者は86人）、父子世帯は全く参加していない状況である。

上記結果を考慮すると、会員が少ない理由は、福祉会自体の認知度が低いというほか、事業内容がニーズに合っていない可能性があるため、アンケートを取るなどして利用者の声を聴取し、ニーズにあった事業構築を行うべきである。

このため、市としては、福祉会の会員数の増加に向け、合わせて取り組まれない。

5 母子父子寡婦福祉相談状況

1. 概要

●事業の内容
<p><目的> 本市の家庭子ども相談課の相談員が、母子、父子家庭及び寡婦の生活全般の相談を通じ、個々の状況に応じた自立に必要な支援策や情報を提供するなど母子家庭の母及び寡婦の福祉の増進に努め、総合的支援を行っている。</p> <p><相談の種類> ①母子父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け、生活費、教育費、医療費等経済上の問題に関する相談 ②就職、生業、住宅等生活上の問題に関する相談 ③家庭紛争、児童の養育その他の問題に関する相談 ④その他</p>
●事業の形態
直営

2. 事業費の予算と決算の推移

無し

3. 事業実績

相談の種類毎の相談状況は下表のとおり。

		H30	R1	R2	R3	R4
生活一般	住 宅	291	328	350(10)	562(20)	395(28)
	医 療	16	22	12	9	5(1)
	家 庭 紛 争	316	217	246(8)	211(5)	413(15)
	就 職	18	18	8	4(1)	0
	結 婚	0	0	0	0	0
	養 育 費	0	0	0	0	0
	借 金	3	0	0	8	3(1)
	そ の 他	428	425	738(1)	790(9)	477(8)
小 計	1,072	1,010	1,354(19)	1,584(35)	1,293(53)	
児 童	養 育	102	93(12)	70(4)	28	4
	教 育	3	0	2	0	1
	非 行	0	4	0	0	0
	就 職	0	0	0	0	0
	そ の 他	113(10)	70	73	5	3
小 計	218(10)	167(12)	145(4)	33	7	
生活 援 護	母 子 福 祉 資 金	111(5)	84(2)	83(5)	57(5)	60(1)
	寡 婦 福 祉 資 金	2	0	0	0	0
	母子年金・母子福祉年金	0	0	0	0	0
	児 童 扶 養 手 当	0	0	0	0	0
	生 活 保 護	22	17	14	9	31
	税	0	0	0	0	0
	そ の 他	4	0	0	8	6(1)
小 計	139(5)	101(2)	97(5)	74(5)	97(2)	
そ の 他	売 店 設 置	0	0	0	0	0
	た ば こ 販 売	0	0	0	0	0
	母子世帯向公営住宅	0	0	0	0	14
	母子福祉施設の利用	0	0	0	0	0
	母子生活支援施設	14	0	0	0	9
小 計	14	0	0	0	23	
合 計	1,443(15)	1,278(14)	1,596(28)	1,691(40)	1,420(55)	
人 数	854(15)	716(14)	968(28)	1,120(36)	995(54)	

※ () は父子家庭の内数

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

無し

5. 監査の結果及び意見

無し

6 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的></p> <p>現に20歳未満の児童を扶養している母子家庭、父子家庭及び20歳以上の子を扶養している寡婦家庭等に資金の貸し付け(12種類)を行い、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を測り、あわせて扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。</p> <p><関係諸法令、条例、規則></p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法(以下、「法」とする。)</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(以下、「施行令」とする。)</p> <p>久留米市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(以下、「施行細則」とする。)</p> <p>久留米市母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領(以下、「要領」とする。)</p> <p><概要></p> <p>母子・父子・寡婦に対して、修学資金、修業資金、就職支度資金をはじめとする下記12種類の福祉資金の貸付を実施する。</p> <p>修学資金、修業資金、就職支度資金(児童を対象とするものに限る)、及び就学支度資金については無利子、その他の資金については、連帯保証人を立てる場合には無利子、立てない場合には年1.0%の利子が付くこととなっている。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>① 事業開始資金</p> <p>母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦が、事業を開始するのに必要な資金(法13条1項1号、31条の6第1項1号、32条1項1号)</p> <p>② 事業継続資金</p> <p>母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦が、事業を継続するのに必要な資金(法13条1項1号、31条の6第1項1号、32条1項1号)</p> <p>③ 修学資金</p> <p>母子家庭の母が扶養する児童、父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する子を、高校、高等専門学校、短大、大学、大学院または専修学校に修学させるために必要な資金(法13条1項2号、31条の6第1項2号、32条1項2号)</p> <p>④ 技能習得資金</p> <p>母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦が、事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金(法13条1項3号、31条の6第1項3号、32条1項3号)</p>

- ⑤ 修業資金
母子家庭の母が扶養する児童、父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する子が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金（法 13 条 1 項 3 号、31 条の 6 第 1 項 3 号、32 条 1 項 3 号）
- ⑥ 生活資金
母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦が、技能習得期間、医療・介護を受けている期間、失業期間、配偶者を亡くしてから 7 年を経過するまでの期間等に、生活を維持するために必要な資金（施行令 3 条 3～7 号、31 条 3～7 号、32 条 3～5 号）
- ⑦ 就学支度資金
母子家庭の母が扶養する児童、父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する子の、小学、中学、高校、高専、短大、大学、大学院、修業学校へ入学及び修業施設への入所に際して必要な資金（施行令 3 条 10 号、31 条 10 号、32 条 8 号）
- ⑧ 住宅資金
母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦が、住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な費用（施行令 3 条 8 号、31 条 8 号、32 条 6 号）
- ⑨ 就職支度資金
母子家庭の母又は児童、父子家庭の父又は児童、寡婦が就職に際し必要な資金（施行令 3 条 1 号、31 条 1 号、32 条 1 号）
- ⑩ 転宅資金
母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦が、住居を移転するために必要な住宅の賃借に際し必要な資金（施行令 3 条 9 号、31 条 9 号、32 条 7 号）
- ⑪ 医療介護資金
母子家庭の母又は児童、父子家庭の父又は児童、寡婦が医療を受けるのに必要な資金。母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦が介護サービスを受けるのに必要な資金（施行令 3 条 2 号、21 条 2 号、32 条 2 号）
- ⑫ 結婚資金
母子家庭の母が扶養する児童、父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する二十歳以上の子の婚姻に際し必要な資金（施行令 3 条 11 号、31 条 11 号、32 条 9 号）

●事業の形態

直営

●実施期間

平成 20 年 4 月より実施

●課が考えている課題

- ・母子父子寡婦福祉資金は「福祉」的性格を有する貸付であることから、その世帯の経済的背景や社会的背景を理由に償還金の滞納が発生してしまうことがある。
- ・当該借受人や連帯保証人等への督促のみでなく、借受人世帯の経済的・社会的状況の把握、それを踏まえた必要な支援策の状況提供も含めて償還指導を行い、滞納状況を改善していく必要がある。また、償還率向上のための効率的な手段についての検討を継続していく必要がある。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	補助率
平成30年度	128,000	89,118	
令和1年度	132,000	89,430	
令和2年度	135,000	84,756	
令和3年度	128,000	60,524	
令和4年度	137,000	94,613	

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

(単位：円)

節	金額	内容
旅費	1,920	旅費
需用費	338,822	印刷製本費
役務費	714,883	通信運搬費、手数料
貸付金	39,043,111	母子貸付金、父子貸付金
償還金・利子及び割引料	39,343,287	公債元金
繰出金	15,170,653	一般会計繰出金

3. 事業実績

(1) 貸付種別毎の貸付実績

	令和2年度			令和3年度				令和4年度				
	件数		金額	件数		金額	件数		金額			
	新規	継続	(千円)	新規	継続	(千円)	新規	継続	(千円)			
事業開始	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
事業継続	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
修学	102(4)	29(1)	73(3)	54,843	69(3)	17(2)	52(1)	36,061	49(3)	13(1)	36(2)	22,698
技能習得	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修業	2	2	0	1,620	4	2	2	2,250	1	1	0	400
生活	14(1)	12	2(1)	3,940	10(1)	8(1)	2	3,095	18	16	2	4,725
就学支度	40(4)	40(4)		15,284	28(2)	28(2)		10,981	30	30		11,220
住宅	0	0		0	0	0		0	0	0		0
就職支度	0	0		0	1	1		330	0	0		0
転宅	0	0		0	1	1		260	0	0		0
医療介護	0	0		0	0	0		0	0	0		0
結婚	0	0		0	0	0		0	0	0		0
計	158(9)	83(5)	74(4)	75,687	113(6)	57(5)	56(1)	52,977	98(3)	60(1)	38(2)	39,043

()内は父子福祉資金件数

(2) 貸付金の返済状況

○平成30年度						
	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額 (滞納額)	徴収率 (償還率)	
貸付金元利収入合計	244,873,878	93,786,844	0	151,087,034	38.30%	
現年度合計	91,771,919	74,568,380	0	17,203,539	81.25%	
過年度合計	153,101,959	19,218,464	0	133,883,495	12.55%	
○令和元年度						
	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額 (滞納額)	徴収率 (償還率)	
貸付金元利収入合計	240,990,172	88,798,236	0	152,191,936	36.85%	
現年度合計	89,903,138	74,101,538	0	15,801,600	82.42%	
過年度合計	151,087,034	14,696,698	0	136,390,336	9.73%	
○令和2年度						
	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額 (滞納額)	徴収率 (償還率)	
貸付金元利収入合計	233,854,306	79,983,330	0	153,870,976	34.20%	
現年度合計	81,262,270	66,802,790	0	14,459,480	82.21%	
過年度合計	152,592,036	13,180,540	0	139,411,496	8.64%	
○令和3年度						
	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額 (滞納額)	徴収率 (償還率)	
貸付金元利収入合計	230,276,001	71,832,449	0	158,443,552	31.19%	
現年度合計	76,405,025	61,741,249	0	14,663,776	80.81%	
過年度合計	153,870,976	10,091,200	0	143,779,776	6.56%	
○令和4年度						
	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額 (滞納額)	徴収率 (償還率)	
貸付金元利収入合計	233,760,708	70,650,720	0	163,109,988	30.22%	
現年度合計	75,317,156	61,796,456	0	13,520,700	82.05%	
過年度合計	158,443,552	8,854,264	0	149,589,288	5.59%	

(3) 滞納の未然防止策

ア すでに実施しているもの

貸付時に家庭の現状確認により貸付必要額を精査する、無理のない償還計画を指導するとともに、償還を意識づける、連帯保証人を立てる場合は、適正な連帯保証人の選定を指導するとともに、保証人とも面談を行い、債務義務を十分に説明し、理解を得るといった手立てを取っている。

貸付中にも年度当初に在学状況の確認、毎月末に異動確認を行い、貸付資格を喪失していないか、状況把握を行っている。平成22年度から、口座振替分の再振替を実施している。

イ 今後実施予定のもの

コンビニ収納の導入の検討及び具体的な導入に向けてのシステム提供者との協議を行う。

(4) 滞納が開始した場合の業務

初回の償還が納期限までに入金のない場合、①電話連絡し償還指導を行う、②滞納となった時点で借受人に対し督促状を送付する、③2ヶ月以上連続の滞納となった場合は、借受人・連帯借受人・連帯保証人等へ電話・文書・訪問で継続指導を開始する、④基準日以前に1度でも滞納がある貸付に対し、年に2回(6月・12月)借受人・連帯借受人・連帯保証人全員に対して催告状を送付する、といった対応を行っている。

また、他の支援を利用することでの滞納改善という視点から、督促・集金だけでなく、就労相談等につなぐなどの生活改善の支援も行いながら、償還指導を継続している。

5. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

無し

6. 監査の結果及び意見

(指摘5) 長期滞納者への法的措置

本市では、過年度の徴収率が低い上に減少傾向にあり(令和4年度は5.59%)、特に長期滞納となっている債権の存在が課題であるが、これまでに法的手続きを取ったことはない。

本債権は非強制徴収債権であるため、督促後相当の期間を経過してもなお履行がない場合は訴訟手続きにより履行を請求しなければならない(地方自治法施行令171条の2)。

また、法的措置を講じることで、長期滞納者であっても分納合意や任意での返済の契機となることもある。

したがって、本市においても、長期滞納者に対しては支払督促等の法的措置を講じ、債務名義取得後にも返済がなされない場合であって、債務者に一定の財産の存在が認められる場合は、強制執行手続きを行うべきである。

(意見63) 回収業務の弁護士等への委託

徴収率が低い現状を踏まえて、滞納が発生した場合に、民間の債権回収業者への回収の委託(地方自治法施行令158条)や、弁護士への委任を検討すべきである。

また、その場合は費用対効果を検討する必要があるため、上記措置を講じる場合の基準等、債権回収に関する詳細な運用ルールを作成すべきである。

7 ひとり親支援事業

1. 概要

●事業の内容		
<p><目的> ひとり親家庭の自立の促進と生活の安定を図ることを目的とする。</p>		
<p><関係法令等、条例、規則> 母子及び父子並びに寡婦福祉法（以下、「法」とする。） 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（以下、「施行令」とする。） 久留米市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給要綱 久留米市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱 久留米市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱 久留米市ひとり親家庭日常生活支援事業実施要綱</p>		
<p><概要> (1) ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業（法 31 条 2 号 3 号、31 条の 10、施行令 29 条、31 条の 9） ひとり親家庭の親が、就職に有利な看護師、保育士などの資格を取得するために養成機関で修業する場合、修業期間中の生活費の負担を軽減するため、修業期間中（上限 4 年）に「訓練促進給付金」を、卒業後に「修了支援給付金」を支給する。</p>		
受給者区分	訓練促進給付金	修了支援給付金
市・県民税課税世帯	月額 70,500 円	25,000 円
市・県民税非課税世帯	月額 100,000 円	50,000 円
※訓練促進給付金については、修学期間の最後の 1 年間は月額 4 万円の増額。		
<p>(2) ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業（法 31 条 1 号、31 条の 10） ひとり親家庭の親が、就職につながる能力開発のため、市が指定した医療事務・介護職員初任者研修などの講座（雇用保険制度の指定教育訓練講座）を受講し修了した場合、支払った受講費用の 6 割相当額を給付する。なお、雇用保険制度の教育訓練給付対象者については、受講費用の 6 割相当額から雇用保険制度の教育訓練給付の金額を差し引いた金額を支給する。</p>		
<p>(3) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の親又は児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の一部を助成する。</p>		

- ① 受講開始時給付金：受講費用の3割（上限7万5千円）
 - ② 受講終了時給付金：受講費用の4割から（1）を差し引いた額（（1）と合わせて上限10万円）
 - ③ 合格時給付金：受講費用の2割（（1）、（2）と合わせて上限15万円）
- ※受講終了後2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給

(4) ひとり親家庭日常生活支援事業（法17条、31条の7）

中学生までの児童がいるひとり親家庭において、就職活動、一時的な疾病、学校行事などの理由により日常生活に支障を生じたと認められるときに、家庭生活支援員を派遣し、必要な家事支援（食事の世話、衣類等の洗濯、住居の掃除、生活必需品の買い物等）を行う。所得に応じた自己負担金がある（下表）。

【支援事業費用負担基準】

利用世帯の区分	利用者負担額 (1時間あたり)
A 生活保護世帯または市町村民税非課税世帯	0円
B 生計中心者の前年（1月から7月までの間にあっては、前々年）の所得が 未満の世帯	150円
C 上記以外の世帯	300円

●事業の形態

上記概要の（1）～（3）は直営、（4）ひとり親家庭日常生活支援事業は委託

●実施期間

上記概要の（1）は平成17年4月、（2）は平成17年4月、（3）は平成28年、（4）は平成22年より実施。

●課が考えている課題

- ・毎年、社会情勢やひとり親家庭のおかれている状況に合わせて、国が示す事業の制度の内容が少しずつ変わっているため、それに合わせて市の予算要求を行い、市の要綱も改正している。
- ・事業の認知度が低い。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	補助率
平成30年度	51,038	41,141	国3/4

令和1年度	57,547	37,428	同上
令和2年度	47,466	36,679	同上
令和3年度	35,996	28,121	同上
令和4年度	38,987	33,181	同上

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

(単位：円)

節	金額	内容
委託料	2,155,378	ひとり親家庭等日常生活支援事業委託料
扶助費	31,025,214	高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金、ひとり親家庭高卒認定試験合格支援給付金

3. 事業実績

(1) 高等職業訓練促進給付金事業

ア 支給実績

	H30	R1	R2	R3	R4
看護師	11	5	5	5	11
准看護師	22	21	18	11	9
介護福祉士	1	0	0	0	0
作業療法士	0	0	1	1	2
保育士	1	2	1	1	1
歯科衛生士	1	2	1	1	1
その他	0	0	2	1	1
計	36	30	28	20	25

イ 修了者の就職状況

	H30	R1	R2	R3	R4
常用	7	8	8	2	6
非常勤・パート	1	3	1	2	1
求職中	2	1	1	1	0
進学	0	1	2	3	1
不明	0	1	1	0	1
計	10	14	13	8	9

(2) 自立支援教育訓練給付金事業

ア 支給実績

年度	支給人数(人)	支給金額(円)	受講講座
H30	10	425,711	介護福祉士実務者研修(8人) 介護職員初任者研修(1人) 医療事務講座(1人)
R1	12	955,126	介護福祉士実務者研修(7人) 准看護師家庭(1人) 医療事務講座(1人) 調剤薬局事務講座(1人) 日本語教師養成講座(1人) 幼児教育学科(1人)
R2	6	296,428	介護福祉士実務者研修(2人) 介護職員初任者研修(1人) 歯科助手講座(1人) 宅建士講座(1人) キャリアコンサルタント養成講座(1人)
R3	8	768,419	准看護師課程(1人) 医療事務(1人) 介護福祉士実務者研修(2人) 介護職員初任者研修(2人) 行政書士(1人)、社会保険労務士(1人)
R4	4	907,000	准看護師課程(1人) 保育士(1人)、医療事務(1人) 介護福祉士実務者研修(1人)

イ 修了者の就職状況

	常用	非常勤 パート	求職中	不明	計
H30	5	2	1	1	9
R1	3	6	2	1	12
R2	2	3	1	0	6
R3	4	3	1	0	8
R4	2	2	0	0	4

(3) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
支給実績

年度	受講終了時給付金		合格時給付金	
	支給件数	支給金額	支給件数	支給金額
H30	0	0円	0	0円
R1	0	0円	0	0円
R2	0	0円	0	0円
R3	0	0円	0	0円
R4	1	41,000円	0	0円

(4) 日常生活支援事業

ア 委託先選定の手続き

本事業は、母子寡婦福祉会に委託されており、委託契約は随意契約（地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 3 号）による。なお、随意契約の理由は次のとおりである。

「ひとり親家庭日常生活支援事業は国の補助事業であり、事業の委託に際しては、地域の母子父子福祉団体等を活用すること、支援員としてひとり親家庭の母や父、寡婦を積極的に選定することが求められている。久留米市母子寡婦福祉会は市内における唯一の母子父子福祉団体であり、市内に約 400 人の会員を有しており、ひとり親家庭の親や寡婦を支援員として選定することが可能である。また、久留米市母子寡婦福祉会は久留米市の助成団体でもあり、事業を委託することにより会の育成や活性化を図る必要がある。」

イ 支援実績

年度	利用世帯	利用回数
H30	14世帯	518回
R1	12世帯	552回
R2	14世帯	495回
R3	8世帯	336回
R4	9世帯	369回

(5) 広報活動

ひとり親サポートセンターにチラシの配架、児童扶養手当現況会場でチラシの配架、養成機関（学校）へチラシの送付、市ホームページへの掲載による広報活動を行っている。

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

無し

5. 監査の結果及び意見

(意見64) ホームページで特命随意契約の公表

本市は、ひとり親家庭日常生活支援事業を、地方自治法施行令167条の2第3号に基づく特命随意契約により母子寡婦福祉会に委託している。

この点、本市では、同施行令167条の2第3号に基づき特定の施設等と随意契約を締結する場合、契約状況等を公表しなければならない(久留米市契約事務規則第20条の3)。

そして、本事業の契約については、全庁的なマニュアルに従って、見積結果等公表簿を家庭子ども相談課において公表している。しかし、ホームページ上での公開はなされていない。

上記規則において、特命随意契約の公表を義務づけている趣旨は、契約の公平性透明性を担保し、市民への説明責任を果たすためであることを考えると、市民にとってより簡易で利用しやすい方法での公表が上記趣旨に適うと考えられる。

したがって、本事業の契約についても、ホームページ上で公表すべきである。

(指摘6) 資格証明書の添付

久留米市ひとり親家庭日常生活支援事業実施要綱によると、同事業の支援員として登録される者は、介護職員初任者研修修了以上の資格か、市長が別に定める研修を修了することの、いずれかの要件を満たす必要があるが(同要綱11条)、登録時は申請書に資格等の有無を記載するのみで、それを証明する資料の添付は求めている。資格要件は、本事業を適切に遂行し、利用者が安心して支援を受けるための重要な事項であるから、本市においては、申請書に加えて資格証等の書類の提出を求めることで、申請者が支援員としての要件を確実に満たしていることを確認すべきである。

(意見65) 利用手続きのホームページへの掲載

ひとり親家庭日常生活支援事業について、利用を希望する者は、あらかじめ母子寡婦福祉会に登録申請書と必要書類を提出して利用登録を行なっておく必要があるが(要綱5条)、市のホームページ上及び委託先である母子寡婦福祉会のホームページ上いずれも、登録手続きに関する具体的な記載がなく、その内容や登録時に必要な登録申請書を取得するためには母子寡婦福祉会に電話で問い合わせる必要がある。

市や福祉会のホームページ上で登録手続きについての流れを掲載する、登録申請書のダウンロードを可能とする等、支援を必要とする者にとって利用のハードルが高くないような方法を検討すべきである。

(意見 6 6) 支援員派遣の申請手段

ひとり親家庭日常生活支援事業について、利用登録者が支援員の派遣を希望する場合、支援員派遣申請書を母子寡婦福祉会に提出する必要がある（要綱 7 条）。

本事業は、事前に予測できない事情により支援を一時的に必要とする者の利用も想定しているのであるから、電話やメール等での派遣申請を可能とし、必要な際に利用しやすい制度とすべきである。

8 ひとり親サポートセンター事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的></p> <p>母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行う就業相談の実施、就業に結びつきやすい就業支援講習会、公共職業安定所等職業紹介機関と連携した就業情報の提供など一貫した就業支援サービスを提供し、母子家庭の母等の自立支援を行うことを目的とする。</p> <p><関係法令等、条例、規則></p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法（以下、「法」とする。） 久留米市ひとり親サポートセンター事業実施要綱（以下、「要綱」とする。）</p> <p><概要></p> <p>本市では、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに児童が、その心身の健康を保持し、生活の向上を図るために利用する母子・父子福祉施設(法 38 条)として、福岡県と共同で、ひとり親サポートセンターを設置している。ひとり親サポートセンターの主な業務内容は以下のとおりである。</p> <p>① 就業支援及び就業情報提供</p> <p>個々のひとり親家庭の親等の就業相談に応じ、家庭の状況、職業能力の適正、職業訓練の必要性、就業への意欲形成、求人等の情報提供等に関し、適切な助言・指導を行う。</p> <p>② 就業支援講習会</p> <p>就業に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会を実施する。</p> <p>③ 母子・父子自立支援プログラムの策定</p> <p>児童扶養手当受給者等を対象として、母子・父子自立支援プログラム策定員が自立支援プログラムを策定し、ハローワークと連携して就業支援を行う。久留米市では、家庭子ども相談課職員が支援員として策定事業を実施しているが、平成29年度以降、ひとり親サポートセンターにも同策定事業を委託している。</p> <p>また、プログラム登録者が、プログラムで設定した目標を達成した後も、定期的な面談等により就業状況や生活状況を確認し、相談支援等のアフターケアを実施している。</p> <p>④ 養育費相談</p> <p>電話による養育費相談を実施する。</p>
<p>●事業の形態</p> <p>委託</p>

●実施期間
平成20年に、福岡県との間で久留米母子家庭等就業・自立支援センター（現在のひとり親サポートセンター）事業にかかる協定を締結し、同年4月以降、同事業を久留米市母子寡婦福祉会に委託している。
●課が考えている課題
新型コロナウイルスの影響等による雇用情勢、就職希望者と企業のマッチングなどの問題から、登録者数と就職決定率の伸び悩みが課題であるため、気軽に相談できる体制を充実させ、来所相談や出張相談につなげることで、登録者と就職決定率の増加を図っていく必要がある。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	補助率
平成30年度	3,360	3,280	国 1/2
令和1年度	3,360	2,800	同上
令和2年度	2,940	2,800	同上
令和3年度	2,940	2,800	同上
令和4年度	4,940	2,800	同上

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

(単位：円)

節	金額	内容
委託料	2,800,000	ひとり親サポートセンター運営委託料

3. 委託先の選定手続き

本事業の委託契約は、久留米市母子寡婦福祉会との間で、特命随意契約（地方自治法施行令167条の2第3号）により締結されている。なお、随意契約の理由は次のとおりである。

「久留米ひとり親サポートセンター事業は国の補助事業であり、委託先として認められているのは母子福祉団体、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人のみである。

この事業を実施するには、母子福祉に深い理解と認識があることが求められるが、市内で母子福祉を目的に活動している団体は久留米市母子寡婦福祉会以外には存在しない。

また、久留米市母子寡婦福祉会は久留米市の助成団体でもあり、事業を委託することにより会の育成や活性化を図る必要がある。」

4. 事業実績

(1) 就業相談登録件数（自立支援プログラムの登録者含む）

年度	区分	県南地域全体	久留米市
H30	相談登録件数	43件	22件
	就職件数	23件	13件
	就職率	58.1%	59.0%
R1	相談登録件数	37件	19件
	就職件数	22件	12件
	就職率	59.5%	63.2%
R2	相談登録件数	70件	50件
	就職件数	41件	27件
	就職率	58.6%	54.0%
R3	相談登録件数	48件	30件
	就職件数	32件	22件
	就職率	66.7%	73.3%
R4	相談登録件数	45件	34件
	就職件数	29件	21件
	就職率	64.4%	61.8%

就業相談は登録の有無にかかわらず可能であるが、登録することで継続して就業支援（助言・指導、情報提供等）を受けることができる。

なお、就業相談登録のうち、ハローワークと連携した就業支援である自立支援プログラムへの登録（プログラム策定）は、児童扶養手当受給者を対象としている。令和4年度の自立支援プログラム登録者数は36件で、うち就職件数は23件であった。

(2) 就業支援講習会（Word・Excel講座、調剤事務講座など）

年度	講習会			申込状況		受講状況		就職状況
	講習会	セミナー	定員	人数	率	人数	率	受講前無職者の就職率
	回	回	人	人	%	人	%	%
H30	5	4	120	116	96.7	83	69.2	36.7
R1	7	3	130	86	66.2	71	54.6	27.8
R2	7	—	64	78	121.9	62	96.9	60
R3	10	—	85	100	117.6	67	78.8	66.7
R4	8	—	84	95	113.1	69	82.1	50

(3) 養育費相談

R 4	実人数	述べ件数	相談内容				
			離婚・親権	取決方法	面接交渉	支払関係	その他
	16件	18件	2件	7件	2件	3件	4件

(4) 広報活動

家庭子ども相談課・総合支所・市民センター・校区コミュニティセンター・男女平等推進センターにチラシの配架、児童扶養手当現況届の会場においてチラシの配架、久留米市ホームページへの掲載、久留米市公式LINEで就業支援講習会のお知らせ、福岡県母子寡婦福祉会ホームページとネットバナー広告への掲載。

(5) 収支内訳

令和4年度 久留米市母子寡婦福祉会 受託事業 収支決算書

令和4年度 久留米ひとり親サポートセンター事業

(収入)

項目	金額(円)
委託料 (福岡県より)	4,200,000
委託料 (久留米市より)	2,800,000
利息	11
合計	7,000,011

(支出)

(税込)

項目	金額(円)
1. 相談員	
相談員・事務局員給与	5,092,613
研修	70,800
(常設分)	0
相談員共済費	0
相談場所貸上料	0
旅費交通費	40,707
2. 職業講習会・就業セミナー	
職業講習会	658,590
就職支援セミナー講師料	245,032
講習会教材費	84,000
テキスト代徴収	▲ 60,000
講師交通費	14,289
セミナー会場費、空調費等	18,150
3. その他	
保育士費用	326,744
保険料	5,000
通信・運搬費	216,485
広報費	223,960
消耗品費	44,744
雑費	18,897
合計	7,000,011

5. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

就職決定率を数値目標として定めている（県との共同事業のため、県の5カ年計画の数値）

	数値目標	実績(県南地域全体)	実績(久留米市)
H30	69%以上	58.1%	59.0%
R1	69%以上	59.5%	63.2%
R2	75%以上	58.6%	54.0%
R3	75%以上	66.7%	73.3%
R4	76%以上	64.4%	61.8%

6. 監査の結果及び意見

（意見67）特命随意契約の公表

本市は、本事業を、地方自治法施行令167条の2第3号に基づく特命随意契約により母子寡婦福祉会に委託している。

この点、本市では、同施行令167条の2第3号に基づき特定の施設等と随意契約を締結する場合は、契約状況等を公表しなければならない（久留米市契約事務規則第20条の3）。

そして、本事業の契約については、全庁的なマニュアルに従って、見積結果等公表簿を家庭子ども相談課において公表している。しかし、ホームページ上での公開はなされていない。

上記規則において、特命随意契約の公表を義務づけている趣旨は、契約の公平性透明性を担保し、市民への説明責任を果たすためであることを考えると、市民にとってより簡易で利用しやすい方法での公表が上記趣旨に適うと考えられる。

したがって、本事業の契約についても、ホームページ上で公表すべきである。

9 ひとり親家庭等の子どもの育み支援事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的></p> <p>夜間に子どもだけで過ごさざるを得ないひとり親家庭に対して、子どもが安心して、安全に過ごすことができる心の拠り所となる場を提供し、子どもの心身の健康状態の向上と基本的な生活習慣の改善や学習意欲の向上を図る。</p> <p><関係法令等、条例、規則></p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法（以下、「法」とする。） 久留米市ひとり親家庭等の子どもの居場所づくり事業実施要綱（以下、「要綱」とする。）</p> <p><概要></p> <p>要綱及び仕様書に基づく事業内容は下記のとおり。</p> <p>1. 事業内容</p> <p>(1) 拠点型サービス（受入可能児童数：25人程度）</p> <p>①支援内容</p> <p>ア 相談支援：子どもと親、各々の生活や学習に関する悩みなどの相談に応じて、不安の解消に繋げる支援を実施する。</p> <p>イ 学習支援：家庭学習の習慣化及び学習意欲の向上を図るため、対象児童の学力等の状況に応じて個々に寄り添った学習支援を実施する。</p> <p>ウ 食事支援：望ましい食習慣の形成と食への関心等を高めるために、食事支援を実施する。また、児童に自炊力を身につけるため、定期的に調理実習を実施する。</p> <p>エ 生活支援：大人との関わり、集団での生活を通じて、友達との関わり方や基本的な生活習慣を身につけるため、生活支援を実施する。</p> <p>オ 利用者の車両送迎：利用対象児童が自力で拠点まで行くことができない場合は学校等に車両で迎えに行く。</p> <p>②実施場所</p> <p>久留米市東和町4-4</p> <p>③業務の実施頻度及び時間</p> <p>原則として、毎週月、水、土曜日の午後6時から午後10時までの時間帯で、児童の利用希望状況等により実施。</p> <p>(2) 派遣型サービス（受入可能児童数：15人程度）</p> <p>支援員が対象世帯宅を訪問</p>
--

<p>①支援内容 相談支援、学習支援、生活支援</p> <p>②業務の実施頻度及び時間 原則として、毎週火、木、金曜日の午後6時から午後10時までの時間帯で、児童の利用希望状況等により実施。</p> <p>2. 支援員等 仕様書上、支援員（教員OB、学生ボランティア）、支援員の募集・選定・派遣調整、業務指導等を行うコーディネーター、現場を統括する管理者を配置する。 また、支援員等は、研修を受けることとなっている。</p> <p>3. 対象者 原則として以下の条件を満たす世帯の子どものうち小学生又は中学生</p> <p>① 久留米市内に住所を有するひとり親世帯 ② 保護者が児童扶養手当を受給している世帯又は同等の水準にある世帯 ③ 保護者の帰宅が遅い世帯その他養育に課題のある世帯</p> <p>4. 対象エリア 市内全域（R4に拡大）</p>
●事業の形態
委託
●実施期間
平成28年12月より対象地域を限定したところで事業を実施してきたが、令和4年度より対象地域を市内全域に拡大した。 なお、令和4年度の委託契約に基づく委託期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までである。
●課が考えている課題
課題であったエリア拡大が解決したため、必要としている家庭に利用してもらい、支援が行き届くよう事業を周知していくことが課題である。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	補助率
平成30年度	12,802	12,511	国 1/2
令和1年度	13,102	12,596	同上
令和2年度	14,139	13,047	同上

令和3年度	12,001	11,563	同上
令和4年度	12,084	12,074	同上

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

(単位：円)

節	金額	内容
需用費	193,600	消耗品費
委託料	11,880,000	子どもの居場所運営業務委託料

3. 委託先の選定手続き

本事業の委託契約は、特定非営利法人わたしと僕の夢（以下、「わたしと僕の夢」という。）との間で、随意契約（地方自治法施行令 167 条の 2 第 2 号）により締結されている。なお、随意契約の理由は次のとおりである。

「本業務は、複雑な生活状況等により難しい課題を抱えている利用者との信頼関係を構築し、相談支援、学習支援、食事支援等さまざまな支援を実施する必要がある。そのような支援を実施するためには、適性のある支援員を雇用していることやノウハウが蓄積されていることなどが求められ、機会の均等性や経済性に重点を置く競争入札によって事業者を選定することは合理的ではなく、性質又は目的が競争入札に適しない。」

なお、本事業は、公募型プロポーザル方式により事業者の公募がなされた上で、同審査により選定された「わたしと僕の夢」との間で随意契約が締結されることとなった。

4. 事業実績

(1) 利用実績

	実施日数	責任者・支援員 (延従事人数)	利用児童・生徒 (延べ人数)	利用世帯	利用児童・生徒
拠点型サービス	144日	936人	1335人	13世帯	16人
派遣型サービス	83日	257人	131人	2世帯	3人
交流事業	1日	2人	13人		

(2) 広報活動

スクールソーシャルワーカーや生活保護のケースワーカーなどにチラシを配付して制度の周知を行い、必要な児童がサービスを受けられるようにしている。

(3) 令和4年度収支内訳

令和4年度 収支報告

久留米市ひとり親家庭等の子どもの居場所づくり事業

【収 入】

項 目	金 額
委託料	11,880,000
合 計	11,880,000

【支 出】

項 目	金 額
人件費	9,540,985
旅費交通費	611,243
教材費	18,287
車輛費	136,960
通信費	173,229
消耗品費	366,338
支払手数料	337,393
燃料費	560,768
駐車場使用料	96,000
その他経費	38,797
合 計	11,880,000

5. 成果指標と実績評価及び PDCA サイクルへの反映について

指標 毎年度末時点での利用児童数（延べ人数）

	数値目標（人）	実績値（人）
H30	—	1,450
R1	—	1,352
R2	1,470	968
R3	1,490	1,056
R4	1,510	1,479

6. 監査の結果及び意見

(意見68) 実施報告書及び仕様書の改訂

本事業の実施体制については、受託者との委託契約上、①事業の実施場所に管理者と、支援員3名以上を配置すること、②派遣サービスにおいては支援員2名で行い、訪問対象世帯の児童と同性の支援員1名以上で構成すること、③支援員は必要な研修を行

うこと等が定められているが（契約書別紙仕様書）、毎月の実施報告書上、上記実施体制が順守されているかどうかは明らかでない。

例えば、実施報告書には実施日毎の利用児童・生徒数とその情報（氏名、校区及び学年）の記載はあるが、責任者・支援員については従事した者の人数が記載されているだけであり、管理者が配置されているか、支援員が研修を受けているか、派遣サービスにおいて児童と同性の支援員が含まれているかの記載がない。

また、受託者が実施すべき支援内容には、相談支援・学習支援・食事支援・生活支援があり、このうち相談支援については、関係機関と連携し適切な対応を図るとともに必要な記録を行うこと、食事支援については、定期的に調理実習を実施すること等の定めがある。しかし、毎月の実施報告上、特筆すべき相談があったのかどうか、調理実習が行われたのか等の確認ができない。

実施報告は、委託者が受託者の業務が契約に沿って適切に行われているかどうかを確認し、委託料の相当性を審査するためのものであるから、報告書には、従事した支援員の名簿や研修の実施状況・支援内容についても記載することを求めるべきであり、その旨を仕様書上にも明記すべきである。

（意見 6 9）支援員配置の過多、配置見直し

毎月の実施報告書によると、拠点サービスにおいて利用児童・生徒数と支援員の数が同数、もしくは支援員の数が多い日や、派遣サービスにおいて利用児童数がいないにも関わらず支援員が出動している日が散見されたが、そのような体制となった事情・理由は明記されていなかった。

利用児童・生徒数に対する支援者の数が必要以上に多い場合、その分の人件費は不要な支出になってしまうので、是正が必要である。

従って、報告書において、支援者を多く配置する必要があった理由を明記させ、正当な理由なく必要以上の人員を配置しているような場合は、是正を求めるべきである。

10 養育費確保支援事業

1. 概要

●事業の内容

<目的>

養育費に関する公正証書等作成にかかる本人負担費用、及び養育費の受け取りについて養育費保証契約を保証会社と締結する際の本人負担費用（保証料）を補助することで、ひとり親の養育費の取り決め内容の債務名義化を支援し、養育費の継続した履行確保を図ることをもってひとり親の養育する児童が経済的に安定した生活を送り、健やかに成長することができるようになることを目的とする。

<関係法令等、条例、規則>

久留米市補助金等交付規則

久留米市養育費に関する公正証書等作成支援事業補助金交付要綱

久留米市養育費保証支援事業補助金交付要綱

<事業概要>

1 養育費に関する公正証書等作成費用の補助

養育費の取り決めについて作成した文書（公正証書等）の作成費用や家庭裁判所での調停に必要な収入印紙代・郵便切手代など（※1）を補助する（上限3万円）。

※1 補助対象経費

- ・公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証人手数料（ただし、養育費以外の法律行為のみの手数料は除く）
- ・家庭裁判所の養育費調停申立てに要する収入印紙代
- ・養育費請求に係る裁判に要する収入印紙代
- ・戸籍謄本等添付書類取得費用
- ・官公署が求める連絡用の郵便切手代

2. 養育費保証契約の保証料の補助

保証会社と養育費保証契約（※2）を締結した場合に、保証料の負担分を補助する（上限5万円）。

※2 養育費保証契約とは

保証会社と養育費支払権利者との間で保証契約を締結することにより、保証会社が、養育費の支払義務者の連帯保証人となり養育費の立替えや督促をするサービスの契約。保証会社が未払養育費を立て替えた後、保証会社の求償債権として支払義務者に督促をすることが法的に可能となる。

3. 養育費・面会交流講演会

●事業の形態
直営
●実施期間
令和3年4月より実施
●課が考えている課題
補助制度や養育費自体の認知度を高める必要がある。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	補助率
令和3年度	1,075	244	国 1/2
令和4年度	1,100	606	同上

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

(単位：円)

節	金額	内容
報酬	8,152	会計年度任用職員（4人）
旅費	563	費用弁償
負担金・補助及び交付金	597,775	公正証書等作成支援事業費補助金 (547,775円) 養育費保証支援事業費補助金 (50,000円)

3. 事業実績

(1) 補助金交付実績

年度	申請人数	補助金交付額	補助内容
R3	13人	244,120	①養育費に関する公正証書等作成費用の補助(12人) ②養育費保証契約の保証料の補助(1人)
R4	32人	598,000	①養育費に関する公正証書等作成費用の補助(31人) ②養育費保証契約の保証料の補助(1人)

(2) 広報活動

ア セミナー・個別相談会

家庭問題情報センター主任研究員（元家庭裁判所調査官）を講師として、養育費や面会交流に関するセミナーと個別相談会を同日開催。セミナーに9名（申込者15名）、個別相談会に4名の参加者があった。なお、令和5年度はセミナーの実施回数を2回に増やして実施する予定である。

セミナー・個別相談会自体の広報活動としては、チラシを下記施設に配付した。

配布先	枚数
家庭子ども相談課 窓口	30
広聴相談課	30
市民課	30
男女平等推進センター（えーるピア久留米）	30
田主丸総合支所 市民福祉課	20
北野総合支所 市民福祉課	20
城島総合支所 市民福祉課	20
三潁総合支所 市民福祉課	20
耳納市民センター	15
筑邦市民センター	15
上津市民センター	15
高牟礼市民センター	15
千歳市民センター	15
ひとり親サポートセンター	20
母子会	10
合計	305

イ チラシの配付

児童扶養手当申請窓口において、申請者に公正証書等作成費用・養育費補償契約保証料補助の案内を行い、チラシを配付する。

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

無し

5. 監査の結果及び意見

無し

5. 母子保健

I 母子保健

1. 母子保健事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的> 母子保健事業は、母性の尊重及び乳幼児の健康の保持増進という母子保健法の理念に基づき、全ての母と子について、妊娠・出産・育児において適切な指導と援助を行う。</p> <p><概要> 妊娠・出産・育児期の母並びに乳幼児に対する保健指導、健康診査等を実施することによって母子の健康保持及び増進を図るとともに、乳幼児及びその保護者を対象とし安心して産み育てられる環境を整備するために、妊娠期から様々な支援を実施する。 久留米市では、1. 母子健康教育事業、2. 乳幼児等健診事業、3. 新生児等訪問事業の3つの予算小区分から構成されている。</p> <p>1. 母子健康教育事業</p> <p>(1) 「妊娠届出と親子（母子）健康手帳交付」 妊娠届出を提出し、親子（母子）健康手帳の交付時に保健師による面談で、妊婦への環境等の把握し、妊娠早期からの支援につなげる。親子（母子）健康手帳は妊娠期から育児期に至るまで、母子の健康管理や適切な保健指導のために活用する。</p> <p>(2) 「妊娠期からのケアサポート事業」 妊娠早期から母子の支援を実施するために、医療機関から久留米市へ「連携シート」を活用し、産科医療機関・小児科医療機関等とお互いに情報を共有する。また、思いがけない妊娠等さまざまな妊娠に関するさまざまな悩みを抱えている方へ助産師・保健師等が専用電話やメールでの相談に応じるための「妊娠ほっとライン」がある。</p> <p>(3) 「産前産後サポート事業」 多胎妊産婦を対象に、多胎児育児経験者が、対象者の自宅を訪問し、子育てのアドバイスをを行うなど、身体的、精神的負担軽減を図る。</p> <p>(4) 「産後ケア事業」 病院、助産所等の空きベッドを活用し、産後1年未満の産婦のうち、心身の不調又は育児不安がある者及び家族等の支援が得られない産婦を対象とし、心身のケアや育児サポート等を行う。</p> <p>(5) 「健康教育」「健康相談」 プレパパ・ママ教室・離乳食教室等による教室を開催し母子保健の知識を普及し、また、ゆったり子育て相談会等の相談会を実施し、必要な指導及び助言を行う。</p>
--

(6) 「1歳児歯科健診」

1歳児を対象とした歯科健康診査。個別に受託医療機関にて受診する。

2. 乳幼児等健診事業

(7) 「健康診査」

区分	内容
ア. 妊婦健康診査	妊婦及び胎児の健康管理をし、健康保持増進を図るために、健康診査の実施に係る費用を助成する。福岡県医師会、佐賀県医師会、大分県医師会、福岡県助産師会に委託して、医師会が所属する産婦人科医が従事する病院等で実施する。この3県以外の里帰り出産の場合には償還払いを実施している。助成は、健康診査を受ける妊婦が親子（母子）健康手帳交付時に交付している14回分の受診票（助成券）を医療機関等に持参し、補助券面額を健診費用から控除することにより行う。令和4年度から1回目に超音波検査を追加。医師会は、当該健康診査費用に事務手数料を加えた金額を委託契約に基づき市へ請求する。
イ. 産婦健康診査	産後2週間および1か月健診の産婦健康診査費の一部助成
ウ. 新生児聴覚検査	初回の新生児聴覚検査に係る費用の一部を助成（AABR、ABR検査は上限額 3,000 円、OAE 検査は上限額 1,500 円）
エ. 乳幼児健康診査	4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児に対し健康診査を実施し、乳幼児の異常や発達遅滞の早期発見に努め、適切な支援・指導を行う。

3. 新生児等訪問事業

(8) 新生児及び妊産婦訪問指導：家庭を訪問し、適切な指導・助言を行うことで不安を除き、安心して育児に専念することができるように支援する。

<関連諸法令、条例、規則>

「母子保健法」

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」

「母子保健医療対策総合支援事業の実施について（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）雇児発第 0823001 号」

●事業の形態

国補助金 1/2～1/3、県補助金 1/3、残りは久留米市の負担となっている。

●実施期間
(3)「産前産後サポート事業」及び(4)「産後ケア事業」は平成29年6月から実施
●課が考えている課題
特になし

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

1. 母子健康教育事業

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	29,652	24,907	補助金等 24,270 一般財源 637
令和3年度	31,342	24,694	補助金等 22,311 一般財源 2,383
令和4年度	31,841	27,300	補助金等 12,051 一般財源 15,249

2. 乳幼児等健診事業

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	385,688	345,317	補助金等 136,583 一般財源 208,734
令和3年度	360,504	338,524	補助金等 132,685 一般財源 205,839
令和4年度	365,618	327,716	補助金等 126,351 一般財源 201,365

3. 新生児等訪問事業

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	10,749	7,528	補助金等 5,520 一般財源 2,008
令和3年度	10,723	8,091	補助金等 8,090 一般財源 1
令和4年度	10,457	7,729	補助金等 7,729

		一般財源一
--	--	-------

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

1. 母子健康教育事業

節	金額 (千円)	内容
委託料	17,307	(3)「産前産後サポート事業」委託(ツインズクラブ) 409千円 (4)「産後ケア事業」委託(医療機関) 8,388千円 (5)「健康教育」「健康相談」委託 314千円 (6)「1歳児歯科健診」委託(医師会) 8,196千円
報酬、期末手当	6,031	会計年度任用職員報酬
消耗品費	1,018	親子(母子)健康手帳カバー478千円、消耗品、離乳食教室材料代等
報償費	989	教室講師謝金 989千円
共済費	934	会計年度任用職員厚生年金保険料 533千円等
印刷製本費	519	妊婦健康診査受診票つづり(助成券) 281千円等
その他	500	
合計	27,300	

2. 乳幼児等健診事業

節	金額 (千円)	内容
委託料	315,785	(7)ア.妊婦健康診査委託(医師会) 217,325千円 イ.産婦健康診査委託(医療機関) 18,330千円 ウ.新生児聴覚検査委託(医療機関) 5,071千円 エ.乳幼児健康診査(医療機関) 41,967千円 ・久留米市保健情報システム運用支援業務委託(株両備システムズ) 6,633千円 ・1歳6か月・3歳児集団健診における心理相談事業業務委託(社会福祉法人ゆうかり学園) 762千円等
扶助費	6,338	妊婦健診・産婦健診・新生児聴覚健診(償還払い)
報酬	1,873	会計年度任用職員報酬
印刷製本費	2,243	健診受診票等の印刷費
消耗品費	672	消耗品

使用料及び賃借料	616	公費負担管理システム用機器賃借料
その他	187	
合計	327,716	

3. 新生児等訪問事業

節	金額（千円）	内容
報償費	3,998	妊産婦・新生児訪問員への謝金
消耗品費	1,142	育児用品配布品 869 千円等
使用料及び賃借料	1,018	軽自動車賃借料 992 千円等
報酬	996	会計年度任用職員報酬
通信運搬費	268	携帯電話料金等
その他	307	
合計	7,729	

3. 支出が適切に処理されているかについて

支出の適切性についての監査の着眼点

母子保健事業では、医療の提供や妊産婦に寄り添う支援を実行可能とするため、契約先は医療の提供など個別具体的な支援を提供することが必要となり、専門的知識や技術を有することが不可欠である。

このため、母子保健事業において、契約の手続きにあたっては「性質及び目的が競争入札に適しないものとするとき」とする地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 項 2 号による随意契約での手続きが多い。

したがって、事務手続きの法令等の準拠性や事業の効果・効率性を検討するとともに、随意契約は競争入札の例外であることと認識した上での随意契約理由の適切性を検討した。さらに、結果として、長期間同一の相手先と契約することが多くなっており、実績報告書の適切性を検討した。

4. 成果指標と実績評価及び PDCA サイクルへの反映について

成果指標は設定されていない。

5. 事業の必要性について

母子保健法、関連諸法令に基づいた、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図る必要な事業であり、事業の必要性はある。

6. 監査の結果及び意見

1. 母子健康教育事業

本事業の内容の一つとして、「産前産後サポート事業」という事業がある。多胎妊産婦を対象に、身体的、精神的負担軽減を図るため、多胎児育児経験者が、対象者の自宅等を訪問し、子育てのアドバイスを行うための事業を「ツインズクラブ」へ委託している。平成29年6月から市は事業を開始し、厚生労働省は「厚生労働省 平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 多胎育児家庭の虐待リスクと家庭訪問型支援の効果等に関する調査研究報告書」を公表した中でも久留米市の当事業の事例が紹介されている。同調査研究では、「多胎育児家庭の現状の課題」と「訪問型支援ニーズ」を具体的に明らかにし、多胎育児家庭の虐待リスク軽減の支援に寄与する「先進的な訪問型支援」の具体的な方法と効果を参考にし、多くの家庭で実現可能な家庭訪問型支援のバリエーションを提案している。

「産前産後サポート事業」は多胎児の妊婦に、経験者が寄り添い多胎児妊婦の出産・育児に関する不安を取り除くことは、妊産婦及び家族の心身の健康に必要であり、市は行政と医療機関、当事者団体の三者で多胎児家庭を支援するしくみとして久留米市では早くから同事業に取り組んでいる。

事業の内容は大きく2つあり、①病院へピアサポーターが訪問し相談支援を実施する、②産前産後において、多胎児育児経験者を派遣し外出時の補助や日常の育児に関する介助や訪問相談を実施して、多胎児妊産婦に寄り添い身体的・精神的負担軽減を図ることを実現している。

最近5年間の訪問実績は、以下のとおりである。

① 病院訪問

(単位：回・人)

年度	H30	R1	R2	R3	R4
回数	12	10	3	3	3
参加者数	47	47	10	10	5

※令和2・3・4年度はコロナ禍のため病院訪問数が減少

② 自宅等訪問※健診等サポートは令和2年度から開始

(単位：人・件)

年度	H30	R1	R2	R3	R4
実人数	18	21	31	19	18
延件数	21	25	34	31	26

表 「産前産後サポート事業委託」の概要

区分	内容
件名	産前産後サポート業務委託
受託者	ツインズクラブ

契約方法	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約
契約期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
契約金額	13,200 円/回
委託内容	<p>(1) 多胎ピアサポート事業</p> <p>ア 医療機関等に入院し、または通院している利用者に対して、医療機関等が指定した日時に多胎児育児経験者を派遣し、相談支援を行う病院訪問</p> <p>イ 利用者の自宅等に多胎育児経験者を派遣し、相談支援を行う訪問相談</p> <p>(2) 多胎妊産婦サポーター等事業</p> <p>利用者のもとへ多胎児育児経験者を派遣し、産前産後において、外出時の補助や日常の育児に関する介助</p> <p>当事業に派遣される多胎児経験者に向けた研修についても併せて委託することとする。</p>

(出典：市提供資料より監査人作成)

用語の説明：ピアサポートとは「同じ経験をした仲間同士の支え合い」という意味で、現在多胎児を育てている家族に、多胎の妊娠・出産・育児を経験した先輩ママ(パパ)が当事者として寄り添い、支え合う活動のこと

(指摘 7) 派遣者や実施内容の確認の徹底

業務委託契約書において、1 回の出務ごとに報告書を提出し、出務した日の翌月 10 日までに、報告書を提出しなければならないとして、報告書の提出が求められている。

これを受けて、ツインズクラブから 1 回の出務ごとに「実施報告書」が速やかに提出されている。

一方で、「実施報告書」の提出が多胎児サークルであるツインズクラブ代表者の確認前に提出されているケースがあった。

市へ「実施報告書」を提出する前に、代表者は派遣者が実施した業務内容が適切か確認することが必要である。ツインズクラブの代表者が、実施した支援内容及び実施結果を確認し、委託仕様書通りの内容かどうか確認するとともに、派遣者が研修等を受けた多胎児経験者かどうかの確認も重要となる。

ここで、委託仕様書において、当事業に派遣される多胎児経験者に向けた研修の実施もツインズクラブへ委託している。「母子保健医療対策総合支援事業の実施について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)雇児発第 0823001 号」(子発 0603 第 3 号令和 4 年 6 月 3 日別添 3 ※参照 1)において、多胎妊産婦サポーター等事業の実施担当者は、多胎妊産婦

等への支援に際して必要な知識等を修得させるための研修を受けている等必要な知識・経験を有することが求められているためである。

この点、ツイズクラブが実施した研修の「実施報告書」には参加者のリストが添付されていないため、市の方で、派遣者が研修を受けた多胎児育児経験者か判別できない。

このため、下記局長通知が求めている「派遣者が研修を受けた等適切な者か」を代表者が確認することが重要である。

※参照 1 「母子保健医療対策総合支援事業の実施について（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）雇児発第 0823001 号」 子発 0603 第 3 号令和 4 年 6 月 3 日（一部抜粋）
別添 3 産前産後サポート事業

4 事業の実施方法及び内容

（2）多胎妊産婦等支援

①多胎ピアサポート事業

多胎児の育児経験者家族との交流会等の実施や、多胎妊婦が入院している場合や、外出が困難な場合など、必要に応じて多胎児の育児経験者によるアウトリーチでの相談支援を実施する。

②多胎妊産婦サポーター等事業

多胎妊産婦や多胎家庭（以下、「多胎妊産婦等」という。）のもとへサポーターを派遣し、外出時の補助や日常の育児に関する介助を行う。また、当該サポーターを派遣する前に、多胎妊産婦等への支援に際して必要な知識等を修得させるための研修を実施する。

5 実施担当者

4（2）②については、多胎妊産婦等への支援に関する研修を受けている等必要な知識・経験を有するもの

（意見 70）事業委託先と市との業務内容確認の協議について

当事業では、行政と医療機関、当事者団体の三者で多胎児家庭を支援することが可能となっている。ツイズクラブは法人格を有しない任意団体であり組織的な運営の面で代表者に負担が重くなる。このため、市はツイズクラブが活動しやすいようにサポートできる点はサポートすることが重要である。例えば、指摘 7 で述べた派遣者が研修を受けている等必要な知識・経験を有するもの者かどうかは、ツイズクラブが実施した研修の「実施報告書」に参加者のリストを提出させ、市の方で、派遣が終わった後の「実施報告書」で当該派遣されたメンバーが研修受講者であるかどうか確認するなど、委託先と市で、い

つ、だれが、どのように確認を実施するかなど業務内容の確認について協議することが望ましい。

2 新生児等訪問事業

新生児及び妊産婦の家庭を訪問し、適切な指導・助言を行うことで不安を除き、安心して出産・育児に臨むことができるよう支援する。

平成 30 年度から、「新生児及び妊産婦訪問指導」と「こんにちは赤ちゃん事業」をこども子育てサポートセンターにて一元的に実施している。

対 象

①新生児

新生児とその家族。ただし、里帰り分娩等により期間内に訪問が困難な場合は生後 90 日までの乳児。

②妊産婦

多胎児、外国人の初妊産婦、訪問を希望する妊産婦及びその家族。また、産婦でハイリスク者(18 歳未満及び多胎児、外国人の産婦)及びその家族。

③未熟児

2,000g 以下の低出生体重児及びその家族。

④ハイリスク児

18 歳未満の若年妊婦や妊娠 22 週以降の妊娠届出等のハイリスク妊婦、各種事業、医療機関、他市町村、関係部局からの紹介等から把握したハイリスク児およびその家族。

最近 5 年間の訪問実績は、以下のとおりである。

(単位：件)

	H30	R1	R2	R3	R4
①新生児	3,128	2,824	2,494	2,539	2,520
②妊産婦	3,161	2,829	2,454	2,574	2,588
③未熟児	57	79	49	38	43
④ハイリスク児(※)	757	643	777	744	818

※ハイリスク時には新生児の数も含む

新生児訪問は、乳児の育児状況を確認し、必要に応じて育児指導やアドバイスをを行い、安心して出産・育児を迎えることができるよう支援を実施している。

全戸訪問を目指し、令和 4 年度の訪問率は 97.9%となっている。

一方、妊産婦訪問では、妊産婦(妊婦はハイリスク者・希望者のみ)のいる家庭を保健師等が訪問し、指導・助言を行うことで、安心して出産、育児に臨むことができるよう支援している。

また、支援を受け入れやすくするため、継続的な支援が必要な家庭に対して育児用品の配布を行っており、妊産婦訪問の際に配布を行っている。

(意見71) 育児用品配布品の在庫管理における棚卸差額(棚卸実施結果数と管理簿の在庫数と比較した棚卸差異数)の記録について

妊産婦訪問の支援を受け入れやすくするために新生児衣服、肌着、液体ミルク、哺乳瓶等育児用品の配布を行っている。

納品・検収確認は、こども子育てサポートセンターで実施し、各育児用品の保管は、こども子育てサポートセンターと各保健センター5箇所(南部、田主丸、北野、城島、三瀧)の合計6カ所で実施している。

在庫管理は、まとめてこども子育てサポートセンターが実施しており、具体的には、年度末3月末ころに各保健センターから在庫数の報告を受け、前年度在庫数+当年度購入数-当年度の配布実績数=管理簿上の在庫数と実地棚卸で数えた実在庫数をチェックし、各保健センターとこども子育てサポートセンターで存在する管理簿上の在庫数が実際に存在するかどうかの確認を実施している。

現在、こども子育てサポートセンターが実施している管理簿には、実地棚卸結果数が記載されていない。しかし、実地棚卸数を記録し、実地棚卸結果の実在個数と管理簿の在庫数の差額である棚卸差異数を記載し差異が生じた際は差異分析をすることが望ましい。

保管場所が複数か所にまたがり、また持ち出し易い物品等の在庫管理にあたっては、こども子育てサポートセンターが実地棚卸結果数と管理簿の在庫数との差異の数量を記録することで盗難、不要な持ち出し品がないかどうかの内部牽制に繋がり、在庫管理が徹底されると考える。

3 乳幼児発達相談診査事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的> 心身の発達に関して諸問題を有しており、将来、精神・運動発達面等において気になる乳幼児に対し、専門医師、臨床心理士、言語聴覚士、保健師等の専門職による相談会、教室等を実施し、発達の診査、訓練指導を行う。 適切な療育に繋げ、関係機関と連携を図り、効果的なケアが行えるシステムを確立する。</p> <p><概要></p> <p>①気になるお子さんの相談 身体面（発育不良）・精神面（ことばの遅れ、手が付けられないほどの癩癩）・行動面（多動）等で気になる点がある乳幼児に対して、専門医師、臨床心理士、保健師等により発達の診察・指導を行う。 場所：久留米市保健所</p> <p>②ことばの相談 言語発達に関する訓練指導を要すると認められる幼児に対して、言語聴覚士、保健師等により発達の訓練指導を行う。 場所：久留米市保健所</p> <p>③低出生体重児支援教室（リトルにこにこ親子教室） 小さく生まれた赤ちゃん（出生体重 2,000 g 未満）とその保護者を対象にして、身体測定、専門医師・保健師等による講話や栄養士による専門栄養教室、保護者交流会を実施する。</p> <p>④多胎児育児支援教室 多胎妊婦や多胎児をもつ保護者を対象に講演会や保護者交流会等を実施する。</p> <p>⑤母子保健関係者研修会 乳幼児健康診査等の精度管理強化、関係者資質向上のための研修を実施する。</p> <p>⑥育児支援教室 乳幼児の発達や関わり方について、正しい知識を理解し、保護者の不安の軽減を図ることを目的に講演会や交流会を実施する。</p> <p>⑦発達フォロー支援教室（親子のびのび教室） 子どもへの具体的な関わり方を学び、スキルアップを図ることで発達を促すとともに、保護者の育児ストレス、不安の解消を図ることを目的に実施。乳幼児発達相談につなぐ前の相談の場、相談後のフォローの場とする。 場所：市内4か所（南部保健センター、田主丸保健センター、コスモすまいる北野、城島げんきかん）</p>

<関連諸法令、条例、規則> 市要領
●事業の形態
全額久留米市の負担となっている。
●実施期間
平成 20 年度～
●課が考えている課題
特になし

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和 2 年度	2,175	1,465	補助金 ー 一般財源 1,465
令和 3 年度	2,175	1,329	補助金 ー 一般財源 1,329
令和 4 年度	2,175	1,625	補助金 ー 一般財源 1,625

(2) 令和 4 年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
報償費	983	相談、教室、研修会講師への謝金 983 千円
委託料	526	発達フォロー支援教室（親子のびのび教室）等委託（社会福祉法人 ゆうかり学園）526 千円
その他	114	
合計	1,625	

3. 支出が適切に処理されているかについて

支出の適切性についての監査の着眼点

事務手続きの法令等の準拠性や事業の効果・効率性を検討した。

委託について、随意契約の場合には競争入札の例外であることと認識した上での随意契約理由の適切性を検討した。さらに、結果として、長期間同一の相手先と契約することが多くなっており、実績報告書の適切性を検討した。

報償費について、相手先の選定、価格の設定や実施報告の分析を実施し、支出の適切性を検討した。

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

I. 成果指標は設定されていない

II. 相談会・教室等の開催実績の推移（5か年）

（単位：回・人）

	H30		R1		R2		R3		R4	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
①気になるお子さんの相談	46	119	42	107	44	107	43	107	42	107
②ことばの相談	12	64	12	70	12	62	12	67	12	62
③低出生体重児教室	9 (2)	110 (23)	9 (2)	95 (22)	7 (2)	79 (23)	5 (2)	29 (9)	8 (2)	64 (14)
④多胎児育児支援教室	6	395	4	252	1	35	1	48	3	101
⑤母子保健関係者研修会	2	136	2	137	-	-	1	58	1	64
⑥育児支援教室	1	20	2	27	1	18	動画配信		1	32
⑦親子のびのび教室	34	143	31	131	21	57	19	51	28	86

※（ ）内は専門栄養教室。内数。

⑤母子保健関係者研修会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度は未実施、令和3年度・令和4年度は別途動画配信の研修会も実施あり。

5. 事業の必要性について

成長が気になる乳幼児や保護者に対して、専門医師や臨床心理士、保健師など専門家からの相談は、今後、適切な療育を受けられるよう効果的なケアが行えるシステムの構築に必要である。また保護者の交流で保護者の不安の軽減も図ることができ、事業の必要性はある。

6. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

4 生涯を通じた女性の健康支援事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的></p> <p>生涯を通じた女性の健康の保持増進を図るため、</p> <p>(1) 女性が、自身の健康状態に応じた的確に自己管理を行うことができるよう、相談会を実施することで、生涯を通じた女性の健康維持増進を図る。</p> <p>(2) 思春期にある児童生徒や保護者が、性や妊娠・出産について考え、将来安心して結婚・妊娠・出産できるよう講演会等を通じて支援を行うとともに、関係機関と連携した支援体制の構築を目的とする。</p> <p><概要></p> <p>(1) 生涯を通じた女性の健康支援事業</p> <p>①思春期から更年期に至る女性特有の体の悩み、不妊等に関して、助産師による面接相談を実施。 月1回（年4回実施）</p> <p>場所：久留米市保健所</p> <p>②不妊専用ホットライン電話相談を実施（電子メールでの相談も有）。</p> <p>(2) 思春期保健対策事業</p> <p>①出前講座の実施</p> <p>助産師が、学校等に出向き、生徒が、命の大切さや、性や妊娠・出産に関する正しい知識と行動を学習できる機会を提供し、意識の醸成を図る。</p> <p>②思春期保健意見交換会</p> <p>思春期の現状や課題、関係機関における取り組み等の情報共有を図る。</p> <p><関連諸法令、条例、規則></p> <p>市要領</p>
<p>●事業の形態</p> <p>国 1/2、残りは久留米市の負担となっている。</p>
<p>●実施期間</p> <p>平成 20 年度～</p>
<p>●課が考えている課題</p> <p>プレコンセプションケア (Preconception care※) の推進。</p> <p>※妊娠（コンセプション）の計画の有無に関わらず、早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、自分の身体への健康意識を高めること。</p>

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	732	397	補助金 61 一般財源 336
令和3年度	732	488	補助金 55 一般財源 433
令和4年度	732	429	補助金 — 一般財源 429

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
委託料（費用）	369	思春期保健出前講座委託料(助産師会)369千円
報償費	59	講師謝金
合計	429	

3. 支出が適切に処理されているかについて

支出の適切性についての監査の着眼点

事務手続きの法令等の準拠性や事業の効果・効率性を検討した。

委託について、随意契約の場合には競争入札の例外であることと認識した上での随意契約理由の適切性を検討した。さらに、結果として、長期間同一の相手先と契約することが多くなっており、実績報告書の適切性を検討した。

報償費について、相手先の選定、価格の設定や実施報告の分析を実施し、支出の適切性を検討した。

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

I. 成果指標は設定されていない

II. 相談回数等の利用実績の推移（5か年）

(1) 生涯を通じた女性の健康支援事業

(単位：回・件)

	H30		R1		R2		R3		R4	
	回数	件	回数	件	回数	件	回数	件	回数	件
女性の健康相談	4	5	3	5	2	3	3	7	2	3
電話相談	—	2	—	22	—	17	—	5	—	4

(2) 思春期保健意見交換会

①出前講座の実施

(単位：回・人)

	H30	R1	R2	R3	R4
実施回数	40	39	27	34	30
参加者延人数	2,671	3,015	1,301	1,900	1,617

②思春期保健意見交換会

(単位：回・人)

	H30	R1	R2	R3	R4
実施回数	1	1	—	—	1
参加者延人数	23	22	—	—	19

※令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面会議にて実施。

5. 事業の必要性について

特に女性の心身の状態は、ライフステージごとに健康状態や課題が大きく変化する。そのため、一般的な健康問題だけでなく、妊娠・出産、不妊に加え、望まない妊娠や性感染症等の問題から、性と生殖に関する健康の維持と自己決定(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の視点に立った健康教育や早い段階から妊娠・出産の知識を持ち自分の身体への健康意識を高める取組(プレコンセプションケア)が必要であり、事業の必要性はある。

6. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

5 未熟児養育医療給付事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的> 未熟児は、正常な新生児に比べて疾病にかかりやすく、その死亡率が極めて高率であるばかりでなく、心身の障害を残すことも多いことから、生後速やかに適切な処置を講ずることが必要である。このため、入院治療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療の給付を行うことにより、乳児の健全な育成を図る。</p> <p><概要> 養育のため医療機関に入院することが必要な未熟児に対する医療の給付（現物給付）を行う。 （対象者） ①出生時体重が 2000 g 以下の子ども ②生活力が特に薄弱であって規定の症状を示す子ども （支給内容） 指定医療機関に入院中の医療費（保険適用後の自己負担分）＋食事療養費（ミルク代）。おむつ代、衣料代などは支給対象外。</p> <p><関連諸法令、条例、規則> 母子保健法、同施行規則、市要領</p>
<p>●事業の形態</p> <p>国 1/2、県 1/4、残りは久留米市の負担となっている。</p>
<p>●実施期間</p> <p>平成 20 年度～</p>
<p>●課が考えている課題</p> <p>特になし</p>

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

（単位：千円）

年度	予算現額	決算額	財源
令和 2 年度	23,028	17,136	負担金 17,124 一般財源 12
令和 3 年度	27,775	25,402	負担金 18,471 一般財源 6,931

令和4年度	23,237	15,050	負担金 13,351 一般財源 1,699
-------	--------	--------	--------------------------

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額(千円)	内容
扶助費	15,039	養育医療費助成
手数料	10	
合計	15,050	

3. 支出が適切に処理されているかについて

支出の適切性についての監査の着眼点

事務手続きの法令等の準拠性や事業の効果・効率性を検討した。

支出に関する決裁、証憑書類等を確認、市の要領に基づき事務処理が実施されていることを検討した

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

I. 成果指標は設定されていない

II. 受給者数等の利用実績の推移(5か年)

(単位:人・円)

	H30	R1	R2	R3	R4
受給者数	64	54	58	53	64
医療費	26,806,233	27,747,733	14,434,196	22,664,258	12,773,763
食事療育費	2,546,340	3,253,360	2,689,620	2,727,460	2,265,500

5. 事業の必要性について

母子保健法第20条に基づいた事業であり、事業の必要性はある。

6. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

6 育成医療給付事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的> 身体に障害のある18歳未満の児童について、治療することによって、障害の進行を防いだり、障害の軽減が可能である場合、指定医療機関での医療の給付を行うことにより、障害者福祉の向上を図る。</p> <p><概要> 身体に障害のある児童または現存する疾患が将来障害を残すと認められる児童であって、比較的短期間の治療により効果が期待される児童に対し、育成医療に係る医療費を支給する。</p> <p><関連諸法令、条例、規則> 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」 「自立支援医療費の支給認定について」（平成18年3月3日障発第0303002号厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部長通知） 「久留米市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則」</p>
<p>●事業の形態</p> <p>国1/2、県1/4、残りは久留米市の負担となっている。</p>
<p>●実施期間</p> <p>平成20年度～</p>
<p>●課が考えている課題</p> <p>特になし</p>

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	7,150	3,585	負担金 3,585 一般財源—
令和3年度	9,346	7,677	負担金 6,981 一般財源 696
令和4年度	8,858	6,540	負担金 6,540 一般財源—

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額 (千円)	内容
扶助費	6,525	育成医療費助成
手数料	13	
合計	6,540	

3. 支出が適切に処理されているかについて

支出の適切性についての監査の着眼点

事務手続きの法令等の準拠性や事業の効果・効率性を検討した。

支出に関する決裁、証憑書類等を確認、市の要領に基づき事務処理が実施されていることを検討した

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

I. 成果指標は設定されていない

II. 受給者数等の利用実績の推移 (5 か年)

(単位：人・円)

	H30	R1	R2	R3	R4
受給者数	88	77	69	70	55
医療費	5,334,275	4,009,681	3,569,958	7,558,468	6,501,528
食事療養費	14,530	0	0	102,590	24,280

5. 事業の必要性について

障害者総合支援法第58条第1項に基づいた事業であり、事業の必要性はある。

6. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

7 特定不妊治療助成事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的> 不妊治療を受ける夫婦に対して、特定不妊治療に係る費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。</p> <p><概要> 令和4年4月からの不妊治療（体外受精・顕微鏡授精）保険適用に伴い、助成制度は令和3年度で終了。ただし、令和4年度においては、保険適用の移行期間として移行期の治療計画に支障が生じないように、経過措置として、「年度をまたぐ1回の治療」については助成制度の対象としている。</p> <p>対象となる治療：指定医療機関における「体外受精」、「顕微鏡受精」「男性不妊治療」 助成の内容：1回の治療につき30万円（治療ステージがCとFは10万円）を上限額 男性不妊治療に係る治療費の助成金の上限は、1回の治療につき30万円。</p> <p><関連諸法令、条例、規則> 市要綱</p>
<p>●事業の形態</p> <p>県1/2。</p>
<p>●実施期間</p> <p>平成18年度～</p>
<p>●課が考えている課題</p> <p>特になし</p>

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	83,409	83,402	補助金等 52,782 一般財源 30,620
令和3年度	145,505	141,567	補助金等 71,571 一般財源 69,996
令和4年度	36,955	29,415	補助金等 14,697 一般財源 14,718

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額 (千円)	内容
補助金	29,415	特定不妊治療費助成
合計	29,415	

3. 支出が適切に処理されているかについて

支出の適切性についての監査の着眼点

事務手続きの法令等の準拠性や事業の効果・効率性を検討した。

補助金の申請、決定通知、交付の手続き、補助金額の算定、交付時期等が市の要綱等に準拠しているかについて、関係書類の検討を実施した。

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

成果指標はない。

I. 成果指標は設定されていない

II. 助成件数の実績推移 (5か年)

(単位：件)

年度		H30	R1	R2	R3	R4
体外受精 及び顕微 鏡授精助 成件数	1回目	260	263	257	382	28
	2回目	102	78	91	158	74
	3回目	17	28	23	64	36
	4回目	1	4	8	16	5
	5回目	0	0	0	2	5
	6回目	0	0	0	0	0
	計	380	373	379	622	148
男性不妊助成件数		4	0	3	7	1

5. 事業の必要性について

令和4年4月1日から不妊治療が保険診療に位置づけられることから、令和4年度は移行期に治療を受けるものの治療計画に支障が生じないようにするため、治療期間の処置に初日が令和4年3月31日以前であり、「年度をまたぐ1回の治療」について助成制度の対象としている。

令和4年度の市の助成の移行期間を経て、令和5年度から当該事業は、保険適用のため廃止となる。

出産・子育ての希望をかなえるための経済的負担の軽減が、出生率の向上につながる事業であり、事業の必要性はある。

6. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

8 子育て世代包括支援事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的> 若い世代の希望をかなえ、安心して子どもを産み育てることの出来る環境づくりを一層促進する為、子育て家庭に寄り添った切れ目ない子育て支援に取り組む。</p> <p><概要> 妊娠期から乳幼児・学齢期以降の18歳までの多岐にわたる複雑な不安や悩みに対して、総合相談を設置することで、ワンストップで相談に応じ、市関係部局や関係機関との連携により対応を図る。 対象者：妊産婦、乳幼児、学齢期以降の18歳までの児童およびその養育者 相談に応じ、その後、家庭訪問やそれぞれのニーズに応じた情報提供、関係機関の繋ぎといった継続的支援に取り組む。 また、子ども専用相談ダイヤル「結らいいん」（メールでも受付可能）を設置して子ども自身からの相談体制を整備し、市内の小学校から高等学校にカードを配付して周知する。 平成29年10月から設置したこども子育てサポートセンターの機能充実を図り、支援が必要な母子の心身のケアや育児サポート等の事業に繋げるなど、支援体制を強化することにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>平成28年の母子保健法の改正により、「母子健康センター」が「母子健康包括支援センター」と改名され、平成29年4月より「子育て世代包括支援センター」（法律上の名称は母子健康包括支援センター）が法定化されて、市町村に設置することが努力義務となった。久留米市では、この「母子健康包括支援センター」が「こども子育てサポートセンター」である。同センターでは、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供することを目的としている。</p></div> <p><関連諸法令、条例、規則> 児童福祉法、母子保健法</p>
<p>●事業の形態</p> <p>国 2/3、県 1/6、残りは久留米市の負担となっている。</p>
<p>●実施期間</p> <p>平成29年度～</p>

●課が考えている課題

多様化する子育てニーズに適切な対応を図るためには、地域・民間・NPO等の支援機関の連携が不可欠であり、支援機関のネットワーク化が必要である。

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	2,169	1,119	補助金 744 一般財源 375
令和3年度	2,145	1,402	補助金 1,402 一般財源－
令和4年度	1,988	916	補助金 912 一般財源 4

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
報償費	455	個別ケース検討会議におけるスーパーバイザーへの謝金 455千円
印刷製本費	346	周知カード（結らいん）印刷費 198千円等
その他	114	
	916	

3. 支出が適切に処理されているかについて

支出の適切性についての監査の着眼点

事務手続きの法令等の準拠性や事業の効果・効率性を検討した。

報償費について、相手先の選定、価格の設定や実施報告の分析を実施し、支出の適切性を検討した。

4. 成果指標と実績評価及びPDCAサイクルへの反映について

I. 成果指標は設定されていない

II. 相談内容ごとの相談実績件数の推移（5か年）

（単位：件）

	H30
児童に関する相談	742
ひとり親支援に関する相談	189
婦人相談（DV, 離婚相談等）	31
母子保健（栄養含む）に関する相談	978
その他	191

令和元年度より区分変更

（単位：件）

	R1	R2	R3	R4
母子保健	1,095	988	902	984
子育てに関すること	630	576	611	532
保護者自身に関すること	323	242	215	201

5. 事業の必要性について

相談内容を一元化することで、市関係部局や関係機関との連携を図り必要な支援へつなげることで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実を行うために必要であり、事業の必要性はある。

6. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

9 妊産婦総合支援事業

1. 概要

<p>●事業の内容</p> <p><目的> 新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦へ寄り添った支援を総合的に実施する。</p> <p><概要></p> <p>①ウイルスに感染した妊産婦に対する寄り添い型支援（令和4年度で終了） コロナウイルスに感染した妊産婦に対して、個別に電話等でアプローチし、不安を抱えた妊産婦に対する支援を実施。</p> <p>②不安を抱える妊婦への分娩前のウイルス検査費の助成（令和5年9月で終了予定） 妊娠1回につき、1回を限度とし、PCR検査又は抗原定量検査費用を助成する。</p> <p>③育児等支援サービスの利用料の助成（令和4年度で終了） 妊産婦が利用するベビーシッター等の育児支援サービスに係る費用を助成する。</p> <p>（補助金の額） 1日あたり10,000円とサービス利用に要した費用と比べていずれか低い額とし、1か月に4日分まで、合計6ヶ月分を限度とする。</p> <p>（補助対象者）</p> <ul style="list-style-type: none">・久留米市内に住所を有する妊婦及び出生の日から6か月を経過する日の前日までの期間にある児の母・新型コロナウイルス感染症の流行により、里帰り出産ができなくなった者・新型コロナウイルス感染症の流行により、実家等の親等からの育児・家事の支援が受けられなくなった者 <p><関連諸法令、条例、規則> 市要綱</p>
<p>●事業の形態</p> <p>国1/2、残りは久留米市の負担となっている。</p>
<p>●実施期間</p> <p>令和2年度～</p>
<p>●課が考えている課題</p> <p>特になし</p>

2. 事業費の予算と決算の推移

(1) 予算現額と決算額（財源）の推移

(単位：千円)

年度	予算現額	決算額	財源
令和2年度	77,835	2,382 (※)	補助金 1,769 一般財源 613
令和3年度	9,137	6,898	補助金 4,469 一般財源 2,429
令和4年度	11,022	7,299	補助金 7,299 一般財源—

(※) 不安を抱える妊婦への分娩前のウイルス検査、育児等支援サービスが見込みより少なかったため。

(2) 令和4年度決算額の主な内訳

節	金額（千円）	内容
補助金	5,523	育児支援サービス利用費補助金
委託料	1,620	妊婦への分娩前の新型コロナウイルス検査業務委託料（医療機関）1,620千円
扶助費	156	PCR検査（償還払い分）
	7,299	

3. 支出が適切に処理されているかについて

支出の適切性についての監査の着眼点

事務手続きの法令等の準拠性や事業の効果・効率性を検討した。

補助金について、申請、決定通知、交付の手続き、補助金額の算定、交付時期等が要綱等に準拠しているかについて、関係書類の検討を実施した。

委託について、随意契約の場合には競争入札の例外であることと認識した上での随意契約理由の適切性を検討した。さらに、結果として、長期間同一の相手先と契約することが多くなっており、実績報告書の適切性を検討した。

4. 成果指標と実績評価及びPDCA サイクルへの反映について

I. 成果指標は設定されていない

II. 支援実績の推移（3 か年）

（単位：件）

	R2	R3	R4
妊産婦への寄り添い型支援	5	42	339※
不安を妊婦等への分娩前ウ イルス検査	11	40	89
育児等支援サービス	48	136	120

※コロナが感染拡大するにつれて訪問支援数が増加した。

5. 事業の必要性について

コロナ禍において感染の不安に対する妊産婦の支援は必要である。また、里帰り出産できなくなり、実家の親等から育児・家事の支援を受けられなかった妊産婦にとって必要な事業であり、事業の必要性はある。

なお、コロナ対策の支援であり、令和5年度で本事業は終了する。

6. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。